

殿と呼ばしめて敬事す。玉造郡は義經の領地たり、長男國衡を今の眞山村の多賀波々城に居らしむ、本郡一帯は悉く藤原氏の主管に隸屬す。

本朝通鑑。文治三年二月源義經北陸道を経て奥州に赴き(中略)且玉造・志太・遠田・桃生・牡鹿五郡を以て采地となす、其從者に皆各食邑を授く。

東鑑。義經押領使内大領高館殿と呼ばしめ、玉造志田遠田桃生牡鹿の五郡云々。

仙臺郡村古事考。多賀波城、葛岡村にあり、西木戸太郎國衡の居城。

元暦元年(一八四四)二月義經平氏を一の谷に破り、翌文治元年二月屋島に平氏を破り三月壇浦に平氏を亡ぼす。會ま兄頼朝と闕あり名を義行又義顯と改め、大和に奔り吉野に又京師に竄遁する數月。文治三年(又二年)二月河越夫人及び郎黨と共に身を修驗に扮裝し、北陸道を経て鼠ヶ關を過ぎ陸奥に入りて栗原寺に到着。家臣を秀衡に遣はす。秀衡喜び以爲らく二州の兵を擧げて其の驅使に任さば頼朝敢て手を藉く所なからんと仍りて衣川に館し禮遇甚だ厚し。文治四年(平泉實記)十月二十九日秀衡歿す(盛長日記に文治三年十月二十九日、義經記文治四年十一月二十一日)頼朝の牒者密かに喪を告ぐ。頼朝屢ば院宣(後白河法皇)を乞ふて密に泰衡をして義經を圖らしむ、泰衡恐れて文治五年四月三十日急に高館を襲ふて義經を殺す首を鎌倉に送る。

東鑑。持佛堂に入り自殺す。

大日本史。閏四月晦日、泰衡兵を遣して衣川を襲ふ、鷲尾經春等力戰して死す、是に於て義經妻子殺を刺殺して自殺す、時に三十一源頼朝院宣を請ふ、曰く「泰衡王命を沮格して反者を庇護す、兵を發して之を討たん」と朝議允さず、頼朝院宣を蒙らざるに征途に上り、文治五年八月十二日宮城郡多賀城に到る、泰衡國分原鞭楯に陣し戰敗れて物見岡に退き更に北進して長兄國衡の居館玉造郡葛岡の多加波波城に遁れ、降を請ふ曰く「豫州(伊豫守義經)の本州に依沾したるは父秀衡の時

に在りて泰衡の知らざる所、父歿するに及び命を聞て之を賊ふ、功あるとも罪なし、何故に兵を興して征伐する、今城邑を棄捐し山林に彷徨す、二州は既に威靈を奉ず冀くは一死を赦して家人の列に就けん」と頼朝聽かず。その年九月三日家人河内次郎叛して泰衡を殺し首を函にして鎌倉軍に詣る。頼朝執へて次郎を斬る。爰より皇室の大權は頼朝に移り幕府を鎌倉に開く。

第二節 幕府

一、鎌倉

河内五郡の領主。後鳥羽天皇文治五年(一八四九)八月二十日、源頼朝奥羽を平定し、功臣を封じて領主と爲し、奥羽兩國に限り守護地頭の職を置かず、蓋し諸國の莊園に守護地頭を配置するは、義經・行家及び平家の殘黨を戰滅するにあり、行家は文治二年五月戮殺せられ、義經亦同五年泰衡に殺さる、平家の殘黨所在に潜伏するも敢て兵を擧げ頼朝に抗するの力なかりし時なればなり。爰に於て戰後の軍政事務を平泉に置き、留守職を多賀國府の邊に置き、奥羽平定の要訣とせられたるもの、如し、先づ主なるものを列舉すれば、葛西壹岐守清重を、氣仙・膽澤・磐井・牡鹿・江刺・五郡に封じて、平泉に檢非違使所の事を管領せしめ、伊澤左近將監家景を宮城郡に封じて、奥州留守職に任し、其他、千葉五郎胤道を、宮城郡國分莊に、武石左兵衛尉胤盛を、伊具・宇多・亘理の三郡に、泉田・澁谷・上形・狩野の四人を志田・遠田・玉造・加美・栗原の五郡に、長江太郎義景を、桃生深谷の莊に、熊谷平三直宗を、桃生・本吉二郡に、畠山重忠を葛岡郡に封じて統治の機關と爲せり。

餘目記録。かまくら殿、文治五年に御發向有て、泰衡たいぢし、平泉まで御下向にて、御歸に三迫おつゝみ（今の栗原郡澤邊村小堤）松山と申所に御陣をめされ、兩國を日本の諸侍に御分配。云々

同。一迫狩野殿は六代、大崎は十一代なり。うは（上）方（形）には三迫三國郷を被下云々。

同。中比奥州に四探題也。吉良殿。畠山殿、斯波殿、石塔殿とて四人御座候、志は殿とは大崎の御弟にて候、應永七年に（中略）大崎殿「探題なり」など見えたり。

東鑑。後鳥羽帝。文治五年秋八月十二日。朝頼自柴田郡船迫至多賀國府居三日。同年十月朔。頼朝從平泉到多賀國府因賞吏橋民。

同六年正月。泰衡家臣大河原次郎兼任。欲踰出羽大關山而赴多賀國府到于鎌倉。

家譜略。文治五年頼朝、泰衡を伐つ後其地を分割して功臣を封ず。河内五郡二堡を以て泉田・澁谷・上形・狩野の四家に賜ふ、是を河内四頭と稱す。建武中管領の命に従はず遂に大崎氏の有となる。

陸奥郡郷考。文治五年頼朝平泉誅伐後。分割其地以封功臣河内五郡。

二、大崎氏の統治

延元四年（一九九九）光明天皇曆應二年二月大崎家兼探題職に補せられ、玉造・志田・遠田・栗原・加美・黒川の六郡（黒川郡を家持に分與す）を領し治府を中新田城に開く。是より一百四十九年間の河内四頭の通稱廢れて大崎五郡の稱號起る、爾來二百五十一年を経由し十二世大崎義隆天正十八年（二二五〇）五月豊臣秀吉のため領土を沒收せられて一門一族と共に斷絶す。

家兼は、源義家の三男義國より出づ、義國六世の孫家氏下總國大崎郡を領す因て氏と爲す。家兼延元三年閏七月二日兄高經に従ひ新田義貞を戮す。其の功により尊氏賞して探題に補し、南朝の義臣葛西家に對抗し監視せるが如く惟はる。爾來門葉繁く奥羽に跨る、最上城主最上修理大夫兼頼は家兼の次男、又黒川城主黒川宮内少輔家持は三代家貞の次男

にして四家老、一門一家、侍大將等將士を總轄し、二百六十郷を奄有し御所を五ヶ所に置く、本郡内の名生御所・新田御所各その一なり。参照を列擧する左に。

大崎家系圖。義國（義家三男）式部太輔・義康足利判官・義兼上總介・美氏左馬頭母北條時政女・泰氏宮内少輔（公方家號平石殿家氏斯波尾張守）下總國大崎郡を領せし故家大崎と稱す。家宗武衛尾張守・家直次郎・高經修理太夫。一代家兼大崎伊豫守北國に下向して官軍之總大將新田左兵衛義貞を討て軍功他に異なりければ、將軍尊氏賞之。家兼を奥羽二州之探題に補せられ、奥州に下向し奥州を平治せしむ、是より居住の地をも大崎と號せらる。（左京本從四位下號長國寺殿三男三郎殿と云ふ）二代直持「家國」刑部太輔（從四位上號大興寺殿）三代詮持「家貞」左京大夫田村大越の役に討死（從四位上號金龍寺殿二男家持は黒川家の祖）四代滿詮（從四位上左京大夫號綾燈寺殿瀨ヶ崎殿と稱す）五代滿持（左衛門督從四位上號向上寺殿）六代持詮（左京大夫從四位上號修心院殿）七代詮兼「教兼」（左衛門佐從四位上號龍谷寺殿）八代政兼（彦三郎後被受陸奥守號長松院殿）九代義兼（左京大夫上洛して將軍義尙朝臣に拜謁し義の一字を賜はる包平の太刀を拜領號壽松院殿）十代高兼（彦三郎號鳳仙院殿早生無嗣、伊達左京大夫種村末子小僧丸爲篁冠曰義宣、出將倚葛西途過二股爲刺客所害、實天文十九年五月也、政宗卿建碑天明洪水被流、寛政五年再建現存碑是也）十一代義直（左京大夫從五位上高兼弟）十二代義隆（左衛門督、秀吉公奥州征伐之時所領を廢倒せられ小野田と云處に移居、羽州最上に上洛し安堵を願はれしも御許容なくて蒲生氏郷に御預けありしかば、再び會津に下り若松に死す。又天正十八年庚寅八月十九日大崎中新田の城を去て小野田に移り同二十四日最上路を過ぎ北國を上り千本に住居して後ち會津に下向して逝去す）

大崎葛西盛衰記。黒川郡三十三郷（大崎の郷あり）加美郡三十三郷（中新田あり玉造十八郷（名生新田の郷あり）栗原郡本郷十八郷（一迫二迫三迫を除き小野の郷あり）遠田郡六十六郷志田郡。四十四郷。羽州最上四十八郷。大崎御所五ヶ所。大崎御所（黒川）小野御所（栗原）名生御所（玉造）新田御所（玉造）中新田御所（賀美）大崎一族。最上修理大夫兼頼、大崎家兼の次男最上の城主、黒川宮内少輔家持、大崎家貞の二男黒川の城主。四家老。狼ノ塚里見紀伊隆成、高根仁木遠江高家。中ノ目村中目兵庫隆政、遠朽館澁谷備前隆時。一門一家。百々如休直隆、百々左京隆元・遠田郡百々孫四良隆重・志田郡古川城主古川彈正忠隆・賀美郡四釜村城主四竈尾張守隆

秀・栗原郡高清水城主高清水長門守室田正濟・室田忠左衛門・青木七藏・遠田郡休塚城主休塚若狭守休塚藤藏・沼邊甚左衛門・遠田郡浦谷城主浦谷正右衛門。侍大將。氏家三河守。氏家彈正。氏家隆岐守。氏家和泉守。氏家典膳。吉田源右衛門。湯山宗節。栗原郡一迫城主一迫伊豆守。富澤日向守。二ノ迫宮野城主宮野豐後守。志田郡柳目村城主柳目伊勢守。志田郡伊場野城主伊場野外記。伊場野惣八良。三神筑前守。川熊美濃守。川熊修理。富澤吉内。笠原内記。柳澤備前守。加美郡谷地森城主谷地森主膳。同米泉城主米泉權右衛門。志田郡新堀城主新堀傳右衛門。里見大膳。笠原宮内少輔。黒澤治部少輔。一迫一栗城主一栗宗蓮。一栗兵部少輔。志田郡保柳城主保柳主計。賀美郡宮崎城主宮崎美濃守。同新田城主南條下總守。味ヶ袋村味ヶ袋九良左衛門。上野甲斐守。葛西監物。東福寺備前守。加美郡名切谷城主東福寺尾張守。同城生村城主城生彌左衛門。遠田郡西野村城主西野右近。西野休也。木舟與惣右衛門。平澤城主平澤藤右衛門。中川越前守。東福寺隆岐守。西野大學。門脇能登守。寺山藤右衛門。千葉安房守。千葉大隅守。笠原安房守。新田刑部。鳥島城主鳥島右馬之丞。小野田本郷城主小野田長門守。笠原伊豫守。笠原大炊介。清水村清水支番。中川但馬守。山家豊後守。馬場備後守。南條善作。芋澤讚岐守。半田遠江守。久光相模守。

宮城縣史談。建武二年足利尊氏叛し一族源家長を以て陸奥守となし、翌年家長相州に戦死す。尊氏又大崎家貞の二男伊豫守家兼を以て奥州の探題とす。家兼陸奥に下る石堂刑部義房玉造郡の赤梅山の嶮に據り従はず、家兼討つて遂に之を斃し新田郡を治所として其領する所の地を總て大崎と稱す。

奥羽舊事。大崎氏は源義家の三男義國より出づ、六世の孫斯波家氏下總の大崎郡を領す因て氏とす。家氏の孫家貞眞嫡子修理大夫高經次男伊豫守家兼を率て新田義貞と越前に戦つて克つ、家兼功を以て奥羽の探題に補せられ、勅旨及金飾刀を賜ひ陸奥に至る石堂刑部義房玉造郡赤梅山に據り肯て従はず、家兼討つて之を斃す。奥羽皆服す黒川郡に城いて焉に居る世大崎御所と稱す。

大崎五郡三十萬石の領土を喪失し、傳統十一世に互る祖先の祭祀を斷切するに至らしむるは、十二世義隆小田原會議の遲參にありと謂ふも、その素因を尋ぬるに單り遲參の故のみにはあらざるべし。先きには新田安藝山川持慧の戦亂に又小僧丸暗殺の内訌に、續いて寵臣互に黨を結び遂に干戟を動かすに至れり、此の秋に當り財政究乏して士心一ならずるも最上義光の檄に應じて唯征途に就きたるのみ。引證下に。

名跡志。大崎の始祖伊賀守家兼、延元二年八月管領となりて大崎に居。行遠(新田安藝)の祖先亦從ひて世々臣となり善政あり、後行遠家を繼ぎて玉造郡新井田の地に居たるが、他日讒に逢ふて止まるを得ず、居城に據りて之に叛く。仍て天文五年六月義直自ら兵を携へ急に之を攻む行遠自殺す。持慧(古川刑部)は高清水一迫家の族を率る古川城を守る兵勢最も強大なりしかば、義直之を憂ひ援兵を伊達左京大夫福宗公に乞ふ、乃騎兵三千歩兵三萬餘を率る古川に向ふ。義直之を城外に迎ひ伊達氏直は南門より攻め義直は東臺よりし、澁谷笠原等も兵一千に將として急に城門に至る。伊達の家臣濱田伊豆波山丹下内崎典厩國分彈正遠藤左近等先登して西門を破る。牧野安藝も亦北門を攻む。二十一日午の刻城主持慧火に入りて死す、城終に陥る。

古文書。義宣公伊達福宗末子小僧丸と申、大崎の家御相續十七才の時岩手澤の城へ御下着御祝言。翌年八月三日大風吹御殿破れ御臺様御死なり。依之家老逆心故郡の城へ御移し、其後葛西殿被相頼候而、郡の城主澁谷右馬奉仕、桃生へ御下り辻堂村にて御病死也。十七才の御時岩手澤へ御下り十八才の御時一年大崎に雖被成御座所の依一亂、十九才の御時葛西へ御宰人之時鳥島駿河孫澤丹後兄弟御跡したひ奉りて御供仕也、終に無御歸城御逝去故不入御系圖と云也。

奥羽舊事。義隆のとき、里見の族狼塚の城主里見紀伊義成の二男新田刑部義景あり、新田の城に住して義隆の昵近として寵眷に矜り讒詔百出國目を側つ。伊場野外記の子總八郎姿容あり、義隆又之を喜び義景寵稍弛む、義景惣望其族と相儀し總八を討たんとす。總八岩手山の城主氏家彈正隆繼に結び以て援となす、義景懼れ陰に欺を伊達氏に送り以て援を乞ふ、事稍や泄る隆繼義隆に告げて曰く、義景將に叛せんとす君早く死を賜へ、義隆曰く、彼れ實に罪あり然とも吾之を殺すに忍びず、諸を其邑に屏けば足らんと、乃ち義景を新田に屏居せしむ。義景命を受け請ふて曰く、臣久しく君寵を蒙り衆の嫉を受く今罪を君に得て去る恐らく必ず途に死せん、君若し是を憫まば願ふ親ら之を送れ、義隆之を許し共に轡を並べて名生を出づ。義景の從者三十餘人左右を擁して行き伏見に至る。義隆是より歸らんと欲す、從者聽かず遂に新田城に入れ、強て要して令を下し隆繼總八を討せんと請ふ、義隆許さず。

大崎葛西盛衰記。義景の父紀伊義成兄大膳義之叔父柳澤備前義綱、義綱の弟谷地森の城主谷地守主膳義宗其弟笠原宮内次米泉の城主米泉權右衛門の四人は義景の外舅なり。宮崎の城主石川越前其弟葛岡太郎右衛門大澤の城主百々左京隆元其弟高城孫一郎義久。四釜尾張義秀。中ノ目兵庫。飯川大隅。鳥島駿河。黒澤治部。一栗兵部。下新田城主葛西監物保柳主計等皆義景に黨し、義

隆を幽し擅に氏家伊場野を討するを議す。氏家隆繼已を得ず使を遣して伊達氏に降を乞ひ、隆繼の臣片倉河内といふものあり、其先信州片倉村より出て伊達氏の將片倉小十郎景綱と同宗たり。茲に於て河内及真山式部に命じ景綱に依て意を致し、伊達政宗之を許す。時に天正十五年十一月二十四日なり十六年正月十五日氏家隆繼再び使を馳せて伊達氏に援を乞ふ。義隆の嫡子庄三郎義興は義隆の大夫夫人妹叔父と共に名生の城にあり、氏家隆繼叛き伊達氏の軍を迎ふと聞きて措を失し通宵左右數人と中新田に奔る。留守南條下總義信之を奉じて守備す。大夫以下四名は中新田の城に逃れ入りぬ。

伊達勤王事歴。足利尾張守家氏が次男左近將監宗家下總の大崎莊と奥州の斯波莊とを相續して斯波氏とも大崎氏とも稱せり。宗家の孫尾張守高經其長子即彌三郎家長なり。此人延元二年十二月鎌倉の杉本觀音寺にて顯家卿の軍に敗られて自殺せり。後高經の弟伊豫守家兼(又左京大夫)奥州探題となり。其長子式部大輔直持(又左京大夫)も亦探題の職を繼ぎ加美・志田・遠田・玉造・栗原五郡(大崎五郡と稱す)を領せり。これを大崎氏と稱す。

三、木村氏の統治と動亂

太閤秀吉、天正十八年八月九日大崎義隆の領土大崎五郡を歿收して、木村清久に與ふ。清久初め明智光秀に仕へ後ち石田三成の薦めにより秀吉に事ふ。微賤の身なるがため家臣に乏し、大崎五郡の大封を受くるや無頼不良の輩者を召して將校士卒に擬して大崎に入る。無頼不良の行動は婦女を姦し財物を掠め、且謂ふ「東夷懼るに足らず」と恣淫放肆慘毒横暴至らざるなし。是より先き石田三成折衝事に當り義隆の領土を半減して祖先の祭祀を絶たざらしむを大閤秀吉に請ふ、秀吉之れを聽さず。士民以て怨とす、會ま清久に従ふ家臣殘忍刻薄士民を害ふ。

天正十八年十月十六日大崎葛西兩家の遺臣並に十二郡の領民四萬五千余人蜂起して清久及び父吉清の家臣を殺戮して城堡に迫る。父子急を蒲生氏郷に告げ且つ援を政宗に請ふ、十一月二日政宗一萬餘騎を率ゐて米澤を發し、五日宮城郡利府に次り、横尾源左衛門を氏郷の陣に遣はし、十六日軍議を黒川郡下草に開くを告ぐ、氏郷疑つて門を鎖して使を入

れず。政宗十四日松山城に陣し片倉景綱をして岩出澤籠城の亂民を疾く攻め潰走せしむ。十八日佐沼城に向ひ清久・吉晴父子の圍を解く、父子出て、政宗に謝す。氏郷本郡名生城に在り自ら出て佐沼城に籠る木村父子を援けざるは、政宗の心事を疑ふの深きが故なり。世に謂ふ鶴鶴花押の眼睛點これなり。政宗氏郷兩者の暗雲は天正十九年二月十八日關白秀吉の親裁に頼りて拂拭せられたり。二月廿三日秀吉政宗に聚樂の邸を賜ひ、三月二日從四位下に叙し侍從に任じ越前の守を兼ね羽柴の氏を賜ひ葛西大崎十二郡並に膽澤郡を賜はり羽州置賜郡を致す。五月二十二日大崎葛西諸賊征討の命を受け、六月廿一日宮崎に陣し各所に轉戦し七月三日捷を秀吉に報ず。於茲、大崎葛西の亂全く熄む。

是より先き木村清久天正十八年八月大崎五郡の封土を領し、十月蜂起の亂あり翌十九年閏正月罪を糾され領土を除かる。されば大崎五郡の統治間は約七ヶ月の短日月なりき。清久閏正月大崎統治の權能を喪失し三月政宗に移權せる其の間に於ける統治權の主能は蒲生氏郷なるべし、氏郷たゞ名生城に籠居し身を護に汲々たるのみ、争てか大崎領土の保安に一擧手一投足の閑暇あらん。清久も又亦斯の如し。

因に云ふ。編者は特に木村清久をして大崎五郡の統治者なりと推定するは、天正十八年二月二十一日政宗に寄せらる簡尾に仙臺藩祖成蹟「伊達左京大夫殿參御報」木村彌一右衛門清久判の又同卷六月廿七日佐沼城の戰の條に「佐沼城は素と木村秀俊の治むる處」と見ゆ、秀俊は東藩史稿に見える吉清なり、吉清の別名人名辭書・大三川志に秀俊、又好元貞俊・定俊・時貞の諸書に散見せらる、又清久は人名辭書に重昌・列祖成績・國史實錄、垂統大紀に貞重又重滋に作る、諸書名字を異にするは蓋し名を改めしに由るものならん。又彌一右衛門又伊勢守と録せるも、編者は清久こそ彌一右衛門即ち伊勢守なりと推定し得べし。關原合戦誌及び仙臺藩祖成蹟に清久と記せしあればなり。木村父子統治者時代に於ける考證の一斑を列記する以下の如し。

古文書。大崎葛西兩家小田原遷參之事者、太閤秀吉公關東へ下向其聞有之、義光大崎葛西之三家小田原へ參勤之事被仰合之所に、
義光公天正十八年五月二十四日山形出馬、越後國新潟より以飛脚大崎へ早速出馬可有之旨申來り、依之則葛西へ注進して同六月
二十六日宇都宮迄被登所に、小田原御仕置相濟候上遷參之間太閤へ御禮不成之旨、石田治部少輔より申來るに付宇都宮より歸國
し玉ふ、依之進退滅亡するなり。

政宗記。大崎義隆政宗へ敵對玉ふ、其後太閤秀吉公へ出仕運き故身代被召放其明地を木村伊勢守拜領の處に、大崎本侍の斃者と
も謀叛を起し既に伊勢守滅亡をとらんとす。此時に到り石田三成取持にて大崎義隆葛西晴宣本領半分にて身代相立玉ふべしと秀
吉公に宣ひければ、大崎葛西の一揆の意趣は義隆晴宣謀反同意の由政宗より達上聞玉ふ。是に依て大崎よりは谷地森主膳、伊達家
よりは大條薩摩、守屋、柏兩人被相出家康公御代官にて及對決、義隆をば景勝へ晴宣は加賀の利家へ召預け玉ひ身代相果候事。

關原合戦記。秀吉政宗の侵地(會津を清久正勝に致せしことあり)を削り鎮將其人に難んず、三成木村彌一右衛門を薦む、秀吉曰是
何人ぞ、三成曰大政所と瓜葛の親あり今軍に従ひ此にあり、臣以爲く鎮將を置は致宗の敗る所となる恐らくは威を損せん。木村
を遣れば則人其名を知らず、必ず謂はん是私屬たり敗死ありとも威を損するに足らず、木村兵數百人あり用ゆべし。秀吉即ち命
じて會津に至らしめ始めて彌一右衛門を見る、署して伊勢守と爲す。

東藩史稿。木村吉清父子寒微より起り遽に大封を領し浮浪無賴を募て之を祿し、大崎葛西の舊士民を侮視し、婦女を掠め財賄を
善ふ。因て所在蜂起して吏人を殺し。碧堡を破り遂に其城佐沼を圍む。
人名辭書。木村秀俊小字一右衛門と稱す、初め明智光秀に屬し後關白秀吉に仕て從五位に叙せられ伊勢守と稱す。天正十八年八月
秀吉秀俊及び其の子重昌を召して曰く、汝等嘗て逆臣光秀に隸屬す。然るを孤汝等の勇武を愛惜し召して臣籍に列し、今且つ汝
等父子を葛西大崎三十萬石に封じ、陸奥の鎮護となし、命じて曰く殊に迷職を免れず慎みて武を勵ることなかれと。秀俊登米城
(豐米間に作る)に居り、重昌は古川城に居る、十月國に就く秀俊更らに大崎(若手澤に作る)に治し、重昌葛西を保つ。秀俊父子
身を微祿に起し遽に大封を得て臣屬甚だ寡し、因りて人の貴賤と賢愚とを問はず、苟も眼目を具備するものは悉く召して之を祿
し或は老臣となし或は侍臣に列し、圍人篙師も命ほ之を擧げて士隊長となし相率て任に赴く。秀俊封を受けて甚だ驕暴士卒亦常
に暴慢。常に相謂て曰く東夷懼るゝに足らずと。士人を輕侮し婦女を姦淫し財物を掠奪する等暴行至らざる所なし。是に於て土

寇所在に蜂起して吏員を斬戮し郡邑を侵掠す、秀俊父子會議せんと欲して城を出づるや、土寇群り來りて父子の後路を絶つ、四
圍援護直ちに登米古川二城を拔きて父子を中途に圍む、父子奮戦力闘して前路を排し城に入らんとするに城已に陥没して賊の有
に歸す。而して賊兵益々迫躡す父子反擊苦闘僅に脱して、城合邦景が守る處の佐沼城に入る、賊兵來り攻め集ること日に益々多
し、而して城中糧食盡き器杖乏しく且つ士卒多く斃れて脱出すること能はず、恰も賊島綱魚の如く危急旦夕に迫れり、會々人あ
り自ら請ふて流巧に擬し城を出て、三宿の後漸く會津に達し急を告げ援を請ふ、是に於て蒲生氏郷人を馳せて援を徳川家康に
乞ひ、又た田丸具安をして援を伊達政宗に乞はしめ自ら兵を將い進んで賊を伐つ、秀俊父子依りて死を免がれ全きことを得たり
十九年閏正月秀吉秀俊父子の罪を糾し籍を削り國を除し、更に氏郷を之に封ず、秀俊氏郷に屬して福島城に居り邑五萬石を食む
後ち其の終る處を知らずと云ふ。

垂統大紀。葛西大崎苛政に苦み、叛て其城を攻め之を陥る、貞重走て佐沼を保つ急を氏郷に告て曰、政宗士兵を誘き亂を作す。
仙臺藩祖成蹟抄。十六日(編註天正十八年十月)大崎葛西亂起る亂民凡四萬六千餘、木村秀俊の支城中新田・三迫・稗貫・一關・
水澤・高清水皆其陷據する處となる。

東藩史稿。十六日(編註天正十八年十一月)氏郷急に玉造郡名生城(編云年譜創業記に「妙城」蒲生軍記に三尾に作る)を拔き之に據
る我賊と通するを疑ふなり。初め我臣須田伯耆其父性公に殉するを以て、心に非常の恩賞を望む。然れども伯耆固と卑賤且つ新
附を以て功臣と賞を同ふせず是を以て久しく怨望す。是に至り氏郷の陣に至り讒して曰く、賊の蜂起政宗實に之を使しむ、饗宴に
託し公を害せんとす、且つ曾根四郎助は公の少時より右筆たり罪あり、遁れて蒲生氏に依る、因て公賊に與ふる書數通を擬して
氏郷を誑く故に此に及ぶ。

管窺武鑑。天正十八年奥羽檢地畢て、木村常陸介の弟、彌一右衛門とて五千石取たる者を伊勢守になされ、奥州佐沼にて二十萬石
下さる、伊勢守百姓に當り悪く領地葛西大崎五郡の者共を始め九戸南部表迄相催し、再一揆蜂起す、十九年二月也。居城の佐沼
攻落され這々の仕合の處蒲生氏郷一揆共を切拂ひ、其城取返し、又木村を入置れしこと、莫大の手柄也。されど右の様子につき
領地二十萬石召上られ御改易仰後氏郷連々御詫言申され候故御免なされ後近江國にて二萬石被下置候。

垂統大紀。政宗氏郷を擧し佐久間安政勝之兄弟其異なるを意ひ席に待す、酒酣なるに政宗起て衣を更ふ。兄弟劍を按じ前て曰、兩

雄會飲獨り起つべからず、君必ず行んと欲せば臣請與に俱にせん政宗即ち復座す。兄弟從者を招き堂に上らしめ政宗に謝し氏郷を扶け去らしむ此日兄弟微りせば氏郷殆ど危し。

藩祖成蹟。十一月(天正十八年)十四日公松山城に陣す。公宮澤城を屠り氏郷に合して木村秀俊父子を救はんとし陣を松山城に移し直ちに其近傍を所置し、片倉景綱をして岩出澤を攻めしむ。是に於て中目城主中目相模師山城主師山彌三郎高清水の城主高清水布月齋等風を望て降を乞ふ。片倉景綱の岩出澤城を圍むや、城は元氏家吉繼の居城たり、此時吉繼既に死して賊兵の據る處となる景綱疾攻むるを以て賊兵城を棄て夜走る。此日公淺野正勝を呼謂て曰、僕曾て氏郷に怨みなし氏郷何の故を以て僕を隔つや其意を解する能はず、請ふ僕の爲めに之れが和を圖れ、正勝諾し氏郷に見へて公の異志なきを告ぐ然れども氏郷意尙解けず單に關白の援兵を待ち居たりしと云ふ。

黃門譜。公長政を二本松に送る。長政喜び謝して曰吾謬て細人の言を聽き卿を勞す幸に意に介する勿れ、方今餘寒膚を裂く未だ兵を動すべからず卿速に去れ、公其厚意を謝して歸る。氏郷尋て成實を携へ二本松に至り長政に言て曰、賊の起る本政宗に由る、其本固ければ其末蔓る長政以て然りとす。

會津四家合考。秀吉政宗を怒ると雖も、家康の政宗を愛憐するを以て之を赦す。又曰井伊直政政宗の赦さるるを聞き家康に告て曰臣去冬奥に至り政宗異心の跡歴然たるを見る、而して今之を赦す糾明の足らざるにあらずや、家康曰秀吉之を知らざるに非ず。然れども政宗召に應じ速に至る大勇と云ふべし、自書の微文を爲書と爲す大量と云ふべし、鶴鶴の花押前年より心をひて書す大將の器と云ふべし、而して之を赦す大器政宗に百倍するに非ずや。

逸史。太閤左右に謂て曰、我政宗の奸謀を知らざるに非ず、姑く假借して他の反側を安する耳。黃門譜。氏郷長政共に訟ふ、秀吉大に驚く曰、是小事に非ざるなり仍て公を召す。公命を聞き即ち發す、氏郷等讒口百方、公曰吾縦ひ氏郷を害せんと欲すとも豈盜賊の手を借らんや、氏郷聞て怒る。秀吉使者をして公を召す且つ曰從者の多きを許さず。浴人皆曰政宗死期已に迫ると、公意氣自若小刺刀を懐にして至る、景綱刀を持し平田五郎履を執る。秀吉曰聞く卿異謀ありと故に召して之を試む今速に来る吾心釋然たり、近日吾賊を撃たしむ卿速に歸り之が先陣をなせ、公拜謝して退く、是に於て秀吉軍令を布く、曰一番伊達侍從。二番少將。三番常陸侍從。四番宇都宮彌三郎。五番越後宰相中將。六番江戸大納言。七番尾張中納言。

藩祖成蹟。二月廿三日(編註天正十九年以下微之)關白公に邸を賜ふ。公の嫌疑全く解け關白則ち公に邸を聚樂に賜ひ、淺野幸長をして公の爲めに之を營せしむ。三月二日公從四位下に叙し侍從に任ぜられ越前守を兼ね、亦羽柴氏を賜ふ且葛西大崎十二郡並に膳澤郡を賜ひ、羽州置賜郡を致すべきの命あり公命に従ふ。五月廿二日大崎諸賊征討の命を得て京師を發し、六月十一日米澤に歸る。公の米澤に歸るや諸將を聚め大崎を征するの策を問ふ。片倉景綱濱田景隆曰、宜しく加美郡宮崎城より順次之を攻む可し諸將皆之を然りとす。六月二十五日公宮崎城を屠る。賊將笠原民部夜走る。六月二十七日公兵を進めて佐沼城に向ひ廿八日大に戰ふ。七月朔日片倉景綱鬼庭綱元進撃、同二日遂に城を抜き同三日捷を關白に報ず、關白復た感狀を賜ふ文に曰。去る三日註進狀今月二十日到來加披見候下以後無餘日之慮早々至大崎表相働、宮崎城攻崩自其陣佐沼城へ押詰責崩、物々數彦九郎二千餘討取候儀神妙思召候、天下外聞彌可軸戰功事肝要候、猶淺野左京大夫木下半助可申候也。七月二十日 秀吉 朱印 羽柴伊達侍從殿

大崎葛西一揆を討伐するに方り、九戸修理亮和賀政實叛く、白石宗直糧兵を贈りて叛を援く、八月二十一日豊臣秀次徳川家康東下し淺野長政堀尾吉晴石田三成之に従ふ、政宗秀次家康を安達郡二本松に迎ふ、秀次南部に向ひ、家康淺野長政を従ひ岩出澤に來りて實相寺に次る。このとき岩出澤城下の士民周章狼狽四方に散亂人心動搖せり、仍て榊原康政令を發して動搖を防ぐ、考證下に。

岩出山城由來書。天正十八年八月家康公御下向の刻、御威光を奉恐當岩出山在家の者共退散せしに付、家康公には實相寺へ被爲入種々御尋被成たる上、在家の者共屋敷々々へ還住する様才覺すべき旨住寺尊境(編云實相寺九世尊境玄與和尚)に被仰付たるに大集境種々申上候へば此度御下向奉恐在家の者共退散仕候故安堵候様御證文にても下賜はり度と言上候へば、榊原康政御書付被相出御馬被貸下、方々走り廻り退散の者共還住爲致申候。

榊原式部太輔康政殿令書。當岩手澤領の在々百姓並宿人始め前々本屋敷へ令還住作毛等爲致此地仕置被仰付候て、少しも地下人百姓に對し劣々非分横合の義有之間敷候、若し於有之其の宿を押し立可令成敗者也、殊に人夫傳馬何成共横役有之間敷候、委細實相寺へ申渡候間此旨を以て早々可令還附者也。天正十八年八月十八日 榊原式部太輔康政 印 實相寺 同百姓申(參照口繪古文書)

同書。家康公には實相寺に御旅宿被成たるを以て、門前に下馬被相立御逗留中には村々御仕置被爲成、岩手澤城へ被爲入其の後、ち家康公南部へ御發向、政宗公には御案内にて南部領鬼柳まで御見送り被成たり。

家康實相寺に滞留親ら政宗のため繩を張り岩出澤城を修理して政宗をして城主たらしむ、政宗之れを徳とす。これより家康の情交益々濃かなり。

第三節 岩出山城の治府

天正十九年二月廿三日政宗大崎葛西一揆煽動の疑雲は太閤秀吉の豪膽によりて全く暗れて聚樂に邸を賜ふ、三月二日叙勳せられて大崎葛西の領土を享く、五月廿二日一揆追討の先鋒の命を蒙り、六月十一日米澤城に歸還軍議を凝らし十日米澤城を出陣し、廿六日宮崎城を屠り沼城に轉戦し、七月二日捷を秀吉に報ず、二十日秀吉感狀を政宗に與ふ。徳川家康一揆蕩平の後陣にあり八月十六日岩手澤城に陣し城池を經營し了りて政宗の居城と爲す。

岩出山城由來書。天正十八年八月徳川家康豊臣秀次と共に奥州御下向の節、岩出山、被爲成岩出山城繩張にて造築し落成の上政宗へ被進呈候事。

東藩史稿。八月十八日家康磐手澤に至る邑を相し、公の爲め一城を築く。(參照口繪岩出山城址)

伊達鑑。陸奥平らく、東照公政宗の功あるを以て秀吉を勧め封を伊具・亘理・名取・宮城・宇多・桃生等の地に封じ、舊領出羽置賜及び伊達信夫等の五郡に易ふ。

政宗記。關白公は二本松より出羽の最上へ移し玉ふ、家康も岩手澤に御座して一揆の跡を再び直し玉ふ、關白公へ付參らせし勢と淺野彈正弼は南部迄下り奥州平均に納め玉ふ。北は南部、南は大崎・葛西・宮城國分・名取・伊具・亘理・宇田の新地。駒ヶ峰・其外金山・丸森・金津・柴田を切に政宗拜領し玉ふ直に岩手澤へ移し玉ふ。其跡會津・仙道・米澤・伊達信夫・刈田迄は蒲生飛

彈守氏郷拜領にて關白公と家康は上り玉ふ。是に依て政宗家來は國替なれば米澤。伊達信夫仙道より何れも妻子を以て引移す。政宗の在城をば岩出山と定め、今度拜領の分領中夫々知行分をし玉ひ諸侍爰此處へ着玉へり。

政宗天正十九年九月二十三日(藩祖成蹟十月十四日岩出山城由來書十一月十四日編者は東藩史稿に據る)米澤城より岩手澤城に徙り名を改めて岩出山城と稱し、治府を城内に開き翌日領土を家臣に賜ひ、越二十年正月近侍十一名一門以下の家臣三十七名を參列せしめて移城祝賀の慶典を擧ぐ。

岩出山城由來書。天正十九年十一月十四日政宗公岩出山へ侍屋敷等御割付あり、段々羽州米澤及び田村郡鹽松等より御家臣及び妻子を岩出山へ移住せしめらる。

同書。天文二十年(編云十二月八日文祿改元)壬辰正月政宗公岩出山へ御移住の祝宴を被爲張られたりしに其の節着座せし面々は、伊達藤五郎成實・伊達武藏宗俊・亘理美濃重宗・國分彦五郎・小梁川刑部・白石若狹宗實・桑折治部・村田志摩柴田内藏之助・藤田卯兵衛・鹽森兵庫・泉田安藝重光・大條尾張・石母田左衛門・黒木肥前・瀬上中務・新田左衛門・石川右衛門・大立目修理・田手助三郎・上郡山右衛門・大町三河・増田將監・西大條駿河・館内吉右衛門・小泉大和・中島伊勢・山崎玄蕃・下飯坂主計・宮内因幡・遠藤出羽・下郡山式部・鬼庭石見良直・濱田伊豆・原田左馬之助宗時・富塚近江・遠藤山城。計三十七名。御近習の面々。櫻田玄蕃・牧野卯兵衛・片倉小十郎景綱・高野壹岐・屋代勘解由・泉田出羽・鈴木日向・山岡志摩重長守屋伊賀・湯村右近・古内内匠。計十壹名

東藩史稿。二十三日治を岩手澤に移す、岩出山と改む尋いて諸將歸京す。太閤改めて我長井・信夫・二本松・田村・鹽松・刈田の地を收め氏郷に賜ひ、公へ黒川・宮城・名取・柴田・伊具・宇田の内並に志田郡松山分、桃生深谷に、葛西・大崎十二郡を副へて賜ふ。依て邑を頒賜する差あり。

藩祖成蹟。十月十四日公岩出澤城に徙り名を岩出山と改めて之に居る。關白羹きに(三月二日)公に葛西大崎の地を賜ふや、諸公之に據るを以て、公をして之を平げしめ尋て米澤城を收む。是に於て米澤田村鹽松より諸將士の族を岩出澤に移し之に居らしむ尋て名を岩出山と改む。十月十五日、諸將に城地を賜ふ。公岩出山に徙り諸將に城地を頒つ、角田を伊達成實に、亘理を石川昭

光に、浦谷を亘理重宗に、利府を伊達宗俊(別本利)に、登米を白石宗實に、佐沼を片倉景綱に、宮野を原田宗時に、國分盛重に、駒ヶ嶽を富塚宗綱に、築館を遠藤宗信に、阿生津を鬼庭綱元に、坂元を大條宗綱に、薄衣を泉田重光に、金山を中島宗求に、高清水を桑折定重に、岩沼を小梁川宗景に、前澤を大内定綱に、江刺を猪苗代盛國に賜ふ。

天正二十年太閤秀吉征韓の軍令を布き、具千五百人を率ゐて名護屋に會すべきを命ず、政宗命に應じ石川昭光・伊達成實・留守政景・白石宗實・亘理重宗・田手義宗・片倉景綱・原田宗時・鬼庭綱元・高野親兼・遠藤宗信・富塚信綱・泉田重光・大内定綱・桑折宗長・石母田景頼・柴田宗義等三千餘人を従ひ、正月八日岩出山城を發し、屋代景頼・鈴木重信を留めて岩出山城を守らしむ。九日黒川郡七ツ森に獵し猪鹿三百餘頭を獲て軍神を祭り、二月十二日聚樂城に到り、三月十七日京師を發し、四月二十六日名護屋に着く。史の所謂文祿征韓の役是れなり。(編者は時に天正の曆號を録せるは天正二十年十二月八日の改元なればなり)文祿二年三月十五日名護屋を發し壹岐風本に滞留、四月十三日釜山浦に上陸韓兵の圍を解き淺野長政父子の軍を救ふ。

今度於釜山浦表彈正父子其外諸軍勢及難候處。其方助合得大利事日本國中不及沙汰。三國無比類高名前代未聞候。畢竟其方名譽且秀吉日利相叶。天下之外聞不過之候彌此上越度無之様才覺候也。文祿二年六月八日 秀吉朱印 羽柴伊達侍從殿

六月明國神宗帝その臣沈維敬をして和を講ぜしむ七月廿九日歸途に上り名護屋に着き太閤に謁し九月七日伏見を發し十月二十九日岩出山城に凱旋、翌三年正月元日岩出山城に祝賀の宴を張り將卒を犒ふ。二月三日岩出山城を出し伏見に太閤に謁し、二十五日庶子兵五郎秀宗を秀頼に奉侍せしむ、芳野觀櫻の歌會は惟ふにこのことなるべし。

文祿四年二月政宗東下るとき關白秀次より栗野空助を遣はし鞍帷子を賜ふ。二十二日伏見を發し三月十七日岩出山城に歸る。七月秀次自殺紹巴流に處せらる。政宗變を聞き八月朔日岩出山城を發して西上、途上親善の諸士窃かに告げて曰く秀次の叛に與ると、八月二十日太閤秀吉、前田玄以・寺西筑後守・岩井丹後守に命じて政宗を詰問せしむ、政宗答

ふるに實を以てす、玄以二士謀り偽り報じて秀吉の怒を解き政宗の冤を雪ぐ、然れども太閤尚ほ政宗の家臣を疑ひ誓書二通を出さして一は秀頼に呈し一は後に太閤の棺内に納めしめたり。其の文並に連名の家臣左に。

起請文前書之專。一對公儀政宗不義之趣從先年兩三度に及び御耳に達候と雖も御免被成身上相立られ難有奉存候。今度又秀次公

御謀叛に付ては種々達 上聞候處重々御免被成、政宗進退先規の如く仰付られ被下候事、家來等まで深重難有奉存候事。

一、如此御芳恩之儀自然政宗覺悟違 公儀に對し別心表裏の義有之に於ては急度致言上御誑次第愚息兵五郎を取立可抽忠節事。

一、御當代之儀は申に不及、后々代々に至るまで此御厚恩を忘れず、政宗子孫に傳へ御奉公候様可仕事。

右條々若し私曲偽り御座候はゞ、此靈社上券起請文御罰深重罷蒙り、今生にては白癩黒癩の重病を受け、弓箭の冥加七代迄盡果

來世に於て阿鼻無間の地獄に墜ち罰未來永劫浮事不可有之者也。仍前書如件。文祿四年九月二十四日。

石川中務義宗血判。伊達藤五郎成實同。留守上野介政景同。亘理美濃重宗同。國分彦九郎盛重同。白石若狹宗實同。大條尾張

宗綱。同桑折點了齋宗長同。泉田安藝重光同。石母田左衛門景頼同。大内備前定綱同。中島伊勢宗求同。原田甲斐宗資同。富

塚内藏介信綱同。遠藤孫六郎基治同。片倉小十郎景綱同。山岡志摩重長同。湯目民部景康同。湯村右近親之同。

施藥院法眼。民部卿玄以法印。寺西筑後守殿。岩井丹後守殿。

慶長三年(二二五八)八月十八日太閤秀吉伏見に薨す、九月三日豊臣秀頼小刀を政宗に贈る蓋し太閤の遺物なるべし。十一月二日伏見を發し二十三日岩出山城に歸る。四年閏三月八日政宗岩出山城に在り息女五郎八姫を家康の子忠輝に婚嫁するの約成り有馬中書宗薫を介者とす。

上杉景勝石田三成と密議し病と稱し米澤に歸り城堡を修めて家康に叛く、家康檄を諸侯に傳ふ。慶長五年六月四日急遽大阪を發し中仙道を経て岩出山城に歸還し更に北目城に居り諸勢を待つ、二十一日北目城を發し二十三日舟岡に至り二十四日白石城を攻めて之を抜き、更らに留守政景、津田景康を最上に遣はし最上義光義康父子の軍を援く。家康書を致して政宗に五十萬石の増地を賜ふ。

藩祖成蹟。九月十三日(編註慶長五年)徳川氏の使至る、則ち本領の外四十九萬五千石餘の地を加賜せらるゝなり。公白石城を攻めて之を抜き、次で上杉氏を討んとするを以て、徳川氏更に封を増し家士に給與すべき旨を達せらる。公白石城を攻文に曰。

覺。一刈田、伊達、信夫、二本松、鹽松、田村、永井。右七ヶ所御本領の事候間。御家老中爲可被施行進之候。仍如件。慶長五年八月二十二日 家康 黒印 大崎少將殿 公大に喜び之を受け厚く使を遇して物を饋る。

白石城は伊達家の領土なり、太閤秀吉天正十九年九月刈田郡を收めて蒲生氏郷に賜ふ、氏郷文祿四年(別本慶長二年三月)二月七日大阪に頼死す。上杉景勝の版籍となる。城は信夫口を扼し東北の要塞地帯に屬す。爰を以て景勝徙封の初より城主を精選し甘糟景繼をして城を守らしめ暗に政宗に備ふもの、如し、政宗心竊かに動く、偶々景勝叛いて家康に抗す、政宗攻めて之を抜き遂に政宗の領土となる。爾かあれど前記家康の黒印は刈田の一郡のみにしても伊達信夫等の諸邑は効なくして息む。

東藩史論。本邦諸侯は仙臺尤も大なり、二百五十萬石にも過ぐべし。加賀長門此に次ぐ、各百餘萬石。

木村宇右衛門覺書。此より先き石田三成屢々誓書を以て、公(政宗)の大阪の爲めにせんを請ふ、若し従はざれば關東より奥州は心の儘なるべし。其五回の書に、徳川を助くるは太閤の恩を忘るなり。公此數書を家康に呈す、家康大に喜び、徳川の有ん限りは此忠義忘るべからず、急ぎ國に歸り、景勝を押ゆべしと。翌日本多正信をして旅費金千兩を賜ふ。

藩翰譜。大に有功諸將を封ず、而して政宗命に違ひ戦ひ數々敗るを以て前約(刈田伊達信夫二本松鹽松田村長井凡そ四十九萬五千石餘を加賜し以て老臣の俸と爲すと云ふ家康の墨付なり)を停め地を益さず。政宗罪を得ざるを幸と爲し敢て増地を請はず。會津陣物語。甘糟清長豊野又兵衛をして牙營を守り、登坂忠廣をして羅城を守らしむ。城中貳を懐く者あり竊に政宗に告ぐ、二十四日政宗軍を發し急に襲ふ。火を城下に縱つ保障に薄る事不意に發す。又兵衛忠廣急遽を馳せ清長に報す。敵軍羅郭を攻む。忠廣出て降る又兵衛勢竭き戦死す。城遂に陥る。

日本戦史。伊達の上杉に於ける宿怨あるにあらず、然れども當時景勝の領する刈田・信夫・伊達の諸郡は概ね數年前政宗の略有したる所にして、其人民も亦舊恩を思ふ者尠からず、故に機會に乘じ之を復さんと欲するは、蓋し政宗の宿志にしたる所にして、白石城恰も其進路の衝に當れり是れ第一に攻撃せられたる所以ならん。

仙臺郡村古事考。刈田郡元正天皇養老二年、柴田郡を分けて本郡(東鑑に葛田郡)を置く。君八世宗遠よりの治下、一時上杉景勝の領となり、慶長五年より伊達氏の有となる。一萬九千九百九十一石五斗六升。

慶長五年 白石城を陥落し刈田郡は伊達家の領土となる。岩出山城領内の西隅に僻在するが故を以て、茂庭綱元を遣はし、本多佐渡守に稟して牡鹿郡石巻日和山・宮城國分莊梅ヶ森青葉ヶ崎・宮城國分莊宮城野榴ヶ岡の三ヶ所を候補地域として築城の免許を徳川家康に請はしむ。家康青葉ヶ崎を許す。

於茲、慶長五年十二月二十四日甲午の吉辰を卜して繩張始の式を擧げられ、その夜高砂・田村・野々宮・養老・狷々の御能を催して祝賀の佳宴を開く。此時千代を仙臺に改む。先哲皆謂ふ「仙臺初見五城樓」の章詞に出づると。

治家記録。一右志摩(家臣山岡志摩重長)爲指登候節、奥州宮城郡國分の内、千代之城再興、政宗居城に仕度由、本多佐渡守を以て權現様(家康)へ言上仕候處、普請可仕旨被仰付、十二月二十四日繩張始、仙臺と改號仕候、翌年より致普請、同七年に成就仕候云々。

翌慶長六年正月蹴立の式を行ふ。普請總奉行には後藤肥前信康・川島豊前景泰・金森内膳・眞柳十助・原次右衛門・普請奉行渡邊進内・油井善助・大工棟梁梅村日向・畫工佐久間左京・石工辻本七郎兵衛。鹿野清左衛門・黒田八兵衛。能島與右衛門にして、茂庭石見延元亦奉行として専ら監督の任に當れり。又川島景泰・金森内膳等をして城下の地形に於てより繪圖を作製せしめて、諸士屋割及び市街の割付等を爲さしめ、又川島景泰監造となり、其年十二月、大橋先づ落成す幅五間長五十間なり。

此年二月朔日より五節旬迄の間に士民一同岩出山の城邑より、仙臺の城下に引移るべきを命ぜり、翌七年五月十八日仙臺城府の營築全く竣り、八年八月政宗江戸邸より歸りて、始めて仙臺城府に入り、移徙の賀儀を行はせられたり。
 藩祖成蹟卷之四。 正月十一日(編註慶長六年)仙臺城を經始す。後藤信康・川島宗泰・金森穩岐・真柳十助・原次右衛門を以て吏となす。公會て岩出山に在るや地勢全からざるを以て、茂庭綱元を徳川氏に遣はし、千代或は石巻に城を移さんことを請ふ。徳川氏即ち千代に城くことを聽す、是に於て公後藤信康等を吏となして經始せしむ。此地は原と梅ヶ森青葉崎と云ふ。往昔島津陸奥守之に居て千體と云ふ後陸奥に移る、尋で大森陸奥守之に居り千體を改めて千代と爲す。源頼朝秀衡を征するや、下野結城の城守結城七郎某戰功あるを以て國分の莊を賜ひ、因て國分七郎能登守と稱し世々國分城に居る、天正四年國分盛重千代に移りて之に居る、同十六年正月十二日復た小泉城に移る。今歳、公、城を經始し名を改めて仙臺城と云ふ。

第四節 岩出山領主

一、初祖と家臣

仙臺藩制時代の王造郡は一郷二十個村を以て構成す、内一郷十四個村は世々岩出山館主伊達彈正の支配に屬す、その他の村邑に眞山氏等の本藩士を配置して領土を治めしむ。領土を保有するに階級あり、要害拜領・所拜領・野場拜領。在所拜領の四級に區分し、要害拜領には○印野場拜領には▲印所拜領には●印所拜領には□印の符標を掲げてその階級の等差を見易からしむ。又仙臺藩士に階級の制あり、御一門衆・御一家衆・準御一家衆・御一族衆。代々着座及び番士・番外士・足輕等の等差ありて仙臺封内の民を治む。

岩出山館主彈正家は御一門格にして御連枝と稱す。岩出山本郷要害を拜領し、その祿高一萬五千石を食む。初祖參河守宗泰慶長八年(一二二六)岩出の領主となる。十世邦直明治二年北海道に移住す。宗泰岩出山城主となる、入城供奉の

家臣三十七人、又入城の後ち岩出山本郷に下向の家臣二十七人、その氏左に。

舊記。 從五位下三河守伊達宗泰山城國伏見より 玉造郡岩出山本郷へ御下向の節供奉の面々。二ノ關伊豫・塚原出雲守・安積土佐重遠・栗野彦左衛門・大江文左衛門・相田大隅・櫻田九左衛門・松本丹波守・荒戸宗興・大河原嘉兵衛・舟山治兵衛・坪田甚三郎・成田作兵衛・手代木備後・小原木半内・菅野大炊之助・飯倉肥前・石田助右衛門・布澤久兵衛・引地庄右衛門・遠藤治部・宇和野帶刀・下飯坂奎之助・安部茂右衛門・葉田野肥前・犬飼圖書・柳内喜右衛門・落合丹波・宇和野九右衛門・手代肥後羽田伯耆・安藤外記之助・西野右近・桑島備前・本澤彌次助・千葉藤兵衛、以上三十七人。
 三河守宗泰公岩出山本郷へ御下向の後下向せし侍の面々。富岡對馬・矢内助兵衛・栗野角右衛門・安信藏人主・中島治郎八・中森式部・濱田將監・下郡山源兵衛・大内金太夫・草刈新助・館内大學・薄井甚之亟・星右馬之助・安部興惣右衛門・菅野八兵衛・大河内雅樂之助・庄子與兵衛・大内久左衛門・安部長門・横尾藏人・遠藤彌右衛門・作間作兵衛・横尾孫六・平岡五郎兵衛・作間六右衛門・吾妻藤右衛門・阿部惣右衛門。以上二十七人。兩度に本侍計六十四人。

二、彈正の稱號

二世宗敏。寬永二年岩出山城に生る。延寶六年三月晦日逝去年五十四、治世實に四十一年、室は石川駿河守宗敬の女元祿七年八月二十日逝去年六十七。

岩出山伊達家譜。 二世伊達彈正宗敏。一寬永十五年五月忠宗公より宗の一字拜領し宗敏と改め、此時 忠宗公の命令に古來岩出山の館主は、三河又は彈正と名稱し來りし故、彈正と改名すべき命により、其節彈正と改稱。

岩出山邑主伊達家雜記。 一寬永十六年正月 忠宗公御在江戸にて三河守宗泰公の跡式御息男千代松殿拾五歳にて、彈正宗敏と改名せられ御遺領無相違被爲領たり。然るに御幼少なるを以て仙臺より御仕置の爲め侍貳人つゝ岩出山へ附け下され百日交代に被仰付、初に瀬上又三郎・木村百助、二度目には大槻内藏之助・虎岩源兵衛相下りたり。且つ忠宗公よりは御幼少に付ては茂庭左

月を以て、安積土佐重遠へ御後見御懷守被仰付候て二ヶ年程相勤たり。
寛文三年二月朔の夜、回祿の災起り居館焼燼して舊記は擧げて烏有に歸す。
岩出山伊達家々譜。一寛文三年二月朔日の夜、居館焼却したるを以て舊記拾個の一も無く灰燼に歸し猶更傳來せし事もありたるに、年月聊か知れず。

東藩史稿卷之十三。伊達宗敏は宗泰君の子なり、宗泰君は公子傳(參照本章一ト岩出山城主)宗敏幼名千代松後和泉又彈正と稱す。屢祿を増し一萬五千餘石となる。延寶故牒に曰延寶五年請て祿一千石を次男刑部某(編云宗氏)に分與す命じて中村氏を稱せしむ。延寶六年三月晦歿す。法名德雲院功巖慧勤と云ふ。子敏親初名宗親享保元年將軍有徳公の諱を避て今の名に改む。大膳又彈正又内藏と稱す。享保六年二月二十三日歿す年七十一、法名慈雲院俊若義英、敏親子なし伊達安藝宗元の四男村泰を養て嗣となす。幼名孫吉後ち主馬又彈正と稱す、享保十六年四月二十日歿す年五十、法名慎徳院崇岩泰禪。村泰の子村緝、幼名大月後ち主馬又彈正と稱す。元文元年二月二十五日歿す年三十、法名觀照院眞巖淨空。村緝の子村通幼名大方後ち彈正又内藏と稱す。天明十一年十五日(編云家譜に十九日)歿す年五十六、法名眞觀院智巖慧明。村通の子村則、幼名は大方長じて彈正又大丞と稱す。享和元年正月二十日歿す、年三十七、法名實照院德巖道性。村則の子宗秩初め泰親、幼字は大方長じて内藏又彈正又讚岐と稱す、弘化三年閏五月二十五日歿す、年六十三、法名顯徳院隆巖清純。宗秩の子義監幼字は大方長じて内藏又彈正と稱す、弘化三年八月十四日歿す、年三十八、法名冷照院松巖清月。義監の子邦直、幼字は大方長じて彈正又英橋と稱す、明治十四年二月准陸軍少尉に任す、翌月從六位に叙す、九月 天皇陛下北海道に巡幸あり、邦直開拓に盡力するを以て謁を賜ふ。二十四年一月十二日石狩國石狩宮別村に歿す、年五十八。邦直の子基理、二十四年五月十一日歿す、子正人二十五年十月五日祖父の功により男爵を授けらる。

三、領地

往時の十五ヶ村即ち岩出山本郷・上一栗・下一栗・上宮・下宮・鵜目・名生定・大口・鳴子・南澤・名生定・伏見

下野目・上野目。葛岡是れなり。又他郡にありては志田郡桑折村・鷹ノ巢村・膽澤郡下葉場村・栗原郡若柳村・宮城郡福岡村及加美郡上多田川・下多田川二ヶ村又野場領として郡内磯田・上眞山・下眞山・新田の諸村に互りしことありしも、荒地の開發或は分地の讓渡其他の事故により増減ありしと雖祿高千四百六拾四貫參百八拾八文を算して明治の維新に及ぶ。考証左に。

岩出山伊達家々譜。家祿増減之事。

- 一、政宗御代元祖三河守宗泰諸太夫に被任家祿千六拾七貫六十七文拜領す。
- 一、忠宗公御代高祖父彈正宗敏代總檢地の節貳割出目、貳百拾參貫四百拾參文加増拾九貫五百二拾文被指添拜領し總高千三百貫文。
- 一、忠宗公御代志田郡桑折村にて新田拾貳貫七百六拾四文、正保四年十二月二十五日拜領す。
- 一、綱宗公御代玉造郡拙者拜領知行の内、野谷地出の上新田開發し高九拾八貫六拾七文の所、萬治二年八月廿八日拜領し高千四百拾貫八百參拾壹文に相成たり。
- 一、綱宗公御代膽澤郡下葉場村拙者知行切添新田七百三拾四文、寛文元年十一月十六日拜領す。
- 一、綱公御代居館廻り島高拾九貫六百五拾八文の所、畑返し新田出願し右畑代拾九貫六百五拾八文引き除き、出目高貳拾六貫七百五拾八文知行高に被成下たるを以て、總高千四百參拾八貫參百貳拾八文に相成りたり。
- 一、玉造郡拾五個村拙者知行の内田畑新田に相成る文、百七拾壹町五反歩有之を申受度出願せしに願の如く許可せられ、且又志田郡鷹巢村知行添にて野谷地新地申受け、右所々新田開發し起高八拾五貫參百參拾六文の所知知行高に拜領し、總計高千五百貳拾參貫六百六拾四文に相成りたり。然る處實弟(編云六世彈正村通)刑部宗氏に右高の内百貫文分致し度段出願せしに、如願之百貫文分地せしを以て殘高千四百貳拾參貫六百六拾四文に相成りしに、右刑部事天和二年三月十日伊達安房基實苗蹟相續したるを以て分地の高百貫文御藏高に沒收せられたり。
- 一、栗原郡三迫の内若柳村野谷地百丁、宮城郡國分の内福岡村野谷地拾丁、右兩所合百參拾丁新田に申受け開發し、高四拾貫七

百貳拾四文の所拜領し、總高千四百六拾四貫參百八拾八文拜領す。

野場拜領之事。玉造郡一岩出山本郷。下一栗村。上一栗村。上宮村。下宮村。贈目村。名生定村。大口村。鳴子村。右九個村御先代様より代々拜領野場に被成下たるを、元祿年中慰殺生御停止中は自由控置き、寶永七年祖父彈正正敏親代先規の如く壹村壹圓拜領、野場に被成下代々引續自由したり。

一、南澤村。右村。御先代様より代々境塚相建拜領野場に被成下たるを、元祿年中慰殺生御停止中は自由指控ひ、寶永七年祖父彈正敏親代右村境塚を以て拜領野場に被成下代々自由したるを、寶曆十二年當内藏村通代壹村壹圓拜領野場に被成下たり。

一、名生村伏見村。右兩村享保七年祖父彈正村泰代境塚を以て拜領野場に被成下代々自由せしを、寶曆十二年右兩村壹圓當内藏代拜領野場に被成下たり、但右兩村へ入合志田郡齋下村の内境塚を以て拜領野場に被成下たり。

一、下野目上野目村。右兩村御先代様より拜領野場に被成下たるを元祿年中慰殺生御停止中は自由指控ひ、寶永七年祖父彈正敏親代境塚を以て拜領野場に被成下たるを、元文二年當内藏村通代壹村壹圓拜領野場に被成下たり。

一、葛岡村。右村。御先代様より代々拜領野場に被成下たるを、元祿年中慰殺生御停止中は自由指控、寶永七年祖父彈正敏親代海道より東は雉子捕獲方被差留、外拜領野場に當内藏村通代まで自由したり。

加美郡一 上多田川村。右村の内島屋原享保八年祖父彈正村泰代境塚被相立塚より北方拜領野場に被成下當内藏代迄自由したり

一、下多田川村。右村明和六年境塚を立て内藏村通拜領野場に被成下。但し玉造郡成田村先年より境塚を以て拜領野場に候處、寶曆三年當内藏村通代壹村拜領野場に被成下たり、然る處明和六年被召上留野場に相成たるを以て下多田村拜領野場に被成下たり。

一、玉造郡磯田村。上眞山村。下眞山村。右三個村曾祖父彈正敏親代まで拜領野場に自由せし處、延寶年中被相留たり。

一、玉造郡新田村曾祖父彈正敏親代月切を以て年々許可相成たる處、寶永七年被相留祖父彈正村泰代にも月切を以て許可せられし處享保年中被相留たり。

岩出山伊達家々譜。延寶五年正月廿八日中村刑部宗氏幼名伊豆、中村の苗字拜領の上高百貫文の處、下野目村分地せしに、天和二年巨理郡小堤邑主伊達安房基實の苗蹟を繼續せしを以て、右分地せし高百貫文伊達家へ召上られたり

四、家士の祿高

肯山公の時代延寶四年二世伊達彈正宗敏に對し、幕府の目付役五島五郎左衛門巡檢の折、家臣の祿高及其氏名を調査せしことあり。考証左に。

舊記。岩出山邑主伊達家の家臣其の身に被召たる人は不及申に、先祖被召出候儀誰様の御代御知行高何程被下置たるか、且又御加恩の地拜領の事誰様の御代何様の品を以て被下たるか、又御知行高何程に被成下野谷地新田切替等被下進退高被倍下候品、又は知行分等の儀まで御先代の儀は荒増にも御當代の儀は委細に面々書上可申之由被仰出候由、右御役人と御目付五島五郎左衛門南半兵衛木幡作右衛門の三名被仰候條、各様へも右の趣御覽書被相調、右三名の衆へ被指出候儀尤に奉存候以上。

延寶四年十一月晦日 小梁川修理 彈正様
岩出山邑主伊達三河守宗泰君へ被相附御家臣。

- 三十貫文山岡小傳治。二十貫文二ノ關伊豫。十五貫文塚原出雲。九貫五百五十文安積權右衛門。六貫四百文荒戸宗興。
- 五貫文。成田作兵衛。菅野大炊之助。栗野正左衛門。小原木半内。大江文左衛門。相田大隅守。安積喜平治。松本丹波守。櫻田九左衛門。坪田甚三郎。大河内嘉平治。石田助右衛門。松代隠岐。
- 三貫文。舟山善三郎。安藤外記。上野嘉兵衛。下飯塚奎之助。岡田肥後。犬飼兵部。引地庄右衛門。上野越後成持。宇和野越中守。阿部仲右衛門。遠藤治部。小島久助。石川久三郎。菅野五郎兵衛。湯山清九郎。坪田監物。齋藤太郎左衛門。柳田喜左衛門。高橋六兵衛。江湖淡路。安倍藏人主。平岡五郎兵衛。栗野源内。落合丹波。大内久左衛門。本澤彌次郎。大内茂兵衛。星右馬之允。大内金史。片倉右近。作間六右衛門。矢内助兵衛。我妻修理。阿部惣右衛門。作間作兵衛。下郡山喜左衛門。館内大學介。菊田長藏。安倍興左衛門。鹿又茂吉。中森式部。桑島利兵衛。草刈筑後。羽田伯耆。菊田治助。富岡刑部。瀬木彦右衛門。中島久作。菅野彌兵衛。遠藤彌右衛門。中越肥後。作間興左衛門。三澤左京之進。大橋又八郎。
- 壹貫七百文。關井清助。松田作右衛門。佐々木孫右衛門。横山七右衛門。吉田清藏。畑中越中。宮澤今内。菊田清七郎。中森彌兵衛。木村又藏。住田由藏。引地隼人。中村滿七。迫治左衛門。

壹貫三百文。佐藤源左衛門・大内茂右衛門・村上大學之助・鹽森左次右衛門・薄井甚之助・大内彦五郎・館内藤兵衛・山口喜四郎・中森彦太郎・横尾茂作・三戸十藏・古山主殿・渡邊彌次右衛門・齋藤縫殿・我妻五左衛門・菅野八兵衛・幕田助太郎・館内十右衛門・桑島彌覺・平十兵衛・齋藤善右衛門・湯村清吉・若生長五郎・湯村半右衛門・今野左馬之助・大河内助之進・牧野善兵衛・吉良彌覺・大内吉右衛門・石川半助・中坂彌藏・羽田治右衛門・梅森善助・高野久五郎・梅森喜平・吉岡又三・阿部平内・伊藤新藏・山中善吉・渡邊傳平・菅野庄吉・鶴田又右衛門・大平彌五郎・阿部半七・作間助五郎・石川彌平・石原佐渡守・齋藤圖書・右馬上拾騎、人數百三十五人、知行高四百參拾四貫九百五拾文。

明治二年仙臺藩主伊達慶邦歸順するや、十世邦直天下の大勢に鑑み保有の封土を盡く家臣に分與せり。士通二百三十人へは三百刈、其他御徒士等へは田二百刈の面積を與へて生活安定の基礎を樹てしむ。

五、制 度

本藩伊達家に奉行(家老)出入司・若年寄・評定役・大番頭・大番頭格・町奉行・祭祀奉行・屋敷奉行・御証文預主立財用方取切奉行・郡奉行(境横目穀改代官村定役人)勘定奉行・知行割奉行・金奉行・山林奉行・作事奉行・納戸元締等の藩吏を置き封内の諸般を整理す。支藩の御一門伊達彈正家に於ける庶政に關する官職を設置す。概要左記の如し。

御家老七人(御家總理)。御奉養(醫師)。若老。御小姓頭(文武を司る)。御番頭(次男養育係)。大番組(軍務を司る)。御出入司(財務を司る)。奥御用人(奥方世話役)。仙臺御留守居(外務を司る)。御町奉行(裁判の事を司る)。御目附(警察の職を司る)。御當地御足輕頭。在郷御足輕頭。御弓頭。御小人頭。御屋敷奉行。御作事奉行。御先手組頭。御長柄組頭。御勘定奉行。御武頭(足輕を取締る)。御近習目附(藩士を監察す)。表御金役(金を取締る役)。御納戸御金役。御膳番(料理検査)。御守役。御供頭(行列式を司る)。御村役(村々を取扱ふ)。御勘定目附(財務を監察す)。御櫛番(主君の理髮役)。御箱役。御近習御小姓(小間使)。御側御小姓。奥小姓。御留守居差換(外務の下役)。表御小姓。御留付(記録係役)。御徒士目附(罪人捕縛の役)。御檢地役(土地

検査役)。御祐筆(主君の筆札を司る)。御本藏役。長瀬御倉役。人馬割。御召御具足役。大工屋本。大工屋小奉行。御扶持方。御園掘方。御台所持(勝手一切の司役)。仙台御台所持。奥方御破損定奉行。本郷用水方。御茶道。須麻谷村舟越村用水方並御普請定奉行。類族方。御酒造方。御下屋敷御火消並御馬屋頭。御鷹匠御取屋頭。御鷹匠。御野持横目。川役。上郷御野持締。下郷御野持締。御馬方。御伯樂。次物書(御家老書記)。尿前御關所役。明鑿劑合方役。御軍用方始末役。御徒横目。御勘定並子。御草履取。門番。以上。

六、武 備

幕府は大目附を東下せしめて仙臺領内を歴巡せしむ、時人稱して「巡檢様の御通り」と云ふ。そのとき本支藩共に武器武具領内の調書を稟告す。寶曆及寛政兩度の上書を掲ぐる左に。

岩出山邑主伊達家雜記。覺、一、今度公儀御目付衆下向の上武具書出候様被仰渡たるを以て左の通書上

右之通寶曆六年十月五日書上。

一、具足八百九十領。一、鐵炮三百六拾挺内二百目貳丁、五十目拾丁、矢筒貳丁、三拾目拾丁、貳拾目五丁、拾目五拾丁、四目三百拾丁。一、弓二百二十張。矢貳萬二千筋。一、鎗三百貳拾本。一、馬貳拾疋。

右之通相達候様在所より申來如斯に御座候以上。寛政九年二月 日 永根新内

是より先き、萬治三年(二三二〇年)伊達綱宗(雄山公)十番士十隊を編成す。兵數三千六百人、一組を三百六十人とす。外に御徒小姓組百六十人。御給士組八十一人。御不斷組百三十人。御名懸組八十六人。御鷹匠組百十四人、御旗本組二百七十四人。御城番附屬足輕六十人。御足輕千四百二十八人。御長柄組六百十三人。三町御足輕二百三十人。町同心五十六人。(外江戸番組若干)。計六千八百三十二人。而して一門以下着座に至る士卒を有す。詳別列記下の如し。

一門。十一人、士三千八百八十人、足輕三千四十八人、御預御給士二十六人、御預足輕二百一十一人。
 一家。十七人、士千六百六十八人、足輕千三百七十三人、御預御給士十五人、御預足輕二十人。
 准一家。八人、士三百人、足輕二百八十人。
 一族。二十二人、士千六十人、足輕千百廿七人、御預御給士十四人、御預足輕七百二人。
 宿老。士三百五十九人、足輕二百五十六人、御預足輕二十五人。
 永代着座。二十六人、代々御太刀上一番座、着座を通じ、士千二百九人、足輕七百七十一人、御預御給士七十四人、御預足輕六十六人。

一門以下士卒を通じ、一萬五千七百八十四人、本藩を併せ其數二萬二千六百六十六人なりとす。而して武術に關する師範役の資格を有するもの左に。

劍術。柳生流。狹川兩家。永井。男澤。新隆流澁谷。熊谷。今枝流居合玉虫。香取神刀流渡邊。劍德流山崎。新隆流二刀居合鹿股山田。菊地。丹野。一刀流櫻田。二刀流男澤。澁谷流石川。四葉流芳賀。北長一刀流櫻田敬助。鎗術。鏡智流諏訪。野村。疋田流玉虫。風傳流濱田。種田流栗原。外大堀。長刀。熊耳。佐藤。江馬。山田。柔術。鹿股。山崎。上野。弓術。矢崎。遠藤山内。坂。三浦。中目。落合。鴨原。澤邊。菱沼。芳賀。菅野。鳥田。砲術。大槻。横山。犬飼。望月。伊藤。井上。村上。河村。三宅。多田。馬術。及川。日下。岩淵三家。鈴木。齋藤。佐伯。軍學。佐藤。山崎。佐伯。内海。淺井。内ヶ崎。

七、徽 章

【徽號標章】 參河守宗泰以來の紋所は竹に雀、三引兩(立引兩)九曜とす。更に陰日丸も紋所なるべし。次三男は三引兩に限れる規定なり。第四世村泰は幕及び提灯の紋章を角切角雪薄に定めらる。其の他駕籠看板紺地に白籠形、小走看板に紺地に白九曜等の制あり、考證左に。

岩出山伊達家譜。御紋章拜受之事。一、竹に雀、三引兩、九曜の三御紋は、元祖三河守宗泰代より附來り外雪薄は前文の通拜

領。一、次男三男は三引兩の御紋計り附來り、外は相用ひ不申。
 一、享保八年四月雪薄徽章拜受せしに、幕及び提灯の紋に相用へ可申言ひ含めらる。附言仙臺伊達家の諸器道具に紛れたるを以て品々に付外に紋交へ相附可申言ひ含められし上拜受す。

岩出山邑主伊達家雜記。一、家紋。竹雀、立引兩、九曜、角切角に雪薄。一、駕籠看板紺地に白籠形、部屋住は中黄。一、押看板黒地に小石疊。一、小走看板紺地に白九曜、部屋住中は黄九曜。

同書。天明七年九月二十八日被相達たる寫。覺。一、大馬印筋違上水色下赤長さ七尺六寸幅五尺。一、小馬印筋違上白下赤長さ尺九寸幅五尺。一、指小旗赤地に白輪、長さ四尺幅三尺三寸。一、幕の紋中竹雀左右角切角の内雪薄。右之通大小馬印指小旗幕

の紋、亡父内藏代延享五年八月書上置候通り以來改不申此段相達申候以上。

一、先年貞山様より臺岩様、陰日ノ丸御拜領被成候由、屋形様御紋は、日ノ丸御手前へは陰日ノ丸御拜領の由相傳申候。

一、幕の紋外葉竹雀。但外葉三十六葉内葉二十葉、露外葉へ十、内葉へ六つ取合せ葉數五十六葉、露十六外に拜領角切角の内雪薄兩脇へ貳つ取合せ三つ、先達て被相達候通、片張へ相附申候。寶曆八年三月五日 内藏留主居松村彦五郎 高 源兵衛様

是より先き兵具標幟の制度は(延寶三年(一三三五年)伊達綱村(肯山公)一門以下總士に至る「兜入前立ヲ金ノ半月形」とし、同七年十一月「日ノ丸・師封」の兩隊旗を制定せられたり。後ち兵具標幟の改革あり。寶曆六年(二四一六年)閏十一月幕府目附久永修理。大島雲四郎仙臺領内巡視に際し、伊達家より「武具員數大概之書上」と題し品目員數を呈出せり、往時に於ける軍備の一斑を知るの資とせん。

一、當家代々の旗 一本。一、大龍。小龍。大馬印。小馬印 各五本。一、隊旗 二十本。一、船印 二本。一、數昇 二百三十本。一、陣太鼓 五十五。一、軍鐘 十八。一、陣蝶 九羽。一、鉦 十二。一、歩兵組法被 千六百三十一。一、具足 二百六十四領。一、鐵砲組法被 九百七十一。一、繼留具足 四千七百八十輛。一、歩具足 三千二百九十六輛。一、陣笠 七千八百五十階。一、馬具一式 二百三十四疋。一、纒 四十五。一、箋 千八百八十四本。一、鎗 四千七百六十六本。一、弓 二千

八百三十張。一、征矢 二十九萬四千八百八十一。一、鉞 三十五萬六千二百五十二。一、鐵炮四匁 六千四百三十五挺。一、同玉 三九五九千六一五粒。一、同六匁 三百挺。一、同十匁 三百九十挺。一、鞞 千七百十八。一、糸塗弦 一萬七千七百七十五筋。一、矢算箭 六十七荷半。一、矢袋 三十四。一、火繩 二四五、四七一把。一、鐵砲藥 二一九一六貫九九二匁。一、幔 五十五張。一、陣幕 百三對。一、陣辨當 二十二箱。一、玉目五十匁筒 二十六挺。一、持筒玉目四匁 百二挺。一、異國火矢筒三尺六寸 一挺。一、玉目百匁以上 五十一挺。一、種ヶ島 二十七挺。一、馬上筒 五十三挺。一、手筒 二十四挺。一、陸奥守乘馬 百八十疋。外「家中武具員數大概左之通」

一、具足 三萬七千九百四十八人前。一、鐵砲 八千五百七十九挺。一、弓 四千六百九十五張。一、鎗 九千二百七十二本。右政宗代定置候軍役之趣書上、此外武具分限相應に相嗜候分「家中所持仕候鐵砲數左之通」

一、大筒十匁分五百目 七百六十三挺。一、小筒三匁より四匁迄 二千二百八挺。一、家中馬 六百十九疋。

第五節 眞山の領主

天正十四年十一月二十四日岩出澤城主氏家彈正吉繼の家臣諏訪爲貞十一世の孫眞山式部繼重を米澤に遣はし。援を伊達政宗に請ふ。政宗之を許す。是より先き繼重九世の祖諏訪備前某この地に來りて氏家彈正に仕へ眞山村を領す。

藩祖成蹟卷之二。天正十四年十一月大崎左衛門佐義隆、其臣里見隆景の爲めに執はる。二十四日岩出澤の城主氏家彈正吉繼使を遣はして降を乞ふ之を許す。(中略)吉繼大に喜びて軍備を嚴にし、尋て家臣片倉河眞山内式部を使とし、片倉景綱に憑りて事の始終を告げ降を我に乞ふ。公其志を憐みて之を許す。

上記に云ふ眞山式部は即ち繼重なりその子重純慶長五年上杉の歩將を戮す、軍功あり六百石の食祿を與ひ眞山村の領主とす。

東藩史稿卷之十八。眞山重純三三郎と稱す。姓は源諏訪木工左衛門尉爲貞を以て祖とす。爲貞北條家に仕ふ、六代の孫備前某始

めて眞山氏を稱す。傳へ言ふ其先大崎家に仕へ世玉造郡眞山邑を領す因て氏とす、備前五代の孫式部繼重天正十四年大崎の臣氏家彈正坂て眞山公に通ず。繼重之が爲めに使へす公田百石を賜ふ。繼重の子を重純と爲す。慶長五年年甫て十七福島の役上杉の歩將北川傳右衛門と五十邊の東に戦ひ運に其首を獲、傳右衛門嘗て射藝を善くす。音羽小狐と稱する名弓を執る。此日香を戎衣に薰し決死を期す。此に於て重純名弓を併せ獲たり。又大阪兩役に從ふ元和五年累世秘藏する肩衝茶入を献す。眞山公之を珍とし堪忍と名づく。諸職を歴て給士頭となる漸く祿を増して六百餘石となる。重純が子早く死す孫を立て嗣となす。木工兵衛重倫と稱す。重倫子なし弟を以て嗣ぐ惣右衛門貞當と云。亦子なし佐藤信靜が次男を養女「實は妹なり」に配し嗣となす。三三郎爲壽と稱す。其後木工左衛門爲精、木工左衛門爲純、桃之亟爲始、爲始早死す嫡孫を以て承祖とす之を木工之進爲壽と云ふ。亦多病なり、爲壽が弟勇治爲能亦早世す、爲能が弟木工左衛門爲徳を嗣となす。爲徳子なし只野伊賀行義が第二子木工左衛門爲幹家を承く、爲幹が子總右衛門爲由。

眞山校資料。往古は邈として考ふるに由なきも、聖武の朝玉造郡軍團に屬し、降りて鎌倉幕府の際葛岡郡を畠山重忠に賜ふと東史に見ゆ、されば當時同氏の所領たること明かなり。戰國の末代信州より眞山左衛門移りて領し、同時に地を眞山と名稱せり伊達氏之を征服して部下と爲せり。當時伊達氏は門閥將幹の士に在所を給し支配地を興へ、大小の諸役を定め奉行。若年寄。出入司。評定役等を設け、又町奉行郡奉行を定むるに當り領内を南方北方中奥奥の四部に分ち郡奉行を置き、其下に横目穀改め代官村定役より大肝入。肝入。大組頭。組頭。檢斷。村年寄。町年寄。半肝入等を置き各事務を掌らしむ。

第六節 藩制の地方統治

一、藩 廳

【郡奉行】郡奉行は三百石以上六百石以下の大番士より隨時に拔擢任命して。擔當區域の郡政を總督せしむる隨時の職官にして永世官にはあらざるなり。陸奥國領内二十一郡を分區して、南方・北方・中奥・奥の四區と爲し、一區に一

の郡奉行を配置し、財用方取切奉行の配下に屬し、山林奉行を兼掌するを常とす。玉造郡は中方奥と稱する區域に編入し、岩出山本郷村に配置せる横目付・穀改め代官・大肝入・村肝入・組頭・町檢斷・村年寄・町年寄・判肝入等の諸役を監督す而して郡政及産業を指導し、橋梁・溜池・築堤に關する土工は、總て郡奉行の直轄に屬するを以て、「御郡」御郡役「普請」と稱して費途及び夫役は即ち郡の公費に算入して徴收す。常に受持區域の郡内を巡察し、代官以下の事蹟を檢校し、又勸善懲惡に力を擧げて風教を補佐す。

武家職官考。郡奉行。又有郡代大代官等之稱。總管租稅及郡諸務。以指揮衆代官。

【代官】代官は常任官にして、領内各郡樞要の地に會所を設置す。代官の駐屯する官衙を代官會所と云ひ、租程及び金穀の出納を司る役所を御割屋會所と云ひ、政事斷決の事務所を郡横目會所と云ひ、郡内各種の諸事に従事する詰所を大肝入會所と云ふ。以上の官署を汎稱して會所と云ふ、その職務權限は漸次に増助し、郡奉行の職權も遂に代官に移牒し、自然に郷土的な地方分權の形勢を醸すに至る。文政七年三月、郡奉行の職責は代官に移換せる其の一なり。代官より各大肝入に通牒したるの一例左に。

- 一、村役付持高、御雇御免相成候分、移代時々御郡奉行衆、御開判申受候分被相懸、御代官開判首尾可仕候。
- 一、諸役出減之内清酒役等、御郡司(郡奉行)衆御開判相出、御代官開判首尾致度、御物成同様前々之通、出高増減相記、其年々之分整早春取調、一紙御開判可申受候事。
- 一、御圍取百姓一人前へ一俵づ、被貸下候義被止、極難澁にて難渡分者勿論、拜借高之義は折入吟味相盡候上、是迄之通御開判相受首尾可仕候、且水火難危急凌之分に限、御代官取計追而御開判可申受候可仕、年々巻返御郡方横目相改候節受拂高爲相出、右石高前々之石高、増減爲相記、不足に候は、年々作毛取合備繼候儀吟味可仕候。

二、地 方

【大肝入】大肝入また大庄屋と云ふ。代官支配の下に村肝入以下の定役を督す。郡の大小により定員なし、本郡に大肝入を配置すること二名、賦役・租稅・戶籍・生産を司り、兼ねて司法聽訟の職權を有し、非爲の徒を檢束逮捕、重罪は評定所に送致し、輕微の犯罪は「奴」(やつこと)稱して、邸内に押置して、雜役に服さしめ、改悛の狀顯はるに至りて、家に歸らしむ。行政と司法を兼ねたる職掌なりき。

文政三年六月十三日藩制。在々徒者締役。大肝入一抜に一人づ、御吟味可被申付候、右締役是迄諸上納取立等之義にも、召仕候事に相聞得候處、召捕者等の外には一切召仕申間敷候、締役假役加勢、尤徒者締役下役と申者在之候は、相除、此末一切申付間敷事。大肝入の在職中は、藩士の次席に列するものにして、財力豊かに徳望の高きもの或は一廉の功により大肝入有格者より撰拔するを常とす。而して永世官にして世襲するは、古制に則りたるが如し。去れど子孫にして其の器にあらざるもの、又は幼者にして父業を繼承し能はざる場合に限り、大肝入格の資格を有する者より撰擇する亦古制に據りたる傳統的慣行なるべし。故に嫡子は、父に代りて大肝入の事務を行ふことを常とす、然れども代理の場合には、苗字帶刀に就ての制令あり。制度及職務左に。

文政十年二月六日藩制。病氣指合等之節。嫡子之者親名代可相勤程之者に對し、刀相帶候様相濟候事に候條、各其心得首尾可在之候、但苗字相名乘義者、他所應對之外被相禁候。

一、部内一般の行政を掌り、兼て司法警察の事に任ず。一、肝入以下を指揮監督し其の進退を代官に具狀す。一、諸稅及土木山林戶籍の事を掌る。一、官の布告令達を郡内に公示し、人民の諸願届に與書す。一、郡内經費の徴收及び支出を司る。一、共同財産の監督、窮民の救濟、農作の視察獎勵、民事上の檢視(代官の財務代理)追放刑の宣告(特命ある場合)庶民犯罪取調、孝子節

婦の賞與具申、部内に於ける他藩關涉事故處辨。

【肝入】 肝入。大肝入の配下に屬し、五人組合を支配し、郷土の治安を保持して克く朝憲を格守するの役名にて、元は庄屋とも又名主とも稱し、今の町にありては町長、村にありては村長と稍や匹儔するに似たり。但し藩制時代にありては、町には檢斷の職務を兼攝し、村には囑託に依り、地肝入を兼ねを例とす、苗字常刀の資格を有せり。中村日向奉行時代には、苗字常刀を禁制したることありしも幾もなくして舊制に復せしことあり。

常に在りて自家の營務に従事し、傍ら他の業程を營むことを得るの便あり。肝入に各種の名目あり、小肝入あり、疆域廣潤若くは地勢不便の地にありては、一村中二名の肝入を置くことあり、之れを小肝入と云ふ。寛政年間に此制度を廢止す。判肝入あり、専ら雜稅を司る、恰も稅務官吏と町村の收入役を混色したる如き事務を執行す。地肝入あり藩士に食祿を與ふ。何村何十何貫也と各地に分與せらる。例ば彈正は岩出山に在りて志田郡鷹巢村、又茂庭は松山に在りて宮城郡小鶴に領土を有するが如く、分與の各地所より生ずる一切の權義を委任せられたるもの、現今の土地管理人に酷似す。二才肝入あり、其の居住村内より産出する産駒に關する一切の事務に執掌のもの、現時の産馬小地區に於ける取締役と其の揆を一にす。その他領内に沿海多し、晨とに藩主は製鹽の業を創む、製鹽、山林の制度と共に鹽場に關する事務に従事せしむる役を名けて、場肝入と云ふ。村肝入の職務規程及びその權限を擧ぐれば、概ね下記の如し。

一、大肝入の指揮に従ひ、部内の事務を總理す。一、貢米雜稅の徵收及び、賦課臺帳の調製並に、農作景況帳簿の調製。一、民籍及び牛馬籍の調査並に土木工事の設計。一、諸願届の連署、無告者奇特者の調査並に大組頭以下の監督及び進退具狀。社會事林。名主、町村の長なり、名主とはも名田の主といふ義なるを、後世は百姓の長となりて、一村の事務を處分し、地頭

名主の役所へ上達する者の稱となれり。和訓栞に「なぬし」東鑑に「小草井名主記六九重」と見えたり、名田を帶せる主といふ義也今も坊正、里正をすべといへり。鎌倉の始官位なれば、多く田畠をもち、廣く軍役を勤る者を大名といひ、さもなき者を小名といふも此義也といへり。

新猿樂記。數町戸主大名田堵と見えたり、又名主職といふ事も、鎌倉の代に見えたり、名主百姓とならべいへり。

農政座右。名主は名田の主と云ふことにて、田地多く持する者を云ふ。古へに御名代と云あり、名も代も共に田地の名也。後には村長の稱となれり、名田は占田なり。

東鑑。元久二年公文名主の訴、建曆二年常陸那珂西沙汰人等兼行。地頭可令安堵名主之由被仰下。寛元三年上總國米澤村名主職事。寶治二年西國名主庄官等と見え。

貞永式目。惣地頭押妨所領内名主職事なども見え、庭訓往來に、御領田堵土民主庄官等とあり。其後應仁記に。國々の名主百姓と見え。森本氏文書。文明十七年六人名主之次第などあれば、引續きて今に至りしものと知られたり。

【大組頭及諸役】 大組頭・組頭・檢斷・村(町)年寄・判肝入の諸役あり。而して町若くは村に各々五戸を一團とす。蓋し周代に權興し、徳川の初期に初まり、特定の任務を負はしめたるものなり。先づ職責の大要を大組頭より漸次に叙述する左に。

大組頭。肝入の指揮を受け、土木及び諸納米金の督促、組内沙汰故障の勸解説諭。

組頭。法令を組合に周知せしめ、組合一切の事務を掌る。

檢斷。驛々にありて、人夫・驛馬の繼立及び驛傳一切の事に任ず、諸願届を大肝入に進達す。

村年寄。肝入檢斷の指揮に従ひ、村内の取締り事故ある時は之を評決處理す。

町年寄。村年寄と同じ、但し檢斷の代理を務むることあり。

判肝入。商業に關する事を掌り、諸稅を徵收し、海河に近き所にては船舶を檢査す。

五人組。堅實なる小團體なり、一組の定員を五人とし之を一伍と名づく。一人の首長を置きて自治の基礎と爲す。更

に四隣に及ぼして相祐くを快とす。共存享樂の乾坤地なり。故に五人中の一若くは二にして、不幸不運の輩あり、稼穡の業を親ら果し得ざる場合は、残れる輩ら競ふて之を援護し補掖して難を救ふ、而かも不幸荐りに連發し一家を支ふるの力なく、一家離散若くは斷絶したる「枯却禿」の場合は他姓の二、三男を擁立して、廢家を紹續せしめ、廢家の氏姓を冒かさしめて、祖先に捧ぐる香烟を絶えざらしむ。

要するに上記を更らに約言すれば、國老(奉行)以下代官に至る百僚の諸官は藩主に直屬し、大肝入以下一伍に至る傳統的自治性の持續者にして、恰かも國老の腦管は傳へて一伍の活躍となり、村には肝入、郷若くは郡には大肝入あり中央に郡奉行代官ありて、官民の間に介在し、領主の綏靜に汲々乎の跡歴然たりき。殊に大肝入以下を鼓舞作興し、勵するに古側に鑑み、世襲的永世官の好餌を與ふるに奮ならざりしは、對症投藥に抜目のなき、獨眼龍の遺法を歴世の藩主克く之を繼承し、國老以下之を遵奉したる統治の偉績上記の如し。

三、町村一般

前記の藩制に準據し玉造郡内に於ける地方行政の概要を、提出の資料に基き一、三町村の史實を列舉する下記の如し。

【鳴子町】 藩政時代に於ては町村團體を以て行政の基礎と成し、肝煎・大肝煎等を置きて町村の行政を執行せしものゝ如し。

肝煎は現今の町村長の職にして、大肝煎・大庄屋は恰も郡長の職なり。當地は元鳴子村と稱し肝煎には湯元の遊佐勘左衛門代々相勤め、大肝入には尿前の遊佐平左衛門代々相當り明治初年に至る。

【鬼首村】 藩制時代には現代の國有林と稱する森村の大部分、仙臺藩有にして村民は俗に「お林」と稱し、藩に於ても之が管理の爲「山守」二戸を村民中に求めて命じて取締を成さしむ。今日の森林保護官區に屬するが如し。一般村民は、仙臺藩直屬にして藩士

の知行地にあらず、地租も隨つて穀納に非ずして金納なりき。地租の賦課の如きは殆ど肝入組頭等によりて決せられしが如し。村内には左記役名のもとに行政の事に任じたりき。

一、肝入。今日の町村長に當るが如く又、町村會の仕事をもなしたり。一、組頭。今日の區長と役場書記とを兼ねたるが如き仕事を取扱ひたり。一、檢斷役。今日の司直の事務に酷似す。一、制司役。或は制止役か、今日の警察事務に該當す。

以上の如き組織にて村内行政警備の事に任じ、更に各部落毎に組合を作りて毎半年に協議し、行事の遂行等につきて協議したるが如し。

【東大崎村】 徳川時代以前は姑くこれを指きて、徳川末期の政治主体は郡に大肝入あり、村に肝入ありき。村にも亦四五名の組頭ありしが、市町村制の發布に至るまで肝入は村扱となり、庄人・戸長を経て村長となるに至れり、今其の最後の肝入氏名を記せば左の如し。

名生村肝入 笠原長松。伏見村肝入 佐々木喜三郎。成田村肝入(三丁目村を兼ね) 澁谷平之丞。新田村肝入 門脇太惣右衛門。

【川渡村】 往時、大崎家侍大將湯山駿河守宗節の配下たりしも、後岩出山伊達彈正の支配するところとなる。行政機關として大肝煎・次肝煎・肝煎・組頭等ありて各其の職を移む、是等諸役は皆農民中より採り用ひしなり。引例すれば尿前より大肝煎・肝煎としては下宮大口等より出で、現在の濱田秀介氏は當時の肝煎の後裔にして、千葉喜惣右衛門氏家組頭の職に當りしなり、肝煎の名稱に次いで證人となり戸長、村扱と改稱せらる。

第七節 王制復古

一、大政奉還

【大政奉還】 慶應三年十月十四日徳川幕府第十五代の將軍徳川慶喜上奏して大權の奉還を請ふ。翌日之を許す。於爰、攝關以下の官職を廢して總裁・議定・參與の三職を置く。十二月八日中山忠能三條愛徳徳大寺實則等 勅を奉じて、

德川慶勝・島津茂久・淺野茂勳・山内豊範・成瀬正肥・田宮篤輝・中根師實・酒井忠温・西郷隆盛・大久保利通・岩下方平・後藤象次郎・福岡孝悌等を召して、小御所會議を開き左記の事項を議定す。

- 一、三條實美等七人及び毛利慶親等の官職を復して入京せしむること。
- 二、久我建通・岩倉具視・千種有文・富小路敬直等の出禁を解き、復飾せしむること。
- 三、會津藩の京都守護を停むること。
- 四、攝政關白將軍傳奏議奏等を廢して、總裁・議定・參與の三職を置くこと。

德川慶喜前記の小御所會議に參列せしめず、十二月十二日二條城を出て大阪に赴く。十四日權大納言日野資宗を後日輪東山の陵に遣はし王政の復古を告げさせ給る、又天下に政令一途に歸するを希告す。布告の全文三職の任官左に今より以後大小の政令、みな朝廷より出づ四方それ之を體せよ。

總裁熾仁親王・議定嘉彰親王・晃親王・中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之・德川慶勝・島津忠義・松平茂昭・淺野茂勳・山内豊範・參與大原重徳・萬里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本實梁・大久保利通・西郷隆盛・木戸孝允・後藤象次郎・福岡孝悌。

慶應四年三月十四日 明治天皇南殿に出御公卿諸侯を召し、親ら天神地祇を敬祭して五事誓約を爲させ給る、尋いて詔を下し給ふ。

- 一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
 - 二、上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし。
 - 三、官民一途、庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめん事を要す。
 - 四、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
 - 五、知識を世界に求め、大に 皇基を振起すべし。
- 我邦、未曾有の變革を爲んとして、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす。衆

衆亦此旨趣に基き、協力努力せよ。

御一新に付而告。王政御一新に付而は、速に天下御平正萬民安堵に至り、諸民其所を得候様、御煩慮爲在候に付、此折柄、天下浮浪之者在之候に而不相濟、自然に今日の形勢を窺、猥に士民共本國を脱走致候儀在之、不埒之所業致候節は、主宰之者落度たるべく候。尤も此御時節に付、無上下 皇國之御爲、又は主家之爲節等存込、建言致候者へ言路を開、公正之心を以其旨趣を盡させられ、依願太政官代へも申可出被仰出候事。但今般總而、士奉公人は不及申に、農商奉公人に至る迄相抱候節は、出所篤と相糺自然脱走者相抱、不埒出來御御厄介に立至り候之節は、其主人の落度たるべく候事。三月 太政官

出候事。 三月 太政官

德川慶喜大政奉還の日、即ち慶應三年十月十四日德川討伐の密勅は薩長二藩に降下し、又正親町三條實愛外二公卿より會津桑名誅戮の密書も二藩に傳達せられたり。戊辰戰史の查覈に資する亦徒爾にはあらざるべし。考證下に。

參議 大江敬親 右近衛權少將大江廣封
右近衛權中將源 久光 左近衛少將源 茂 久

詔。源慶喜籍累世之威。將闔族之強。妾賊害忠良。數棄絕王命。遂矯先帝詔。而不懼擗民下於溝壑而不顧。罪惡所至。神州將傾覆焉。朕今爲民之父母。是賊而不討。何以上謝先帝之靈。下報萬民之深讐哉。是朕憂憤所在。諒闇而不顧者。万不得已也。汝宜朕之心。殄戮賊臣慶喜。以速奏回天之偉勳。而措生靈于山嶽之安。此朕之願。無敢或懈。會津宰相 桑名中將
右二人。久滞在輩下。助幕府之暴。其罪不輕候。依之。速可加誅戮旨。被仰下候事。十月十四日 忠愛・實愛・經之
長門宰相殿・同少將殿・薩摩中將殿・同少將殿。

二、鳥羽伏見の戦端

慶應四年正月三日徳川慶喜召に應じ會津桑名の二藩を従ひ大阪城を出て伏見に至り關を開かんことを請ふ、薩藩伊知地正治・長藩山田市の亟等曰く「命ヲ期廷ニ請ヒ而シテ後チ開クベシ」と、會・桑の士命を待つ久しくして判らず。此の時長の參謀大村益次郎令を發して會・桑二藩の士を砲撃す。(一説に津藩藤堂の士、誤りて大砲を幕軍に向け發射せり)會・桑の二藩應戰の己むなきに至れり。翌四日仁和寺宮嘉彰親王錦旗を擁して戦ひに臨み負はしむるに朝敵の名を以てす。上記の密書は既に前年にあり、今又伏見發炮の舉あり。

當時紀州藩の檄を飛ばして助幕説を唱るや、水戸藩之れに應じて「全ク名義ヲ借り、天下ヲ紛亂致シ候迄ノ義ニハ候ヘドモ其動亂ニ乗ジ、大權ヲ奪ヒ候奸謀黠策モ計リ難ク候」と、通牒したりしと云ふ。

慶喜大阪より江戸に還り、上野に屏居し輪王寺宮公現法親王駿府に至り、大總督熾仁親王に面し、請ふ所あり。慶喜復た勝安房・山岡鐵州をして、參謀西郷隆盛に會し、折衝よく江戸城の攻撃を止め、慶應四年四月四日 天皇、橋本實梁・柳原前光に詔を傳へ、江戸城を致し、慶喜水戸に退去し、田安龜之助をして宗家を繼がしむ。

三、討會沙汰書の訂正

慶應四年正月十七日但木土佐成行京都に在り、太政官假建所に出頭せしに、左の命を受く。

仙臺中將

會津容保、今般徳川慶喜之叛謀に與し、錦旗へ砲發し、大逆無道既に可被發征伐軍之處、其藩一手を以て可襲撃本城之趣出願、不失武道憤發之條、神妙之至御満足に被思召候、依之願通被仰付候間、速に可 奏追討之功之旨 御沙汰之事。

同日、米澤藩主上杉彈正大弼・秋田藩主佐竹右京太夫・南部藩主南部美濃守へ應援すべき旨を達せられたり、左に。

思召有之、別紙の通り仙臺中將へ 被仰付候、隨ては其藩に於て兼て被聞召候儀も有之候に付、俱々勉勵應援可奏成功之旨、御沙汰候事。

仙臺藩、嘗て一手襲撃の出願を爲せしことなし、當時説を爲すものあり、但木土佐の出願なりしに、大童信太夫之を不可なりと爲し、土佐を攻撃するの資に供さんがための説なりと、一手襲撃の出願の無實なりしは正月二十日の訂正により證せらる。全文左に。

仙臺中將

會津容保、今度徳川慶喜の反謀に與し、錦旗に發砲し、大逆無道可被發征伐軍候間、其藩一手を以て本城襲撃速に可奏追討之功旨御沙汰之事。正月。

上記の御沙汰書は正月二十日太政官代より但木土佐出頭して之を受く。先是。仙臺藩討會出願にあらざるを抗議したる経路に就ても三様の説あり、即ち一は大童信太夫が、正親町三條實愛卿に質したりと、一は但木土佐が、三條西季知卿に對し訂正を請ふと、一は訂正交付の請ひ無しと。参照左に。

仙臺藩戊辰史。評議の末、翌十八日大童信太夫假建所に出頭し、正親町卿に謂て曰く、慶邦未だ曾て會津追討を出願せしことなし、然るに御沙汰書中に、一手を以て本城を襲撃すべき旨願云々とあり、何等の錯誤に出づるにあらざるか。謹みて伺ふと。正親町卿は取調の上、追て沙汰すべき旨を答へられたり。

同書。但木成行參與三條西某に面して謂て曰く、弊藩曾て追討を出願せしことなし、此の命令の文中に出願云々の語あり、訂正して交附あらんことを請ふと、參與曰く、武門の面目之に過る者なからん。訂正の必要を認めずと、成行曰く名實相反るは事の正しき者にあらず、朝廷にして斯る瞬昧の義あるべけんや、と。

同書頭註。此事唯出願せしことなしと詰問したるのみにて、訂正交附を請ひたることなしと、覺えたり。

會津追討の御沙汰書を受くるも未だ錦旗の交付なし、仍りて在京但木土佐・遠藤小三郎・大童信太夫・坂本大炊・一條十郎等會して錦旗を要請せんとし、遠藤小三郎太政官代に出頭せり。錦旗を仙臺藩にて作製すべしと。以て當時の一斑を知るを得べし。

仙臺藩成辰史。遠藤小三郎は議定役所に出頭して、錦旗の下附を求めしに、朝廷にも有合なき故其の藩にて作るべしとのことなりければ、坂本(頭註に坂本は切に木戸に面會せんことを望み、一條に其の同行紹介を求めし爲めなり)大炊憤然として曰く、朝廷より下附さるればこそ錦旗も神聖なれ、藩にて勝手に作らば何の値ひかあらん。代金は藩より上納しても可なり。飽まで旗を以て下附されんことを請はざるべからず、と。是に於て但木は一條十郎をして此事を周旋せしむ、蓋し一條が豫て木戸孝允等と腕懸なるを知らばなり。翌早朝一條は坂本と共に木戸を訪ふ。(頭註木戸は更に坂本を三條卿に紹介して面會せしめきといふ)此時木戸は感冒の爲褥中にありしが議直ちに決し、朝廷より下附さるべきこととなれり。

藩主伊達慶邦(樂山公)二月十日家臣に教書を下し告ぐるに、討會の命を以てし、且つ併せて將來の心得を命じ、大條孫三郎をして建白書を闕下に奉呈せしむるがため、二月十四日日本郡寒風澤港を抜錨し、海路京都に行かむ。教書左に
徳川家叛逆に付追討被仰出、會津を予一手を以て襲撃すべき由等之御沙汰、別紙之通に候間一統拜見可仕候。然に方今外國の覬覦も有之折柄、右様内亂を催し候ては却而。皇國之御大事に可相至と深く心痛の事に候、依ては干戈を不被爲動、非理曲直分明に被相糾公平之御沙汰を以、神州を泰山の安きに被相置候様途奏聞候存慮に付、此度大條孫三郎上京申附候、乍併如何なる形勢に立至候哉も難計場合に候間、何れも軍忠を盡し武名を輝候様厚く相含、早々支度罷在指圖次第出陣之心懸可有之、猶右に付存慮之旨も候は、可申聞候事。

二月二十三日牧野大勝京都より急使として來仙、早々會津に討入るべき旨大政官より督促の由を傳ふ。仍りて坂英力但木土佐の兩奉行に軍務一切を擔任せしむ。當時討會派と非討會派あり、討會派は三好監物・眞田喜平太・泉田志摩・葦名頼負・増田歴治(繁幸)等にして、非討會派は坂英力・安田竹之輔等なり。先づ出陣の準備を整へ、城下の警衛を主

とし長町口・原町・堤口・愛子入口八幡町に關門半子町口に番所を置き武頭足輕を警衛せしめ、更に三月十五日關門警固のため、刈田郡越河關門警固卒銃二小隊長熊澤今朝之助・宇田郡駒ヶ峰關門警固卒銃二小隊長三浦源太夫を派遣す。

四、九條總督松島上陸

慶應四年三月二日京都を發し、十八日寒風澤に投錨、東名濱に上陸し山本久米藏の家に宿る。十九日三好監物東名に出迎へ、二十一日觀瀾亭に宿陣す、總督以下官職氏名及兵員左に。

奥羽鎮撫總督從一位九條道季(二十九才)・副總督從三位澤爲量(五十才)・參謀從四位少將醍醐忠敬(十九才)・參謀薩藩士大山格之助綱良・長藩士世良修藏砥徳・薩藩隊長和田五左衛門・同斥候樺山彦右衛門・同半隊長山本治郎兵衛等戰士八十六人、雜兵役夫百二十八人、長藩隊長桂太郎・同小隊長栗谷市太郎・同半隊長飯田千歳等戰士百六人、雜兵三十人、筑前藩應接永田愼七郎・隊長大野忠右衛門・監察杉山新五右衛門・銃隊長貝原市之進・安永駿・菅彌一右衛門・和田市之丞・神尾七兵衛等戰士百人、雜卒三十六人、總督付諸大夫鹽部少輔・朝山刑部・權少輔谷中書・戸田主水外兵九十七人、副督兵三十四人、參謀兵十三人。

東名に上陸のとき、大山綱良は横濱商人より釜石に輸送する神奈川奉行の送狀あるがため幕船なりとし、西洋形帆船一艘を捕拿し、砂糖及び陶器外數千金を奪ひ、商人を追放したるを目撃し、各藩士及地方人は大山參謀の横暴に憤慨するものありしとふ。二十三(二款)日伊達慶邦奉行但木土佐を隨へ松島に向觀瀾亭に總督に謁せり、その時左記二通の命あり。

仙臺中將

右早々人數差出、會津へ可討入事。策略等の儀參謀可申談候事。會津先陣仰付候、付ては彼國情探索等精々行届可申に付巨細御本陣へ可申出事。

三月二十二日總督一行松島を發し、鹽竈に一泊二十三日石母田正親等迎へて養賢堂を以て總督の本營とし、同夜執政參政等三卿に謁し參謀等に接す。葦名靱負・眞田喜平太を下參謀に、中村宗三郎を應接役とす。世良修藏軍務局坂英力但木土佐を責めて曰く。「討會ノ出兵緩漫ナルハ何ゾヤ、期命ヲ輕侮スルモノト云ハザルベカラズ、如何」と。但木・坂の二人云ふ。「決シテ期命を輕ンズルニアラズ、命ヲ受ケテ以來隣藩トモ協議シ夫々準備周旋スル所アリ」と答ふ。修藏曰く、「協議周旋竟事ノミ其藩ハ只速カニ出兵シテ賊ヲ討ツベシ、一刻モ因循を許サズ」と殆んど暗啞叱咤の概ありしと。藩内騷然、或は討會の出陣に乗じ仙臺城を占領せんと、又養賢堂附近に怪火あり、搦田・澁谷兄弟鎗を携げて迫りしことあり、仍りて茂庭周防に養賢堂を警固し大番士小野志津馬に城下を警邏せしむ。

三月二十六日榴岡櫻花滿開、澤副總督・醍醐參謀・世良修藏等薩長の諸隊長及び附添役榎木五左衛門と共に、梅林亭に宴を張る。一行酔に乘じ驕態を極め、淫褻の亂行あり、總督府を神聖視するもの憤慨するに至れり、修藏榴岡の宴に一首を詠じ、後ち三好監物に示す監物の返歌あり。

陸奥に櫻かりして思ふかな花ちらぬ間に軍せばやと 修藏。 茂盛り色よき敵に會津山討散さではいかに置くべき 監物。

三月二十七日五靈櫃の先鋒伊達筑前の一隊仙臺を發す。當時討會の部署を定め、五靈櫃口・湯原口・(一ノ手二ノ手)土湯口・中山口・石筵口とす。慶邦四月十一日兵を帥りて仙臺城を出て、十三日白石城に達し本陣とし、諸軍を指揮す十二日鎮撫使本營を岩河館に移す。討會部署等左に。

會津國境五靈櫃口先鋒。手勢三大隊、一門伊達筑前大砲一隊、參謀和田織部、監察加藤十三郎。大番士銃隊三小隊(應援)卒銃隊四小隊。大砲一隊、大隊長鮎貝太郎平。外兵糧奉行兼陣場奉行一人、統取一人、役人三人、足輕二十人、山立獵師二十人、兵具方役人一人、醫師二人。

刈田郡湯原口先鋒一の手。手勢一大隊、一門伊達藤五郎大砲一隊、參謀增田歷治、監察片平信太夫。大番士四小隊、足輕三小隊。大隊長伊東相模、大砲一隊、監察櫻田春三郎、外附屬兵糧奉行以下前同斷。

刈田郡關宿湯原口二の手。手勢四小隊、一門伊達彈正(岩出山)大砲一隊、參謀高城左衛門。

會津國境土湯口。大番士三小隊、大砲一隊、大隊長瀨上主膳、附屬二小隊主膳手勢。同二小隊伊達極樂院指揮、監察姉齒武之進。同 中山口、手勢二大隊、一門伊達安藝(浦谷)陣代。大砲一隊巨理此面、參謀奥山十之進、監察白石七郎右衛門。

同 石筵口。大番士四小隊、大隊長大松澤掃部輔、大砲一隊。監察東儀平。

刈田郡越河關門警固。銃卒二小隊、隊長熊澤今朝之進。

宇田郡駒ヶ嶺關門警固。銃卒二小隊、隊長三浦源太夫。

四月十四日澤爲量陣を羽州新庄に移す、十五日醍醐忠敬岩沼を發し、白石に慶邦に會し、十六日修藏と共に福島に向ふ十七日松崎仲太夫京師より來り、慶邦に謁し太政官下付の書を捧呈す。全文左に。

伊達 陸奥守

其方儀、先般被 仰出候 御沙汰之旨奉畏、此節會賊追討勲絶可有之處、未だ捷報不相奏、震襟不被爲安候。抑會賊大義を不辨天恩を奉忘、却徳川慶喜返逆を助け候罪惡、不容天地候處、遠邑邊陲之向々京師之情實不通に付、賊徒等甥に救應之使節等差向候哉にも相聞不容易儀に候、然處其藩に於ては、奥羽之大鎮殊更曩祖政宗朝臣勤王之偉功を以天下に流芳致候名家に有之候て、領國近地右等之賊徒跳梁致し、使節等諸向へ差向候様之儀も有之、自然治平遲緩に相成候ては、實に其藩曩祖以還之武名に拘候義にも相當可申に付、其方父子戮力協心且接近之諸藩を鼓舞致し、一舉にして會賊誅劬奏功有之、依て今般嫡子左京大夫歸國御暇被 仰付候間、只管 毅旨を奉戴し不日可奉安 宸襟之旨。御沙汰に候事。

五、伊達邦直の出陣

慶應四年正月朝廷より仙臺藩に對し會津征伐の令至る。其の四月一日邦直會津征伐の帥に參す邦直時に年三十五、天

地風雷龍虎長蛇の八小隊を編成し總勢五百に將となり、軍を刈田郡七ヶ宿に進む同所に滞在すること前後二十日間、後令により白河口に轉陣戰將に始まらんとす。茲に於て敵狀偵察せんとして強勇の家臣野村金右衛門敵に捕はる。然るに形勢俄に一變し、會津を伐たざるのみか、奥羽二十六藩聯合して西軍に當るに及び邦直軍を治めて岩出山に歸へる實に同年閏四月一日なり。是より先秋田藩破盟の説頗々たり。蓋し邦直の歸陣は秋田藩に備へんとせしなり。同年五月二十三日秋田藩に當るべき羽州應援として、仙臺藩より大隊長染川播摩を庄内に派遣せり、邦直茲に於て城中の軍を提げて尿前に進軍す。播摩秋田藩に破盟の罪を質すべく軍使を派す。而して一方後援諸隊に出兵を促す、邦直部下皆川一郎を精兵一百に將たらしめ進軍せしむ、然るに彼は軍使を殺害して歸らしめざるのみか、薩長の兵と力を合せて仙臺藩兵鑿殺するの謀議を決し、桂太郎の率ゆる長肥の隊不意に襲撃し來り防戰甚だ努めしかど施に衛なく、隊長播摩戰死し諸隊敗走せり。岩出山兵亦退軍の止むなきに至り尿前まで引き返す。而して再度の出軍を謀り安積權兵衛をして二百騎に將たらしめ、佐沼城主巨理大吉の兵及び各藩の兵と力を合せ共に、新庄金山雄勝院内湯澤横手六合順口川等に轉戰連戰連勝破竹の勢を以て、秋田藩及薩長の兵を擊破し同藩の南部一帶を略取せり。此の時に當り南部白河口相馬口共に破れ仙臺藩主歸順するや、秋田口の兵を納めて九月下旬邦直岩出山に歸館す。

六、會津藩主の謝罪

四月十九日瀬上主膳の兵、土湯口の鬼面山に會軍と戰ふ、二十六日米澤藩木滑要人・片山仁一郎、上杉侯の命を帶び白石に來り、但木土佐・石母田正親に會し、會津宥保謝罪の旨を開陳す。二十九日坂英力・但木土佐・眞田喜平太・國境關宿の軍門に、米・會二藩の使臣を延見し、開城・削封・首謀者首級を條件とし更に歎願書を携ふべしと約して散會

閏四月二日醐醒參謀の督勵あり、二日中山口の將巨理此面の兵盡下關門を破り、石筵口の將大松澤掃部輔幕鳴關門に會軍を走らす。四日會津宥保の降伏謝罪の歎願書到る。總督に届けて休戰を命じ、奥羽列藩の老臣を白石に會し十一日米澤侯と共に謝罪の歎願書と、奥羽列藩家老の連名を九條總督に捧ぐ。歎願書の全文左に。

會津歎願書

弊藩之儀は、山谷之間に僻居罷在、風氣陋劣人心頑愚にして、舊習に泥み世變に暗き土俗に御座候處、尤寡君京都守護職被申候以來乍不及

天朝尊崇奉安

宸轍度一途之存念より他事無之粉骨碎身罷在、萬端不行届之儀には候得共

朝廷之御垂憐を蒙多年間何とか奉職仕居、臣子之冥加無此上難有奉存、鴻恩萬分之一も奉報度、國國奮勵罷在奉對 朝廷御後閣體之心事神人に誓ひ毛頭無御座、伏見一舉之儀は事卒然に發不得止次第柄に而、是亦異心等有之儀には毛頭無御座候得共一旦奉驚 天聽候段奉恐入候次第に付、歸邑之上退隱恭順罷在候處、此度鎮撫使御東下御兩藩へ征討之命相下候由承知仕候愕然之至斯迄奉憐宸憐候儀何共可申上様無御座、此上城中に安居候而は奉恐入候に付、城外に屏居罷在奉待 御沙汰候間、一視同仁之以御宥恕寛大之御沙汰被成下度家臣舉て奉歎願候。右之段幾重にも厚御汲量被下宜御執成之程奉懇願候 以上。

會津家老

慶應四年閏四月

西郷頼母近憲 梶原平馬景賢 一瀬要人重義

前記の會津歎願書に副ふに閏四月十一日付奥羽藩の各老連署し「奥羽各藩家老連署歎願書」と題せる願書を奏呈せられたり。文中「春夏之間ハ農時之甚急務トスル所ニ有之、自然民命之大ニ所關係ニ御座候間、是等之義共篤ト御諒察被成下今日之事ハ只ニ會津孤國耳之御處置ト不被爲 思召寛大之御沙汰被成下候ハ、實以奥羽御鎮撫之道赫然爲立候」云々。連署の藩名及び家老氏名左に。

伊達陸奥守家來 坂英力時秀。但木土佐成行。上杉彈正大弼家來 千坂太郎左衛門高雅。竹俣美作久綱。南部美濃守家來 野々村眞澄雅言。丹羽左京大夫家來 丹羽一學富毅。松平大學頭家來 三浦平八郎義實。阿部美作守家來 平田彈右衛門重世。相馬因幡守家來 相馬靱負胤就。佐藤勘兵衛俊信。秋田萬之助家來 大浦帶刀忠恒水野。眞次郎家來 水野三郎左衛門元宣。板倉甲斐守家來 池田權左衛門邦知。藤井伊豆守家來 渡邊五郎左衛門東。岩城左京大夫家來 大平伊織觀成。田村右京大夫家來 佐藤長太夫時教。生駒大内藏家來 推川嘉藤太末彬。佐竹左京大夫家來 戸村十太夫(以下追加判)戸澤中務太輔家來 舟生源右衛門。本田能登守家來 石井武右衛門。安藤理三郎家來 三田八彌。内藤長壽丸家來 茂原肇。六郷兵庫頭家來 六郷大學。立花出雲守家來 屋山内記。上杉駿河守家來 江口俊藏。津輕越中守家來 山中兵哉。南部遠江守家來 吉岡左膳。

上記の歎願書は受理せられず、人皆云ふ是れ偏に世良修藏一人の意に出づと。鎮撫總督は閏四月十五日仙臺・米澤兩藩主に宛左記の令を下せり。

今般會津謝罪降伏歎願並奥羽各藩添願書被差出、熟覽之處朝敵不可入天地に罪人に付、難被爲及 御沙汰、早々討入可 奏成功者也。 閏四月 鎮撫總督印

明治史要。 閏四月十二日仙臺米澤二藩、松平容保を救解するを謀り、諸藩と共に兵を擁して進まず、容保に説き城を致し罪を謝せしむ。容保屏居して恩裁を待たんと請ふ、諸藩乃ち連署し其書を併せて鎮撫九條道孝に上り、征討兵を弭めんと請ふ、十五日に至り道孝之を卻て其軍を督す。

容保の謝罪も奥羽諸藩歎願も、上記の如く鎮撫の卻く所となる。仙臺・米澤兩中將は、閏四月十九日鎮撫總督に届書を呈出して討會の軍を解く、抄録下記に。

固より降伏謝罪顯然之事に而、降る者は容れ拒む者は討候者、王者之兵に有之殊に更始御一新之砌、被爲動干戈候於 天朝必不被爲好旨征討總督府より御沙汰相成居候次第も有之、此上押而御征伐之命被相下候儀乍恐公明正大之御處置如何と奉存候。加之

當時農桑繁忙之折柄諸藩數萬之出兵徵發轉輸之苦に不堪、既に所々一撥等相起候勢實以不忍聞、最早蒼生塗炭に陥り候間、是迄出兵之口々解兵仕、猶又衆議相盡奉伺太政官候外他事無御座候間此段御届申上候以上。

閏四月十九日

仙臺中將 米澤中將

七、討庄の疑義

徳川慶喜大政を奉還し、辭官納地に及びても尙且足れりとせず、軍事を構へて討會討庄の軍を起し奥羽の山川をして兵變の巷となさしめ、奥羽の國民をして兵食に奔勞せしむ。薩の藩士大山綱良長の藩士世良修藏は、奥羽鎮撫使三卿に隨從し、下參謀の任に在り、王師の名を藉り私藩の怨みを會津藩主松平容保及び庄内藩士酒井忠篤に報せんとするが如き感を懐かしむ。

會津藩主は京都守護職の任に在り、元治甲子の京變に長軍を破り序いて討長軍の主謀者にして、降服せしめて國老の首三級を贈致せしむ。仍りて長藩の怨を購ふ、又庄内藩主は江戸警衛の任に在り、慶應戊辰正月三日薩人の掠劫暴亂を討伐し、西軍參謀部の薩摩屋敷を砲撃し、薩人をして舟に投じて走らしむ。之れより薩人の庄藩を惡むふと深かりき。慶應四年三月十四日副總督澤爲量薩人大山綱良及び薩・長・筑三藩の兵を率ゐて、關山を超え天童に轉陣せしは専ら庄内征伐の軍を起さんがため故らに事を構ふる名聞を捏造するが如し。

先是。三月朔日總督府は、吉田大八及び天童藩主織田左近將監に令達せり。此時柴橋陣屋に納米取立の事あり、且波浪の徒横行せり、庄藩之れを警戒せり、此の警戒の士をして強て庄兵の出陣と爲さしめ、討庄の名聞に藉らんとせり。令達左に。

柴橋陣屋へ莊内人数入込居り、且最上川筋舊年の收納米等差下し候も聞る、不奉朝命、朝敵同様の致方に付、討手被差向候事。
(吉田大八宛)

右羽州へ先導致し、早々人数繰出し置き、仙臺兵到着の上申合可討入候事。

織田左近將監

四月六日秋田藩士川井小六・岡内之丞仙臺に在り、總督府は二藩士に對し、討庄の令を發し津輕藩をして加勢すべきの令を下せり。會ま吉田大八仙臺にあり、大山・世良の下參謀に面し討庄の理由薄弱なるを説く、二人肯かずして此令を發せり。

佐竹右京太夫

今般羽州莊内征討申付候條、速に討入奏功可有之事。但生駒大内藏、矢島藩主へ嚮道申付候に付、右申合急に可討入候。

津輕越中守

右今般羽州莊内討征、佐竹右京太夫へ申付候間、爲應援早々人数可差向候事。但手配の儀は、久保田へ可申合事。

秋田藩士は上記討庄の命令に對し、總督府に詰問的書を呈出せり。(一)討庄を主とせば討會には應援せざることを、(二)討庄の罪名なきこと。(三)庄内謝罪のときの許否。(四)重臣召喚用向の輕重。にして藩主に復命せんがため之れを伺ふ、と。總督府は前記の書に對し、左の如く指令せり。

羽州莊内罪狀の儀は、徳川慶喜奉天朝暴發逆道を不奉恐入、關東へ遁去之後尙恢復を主張し、剩へ舊冬關東回役之節、無故嫌疑を以て諸藩邸へ砲撃致し、燒掃候に由る者也。

此時庄内藩主酒井忠篤は在官位の身にして而かも三萬金を總督府に献納して、勤王の實功を擧げんことを冀ひ居るに當り、討庄の師を起すに至りしは薩邸燒拂の舊怨に過ぎざりしは上記の指令に明かなりき。後ち閏四月改めて庄内藩主に令を下せり。

酒井左衛門尉

徳川慶喜御處分之儀者追々御沙汰之趣も有之候通、獲逆顯然其罪天下萬民俱に所知にて、遂に恐多くも御親征行幸被爲遊、深く被爲憐震憐候處、今日に至り慶喜始め江戸表に於ては、全く恭順謹慎之道相盡し候折柄、其方事既に當正月三日以來大變動に立到候事蹟承知し乍ら、賊魁松平肥後其他兇徒共に與し、益暴威を募り官軍へ抗し、萬民塗炭之苦を不辨、言語同斷之次第天人俱に所惡に候依之被止官位候條、家來之者に至る迄、一切入京不相成旨被仰出候事。

薩の大山、長の世良上記の如し。總督九條道孝、四月二十五日白石本營より醍醐少將を召喚し、平坂信八郎を使として世良修藏の出張先に遣はし召喚せらる。此日白石城中に議論沸騰し非戰の建白出づ。

仙臺藩戊辰史。醍醐、世良等を召喚せんとしたるは、如何なる用向なりしか知るに由なし、但し此頃會津が降服謝罪すべしとの説専ら傳はり、九條總督も之を期待し居られきといへば或ひは之に關する協議の爲なりしならん歟。尤も總督は仙臺藩にして會津を説得して開城降服せしむるを得ば、皇國の爲め慶すべき次第なりとの意見にて、仙臺藩が若生・横田等を勸降使として、會津へ遣はしたることに内々同意し居りしもの、如し。又澤副總督も羽州出張、會津若し降服せば討征を要せず、と、仙臺侯に對して明言せしことあり。總督副總督の意見は斯くなるも、薩長參謀は士戰論を固執せり。又長州人にして仙臺大年寺の庫裡に勤め居りし僧良完(又惠眼弗といふ小羅浮山人と號し詩歌を善くす、但木土佐等と親善なりき、世良と相識るに及び總督書記となり軍務に従ひ江戸其他に往復す。世良の殺されし後逃れて函館に至り更に羽州に入る。或は曰ふ羽州に戦死すと)なるもの世良參謀に屬して萩野春一と名乗り處々を彷徨し、四月下旬本宮に現はれ「京師にては九條・醍醐の諸卿が奥羽に下りて戦争も開かせ得ず、因循に過ぐるな不都合故官職を奪ふべく、又仙臺藩も同様因循なるが故封を刪るべしとの風評専らなり」と言ひ觸らしたる爲め、大越文五郎等は之を聞き、そは一大事故直々白石の本陣に行き言上せられよとて、松崎宗七郎を附して遣はしたるが途中より何れへ行きしが不明となれり、同人は國家の機密を漏すの嫌あり、安田竹之輔は小島勇記をして之を捕へしめんとしたることあり。遂に踪跡を晦ましたり。

八、戸田主水の上書

總督府近侍監察戸田主水は大山、世良の專横に憤慨し、薩長の横暴遂に奥羽の大亂を激成し、總督の一身に不慮の禍害あらんことを憂ひ、直言して世良の憎む所となる。四月二十七日一書を總督に上り、其夜總督を脱して逃る。書は此の秋一條十郎桑折に主水に會し、上書の草稿全備せず、更に記憶を辿りて草して示されよと、主水首肯して書を綴り、之れにて原文と字句の相違あるまじと渡されしもの即ちこゝに收むる所なりと。仙臺戊辰史欄外に註せりその全文左の如し。

鎮撫の事たる鎮むるなり。撫つるなり。人民を鎮め撫つるは殿下の御職掌にして、猥りに兵威を以て人民を壓服し給ふの謂にあらざるや明かなり。臣主水殿下御東下以來大山世良兩參謀の爲す所を觀察するに、殿下の爲に痛嘆せずんばあるべからざるものあり請ふ之を陳せん。

寒風澤御着港の即日東名濱にて大山參謀は、江戸の商某の商船及び貨物を敵地の物なりとして掠奪し、號して分捕といふ、臣主水軍旅の事は之を知らず、然れども嘗て聞く、古昔武田氏甲斐にあり、甲斐皆山國壘を駿相二國に仰ぐ、駿の今川、相の北條計を合せ商賈に禁じ甲斐の鹽漕を絶つ、甲の人民甚だ窘す、上杉氏之を聞て曰く、今川北條二家を以て甲斐に加ふる能はず、人民を困する卑怯策實に憎むべし。予甲と武を争ふ茲に年あり、然れ共其人民何の幸かある因て書を武田氏に贈り曰く、予足下と争ふ所のものは武に在り、駿相の下策予の聞くを憎む所なり、今より商賈を通じ給するに此壘を以てせん、意に任せて之を取れと水陸轉漕壘を贈る。甲斐の人民其義に服すと。嗚呼武將の雄を争ふものと雖も、人民を撫する此の如し、況や人民鎮撫の御職掌の殿下に參謀たる者に於ておや。世人は視て鎮撫使の爲す所となし、之を嫉みて官賊と稱するに至る。殿下奥羽の地を踏む一步而して此の如し。是れ奥羽の人望を失ふの基を開くの一なり。

薩長の兵士本營門外に亂暴實に驚くべき者あり、或ひは路傍に臣士を侮辱し、或ひは市井に商賈を嚇怒し、或ひは山野に婦女を強姦し、或ひは仙臺謗誹の歌謠聞くに忍びざることを白晝大道に高吟するの類兩參謀知りて而して措て問はず、士民の怨みいづ

こにか歸す、是殿下人望を失ふの二なり。

從て討會出兵の遷延するも、兩參謀本營に於て人中大藩の君公老臣を嘲弄するの類、その臣子たるもの誰か心に快とせんや、是殿下の人望を失ふの三なり。

莊内の如き罪ありとすれば、問罪の使を發して之を責め、其の罪に服せずば朝廷に具陳し裁可を得て之を處するを當然とす。殿下十四日に總督澤卿をして莊内追討に出陣せしむ、然れども世人其罪を知るものなし、官位を止めらるゝの命なく、又莊内藩士朝廷より出京督促の命を受けて十七日に莊内に歸國すといふ。是を以て之を觀れば朝廷の賊とし給はざるや亦明かなり。大山參謀は去年莊内上ノ山藩邸燒討(文久以來幕府莊内上ノ山二藩に江戸市街巡邏を管せしむ、薩藩浮浪の徒を邸内に召集し、庄内の屯所を侵し市中を劫盜す、慶應三年幕府政權を奉還するに及び、掠奪最も甚だし、故に二藩薩邸を襲撃して之に火す)を以て我が私怨なり。故に之を討つと公然自ら口にす。此言を聞き誰か殿下討庄の命を奉ずるものあらんや、是殿下奥羽に人望を失ふの最大且つ甚だしきものにして、是其四なり。

世良參謀討會出陣と號し、常に福島邊の妓樓に在るあり、晝夜昏日を分たず杯盤狼藉傍ら人無きが如く、大藩の重臣隊長を驅使する奴僕の如く、討會督促の急なる矢の如し。故に諸隊長より兵卒に至る迄、世良參謀を嫉み視る仇讐の如し、是殿下人望を失ふの五なり。

是如のもの殿下悉く知るにあらず、然れども士民の怨み悉く殿下の御一身に歸す、故に本營に火せんとするものあるに至る。會津の如き素より罪あり、然りと雖も將に罪を謝し降らんとす、縱令降るも世良參謀の拒みて容れざるは殿下の既に知り給ふ所なり。是れ他なし其意甲子の怨を會に報せんと欲す、故に大山參謀をして私怨を庄内に報せしむるを煽動し、我亦其の志を遂げんとするに在り、是會庄に一時に戦ひを開く所以にして、輕舉亦甚しとす、是臣唯一人の知るのみならず、永田慎一郎(筑の隊長)等も其の情を知る、殿下若し臣が言を疑はゞ之を愼一郎に問ひ給へば、則ち臣が言の妄ならざるを知るに庶幾からん。

嗚呼。王者の兵は拒むものは之を討ち、降るものは之を容ると、不日會津罪を謝して降るあらば、殿下宜しく顧慮し給はずんば實に人望を失ふのみならず、薩長の私怨私闘に驅使せらるゝの嫌疑なしとせず、實に嫌疑を受くるのみならず將に爲すべからざるに至らんとす。

京を去る一千五百里、何の日か復命するの期あらんや。是臣主水實に殿下の爲に日夜痛嘆する所なり。速に鎮撫の御成功あらんことを冀願の至りに堪ふるなし。誠惶誠恐頓首泣血再拜。

四月廿五日

戸田主水

九、參謀の罵詈謗

總督府の一行松島に上陸、紀州の軍艦還るに及び、世良・大山等は薩人大野五左衛門・鮫島兵衛を軍防局に遣はし書を上る。上陸後日向淺かりしに既に仙臺藩を彈劾せり、摘要下記の如し。

- 一、仙臺の臣を召して會津の情實を問ふ、其答ふる所我聞く所と大に徑庭あり、且其主張する所、只伏見發砲の前後を論ずるを知て未だ天下の形勢に順逆あるを知らず、徒に薩長の暴を告めて、未だ會津の好を知らず。
- 二、仙臺頻りに、容保恭順、説て降すべしといふ。
- 三、仙臺大國と雖も、其兵情弱、操練不精、烏合鷄連に異なるなし、今之を驅て寇寇險難の地に赴かしむ、首に功なきのみならず、恐らくは倒戈の難を生ぜん、米澤亦境を會津に接して心兩端を持す。
- 四、其他小藩は、東塗西抹只勢に之れ附す論ずるに足らず、然らば則ち討會の舉何を以て其功を成さん。
- 五、仰願くは、薩長在京の雄兵、八九大隊を發し、長驅大進其巢穴を掃蕩せん。

十、密書の露顯

閏四月十九日世良修藏より羽州天童に出張せる大山格之助に宛てたる軍事の密書は福島藩用人鈴木六太郎に藉り、瀬上主膳・姉齒武之進等の手に移れり。秘書の全文左に。

大山 様 要詞

世良

引續御配慮奉察候、其御地追々賊退散に付日々御進軍想像致候、扱右賊退去の事に付、昨夜仙臺坂本大炊と申者態々白河へ申來

候には、今般會津降伏謝罪に付、庄内へも早々兵を引退謹懽可然段内使指立候故引揚候譯にて、何れも官軍御勢相増候故逃去候儀には無之彼多勢之賊徒中々急に引取候譯には無之候間、此段報知致置との事に御座候。眞否は不分明候得共申上置候。就而十五日御仕立の御書翰本曉本宮より到來拜誦大に安心仕候。先達以來噂相聞候、會賊降伏謝罪歎願書三通、過る十二日仙米兩中將岩沼へ持参且演舌を以申陳には、容保儀恭順謹懽は勿論、開城可致心底之處、兎角激徒共内亂を生じ、官軍へ對し如何様之不法仕候も難計、左様に而は彌容保罪難遁心痛仕候間、何卒寛大之御處置を以て滅地は勿論、謀臣共之首級可指出次第に而謝罪被聞召朝恩を奉感戴候様致度、且兩中將も歎願申述候、右御取上無之彌會討に相成候而は、兩國之人民及難澁蜂起之徒追々出來、鎮靜討罰多端に成行各藩疲弊、終に社稷難保場合にも至り勤王之赤心肩兼却て恐入候次第に付、何卒會之願に不拘各藩之願を以奥羽兩國之民安堵爲致候様、思召を以速に御裁許之段申出、一旦總督府にも右三書指返し相成候得共、右段之譯を以て總督を要し、夕七つ時より夜の九時迄詰居、先年徳川慶喜 主上を奉要の轍、決して會の指圖と相見得可惡之甚き、愈不得止御取揚に相成居候由にて、當十五日白河へ到來有之申候、右之譯にて總督府方兵力速は一人も無之押して返せば、今日より兩中將始め各藩とも會へ合し候様相成可申、少々にも兵隊有之候は、押付出來申候得共逆も六ヶ數宇都宮兵も追々賊所々蜂起にて、于今不來大に困り申候、乍併一旦總督取上に相成候を返す譯にも參不申候間、此上一應京師へ相伺、奥羽の情實薦と申入、奥羽皆敵と見て逆擊之大策に致度候に付、乍不及小子急々江戸へ罷越、大總督府西郷様へも入々御示談致候上登京仕、尙大阪迄も罷越大舉奥羽へ皇威之赫然致候様仕度奉存候、此歎願通にて被相免時は奥羽は二年の内には、朝廷の有にあらざる様可相成、何共仙米賊、朝廷を輕するの心底片時も難聞奴に御座候、右大舉に相成候時は、拂底之軍艦にても一二艘酒田沖へ相廻し、人數を相増前後挾擊之手段に致候外無之候、越後口へも近況可申遣、尤庄内へは急に可討入様可被致候、此件々篇と御相談之上取計可申譯に候得共一日長引時は一日丈賊論沸騰し不忍聞候間、千萬僭越之至りに御座候得共、書中にて申上置、直に出足上方へ出懸申候間、副總督様へも宜被仰上可被下候。別紙歎願書と仙米中將名前之分は早々札場へ書出し、公然と人に見せ當分人氣を靜め、且及桑折其外へ築立候砲臺も今日に至ては、却て賊之固めと相成候故、人氣鎮靜之儀に關係と云ふ譯を以悉く崩し候様可申付と奉存候、仙も内輪に於て公然と歎願不相叶時は、反逆之嘶も致居候由、勿論弱國二藩は不足恐候得共、會を合し候時は多勢にて始末六ヶ敷、成丈穩便にして四藩を可謀、尤も兩藩中にも兩三人づゝ、外賊徒魁は無之、主人は好人物ならん。

右御示談旁呈一書候、小生出足後は何れも、平坂新八郎へ托し、少々之事は中村小治郎へ頼置候、大體之處は、醍醐參謀卿へ申上置候、大抵の事は差置候様致度候頓首。後の四月十九日八時半時。途中を恐れ福島足輕を頼み、持參爲致申候。疎に候得共御覽之上御投火可被下候也。

上記に「十五日御仕立之御書翰今朝本宮ヨリ到來拜誦、大ニ安心仕候」とあり、即ち羽州出張の薩人大山綱良より世良に宛てたる書翰なり。此書の往復は薩長二藩士の秘計を詳知し、奥羽の戦亂を挑みし内容に於ける、緊要の關係あり仍りて冗長を厭はず載録する下の如し。

爾來御莊健被成御出陣引續御配慮之程奉恐察候、陳者

總督様にも彌其御地へ御轉陣被爲有候筈と奉察上候、扱者過日仙臺米澤兩人岩沼へ參陣、別紙歎願書持參種々姦計を以總督府へ奉迫、或は宇都宮の賊徒又々守返し相蔓り、或は各藩降伏杯と申立候段は、最早御承知も被爲有候半と奉存候、實に不容易一大事之御場合にて、萬一言御採用之御沙汰相發候はゞ二度取返し難出來、殊更手足に汗を握候次第に御座候。夫れに付澤殿へ別紙之御紙面を以て御相談に相成一昨日指遣、右仙藩(別本臺)之者甚姦物と被伺桂氏等へ參り色々模様等相伺候、又者澤殿より御返答振之事迄相尋候に付御存慮之事は全不存旨相答置候、過日被御越候通彌爾藩此儘に指置候ては、若策不成時は違勅は勿論、會津庄内へ相結び反逆する時は大變の次第に御座候、就ては兩君將は早々京都大阪之間へ御呼寄被成置、兩三年之内奥羽鎮撫土臺相据候迄は被指留候様に無之候而者實に皇國一變現在相見得間、御熟考被下何分にも早々兩卿へ御懸合被下候様奉存候、尤諸藩重役も今日白石に指留相成候由、是非迫り付候十分見留有之哉、段々秘策を盡し候筋に御座候、若京師迄御召之處急速運兼候はゞ、指懸關東迄大總督宮へ御召相成會歎願之儀御札と申事にて可然奉存候、早く相除き候方專要と奉存候。薩藩當方へ指回さ候由にて先觸相達大に力を得申候、南部之兵は今日明日と待入候得共、今以着之左右無之候、此兵着次第一時に四方より大舉して討入踏破る賦に御座候、棚倉も先觸相見得、是は山形留置候て同時に六十里越へ指回候賦に御座候、佐竹は彌奮發既に昨日より討入候儀昨朝申來候、京都より申來候、藝と有馬之應援如何之都合に御座候哉。昨朝蒸汽船二艘酒田沖平島へ着にて、則佐竹より物見指出候得共、帆印等不相知由自然右應援之兵者に候得者、別段之上都合に御座候得共、賊之應援かも

不相測候、松山之義も彌本藩へ附屬出兵、此節本導日邊に彼藩之者召捕其後再三重役呼出之儀相達候所、種々及強訴候所業此上は不得止事討入可申候、左様御聞置可被下候。

前件之次第何卒速に御評決被下、關東へ御懸合奉希候也、右色々要事迄如此御座候、尙此使より其御地へ御模様爲御知可申候以上

十一、世良修藏の殉難

上記の密書は國家治亂の分岐點なるが如し、若し露現の眞なく、假し修藏をして大總督に行かしめ、奥羽の全土を援亂せしめんと欲するも、大總督本營の諸家悉く修藏の上奏を許容するには非らざるべし。この密書の露現は、小は修藏をして國難に殉せしめ、大は奥羽の山河をして戰禍の卷に化せしめ且つ永く戰史上不祥事を印するに至れり。閏四月十日の夜、仙臺藩赤坂幸太夫、福島藩遠藤條之助等福島北町妓樓金澤屋を襲ふて、世良修藏を殺し、目明淺野宇一郎等世良の附屬勝見善太郎を捉へて翌廿日今の信夫橋畔須川河原に首を刎ぬ。此れより奥羽の戰圈地帯は擴大となり、後ち四分五裂して東西兩軍の冠稱一變して官賊兩軍の稱號となる。

先是。修藏及び格之助の薩長人、陽に鎮撫總督府の參謀に藉口し陰に薩長二藩の私怨を會庄二藩に報ぜんとす。而して會庄二藩を討伐せんとするに、奥羽の兵糧を用ゐて奥羽を討伐する恰かも前九後三の俘囚を征するに俘囚を用ひ、一族を亡ぼすに一族を役するに故智に倣ふが如し。縱令ひ九條總督にして會津の降伏を容れ及に血さずして奥羽を鎮撫するの意ありとするも、薩の大山參謀は伊達慶邦・上杉齊憲を、京阪の間に拘禁せしめんとし、長の世良參謀は奥羽を皆敵と見做し、海陸大舉して前後挾撃の策を進んとする上記の書簡密書の如し。

世良參謀の行動、上は鎮撫總督九條殿下の心得に背き、下は列藩諸侯の怨嗟を招徠せるを憂慮し、此月十七日遠藤温

(當時久三郎)及び坂本大炊、白河に出張して世良に説く所ありしも冷々然たる態度は、遂に越翌十九日に至り斬殺せらるゝに至れり。關係者の氏名並に告示を掲ぐる左に。

仙臺藩戊辰史。主膳(瀬上)は姉齒以下へ當座の賞として金子及び衣服を興ひ、宇一郎等へは酒肴を興へたる後、改めて衆に告げて曰く。修藏奸悪狂暴禮儀を辨へず、色を恣にし酒に耽り、賄賂を貪り濫りに士君子を怒罵詬辱するのみならず、代が君及び九條總督を罵詈訾し、奥羽列藩の社稷を危うせんとす。共に天を戴くべからざるなり。殊に其の密書によれば列藩を誣ひ挾撃の陰謀を企だつ、奸悪比するものなし、云々。

瀬上主膳軍監姉齒武之進・櫻田敬助手投機隊田邊寛吉・赤坂太夫・參政書記松川豊之進・末永縫殿之允・瀬上主膳書記岩崎秀三郎・監察小島勇記・軍監大槻定之進・用人鈴木六太郎・目附遠藤條之助・番頭杉澤覺右衛門・商人(目明)淺野宇一郎。

密書の露現は世良修藏の生命を短縮せしめ、而して奥羽の禍亂を冗長せしめたるもの、如し。若し修藏をして翌廿日に福島を去り大總督府に就き、仙米の二藩主を拘禁し、大舉挾撃の策を献するも、大總督府にして納る所となりしや爾かも九條總督の眞意は平和の鎮撫を旨とせられし時なりき。又翻つて奥羽二十五藩の兵數をして果して西軍に抗し得らるべきや否、他藩は姑らく措き、仙臺藩にして戰鬪場裏に出師し得べき兵數及び兵具標幟等をも考慮するの要あり。

大日本人名辭書。世良修藏名は砥徳長藩の士なり。明治元年二月初廷東北の朝敵を討ず、總督九條道孝副總督澤爲量にして、參謀は醍醐忠敬・大山綱良・世良修藏なり。道を別て會津を征す、修藏磐城福島に次す、己にして會津侯書を仙臺米澤二藩に致し降を請ふ。東北の諸侯亦爲めに歎願書を呈して其の寛典を請ふ。總督之を許さんとす。修藏元より硬説を持す、意見を裁して綱良に送らんとす。福島藩の藩士鈴木六太郎に托し、密使に托さんことを請ひ、因て戒めて曰く、仙臺藩に知らしむる勿れと。六太郎之を怪み、其書を受けて仙臺藩に呈す、之を見る中に、仙米二藩は會藩と同穴の貉、之を免すべからず、一時之を欺きて請を容れ、大兵の東下を待て之を撃破すべし、因て明日余西上して大總督府に聞すべしとの意を述べ、衆大に怒る。閏四月十九日仙臺の將監察姉齒武之進をして、修藏を捕へしむ。修藏が妓樓金澤屋に在るを視ひ之を圍み、遠藤條之助・赤坂幸太夫二人其の寢室に闖入す、修藏妓を擁して眠る、狼狽短銃を發せんとす發せず、乍ち捕へらる、密書の事を糺問せられて罪に伏す、仍て之

を斬り首を白河の東北各藩公議府に贈る。仙臺但木土佐之を同地月心院に葬る。尋て東北諸藩同盟し薩長の軍と戦ふに至れり。

十二、寛宥の詔勅

慶應四年九月十七日降伏謝罪の歎願書は總督眞意の存する處夫れ前記の如し、此月廿八日徳川慶喜保科容保以下を寛宥せられたり。又十二月七日伊達慶邦に詔掟を賜る。戊辰の役全く弭む。詔及び御沙汰書左に。

朕聞。明君徳を以て下を率ひ、庸主法を以て人を待つ。顧ふるに、亂賊常に有らず、君徳奈何にあるのみ、今や北疆始て平ぎ天下粗定る。慶喜容保以下の如き各宜して寛宥する所ありて、自親せしめ以て天下を更張せん。

賞罰は天下之大典、朕一人の私すべきに非ず、宜く天下の衆議を集め至正公平毫厘も誤り無きに決すべし。今松平容保を初め、伊達慶邦等の如き百官將士をして議せしむるに、右小異同ありと雖其罪均しく逆科にあり、宜く嚴刑に處すべし。就中容保の罪天人共に怒る所、死尙餘罪ありと奏す。朕熟ら之を察するに、政教世に洽く名義人心に明なれば、固より亂臣賊子無るべし。今や朕不徳にして教化の道未だ立たず、加之、七百年來紀綱不振名義乖亂、弊習の由て來る所久し。抑容保の如きは門閥に長じ人爵を假有する者、今日逆謀彼一人の爲す所に非ず必首謀の臣あり。

朕因て斷じて曰く其實を推て其名を恕し、其情を憐んで其法を假し、容保の死一等を宥め、首謀の臣を誅し以て非常の寛典に處せん。朕亦將に自分親ら勵精國治教化を國內に布き、徳威を海外に輝さんことを欲す。汝百官將士其れ之を體せよ。

松平容保追討の勅を奉じ出陣し半途にして反覆、容保に黨與し上杉齊憲と共に奥羽私盟の魁首と爲り、參謀を斬害し督府を拘留し屢王師に抗衝し遂に天下の亂騷を醸成し、兇逆悖亂を逞ふす。今般開城伏罪に及ぶと雖も、天下の大典に於て其宥すべからず困て城地を收め父子東京に謹慎し、叛逆首謀の臣を出すべし。

十三、仙臺城の受授

明治元年九月十五日伊達慶邦親ら書を裁し、伊達將監遠藤文七郎を細川の陣營に遣はし、降を相馬口總督府に乞ふ、四條隆謨之れを容れ、藩主邦慶世子宗敦に對し、封内士民の鎮撫を命ぜらる、依りて士民に諭告す。

今般總督府御入城に付、國中の士民聊か無禮不敬の舉動無之様、先達中より屢々命じ置候通り嚴に可相守候、且既に開城の上は則ち土地人民を擧て、天朝に獻じ謹て奉待、天裁譯に候條、此理合を辨明し凡て御命令の儀實に遵奉確守可仕候。假初にも私議異論を立て人心を感動候様の儀有之に於ては、恭順の實毫も不相互、深く予が本意に悖戻候間、此旨趣厚く體認し、謹慎一途無他伏て可奉仰、御沙汰者也。

於爰。十月十五日總督四條隆謨の一行入城の式を行ふ。二月七日慶邦上京増上寺塔頭良源院に入り、世子龜三郎宗基に二十八萬石の領土を賜ふ、慶邦退隱樂山と號し謹慎せられたり。參証下に。

今般城池被 召上、父子於於東京謹慎被仰付候處、出格至仁の思召を以て家名被立下、更に二十八萬石下賜。仙臺城御預被仰付候間、血脉之者相選、早々可願出事。 行 政 官

此度 御家名被爲濟、左の通り。
此度厚以 思召、伊達宗義仙臺において、謹慎被仰付候處、方今國務肝要に付、龜三郎並に重臣へ被申合、國事可被取計候、此段御心添申候事。但謹慎中の儀に候間、他向應對等、被相控可然候事。(十二月二十四日岩倉輔相より讓堂へ傳達)

十四、版籍奉還

明治元年十月十五日伊達慶邦仙臺開城に際し士民に諭告して曰く「開城の上は土地人民を擧て 天朝に獻じ」云々と。

翌二年正月二十三日薩・長・土・肥の四藩に序いて三月伊達宗基版籍奉還を奏上せり。仍りて四月二十日辦事役所よ版籍調を提出すべきの令あり。二月太政官より「奥羽人民告諭」と題する長篇を布かる。考証下に。

今般諸藩、版籍奉還之儀出願の趣傳承仕、至大至當之公論と奉存候。然るに於弊藩は、去冬出格の御仁恤を以て、更に下賜候封土に御座候へば、舊來所領之諸藩同様返上奉願上候儀、恐入候次第に御座候へ共、大政御維新の折柄、政刑一途、名實相愼、萬國並立、御國威御更張、御基礎被爲建候に於ては、素より闔藩同論所冀に御座候。伏て土地人民、奉返上候間各藩一様之御沙汰被成下候様。伏而奉懇願候宜、御執奏可被下候、誠恐誠恐頓首謹言。 明治二年三月 伊達 龜 三 郎

四月二十日付、辦事役所より、上記の版籍奉還に對し、左記の通り達せらる。

今般土地人民版籍奉還可致旨、及建言候條、全忠誠之志深く、觀慮被思食候、尙會議を經、公論を被爲竭何分之御沙汰可被爲候得共、版籍の儀は一應取調、可指出旨被仰出候事。

上記の通牒により、新封土二十八萬の領域を調査し、「版籍調」と題する調書を、辦事役所に提出せられたり。維新後に於ける領土の計數を知るを得べし、詳記する下の如し。

- 一、高二十八萬石。陸前國。宮城郡・黒川郡・玉造郡。名取郡・加美郡・志田郡の内四十三ヶ村。
- 一、神社。九百九十座、但城下並在々共。
- 一、家中總人頭。九千六百四十一人。但總人員、男女取合五萬六千四百六十八人。内 一、人頭、千九百九十三人、此德人數男女取合九千九百六十五人。

一、陪隸。總人頭二萬三千四百七十七人。此總人數男女取合十一萬五千七百七十一人。但右人數の内、歸農致候分も有之、當時取調中に御座候。
一、百姓。總戸數一萬五千七百二十七戸、此總人員男女取合十二萬二千四百六十人。但右戸數の外、歸農の戸數御座候得共、當時取調中に御座候。

一、町家。總戸數五千四十六戸。此總人數二萬二千四百一十一人。
一、寺院。九百十六區。但城下並在々分共。

奥羽人民告諭。天子様は、天照皇太神宮様の御子様にて、此世の始より日本の主にましまし、神様の御位正一位など國々にあるも、みな天子様より御ゆるし被遊候わけにて、誠に神さまより尊く、一尺の地も一人の民もみな、天子様のものにて、日本國の父母にましませば、御敵たひいたし候ものは大名といへども一命を御とり遊され候ても、いさゝか申分なきはづに候へども、誠に觀慮寛大にして、右様不心得ものあるは、全教化の不行届故と勿體なくも御反省遊され、會津の如き賊魁すら命を助けたまひ、其外荷擔の大名は、わづかに滅知所替など被仰付、家も知行も結構に立下され候は、此上なき御慈悲ならずや。しかるに百姓ども何の辨別もなく、彼是騒動いたし候ては、誠に相すみがたきのみならず、いよ／＼領主の罪をまし、此上御沙汰に及れ候ようなり行候ては、却て領主の迷惑となる事なれば、其方どもよく／＼此道理をわきまへ、かならずさわざ立申まじく候。日本の地に生れし人々は、ひとしく赤子と思召され、一人として安堵せぬ者もなく、蝦夷松前のはてまでも、御撫恤の行届き候様にと、日夜叡慮を勞られ、おい／＼有がたき御措置もあらせられ候事なれば、諸事仰出されに背かず安穩に家業を出精いたし可申、かへす／＼もさわざ立申まじく候。 明治二年己巳二月 太政官 朱印

十五、戊辰の殉難

戊辰革命の殉難者仙臺藩の士卒にして命を傷ふもの一千二百六十六名を算せり。而して伊達家一門格の伊達彈正の家士卒十四名なりとす、爾れとも十三名なりしと。仙臺藩戊辰殉難小史に記せしは、金山に戦死せる御長柄組榮助の脱記か、櫻井順藏君岩出山大觀(一名玉造郡誌)を公刊せらる、好個の資料に供し併せて戊辰殉難の経緯に資せんがため轉載各書列記の如し。

岩出山大觀。横田郷太夫順賢(町裏小路)小隊司令士、年三十三才、明治元年(慶應四生)か、八月二十三日鎗見崎に於て戦死。

氏家廣人平正(岩下町)伍長、年二十八歳、同月二十九日廣久内に於て戦死す。

小原木昌治信之(船場小路)年二十五歳、八月二十三日鎗見崎に於て戦死す。戦死計三名以上は秋田口出征の部。

佐々木仁兵衛友則(船岡村)年二十六歳、最上郡新庄蟻谷口に於て戦死す。

曾根忠左衛門恒生(町裏小路)年二十歳、右同所に於て同日戦死す。

佐藤彌右衛門次宜(志田郡)年三十一歳、同日新庄金山に於て戦死す。

櫻井小右衛門實清(新町小路)會計係、年五十九歳、同日同所に於て戦死す。

吉岡今之助清次(大學町)年三十六歳、蟻谷口に於て戦死す。

佐藤甚兵衛徂保(志田町)年四十二歳、金山に於て戦死す。

駒場七三郎薰親(志田郡)年二十九歳、金山に於て戦死す。

佐々木新三郎隆教(志田郡)年三十歳、金山に於て戦死す。計八名以上新庄口出征戦死者。

榮助(志田郡稻葉村)御長柄組、年五十三歳、金山に於て討死す。

甚吉(鳴子村中山陣ヶ森住居)年五十歳、新庄太田村に於て討死す。

由藏(岩出山本郷住居)年二十七歳、明治元年九月二十二日新庄の内太田村に於て討死す。計三名各通計十四名。

仙臺藩戊辰殉難小史。殉難者總計壹千貳百六十六名。

内譯。計會軍 一名、駒ヶ峰旗卷 三百十三名、白河口 二百十名、新庄 金山 三十七名、棚倉 十九名、秋田方面 百三十

六名、三春 二十五名、内 一ノ關藩 八十四名、高倉、本宮 五十九名、使節一行 十一名、二本松、福島 四十五名、越後

口 七名、小名濱 百五名、國事關係 十一名、磐城相馬間 百八名、松前 五十九名、應援兵及自刃、被捕斬者 三十六名。

殉難者身分。執政參政參謀大隊長 八名、大監察小隊長軍監 二十六名、大番士、組士等 參百四十名、徳川上杉應援兵 廿七

名、卒、陪臣雜兵等 八百六十五名。

秋田口。明治元年七月十一日新庄金山戦争死者。伊達彈正家來 櫻井小右衛門・曾根忠左衛門・吉岡金之助・駒場七三郎・佐

々木仁兵衛・佐藤甚兵衛・佐藤彌右衛門・佐々木新三郎。

八月二十九日鶴田川原に戦死。伊達彈正家來・司令使横田郷大夫・氏家廣人・小原木政治。雜兵大山申藏・有路甚吉。

十六、仙臺藩知事

明治二年六月、世子龜三郎宗基、仙臺藩知事と爲る。宗基幼齡の故を以て、一門留守將一郎景福後見となり藩政諸般の新基礎を建つ、十一月後見を辭し、公の嗣子宗敦(讓堂)後見職を襲ぎ、後見職を辭し、尋いて仙臺藩知事に任ぜらる。知事は「布達書」と題し仙臺御役所の名義にて發布せらる。

仙臺藩知事 被仰付候事。伊達 龜三郎

明治二年六月 行 政 廳

任 仙 臺 藩 知 事 藤原朝臣俊政奉行

右大臣從一位 藤原朝臣實美宣

大辨從三位 藤原朝臣俊政奉行

布達書。普天下之下、王土にあらざるなく、率土の濱、王臣にあらざるはなし。本邦は

伊勢之御神、國土を開き玉へて、神武帝起り玉へしより、今上皇帝に至らせ玉ふまで、皇統一姓にして萬國の異姓にて繼ぎ換る國とは殊なり、別して難有御國なりけり。其下に生るゝ人は士民の異なれども、皆々大君と稱し奉り、此土地のあらんかぎり此の大君をば尊崇し奉らではならぬ。抑々吾藩は、近衛家の御庶流にて、御始祖念西様御創業以來御代々御勤王の御家筋にて、殊に念海様南朝へ御忠勤被爲遊候儀書史に赫々として申迄も無之。其後貞山様の御大勳を以て、六十二萬の大國を領し玉へり。されば去年 天朝より御禮文にも、

東國の大藩殊に祖先の功勞も有之深く御依頼被爲遊と被仰出たる御辭も有之、實に勳功あるに付、一手を以て討會可致との被爲蒙命、奥羽鎮撫使として、九條殿御東下ありて、速に討會すべき御催促、樂山様始終御藩祖の御志を繼ぎ、勤王の御志誠専らに被爲有ければ、諸臣振はざるを憤激し玉へ、若し討會を不同意の者あらば、即座に御暇被下べきとの嚴命ありて判然と兵を擧げ、親く白石まで御出馬あつて戦争を促し玉ふ。此の御一擧にても勤王の思召を奉察べき事なり。就ては奥羽僻遠の地にて事情に通じがたき事を執者見込を誤り、會津罪なく朝廷を感し奉る奸臣を拂ふといふ論を主張し、種々巧言を以て國是を謬り、終に官軍に抗衝する事に立至れり。其後王朝より宇和島家にさる御禮文を觀慮の程恐入せられ、判然御反正を以て決定の所、奸臣種々壅蔽せるを、忠良の臣百方周旋し降伏謝罪し玉へぬ。天下の大典に於て其罪難被差免の處 天朝には、好生至仁寛大の思召を以てかゝる大罪を御ゆるし玉へ、更に廿八萬石下賜り、家名をも被立下候は難有と申に餘ある御事なり。奸臣等は官軍に抗するの大非儀無道なるを辨へずして、賊兵を募り、王師に抗せんとする心やまず、尙ほ衆を煽動して徳川氏の脱走の徒と與に箱館に走り、尙ほ金穀薪水を興ては可惡の至りならずや、樂山様に被爲置候ては、先非を悔み玉へて御謹慎一途にまし、且つ下の動搖を深く御焦慮被爲遊厳しく禁じ給ふ、其御眞情にも悖り奉り、却て追々迄も蠢惑せしめ、脱走を煽動す、剩へ賈金を製造し萬民の難儀に至らせ、竟に不穩の事件に爲及、乍恐鎮撫使御下向まで至らせ奉り、是大不儀大不忠に非ずして何ぞや、仍て誅して朝廷に深く奉謝すべきに、然を心得違ひの者、是を評し無罪を殺して忠良を禁錮す、坏と流言し、尙前失を不顧賤論を主張し、實に天地不可容の罪人なり。若し如斯者國內に有る時は、更に賜ふ所の新封も滅亡するに至らんも測るべからず。速に舊染の心を洗除し、君の御志を奉體し、勤王の實効相建候様可仕候。此度 近衛様より御使者を以て、御直書被致封動搖賤論之者も有之やに被爲聞、此上右様之儀有之候ては實に奉對 天朝に不相濟御國家の御爲宜しかるまじき段被思召、深く御痛心被遊候、關藩勤王一致に歸し候様、家中下々まで厚く教解き可致との趣意に有之候。先達ても重臣の内、上京之砌、御直書被相渡仰含候事も有之重々の御教解實以恐入候事に候間、能々勘辨致し、勤王一致に相歸し候様可致候。尙亦奸邪論を唱ふる者あらば、嚴科に可被爲處、速に悔悟して良々説得し、正に歸せしむる者は、必ず御賞譽の御沙汰有之べし。乍繰言此上心得違ひの者共有之ては、實に以て 御國家の御大事に被爲置義に付、篤と右御趣意を奉體し、先非を悔悟すべき者也。

明治二己巳年六月

仙臺御役所

二年十月十二日勤政廳を仙臺城二ノ丸に置き、城内の各室を仙臺藩知事以下各局寮司に充用せらる。明治四年八月東北鎮臺本營を置くに當り、養賢堂へ移轉せり。局寮及職制詳述する下記の如し。

知事休息所(御息所)。祭具調進所(御座ノ間)。神祇齋場(六間上下)。祭祀司(次ノ間)。知學局(三ノ間)。御供所(右廊下懸上リ家作)。知事(奥對面所上段)。參事(同次)。主務(同三ノ間)。内達所(同舞堂)。參事休息所(上段裏)。史掌(右東隣)。筆生(同東隣)。廳司(同北隣)。儀部寮(物置)。計部寮(切内小姓ノ間)。公務局(藥調合所)。聘問使(奥坊主部屋)。主廳局(小姓頭物書。農部寮(元勝手執政部屋)。糾正寮(焚火ノ間)。同廳(奥對面所椽通ノ内)。律部寮(稽古所より馬場座敷迄)。行儀所(裏對面所)。外廳(右椽通内)。傳達所(松ノ間上ノ間)。面謁所(同下ノ間)。面謁所(柳ノ間)。會議所(四季ノ間)。建言局(連歌ノ間)。外事局(同公ノ間)。延賓所(客ノ間上上等)。士族溜(同下ノ間)。出家溜(時計ノ間)。士族家從面謁所(非番部屋)。内廳通用口(客ノ間北椽通)。軍部寮(夜据ノ間)。器仗局(徒目付方)。兵馬司(腰物方上段)。中等士族溜(虎ノ間)。守辰司(疊腰懸)。下士士族溜(中ノ間)。寮寮資丁同公所(次ノ間)。衛守陣(廣間)。制市局(徒ノ間)。官人士族出入口(支關)。卒族農商出入口(中ノ口)。資丁同公所(右番所)。卒族農商傳達所(納戸)。用度司(大所上段)。三等より五等迄湯吞所(大所上段)。六等より八等迄湯吞所(同下段)九等官湯吞所(右前廊下)。諸間賄所(上大所)。内廳給士(化粧部屋)。

勤政廳。大參事。小參事。
儀部寮。 寮長、副長。公務局、知學局、主廳局、外事局、聘使、建言局。
農部寮。 寮長、副長。租稅司、開拓使、物産司、驛傳司、水土司、生育司、鑛山司、畜産司。
計部寮。 寮長、副長。出納司、用度司、營修司、運輸司、第舍司、制市局。
軍部寮。 總管、副管、軍正、陸軍營、衛守陣、守辰陣、守辰司、器仗局、兵馬司。
律部寮。 寮長、副長。糾問司、捕亡司。
糾正寮。 寮長、副長。糾彈司、巡監、錄事。

明治二年十月勤政廳創設當時及び、三年八月現任官の主なる官職氏名を擧ぐれば。

知事。 伊達龜三郎。大參事。遠藤文七郎。權大參事。熊谷文之允。小參事。松本八郎。
權少參事。 石母田庸三。國分武治。多川丹彌。氏家惣内。入生田三十郎。
議部寮長。 石母田庸三。農部寮長。大堀正人。計部寮長。國分武治。
律部寮長。 入生田三十郎。軍部寮總管副管伊東一。糾正寮長多川丹彌。(以上明治二年)
權大參事。 氏家半人。松本八郎。増田齊。(繁幸)
少參事。 氏家惣内。遠藤久三郎(温)。
權少參事。 石母田庸三。入生田三十郎。多川丹彌。田中七右衛門。林嘉吉。大堀正人。境野左膳。三好五郎。富田省三。

十七、廢藩爲縣

明治四年七月十四日縣治職制を布き、二百七十六の府藩縣を廢して三府七十二縣と爲し、各府縣に令・權令・參事・權參事・七等出仕・典事・權典事・大屬・權大屬・少屬・權少屬・史生・出仕の諸職を置く。爰に於て仙臺藩を廢して仙臺縣と稱し、仙臺(城下)宮城・名取・加美・黒川・志田(の内)玉造(今の鬼首を除く)の六郡を管轄す。此の年十一月二日仙臺縣令、塩谷良翰、參事となる。權參事遠藤温、典事西川貞元・穴戸昌致等の諸氏任命せられたり。同日廢藩置縣の詔勅を發せらる。曰く。

朕惟に、更始の時に際し、内以て億兆を保安し、外以て萬國と對峙せんと欲せば、名實相副ひ、政令一に歸せしむべし。朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に知藩事を命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年、因襲の久しき、或は其名ありて、其實擧らざるものあり。何を以て億兆を保安し、萬國と對峙するを得んや、朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢し縣と爲す。是れ務めて冗を去り簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんと欲するなり。汝群臣其れ 朕が意を體せよ。

第八節 行政

一、縣の分合

明治四年七月十四日仙臺藩を改めて仙臺縣と稱し二十八萬石の領域を管轄す。十一月二日一ノ關縣を新置するに當り玉造郡は仙臺縣より分離し一ノ關縣の所轄となる。十二月十三日一ノ關縣を廢して水澤縣を置く、玉造郡はその所轄に編入し、一ノ關に出張所・岩出山・岩谷堂・小泉の三ヶ所に取次所を配置す。八年十一月廿三日水澤縣を磐井縣に改む本郡は磐井縣の配下に屬す。九年八月廿一日磐井縣を廢止し本郡を宮城縣に編入し更らに鬼首郡は栗原郡より分れて本郡に合し爾來現時に及ぶ。左に管轄區域の變遷沿革を詳知せんがため、「宮城縣第三回年報、明治十八年の公刊を抄録する下記の如し。

方今本縣治下に屬するものは、磐城三郡陸前十三郡にして、實に一區十三郡の行政區に劃せり。其地往時にありては、伊達氏の封土に係る、明治元年伊達氏其封を沒せられ、尋て更に陸前中部(名取・宮城・黒川・加美・玉造の五郡及び志田郡の内)の地を賜はり、仍仙臺に居れり。

而して磐城(亘理郡及び宇田郷の内)岩代(刈田郡伊具郡及び伊達郡の内)に屬するの地、及び陸前の一部(柴田)は盛岡の南部氏此に租封せられ、其他の各地は土浦(土屋氏)高崎(大河内氏)宇都宮(戸田氏)等諸藩の取締地となる。

是時に當り、兵馬惶惶の餘を承け、大政更始地方の制度未だ確立せず、管治の變更亦一にして止まず。今詳かに其沿革を記せんと欲するも、叙事紛雜して却て明晰を欠く恐れあり、且其他たる本縣目下所管の外に渉るものにより之を省略す。既にして明治二年に及び、各藩相踵き其版籍を奉還す。其六月伊達氏新封の地に就き、更に仙臺藩を置かれ、藩藩主を以て其知事に充つ、此際南部氏其舊封に復し、各藩取締地亦隨て廢し、而して縣治の制始て立つ。是に於て本縣目下の管轄地は白石(南部氏の新封地

因襲に由り盛岡藩と稱すれども、版籍奉還のときは白石藩たり(登米(土浦藩及び宇都宮藩取締地、即ち遠田・玉造・登米・栗原の諸郡) 桃生(高崎藩取締地、即ち本吉・桃生、牡鹿の諸郡)の三縣及び、膽澤縣の一部(栗原郡の内)と仙臺藩の治下とに分屬せり。

明治二年八月十三日桃生縣を改めて石巻縣とし、其十一月廿七日白石縣を改めて角田縣とす。而して其管地は都で舊に仍る。三年九月二十八日石巻縣を廢して登米縣に合す。四年七月十四日藩を廢し縣を置く、其十一月に及び角田・登米の二縣共に廢せられ、本縣管地は實に仙臺一ノ關二縣に分屬す、其一ノ關に屬するものを、登米・本吉・栗原・玉造の四郡とす、其十二月十三日一ノ關を改めて水澤縣と稱し、其縣廳を登米に置く。五年二月八日仙臺を改めて、宮城縣と稱す。八年十一月二十三日水澤を改めて磐井縣と稱す。九年四月(別本八年十一月二十二日)磐井縣を廢し、其陸前に屬する地(氣仙郡は此月更に岩手縣に屬す)は本縣に合し、而して本縣管轄、磐城に屬する分を割きて、磐前縣に屬す。九年八月二十一日又其地を本縣に併す。是に於て現時の管轄となり以て本年に至るまで廢合變更なし。

以上記する所の沿革、務めて其錯雜を省きたれども、猶看者の其要領を得ざらんことを恐る。蓋し戊辰擾亂の後、事体漸く定まり、實に仙臺盛岡の二藩となり、其他の地は各藩の取締に屬せり。版籍奉還の事あるに及び、藩制縣治互に存じ、猶未だ劃一の制に至らず、明治四年廢藩置縣に及びて全く縣治の制に歸す。然れども其管轄大小相錯はり、分れて而して統合せず、且百般の政務未だ其緒に就かざるものあり。是を以て凡そ政務沿革を考ふるに、錯雜紊亂して分明を欠くもの、明治初年より此際に至るまでを以て最も多しとす。五年に至り宮城縣の名始めて立ち、九年の廢合に及び、縣治の体大に備り、十一年郡區改正の舉あるに及びて遂に今日の体に歸す。是れ沿革の主要なり。

二、地方長官の歴任

明治五年塩谷良翰地方長官に任じ縣治を統理せし以來、昭和四年現任牛塚虎太郎に至る約六十年間に、地方長官の更迭二十三名なり。其職年限の長短を算ふるに、最長期の松平正直(十二年十月)次に次ぐもの宮城時亮(五年六月)最

短期の大浦兼武(十三日)之に次ぐもの時任爲基(五十六日)なりとす。之れを國會開設の前後に對せば、開設以前約二十年間は就職年限の最長期にして、開設以後三十五年は就職年限の最短期なるが如し、換言すれば二十年間總かに三人の更迭あるのみにして、三十五年間既に二十人の更迭を算せり。即ち開設以前の在任平均六六六にして、開設以後の在任平均一七五の率を示せり、地方長官と共に縣治の瑞祥を祈るの吾人縣民たるも、一考を要する徒爾ならざるべし。

鹽谷 良 翰

明治五年正月八日宮城縣令に任じ、六年二月七日罷む。在職一年三ヶ月。

宮城 時 亮

明治六年二月七日參事に任じ、七年九月十八日權令に任じ、十一年六月十四日縣令に進み同年七月三日罷む。在職五年六ヶ月。

松平 正 直

明治十一年七月二十日權令に任じ、同月二十五日縣令に進み、十九年七月十九日知事に任じ、(官制改正)二十四年四月九日、熊本縣知事に轉ず、在職十二年十ヶ月。

船越 衛

明治二十四年四月九日知事に任じ、同二十七年一月二十日罷む。在職二年十ヶ月。

勝間田 稔

明治二十七年一月二十日知事に任じ、同三十年四月七日新潟縣知事に轉ず、在職三年三ヶ月。

樺山 資 雄

明治三十年四月七日知事に任じ、同三十一年六月三日宮崎縣に轉ず、在職一年三ヶ月。

時任 爲 基

明治三十一年六月三日知事に任じ、同年七月二十八日罷む、在職五十六日。

大浦 兼 武

明治三十一年七月二十八日知事に任じ、同年八月九日罷む。在職十三日。

千頭 清 臣

明治三十一年八月九日知事に任じ、三十三年一月十九日新潟縣知事に轉ず、在職一年六ヶ月。

高崎 親 章

明治三十三年一月十九日知事に任じ、同年三月十九日京都府知事に轉ず、在職六十日。

野村 政 明

明治三十三年三月十九日知事に任じ、同年十月三十一日石川縣知事に轉ず、在職二百二十七日。

小野田 元 照

明治三十三年十月三十一日知事に任じ、同三十五年二月八日香川縣に轉ず、在職一年四ヶ月。

宗 像 政

明治三十五年二月八日知事に任じ、同三十六年一月七日休職、在職一年。

田邊 輝 實

明治三十六年一月七日知事に任じ、同三十八年十二月十四日休職、在職三年。

龜井 英三郎

明治三十八年十二月十四日知事に任じ、同四十一年七月二十日警視總監に轉ず、在職二年八ヶ月。

寺田 祐之

明治四十一年七月二十日知事に任じ、大正二年二月二十七日廣島縣知事に轉ず、在職四年八ヶ月。

森 正 隆

大正二年二月二十八日知事に任じ、同三年四月二十八日休職、在職一年三ヶ月。

依 孫 一

大正三年四月二十八日知事に任じ、同四年八月十二日北海道廳に轉ず、在職一年五ヶ月。

濱田 恒之助

大正四年八月十二日知事に任じ、同八年四月十八日罷む。在職三年九ヶ月。

森 正 隆

大正八年四月十八日知事に再任、同十年五月二十七日罷む。在職二年二ヶ月。

力石 雄三郎

大正十年五月二十七日知事に任じ、同十三年六月二十四日罷む。在職三年二ヶ月。

上田 萬 平

大正十三年六月二十四日知事に任じ、同十五年十二月十八日依願免職。在職二年六ヶ月。

牛塚 虎太郎

大正十五年十二月十八日知事に任ず。

三、大小區の編制

明治四年四月郡の稱號及び鄉村の名稱を廢止し、郡を大區鄉村を小區に改め、大區に一等戶長小區に二等戶長及び百姓代の自治職を置き郡村の行政を司る。六年一等戶長を區長に二等戶長を副區長に改む、當時本郡一ノ關縣水澤縣又は磐井縣の管轄に屬するがため考証の資料を缺く、九年本郡は宮城縣の所轄に移るや、第三區に編入し、加美・玉造・志田・遠田の四郡を合せて、反別二萬七千九百九十四町四反八畝餘、地價金五百四萬千七百八十二圓九十一錢一厘、戶數一萬四千八百戶、人口九萬四千四百三十三人、村數百七十四、小區十五を以て第三大區を構成し、區長一名戶長十五、議員四、村扱八十八、同補百六十二、土木下係七、使夫三十二名を配置す。幾なくして同年十月十八日管轄區域を變更せり。參証下に。

縣甲第百五十四號、今般當管内之區畫及區務別紙條例之如く釐正候條此段及告示者也。

明治九年十月十八日

宮城權令

宮

城

時

亮

宮城縣管内區畫及區務更正條例、第一章 大小區及區吏員民費等之定限を更正する大段を擧ぐ。
 第一條 凡管内の戸數九萬五千百〇三、價二千二百地三十六萬八千三百二十六圓六十二錢五厘二ツ之者と地形之廣狹曠易を酌量し大別して五大區とし小分して六十八小區とす。
 第二條 凡戸數一萬五千、地價五百萬圓以上を目的とし一大區を編製し事務及區費を均一し區長一員を置き以て該區を統轄するものとす。

第三條 凡戸數千四百地價三十三萬圓以上を以て一小區を編製し戸長一員を置き區務を管攝す。
 第四條 凡戸數二百地價五萬七千圓以上を以て村扱一人を置くを目的とす。
 小十區 區務所玉造郡岩出山驛、地價金四十萬五千七百十六圓八十七錢二厘。一、凡戸數千四百四十九。人員七千八百十五人。一、六ヶ村 此村名、新田・清水・下野目・大崎・南澤・岩出山。
 小十一區、區務所玉造郡下宮驛、地價金三十三萬六千九百七十二圓七十三錢五厘。一、凡戸數八百十七、人員六千六百九十人。一、八ヶ村 此村名、下山里・上山里・上野目・下一栗・池月・名生定・鳴子・大口。
 玉造郡地誌。岩出山村第三大區十小區々務所、村の東北方にあり。池月村第三大區小十一區々務所、村の中央下宮驛にあり。

四、郡區の編制

明治十一年七月廿二日太政官布告第一七號郡區町村編制法を發布し、各府縣の下に郡區町村を置くの制度之れなり。換言すれば明治四年四月發布の大小區の公稱を廢して、藩制時代の郡村名をして復活せしめたるに過ぎざるなり。序いて九月七日内務省達第五六號により、何區事務所取扱の稱號を改めて、何郡役所と公稱するに至れり。省達左に。

本年第十七號布告に依り取設候、郡區の事務取扱所は、郡役所、區役所と可稱、爲心得此旨相達候事
 志田・玉造二郡に郡長一人を置く、岩淵儀四郎その職を攝す、十一月十八日金成善左衛門志田・玉造郡長に任ず爾來

秋山峻・戸澤精一郎・遠藤庸吾・熱海孫十郎・武者傳二郎・八乙女盛次・林通故・宮澤實啓の諸士其の職を襲く
 明治廿三年五月法第三六號郡制を發布す、施行の期を同二十七年迄に延期し得らるべきの特例を附添し、且其の實施を地方長官に一任したり。爰に於て告示第一三號を發して、明治二十七年四月一日を以て郡制施行の期と爲す。序いて告示第十五號郡制施行に伴ひ行政郡域を更正して玉造郡役所を岩出山町に置く、三十五年本町二ノ構に廳舎を新築す。
 大正十五年六月末日郡役所廢止となる、その廳舎を購入して町役場に使用する。

氏名	任命月日	轉退年月	就職期間
佐藤文衛	明治廿七年四月	同二十九年十二月轉	二年九ヶ月
黒田良正	同廿九年十二月	同三十七年十二月轉	八年一ヶ月
菅原通實	同三十七年十二月	同三十九年三月退	一年四ヶ月
清野喜左衛門	同三十九年四月	同四十年八月轉	一年五ヶ月
成毛基雄	同四十年九月	同四十四年五月轉	三年九ヶ月
小倉信光	同四十四年五月	同四十五年五月轉	一年一ヶ月
宮城寅藏	同四十五年五月	大正二年八月退	一年四ヶ月
高橋克巳	同二年八月	同三年十二月退	一年五ヶ月
兼子梯次	同三年十二月	同五年十二月轉	二年一ヶ月
石崎寅吉	同五年十二月	同六年七月退	八ヶ月
卯埜正路	同六年七月	同九年四月轉	一年十ヶ月
渡邊壽	同九年四月	同年七月退	四ヶ月
佐藤靜治	同九年七月	同十一年四月轉	一年十ヶ月
村上金四郎	同十一年四月	同十二年二月	十一ヶ月

市村 辰之介	同十二年三月	同十三年十二月	一年十ヶ月
八谷 備	同十三年十二月	同十五年六月	廢 官

五、戸長任用の變遷

明治十一年十月戸長選舉規則を發布し、百戸以上若しくは百戸以下の町村は數村聯合して一の戸長を公選す。

百戸以上の町村に一人、百戸以下の町村又は人戸稠密の市街の如きは、數町村に聯合して一人配置。

戸長はその町村在籍にして、五圓以上納税するもの、投票を以て選舉し、縣令之を命ずるものとす。

戸長は滿二十年以上、其の町村在籍十圓以上納税するもの、期間は四ケ年。

十四年九月戸長選舉規則を改正し、納税額の制限を撤廢し、任期を二ケ年に減縮するにありて、町村内の住民をして公選せしむ。時人稱して公選戸長と云ふ。序いて戸長處務規則を發布す。左に。

戸長處務規則。戸長は行政事務に従事し、及其町村の公事を辦理するものとす。

戸長は町村會議決を経て、協議費を徵收し、其町村内の支費に充つるを得。

戸長は町村協議員の出納を詳明し、其計算簿を一ケ年四ケ度郡長に開申すべし。

一、町村限り土木。一、國縣道路掃除。一、共有物保管。一、用水守水門守。一、公立小學校。一、祭典入費。一、水火盜難豫防取締。一、協議費割賦方法。一、村内風儀に關する契約。一、町村一般に關する利害。

十七年五月太政官達第四一號に伴ひ縣甲第五五號を發布し、戸長公選の規定を廢止し、戸長の任命は地方長官之れを任免す、時人稱して官選戸長と云ふ。この規程に則り鬼首・岩出山の二ヶ村に限り各一名の戸長、又鳴子・大口・名生定の三ヶ村、池月・上野目・下一栗・上山里・下山里の五ヶ村、下野目・南澤・新田・大崎・清水の五ヶ村は何々聯合

と稱し一名の戸長を置く、戸長の資格は準官なりき。その戸數及び戸長の氏名考証左の如し。

明治十七年宮城縣第二回報。岩出山村戸數七三三。鬼首村戸數一七八。鳴子村外二ヶ村戸數四一六。下野目村外四ヶ村戸數五二

三。池月村外四ヶ村戸數五五二。

明治十八年宮城縣第三回報。鬼首村戸長大場源七郎。岩出山村戸長湯村半兵衛。池月村外四ヶ村戸長花淵信太郎。下野目村外四ヶ村戸長笠原源治。鳴子村外二ヶ村戸長岡村重次郎。

六、町 村 制

明治二十一年四月十七日市町村制を公布して、施行期を二十四年四月一日とす。爰に於て前記の戸長に依りて實施の事務は執行せられたり。實施に先たち前記の鳴子村外二ヶ村を温泉村に、又池月村外四ヶ村は二分して池月・上野目・下一栗を一栗村に、上山里・下山里を眞山村に、又下野目外四ヶ村を大崎村に、岩出山村鬼首村の二ヶ村に限り從來の村名を襲用して町村制を實施するに至る。参照下記の如し。

縣令第八號。明治二十二年二月九日、管下町村中本年三月三十一日を以て其區域及名稱を更正すること別紙の如し。

玉造郡。

町村名	舊村名	町村名	舊村名
岩出山町	岩出山村	温泉村	鳴子村、川渡村、名生定村。
鬼首村	鬼首村	眞山村	上山里村、下山里村。
一栗村	上野目村、下一栗村、池月村	大崎村	新田村、大崎村、清水村、下野目村、南澤村。

實施の後大崎村は東西大崎の兩村に、又温泉村は鳴子町川渡村に分る。その沿革等は關係町村の欄に譲り、左に町村制實施當時の實況は載せて、明治二十二年地方事務並管内景況報告郡市役所町村役場の一節に詳かなり。轉載下に。

本年間町村の行政事務に關し一大面目を改めたるは、自治制の施行即市町村制の實施是れなり。但郡は本制に於て第一次の監督官廳に屬し、其事務の互に相關連するもの亦尠からず。是を以て郡の事務成績を叙述するに方りては、本制實施前後の景況を詳悉するにあらざれば、往々其要領を得ざるものあり、依て左に本制實施に係る事務の成績を記述し、併て郡市役所町村役場の事務景況を録し、以て郡市町村に關する行政上の運動如何を知るに便せんとす。

市制町村制實施準備に屬する事項中、最も重要なものを擧ぐれば、郡區境界の變更、町村區域の分合、區町村財産處分方法、區町村費整理方法、區町村事務引繼手續、市町村會議員吏員選舉に關する手續、本制實施の日より市町村稅收入に至るまでの經費收支方法、同上市町村長上任まで、市町村事務取扱手續等に於て、是等は何れも昨廿一年四月本制發布以來、専ら之れが準備に着手し、屢々郡區長及び郡區主任書記を召集して其方法準序を定め、就中町村分合の區域の如きは、實地踏査の上町村の沿革、資力の程度地勢及交通の便否、戶數人口の多寡等に依り、管内七百餘町村を分合して、一市百九十八町とし、同年十月二十日を以て具申指揮を請ひ、尋て主任書記官を上京せしめ、本制施行の順序並管内の情況等を詳細に具狀せしめたり。以上は皆前年間に於て施行せしものに係り、其要領は載せて前年報に詳かなり。

本年に至りては已に實施期限に際するを以て、諸般の準備急速の整理を要するもの尠からざるに依り、一月五日を以て各郡區長を縣廳に召集し委員會を開き、前年末郡區長に訓令せし事項を履行するの順序方法を定めたり。其要項を擧ぐれば左の如し。

- 一、各郡役所に臨時検査委員を置き、一月三十一日限り各戸長役場の引繼事務を検査すること。
- 二、前項検査の結果は、二月十日限り縣廳に報告すること。
- 三、市町村會議員選舉原簿は、遅くも二月十日までに調製すること。
- 四、同上選舉人名簿は、三月三十一日限り調製すること。
- 五、選舉人名簿は、四月一日より同七日まで縦覧せしむること。
- 六、選舉人名簿は、四月七日を以て確定名簿となすこと。
- 七、選舉會の期日會場投票時限等は、四月十日を以て告示すること。
- 八、各町村に在りては四月十八日に一級選舉會、同十九日二級選舉會を開くこと。

九、仙臺市に於ては、四月十八、十九、二十の三日間に三級選舉、廿一、廿二の二日間に二級選舉會、廿三日に一級選舉會を開くこと。

十、以上の順序に依り選舉を終りたるときは、直に市町村會を開き、市町村長助役等を選擧の上、成規に依り其裁下又は認可を受くるの手續を爲さしめ、遅くも四月三十日限り舊區町村の事務引繼を結了せしむ可きこと。

右の外一月三十一日限り、區町村會を開て、新制施行の初めに要する費用の收支方法、並區町村費殘余金不足金等の處分方法を議定せしむること。市町村の區域を定め公布したるときは、直に關係町村に於て委員を選出し、舊區町村の財産處分方法を定め、縣廳の認可を受けしむること等、凡市町村制に關する事項は細大となく本會に於て盡く之れを議定し、其準備全く成るを以て是月十五日を以て委員を各郡區に派遣し、主任書記と共に各戸長役場に就き、選舉原簿調製の手續、及び引繼事務の整否等を詳細に監査せしめたり。蓋し區町村事務上精密の上にも精密を要し、而して其精密調製の手續、及び引繼事務の整否等を詳細に監査せしめたり。故に本縣に於ては、平素最も此點に留意監督を怠らず、殊に新制發布の期近きに在りと聞かば、現時官選の戸長と公選りとす。自治の町村長と授受の際に在りては、出納紊亂の弊を未然に防ぐより先きなるは莫しと信じ、去る二十年四月、同廿一年一月の兩回、主任屬官を各區町村に派遣し、區役所町村役場の事務中、特に會計上に就き十分の監査を爲さしめたりと雖も、尙ほ未だ全く調點なしと言ふを得ず、茲に第三回の検査を爲すに至るもの、要するに區町村監督上止む可からざるものにあるに由るなり是時に方り管内の民心は總て新制度實施の一點に傾向し、或は講究會を開て法文の意義を研究するものあり、或は同志會を設けて名譽職員候補者を定むるものあり。或は演說會を催して自黨の勢力を張り、勝を議員選舉に占めんと争ふものあり。各地到る所之れが準備に汲々たるの有様なるを以て、議員選舉の際萬一其順序を失ふものあらんか、紛議百出終に收拾すべからざるに至らん。抑も議員選舉の手續たる載て本制に詳なりと雖も、其條項各章各款の間に交互參錯し、朝暮本制を繙閱するものと雖も逐一其條項を暗じ咄嗟の間に處して毫厘の誤りなきを期するは亦頗る難しとす。殊に指命官吏は其事務最も多端なる、區戸長又は郡書記を以て之れに充るの見込なるを以て、豫め之れが手引草を設くるの必要を感じ、曩きに郡區書記會議の際、本制の明文に基き之れに加ふるに同指令通牒等を以てし、別に議員選舉手續なるものを制定し、尋て之れを各郡區長に訓令したりと雖も、其手續たる通常の順序に止り、機に臨み變に應ずるの處置に至りては、固より豫め規定すべからざるものを以て、此際實地演習

の必要を認め、各派遣の委員は巡檢の途次、最寄便宜の地に郡町村吏員を集め、假りに選舉會場を設け、選舉の實習を爲さしめたるものも亦尠からざりき。之を要するに議員選舉の事たる本制實施上最も重要な事件にして、其關係の及ぶ所頗る大なるものあり、其用意周到一點の誤りなからしめんことを務むるもの亦實に止む可からざるなり。

同年二月二日に至り、曩きに具申せし郡區境界の變更、町村分合の區域等、總て具申の通り許可せられ、之と同時に市制町村制施行期日の指揮を受けたるを以て、同月九日縣令第九號を以て仙臺區と隣郡との境界を變更し、同第八號を以て從來の町村を分合して、百九十八町村とし、其區域名稱を定め、何れも三月三十一日を以て之を施行するものとし、同第十號同第十一號を以て、四月一日より仙臺區に市制を、其他の町村に町村制を施行する旨を發令せり。此際各區町村に於て處理す可き事務の大なるものは、區町村費の殘餘、又は不足金處分法、市町村會開設までに要する經費收支の方法、並に區町村財産處分法等なり、此内殘餘金不足金經費收支方法等は、本年一月以來曩きに訓令せりしも、財産處分に至りては、區町村區域の發布を待て之れが處分をなす可き順序なるを以て、各區町村に於て委員を公選し、關係區町村委員の協議會を開き、曩きに訓令せし標準に依り、土地金穀物件等の分割し得べきものは、舊區町村限り之を分配して、更に新市町村全部又は一部の財産とし、其の分割すべからざるものは、所在地域と共に新市町村に移し、又は辨償を與へて一方の專有となす等、各々宜しきに從ひて其所有權を確定し、關係委員連署の上陸續認可を請ふに依り、逐一審査を遂げ、三月三十一日に至り、一二部内を除くの外總て之れが認可を與へたり。

七、町村沿革概要

【岩出山町】 本町は仙臺藩に屬せし當時、百姓總代高野恆之進をして取締らしめたり。明治五年八月六日西村半兵衛第十一大區小二十六區岩出山本郷副戸長を水澤縣より命ぜられ、九年七月七日岩出山村村扱となり更に同十一年十一月二十六日岩出山村戸長に任じ二十年一月二十二日罷み、齋藤保戸長となる。二十二年四月町制實施の初期花淵信太郎町長に當選し、民家を借りて町役場に充つ、二十四年本町二ノ構に役場を建設し、大正十五年に至る。郡役所廢止とな

り郡役所廳舎不要となるを以て昭和三年二月二十五日町會に於て議決を経て之を購入し小破を修築し、一部の模様替を了し、昭和三年七月十四日移廳式を舉行したり。町制を案ずるに明治二十二年町制實施以來町長花淵信太郎七期に涉り、選ばれ町治を整理し本町の基礎を確立せり、殊に蛭澤川の改修による治水事業と植林事業の功績はその一斑を示せり。小平繁藏町長として三期其の職に在り納稅成績の向上に努む。現町長伊達宗夫は第三代の町長たり、町村制布かれて現時まで約四十年間に涉り、町長第三代なるは町制の如何と町民の人情風習の如何を窺知し得べし。歴任町長助役收入役等の公吏氏名左に。

町長 花淵信太郎 自明治三、四、五至大正三、八、五。小平繁藏 自大正三、八、五至同四、四、三。伊達宗夫 大正二、四、六、五現任
助役 國井勇治 自明治三、四、五至同三、四、三。高野甚助 自同三、四、三至同三、八、一。瀨戸一郎 自同六、四、三至同三、三、八。名取權右衛門 自同三、三、二至同三、三、七。宇和野勇太郎 自同三、六、九至同三、六、九。犬飼與五郎 自同三、四、三至同四、二、七。大内順男 自同三、二、六至大正三、六、八。伊藤猪牙治 自大正三、七、四至同七、七、三。大場吉太郎 自同七、三、二至同八、四、三。千葉豊之進 自同八、二、五至同二、五、〇。渡邊數衛 同二、五、一、〇現。
收入役 福田知之輔 自明治三、五、五至同三、五、九。宇和野勇太郎 自同三、五、一三至同六、四、九。福田知之輔 自同三、六、四、二至同三、〇、一、六。
宇和野勇太郎 自同三、四、三至同三、六、九。千葉豊之進 自同三、六、二至大正八、三、七。畑隆紀 同三、三、五現。

當時町會議員 (町村制實施當時)

島山 幸太郎	就職明治三、四、六	退職明治五、四、七	二級	芳賀 文之進	就職明治三、四、四	退職明治五、四、七	二級
中村 梯一郎	同	同	二四、三、九 同	瀨戸 一郎	同	同	二六、四、七 同
犬飼 與平	同	同	二六、四、七 同	加藤 太伸	同	同	二五、三、七 同
國井 勇治	同	三、四、九 同	二六、四、八 一級	花淵 信太郎	同	同	二五、四、八 一級
松岡 虎之允	同	同	二五、四、八 同	湯村 半兵衛	同	同	二六、四、八 同

瀬戸榮之進 同 三、四、五 同 元、四、六 一級 桑折新七 同 三、四、五 同 三、四、六 一級
 現職 大正二、四、六 現任者 岩井長四郎。 同 伊藤又七郎。 同 森清三郎。 同 櫻井甚吉。 同 阿部庄左衛門、 同
 中島信三郎。 同 宇和野周也。 同 名取春吉。 同 須田左右治。 同 岡本留五郎。 同 村田徳兵衛。 同 野村文平
 同 野村金兵衛。 同 早坂文之助。 同 大内辰治。 同 松岡長七。 同 佐々木林藏。 同 遠藤和七郎。

區長。明治二十二年町制實施以來町内を十二區に分ち區長を置けり。然れども其の區域狹少に失する憾ありしを以て
 明治四十二年九月十日の町會に於て區長定期改選を機として町内を六區に變更し、區長及其の代理を置けり。然るに人
 口戸數の増加につれ其の區域廣きに失し事務の敏活を缺くの憾を生ずるに至り、昭和二年町會の議決に基きて十區に
 改め區長及其の代理を置けり。區名區域左表の如し。

明治四十二年以前		昭和三年以前		現在	
區名	區域	區名	區域	區名	區域
第一區	保土澤、東昌寺澤	保土澤、東昌寺澤、蛭澤、大學町、肴町、端二ノ構(役場以南)	東昌寺澤區	保土澤、東昌寺澤	
第二區	大學町、肴町、端二ノ構(役場以南)	大學町區	大學町區	蛭澤、大學町、肴町、端二ノ構	
第三區	上丁、通丁、中小路、三軒小路	通丁區	通丁(上下、岩下) 中小路、三軒小路及其以南	細峰、通丁、丸山、轟、采女、毘沙門、御名掛、中江原	
第四區	下丁通丁、岩下	通丁區	下丁、中小路、三軒小路及其以南	兵衛、堤川原、畑田、重藏園	
第五區	中浦小路、外浦小路、河原小路	浦小路區	町浦小路、中浦小路、外浦小路、河原小路、十軒小路	停車場通縣道以南	
第六區	町浦小路、十軒小路	浦小路區	町浦小路、中浦小路、外浦小路、河原小路、十軒小路	停車場通縣道以北	

第七區 河原町前小路、二ノ構 河原町區 河原町前小路及其以北(二ノ構、役場以北)

第八區 河原町後小路 河原町區 川原町區 上川原町(六十人町を除く)内川以北上川原町南園、上川原北園 大窪及其以東

第九區 六十人町 北町區 六十人町横町角まで並其の以西、立町

第十區 荒町 北町區 下川原町園の横町角以南、荒町まで立町

第十一區 本町、中町 南町區 本町、仲町並其の北

第十二區 下町、柳町 南町區 下町、柳町、松窓寺、御靈屋

明治四十二年以前町制實施初期の各區長及び代理者。二十二年五月一日就職。第一區長上川清吉代理白川大吉。第二區長宇和野久兵衛代理葉田野圓太。第三區長島山幸太郎代理齋藤繁太郎。第四區長大浪長右衛門代理館内又右衛門。第五區長櫻井文彌代理下郡山彌八郎。第六區長畑甚吉代理曾根忠之進。第七區長遠藤喜三代理渡邊連水。第八區長阿部長太夫代理千葉廣治。第九區長山崎太兵衛代理小松長右衛門。第十區長石田吉治代理阿部傳吉。第十一區長高橋金藏代理今野富藏。第十二區長玉城佐智穗代理伊藤源助。

四十二年九月十六日地名を區域とし且つ地名に改正せし時、初期の區長大學區長田口又三郎代理氏家甚吉。通丁區長湯村幸五郎代理山口豊治。浦小路區長遠澤周藏代理櫻井太郎左衛門。河原町區長草刈智一代理眞山清作。南町區長佐藤卯平代理伊藤源助。北町區長今庭定七郎代理高橋喜藏。

昭和二年四月一日區域を變更し區長を増員せし時、即ち現任者。東昌寺澤區長高橋源治郎代理(欠)。大學町區長御宿等代理矢内安之丞。川原町區長大沼傳藏代理木村吉三郎。北町西區長穴戸米治代理小松長一郎。北町東區長名取三郎代理笠原林右衛門。南町上區長都築五郎代理(欠)。南町下區長松谷松吉代理伊藤源右衛門。浦小路北區長藤田文十郎代理新妻由藏。浦小路南區長千葉岱治郎代理松浦秀也。通丁區長島山伊三郎代理齋藤信之丞。

【鳴子町】 明治二十二年四月町制實施となるに及び鳴子村大口村名生定村を合して温泉村と改稱したりしが、大正十

年四月十九日分離して大口村名生定村を川渡村とし、鳴子村を鳴子町と改稱して町制を布く。翌日玉造郡書記渡邊數衛職務管掌として來任、同年十二月三日に至る迄町務を掌る。爾來の町長助役収入役就退の年月左に。

町長 高橋萬兵衛 自大正二、三、六至同三、一、六。高橋繁三郎 自同三、三、三至昭和二、六、二九。遊佐武治 自同三、一、四現任。

助役 千葉慶治郎 自大正二、三、六現任。
収入役 遊佐幸太郎 自大正二、四、二〇至同二、五、(臨時代理)瀧島三代藏 自同二、九、三至同二、二、三。氏家秀治 自同二、六、三現任。
(菅原長治大正二、一、八代理)

【川渡村】 明治二十二年町村制布かれて戸長の職制は村長制度に改正せられ、自治機關による村治を司ることとなり。從來の名生定村大口村鳴子村を合して温泉村と稱するに至れり。其の後久しき間温泉村の名稱を持續し來りたるが、大正十年四月鳴子町と分離して川渡村と稱するに至り現今に及びり。町村制實施以來の村長就退職年月日及び氏名を擧ぐれば左の如し。

遊佐正右衛門 自明治三、三、三至同三、四、一〇。福田知之輔 自同三、四、二元至同三、四、四。濱田矩介 自同三、七、七至同三、七、二〇。片倉利惣 太 自同三、八、五至同三、一、五。中島信政 自同三、三、一六至同三、七、二〇。勝又勝 自同三、七、二六至同三、四、一三。小館貞喜 自同三、四、一三至同三、八、三。菅原東吾 自同三、一、三同至三、一〇、八。高城餅造 自同三、五、二六同至三、七、八。吉田庄吉 自同三、七、八至同三、三、三。倉澤順一 郎 自同三、四、一五同至三、六、二。横山常松 自同三、六、二同至三、四、五。藤島吉郎右衛門 自同三、四、三至大正三、六、二五。安田駿逸 自同三、六、六至同三、七、二。芳賀孝平 自同三、七、二至同三、一〇、一八。安田駿逸 自同三、一〇、一八至同三、四、三。鈴木齊 自同三、四、三至同三、二、九。高橋繁三郎 自同三、二、九至同三、九、二九。高橋新治 自同三、四、三至同三、二、九。渡邊數衛 自同三、二、三〇至同三、四、一。高橋善二 自同三、四、一、二至同三、九、三。藤島吉郎右衛門 自同三、九、三現職。

分離に關する當時の決議事項と經過。本村は明治二十二年町村制施行の際には温泉村となりたるも、地域餘りに廣大なるため統一上支障を來せしのみならず、鳴子區は温泉地と見るを相當とするも、現川渡村なる大口區名生定區の兩區は概して農村地にして風俗民情及び其の他に於ける利害關係を異にするを以て各其の部落に適切な施設計劃をなすこと能はず、本村の發達上切に分村の急を認めたるに依るなり。

而して大正八年八月鳴子區高橋萬兵衛氏外二百餘名より分村の請願する所ありたるも、其後分村を是とするものと否とするものとの間に屢紛擾を來し容易に決せざりしが、本件に關して監督官廳に於ても慎重なる調査研究を遂げ、大正十年二月十四日附を以て宮城縣知事森正隆より左記の通りを認むるものなれば必ずや將來の得策期して待つべきなりとし、大正十年二月二十日第三回温泉村會に於て萬堂異議なく原案通り議決答申せるものなり。

記

イ、温泉村大字鳴子區を以て一町とし鳴子町とす。ロ、同村大字大口區及名生定區を以て一村とし川渡村となす。分離當時に於ける人口戸數。戸數一一四九戸 人口六一九三人。

【鬼首村】 町村制施行後の本村、村長、助役、収入役を年次順に擧ぐれば左の如し。

村長 大場藤三郎 自明治三、三、三至同三、四、二。遊佐榮一 自同三、五、三至同三、五、二。大場藤三郎 自同三、八、三至同三、八、八。大場儀三郎 自同三、二、六至同三、九、三。高橋專治 自同三、九、三至同三、四、三。遊佐榮一 自同三、七、二至大正四、七、二。大場五兵衛 自同三、九、三至同三、六、二。(職務管掌)渡邊數衛 自同三、六、五至同三、九、一〇。大山新之丞(自)同三、九、一〇。至同三、二、一四。大場連治 郎 自同三、五、二、二四。現任

助役 遊佐榮一 自明治三、三、三至同三、九、一四。大山昌治 自同三、九、一四。伊藤源次郎 自同三、一〇、一四。大場五兵衛 自同三、四、一〇。遠藤清吉 自同三、八、六。大場五兵衛 自同三、五、八至同三、〇、二。中島万作 自同三、一、八至同三、四、一。大場儀三郎 自同三、四、二。中島万作 自同三、九、六至同三、五。大山新之丞 自大正同三、六、元至同三、九、一〇。高橋新一郎 自大正七、二、九至同三、二、八。高橋元治郎 自同三、六、一〇。至同三、五、九。高橋新一郎 自同三、六、二六至昭和三、四、一〇。大山春三郎 自昭和三、五、二九。現任

収入役 大場五兵衛 自明治三、四、三至同三、三、七。高橋新一郎 自同三、三、八至大正六、三、二。大山林藏 自同三、九、七至同三、五、三。遠藤耕三 自同三、六、六至同三、六、五。大山春三郎 自同三、五、六、八至昭和三、五、元。大山林三郎 自昭和三、七、一。現任

【真山村】 本村は明治維新の際上真山下真山葛岡磯田の四ヶ村に分れ、村扱及村扱補を置き地方行政を司らしめたり。

明治十一年郡區町村編制の發布あり始めて郡役所を置き郡長の任命あり、明治十七年戸長役場の官選戸長を置く。本村は同年上真山葛岡を合併し上山里村。下真山、磯田を合併し下山里村と改稱し、各村に戸長を置き戸長役場を置きたり。明治十六年此二ヶ村と池月村・下一栗村・上野目村と戸長役場を合併し、下一栗村外四ヶ村戸長役場と稱し佐藤良太夫・泉平十郎の二氏村扱となり村治を掌れり。明治二十二年四月町村制の實施せらるゝや上山里村・下山里村を合併し真山村と改稱、戸長役場を分離して上山里村馬館に移し真山村役場と稱し、同時に村長・助役・収入收を置き、村内を六區即ち上山里を葛岡・小倉・馬館の三區。下山里を磯田・黄金田・大坪の三區に區劃し區長及區長代理を置きたり。更に大正十一年五月村内行政の開發執務の便宜を計り、

汀、小倉(舊小倉區)上馬館・下馬館・北澤(舊馬館區)大坪、小坪(舊大坪區)黄金田(舊黄金田區)葛岡、若宮(舊葛岡區)磯田(舊磯田區)の十一區に別ちたり。

- 一村長 佐藤良太夫 自明治三、四、三至同三、四、四。
- 大場常六 自同三、四、三至同九、一九。
- 武藤孫一郎 自同二、三至同六、二、七。
- 大場市右衛門 自同六、二、五至同四、五、二〇。
- 大場豊治 自同四、七、七至大正二〇、五、三二。
- 氏家武一郎 自大正〇、七、六至同二四、七、二五。
- 大場市右衛門 自同四、八、五至昭和二、一〇、二。
- 佐藤清 自同三、一〇、二六。
- 現在
- 助役 大内平右衛門 自明治三、四、三至同三、四、五。
- 大場常六 自同三、四、三至同二、三、二四。
- 武藤孫一郎 自同三、四、三至同三、一、二、三。
- 高橋彦治 自同三、一、七至同三、一、六。
- 佐々木周治 自同三、三、三至同三、三、九。
- 加藤辰吉 自同三、三、三至大正六、五、四。
- 高橋榮太郎 自大正七、六、一三至同〇、七、三。
- 佐藤清 自同〇、八、三至昭和二、一〇、二五。
- 大場剛 自昭和二、二、二現在
- 収入役 大場常六 自明治三、五、一三至同七、三、二四。
- 高橋彦治 自同七、四、九至同三、一、二〇。
- 藤澤林左衛門 自同三、二、六至同三、四、三。
- 高橋彦治 自同三、七、一〇至同三、三、二五。
- 高橋長藏 自同三、四、二至大正八、四、八。
- 長谷川文藏 自大正八、四、一五至昭和二、四、二四。
- 曾根庵主 自昭和二、四、二五。
- 現在

【一栗村】 當村は明治初年上宮・下宮・賜目・上一栗・下一栗・上野目の六ヶ村なりしを明治八年に至りて上宮・下宮・賜目・上一栗四ヶ村合して池月村と稱し、明治二十二年四月町村制實施と共に池月・下一栗・上野目三ヶ村合併せられて一栗村と稱し役場を下一栗村字熊野堂字八番地に置く。村治上これを十二區に分つ上宮・下宮・賜目・菅生・根岸・沖宿・一ノ坪・天王寺・要害・大保・山谷是なり。

- 村長 岡本勇吉 自明治三、五、一三至同七、一、二五。
- 阿部忠右衛門 自同六、一、三三至同三、二、六。
- 後藤吉右衛門 自同三、二、六至同三、二、四。
- 岡本彦四郎 自同三、二、三三至同三、二、三。
- 佐々木孝之助 自同三、七、一五至同六、五、二五。
- 大沼興四郎 自同三、八、一、一。
- 至同四、〇、二、九。
- 伊藤猪牙治 自同四、二、三三至同四、六、三。
- 芳賀昌治 自同四、六、七至同四、一、三〇。
- 今野信夫 自同四、一、三、一三至同四、二、六。
- 今成三朗 自同四、六、一六至同四、一、二四。
- 伊藤猪牙治 自同三、三、三三至大正二、三、七。
- 佐々木源之丞 自大正三、三、二四至同二、四、二四。
- 渡邊數衛 自同二、四、二四至同二、五、一七。
- 佐藤養吉 自同二、四、二五至同三、四、九。
- 久保田秀雄 自同三、四、一〇至同三、五、一六。
- 佐々木熊之進 自同三、六、一三至昭和二、三、一。
- 白井文一郎 自同二、九、七。
- 現在
- 助役 片寄常三郎 自明治三、四、〇至同六、五、一四。
- 高橋雄三郎 自同二、八、五、一。
- 石田庄助 自一、一、一。
- 佐々木源之丞 自同三、八、七至大正三、三、三。
- 佐々木春治 自同二、四、六至同二、四、五。
- 中鉢熊治郎 自同三、二、六至同三、六、三。
- 青木新之助 自同三、四、一六至昭和三、四、一五。
- 竹中新助 自同三、八、一九至昭和三、八、一五。
- 青木新之助 自同三、八、一六。
- 現在
- 収入役 岡本彦四郎 自明治三、五、七至同六、五、二四。
- 佐々木善右衛門 自同六、五、五至一、一。
- 白井文一郎 自一、一、一。
- 佐々木春治 自同四、二、三三至大正三、二、三。
- 青木新之助 自同三、三、六至同三、四、一六。
- 竹中新助 自同三、八、一九至昭和三、八、一五。
- 青木新之助 自同三、八、一六。
- 現在

【西大崎村】 本村は鎌倉時代の始にありては澁谷・泉田・上形・狩野の四氏所謂河西四頭の配下にありき、降つて足利時代に至りて大崎家兼探題に補せられ、河内五郡を封土とし大崎五郡と稱す。大崎氏滅びて伊達政宗に歸す、南澤・

下野目の二ヶ村に分る。明治二十二年町村制の實施に伴ひ大崎村外四ヶ村(南澤村・下野目村・清水村・新田村)を併せ大崎村と稱す。明治二十九年四月分村により西大崎村と稱し現今に及び。

大崎義隆の舊臣千葉藏人寛永年中村肝入を勤む後歴代其の職を繼ぎしが、十代千葉甚助に至り肝入より更に大肝入となる。十一代甚四郎胤成亦肝入となりしが十三代英治の時に至り王政維新に際し其の職を退きしが、明治七年に至り再び戸長となる。以下歴代の戸長。下野目村戸長 千葉英治・多田廣人・笠原新作・今野彦右衛門。南澤村 佐川重之助(肝入)・佐々木助三郎・佐々木養之助。

明治十八年に至り大崎村外四ヶ村の戸長となる。笠原源治・阿部眞三。

明治廿二年町村制實施後明治廿九年の分村に至る間村長、助役次の如し氏名を擧ぐれば、

村長 千葉英治・鈴木友治。助役 遠藤彦一郎。佐々木利兵衛。成田三郎(有給)

村長 氏家作右衛門 自明治元、五、五至同三、五、二四。千葉甚四郎 自同三、五、九至同三、五、七、三。氏家作右衛門 自同三、八、三至同四、一、七、

一七。今野彦右衛門 自同四、一、七、二〇至同四、七、二六。豊島徳之助 自同四、八、一五至大正八、八、一四。氏家秀治 自大正八、一〇、一六至同三、一〇、

一五。佐々木米吉 自同二、二、一、三、五至昭和三、二、一、三。片倉徳治 自昭和三、二、一、三。現在

助役 佐々木十二郎 自明治元、五、五至同三、一〇、三。千葉千吉 自同三、一、一、五至同三、五、三。佐々木十二郎 自同三、六、七至同三、六、七

千葉善作 自同三、六、七至同三、六、七。佐川兵左衛門 自同三、六、七至同四、七、三。千葉善作 自同四、七、七至同四、九、一〇。佐川兵左

衛門 自同四、一〇、二至大正四、一〇、二〇。千葉甚藏 自大正五、三、三至同九、三、一三。山中十郎 自同九、四、三至昭和三、五、一九。阿部治三郎

自昭和三、一〇、一〇。現在

収入役 今野彦右衛門 自明治元、五、三至同元、八、二〇。氏家秀治 自同元、八、七至同四、一三、三。片倉庄三郎 自同四、三、一至大正三、四、八〇

片倉徳治 自大正三、四、八至同四、三、二四。千葉寅吉 自同四、三、二。現在

區長 佐々木伊三郎 自明治元、五、元。片倉美之吉 同 加藤源藏。同 佐川利吉。同 佐々木福治郎。阿部熊吉 昭和三、五、

四。千葉音右衛門 自同二、七、三〇。氏家興三郎 自大正元、九、三至同九、〇、三六。今野嘉右衛門 自同二、八、二至同四、八、三。佐々木十

三郎 同七、七、元一。笠原利三郎 自同九、三、八至大正五、八、四。今野善右衛門 自同二、四、九、二、元一。鹿又甚六 自同五、九、七。

【東大崎村】藩制末期に於て本村は名生・伏見・成田・三丁目・新田の五ヶ村に分れたりしも明治二十二年市町村制發

布と共に前五ヶ村の外に現在の西大崎村當時の南澤村・下野目村を合せ一行政区と定められ大崎村とせり後明治廿九

年四月一日東西兩大崎村に分離し現今に及び。

【區劃】維新の初に於ける新田村を新田區とし、成田村・三丁目村を清水區とし、名生村・伏見村を大崎區とす。各區に區長及區

長代理を置きて村長の補助機關とす。

村長 千葉英治 明治三、四、三〇。鈴木友治 同三、五、二。大場勝治 同元、五、元。鹿野善太郎 同三、四、四。(代理助役)鈴木助左衛門 同

三、五。鈴木助左衛門 同三、九、二、三。大場助四郎 同三、二、四。大場勝治 大正三、二、二。中鉢繁三郎 同六、一、一五。門脇清助 同二、

四、六。中鉢作太郎 同二、四、五、七。現在

第九節 刑罰

刑罰は國家治安の要道にして、所謂勸善懲惡の大圓鏡なり、この制度は遠ほき神代にあり、素盞鳴尊を罰するに群神議して爪髪を抜き根の國に追放したるは罪斷の濫傷なるべし。降て崇神天皇十年(五七三)武垣彦に死刑を宣告したる死刑の始めにして、履仲天皇元年(一〇六〇)阿曇濱子を鯨刑に、野鳥海人を勞役に、又允恭天皇廿四年(一〇六五)輕大姫を流刑に處せし史實は上古治罪の概般なり。文武天皇二年(一三五八)博奕を禁じて始めて答刑を制定し序いて大寶二年(一三六二)二月朔日新律を發布し太寶令十七卷完成するに及びて答・杖・徒・流・死の五等に分類して罪科の輕重を斷案す。八虐の罪名定まる。

謀反。國家を危くするを謀るを謂ふ。斬罪に處し、且父子をも斬に處し、家人、資財、田宅は並に官に沒收す。
謀大逆。山陵及び宮闕を毀つを謀るを謂ふ。罪謀叛に同じ。
謀叛。國に背き、偽に従ふを謂ふ。絞罪に處す。

惡逆。祖父母、父母を毀ち、及殺を謀り、伯叔父姑、兄弟外祖父、失夫の父母を殺すを云ふ。斬罪に處す。

不道。一家死罪にあらざるもの三人を殺し、人を支解し、蠱毒を造畜し、厭魅し、若くは伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を毆打し、及び殺すを謀り、四等以上の尊長を殺すを謀るを謂ふ。斬罪に處す。

大不敬。大社を毀ち及び、大祀神御の物乘與服御の物、及神璽内印を偽造し、御藥を合和するに、誤りて本分の如くならず、及封題禁を誤り、若くは御膳を造るに、誤りて食を犯し、御幸の舟船誤りて牢固ならず、乘輿を指斥し、情理切害し、及勅使に對捍して、人臣の禮なきを謂ふ。流罪に處す。

不孝。祖父母、父母を讒言詛言し、及祖父母、父母別籍にありて財を異にし、父母の喪に居て身自ら嫁娶し、若くは樂を作し、服を釋きて吉に従ひ、祖父母、父母の喪を聞きて匿して舉哀せず、詐りて祖父母、父母の死を稱し、父祖の妾を姦するを謂ふ。絞罪若しくは徒刑に處す。

不義。本主、本國の守、現に受業の師を殺し、吏卒本部五位以上の官長を殺し、及夫の喪を聞きて匿して舉哀せず、若くは樂を作し、服を釋きて吉に従ひ、及改嫁するを謂ふ。斬罪若くは徒刑に處す。

後鳥羽天皇建久三年(一八五二)源頼朝征夷大將軍に任じ幕府を鎌倉に開き、初め問注所に執事、寄人、評定所に評定衆、引付衆、守護地頭、越訴奉行の職を置き、後世管領、評定衆、引付衆、侍所別當、越訴奉行に改め、文官閥罪、武官閥罪、庶人閥罪に分類して獄を斷せしむ、詳述下に、

禁獄。牢獄に拘禁し、限滿ちて放免す。追放。本籍を削り、他管に放逐す。流刑。近流、中流、遠流。死刑。斬、梟首、磔。
文官閥罪。召籠、官署に拘留し、侍臣は禁中に拘禁し、武人は右衛府に留置す。怠狀、待罪書を徴し、家に屏居せしめ(限滿ちて任に復す)。勅勘、門扉を封鎖し、人の出入を聽さず、限滿ちて任に復す。解官(官職を免じ、或は兼官を解き、或は共に本官と兼

官とを免ず)降籍(悉く官位を除き、課役本色に従ふ)
武官閥罪。過忘(社寺及橋梁等を修理せしめ、或は贈金を追徴す)召籠(官署に拘禁す)改易所職(解官に同じ)永不召仕(除籍に同じ)召放所領(封邑を追奪し、一ヶ所又は五分一、三分一等の差あり)
庶人閥罪。剃半髮(髮髮の一半を剃る)捺火印(火印を面に烙す)關所(自宅財産を官に没入す)

後陽成天皇慶長八年(二二六三)徳川家康征夷大將軍となる、刑制亦革む概要左記の如し。

正刑(一般)死罪、敲罪、流罪、曝罪、追放。閥刑(武士)切腹、改易、謹慎、閉門、門前拂、隱居、逼塞。(庶民)手錠、科料、叱呵、閉戸。(僧尼)宗旨搦、門派搦、曝、退院、追放。(婦女)剃髮、奴婢。

寛永十三年八月二十六日伊達忠宗(義山公)遠藤玄信・片倉重綱・津田景康・鶴田周知・古内義重を擧げて評定役に任じ、九月二十日裁許所を新設し評定役をして罪斷擬律の職を司らしむ、寛文六年裁許所を評定所に改め片平丁に置く。

擬律罪斷概ね徳川幕府の制度に倣ふ、町奉行あり評定役の一員として評議に班列し記録留付役等數十人あり、町奉行配下に目付・小人・同心・目明し等の庶吏を置き搜查檢擧の補助機關と爲すこと恰かも現代の檢事に警視警部警部補巡查部長巡查ありて社會の秩序を保持する行政司法の警官とその質を同ふするに酷似す。

玉造郡十五ヶ村を領土と爲せる伊達彈正家に於ける罪斷擬律の組織は、概ね宗藩の所定に倣ふ。制定の始め死刑をも宜告せしも後ち死刑の重罪は宗藩の權限に移り評定所の權内に委譲したるが如し、考証下に、

岩出山邑主伊達家雜記。元祿十四年八月、政宗公御代より引續き元祿七年まで死罪共に御仕置致されたりしに、御知行所百姓町人を死罪に行ふに、御自分として相行はれず當に大和様、石川「安房様」伊達「へ御奉行衆より御連名にて申來る。
組戸結、押込、繩掛の三個條の首尾渡り品々有之たり。

往時の領主地頭には殺生與奪の權能を有せしは前記の古文書に據りて知るを得べし。仕置場と稱する刑場の跡は今

美田良圃に變化せしも、首洗場には瀦水又は池沼の地帯を撰擇して刑場とせられたるべし。彼の大崎家の侍大將湯山宗節今の川渡地方の領主たりし頃ならん、名生定區内の萩野は刑場なりしと、又所ろ仕置と稱する制裁も所々に行はれしが如し、左に蒐集の資料を毎町村に分類し列記する下の如し。

【川渡村】 刑罰は罪の輕重によりて落頸、磔等となす、刑場は萩野(名生定部落)の西南門の櫛にあり、湯山氏領主なりし當時に同所に於て刑を執行せられたるも、伊達氏藩主たるに及び岩出山に移轉さるゝに至る。現今に及びては其の跡と稱せらるゝ萩野刑場は雜草繁茂し僅かに形跡を認むるのみ。

【鬼首村】 村内のみに特に行はれし罰則等不明なるも、今日に於ても部落組合にて協定せる事項に違背せるものに對する不文律中に、或る制裁ある點より考ふるに、維新前にも村内に於て不良の行爲ありしものに對して、所拂ひ等の制裁行はれたりしが如し維新後村民中にて刑に觸れたるもの中には、山林盜伐犯、賭博犯最も多く、殺人犯も二三ありたり、酒類密造等も過去に於ては相當存在したりしが如きも、現今に至りてはそのあとを絶ちたるが如し。

第十節 警 備

一、警 察

明治八年三月七日太政官達第二九號行政警察規則を發布し施行期を四月一日とす。爰に於て捕亡吏・取締・番人稱號を廢止し捕亡費を警察費に改稱し初め羅卒と稱し、後ら巡查に改め現時に及ぶ。其年十二月太政官達第二〇六號規則を改正す抄録下に。

- 一、行政警察の趣意たる、人民の凶害を豫防し、安寧を保全するに在り。
- 二、各府縣長官事務を提掌し、警部をして之を分掌せしめ、便宜各所に出張し、巡查をして各部に分派し、巡邏巡察せしむ。

三、其職務を大別して四件とす。第一、人民の妨害を防護する事。第二、健康を看護する事。第三、放蕩淫逸を制示する事。(憲兵本部へ通牒には此項欠く)第四、國法を犯せんとする者を、隱密中に搜索する事(憲兵本部へ通牒には「國事に關する犯罪を未萌に」と又「法章の遵泰を視察する事」の一項を追記す)

四、行政警察豫防の力及ばずして、法律に背く者あるとき、其犯人を捕索逮捕するは、司法警察の職務とす、之を行政警察官に於て行ふときは、檢事章程並司法警察規則に照すべし。

五、警察官吏は、公同一般の裨益を計り、一家隱微の小惡を發すべからず、且一己の功を貪り、警察一般の目的を愆る可らず。十五年十月十八日警察本署に警部長一名、警部七名、巡查十七名を置き、古川・石卷・大河原・仙臺に警察署を配置す。時人稱して四大警察署と云ふ。玉造郡は古川警察署所轄に屬し、分署を岩出山、鳴山に屯所を鬼首に置く、明治十六年第一回年報抄録。

現今は管内を四方面に分ち警察署四警察、分署三十三、巡查屯所三十八を置き警察本署之を統轄す、而て本署の事務之を分ちて四部とし、第一部は巡查監督及署員進退に關し、第二部は犯罪事務及結社集會演說新聞其他諸營業の取締に關し、第三部は規則編纂文書往復に關し、第四部は會計の事務を掌る又警察は内外勤の二部に分ち、外勤は巡查勤務を督勵し、内勤は犯罪其他一般の事務を執り分署の事務は渾て分署長之れを擔任し、屯所は事務に關せざるものとす。而て分署、屯所の配置に於て尤も周密ならしめ保護上闕漏なきを要するも之れを關管人口に對比するときは巡查一名の負擔する所千七百六人の多きに當る故を以て保護未だ善ねからざるを恐ると雖ども限り有るの民力を以て限りなきの事故に應ぜんとする亦甚だ難んする所なり。今其警察區畫官吏配置等を示す左表の如し。

署別科目	位	置	一	所轄郡區名	分	署	位	置	屯	所	位	置
古川警察署	志田	郡古川驛	美、遠田、栗原	若柳、金成、高清水、岩ヶ崎、涌谷	三本木、木間塚、宮崎、鬼首	川口、眞坂、小牛田、田尻						
署別科目	官	部	警	補	部	御	用	係	巡	査	町	數
古川警察署		一	三	三	三	八	五	一	二	二	五	二
												二
												四
												九
												七
												九
												一
												六
												八
												九
												三

十九年七月勅令第五四號地方官官制の發布あり、縣令第七號を以て四大警察の管轄區域を更正し、一郡一警察署配置の制を布く、警察署及び分署を十七ヶ所に、派出所を四十九ヶ所を置く。明治二十治宮城縣統計書を抄録する左に。

署名	警部	警部補	巡查	雇	合計	官吏一人に對する人口の比例
岩出山警察署	一	一	八	一	一〇	一、三六〇、五〇
鳴子分署	一	一	七	一	八	六〇七、三八

二十二年四月町村制實施のため各町村の分合行はる仍りて町村の區域を標準とし、一町村の人口凡そ三千五百以内に一人以上の町村に二人若くは三人の巡查を配置し分擔せしむるの制を布き内勤外勤豫備に分區し事務を執行せしむ。二十三年内務省訓令第一六號により、六月三十日附を以て初め各警察署に巡查部長を配置し巡查の勤務を監督せしめ後ち各分署に増置するに至れり。二十四年八月勅令第一七〇號巡查待遇の法を布く、船越本縣知事の訓諭左に。

今般勅令第七十號を以て、巡查は判任官を以て待遇することに相成たるは、全く巡查其職任の重に對して相當の待遇を與へられたると同時に、又之をして十分の實効を擧げしめんとの主旨に外ならず候條、巡查たるもの其優待の趣旨を體し、自今益々獎勵して其職任を盡さざるべからず。殊に公衆に對し其職務を行ふに當りては、一層此に注意を加へ常に公正と誠實とを以て職務を行ひ、親切と丁寧とを以て公衆に接し、益々警察の實効を擧げんことを勉めざるべからず。若し優旨を誤認して、傲慢不遜に流れ或は素行修らずして其職務を耻かしめ、舉動嚴肅ならずして姿勢を紊す等、苟も公衆の輕侮を受くるが加き失禮ありては、以ての外の義に付心得違の者無之様、厚く訓諭すべし。

【西大崎村】 巡查駐在所。沿革明治二十二年二月西大崎郡南澤二軒茶屋に設置し南澤巡查駐在所と稱す。大正五年五月西大崎村南澤巡查駐在所を西大崎村巡查駐在所と改め現在に及べり。

二、岩出山警察署及び駐在所

岩出山警察署の沿革大要を擧ぐれば明治十二年十月現位置、岩出山町字本町に設置せらる、明治三十九年祝融のため書類簿冊を灰燼したるがため、詳細なる沿革を知るに由なしと雖も、その大要を擧ぐれば、管轄區域は岩出山町、東西大崎二ヶ村、眞山。一栗の一町四ヶ村なりしが、大正十五年六月地方官制第三十九條に依り縣告示第三百八十八號を以て警察署の名稱位置及管轄區域を變更せられたるの結果、鳴子警察分署を廢して鳴子警部補派出所に改め、鳴子西部東部駐在所と稱し、元鳴子分署管轄なる川渡村・鬼首村は岩出山警察署管轄區域に編入し、又これと同時に一栗村・上野目駐在所は人員整理の結果廢止となれり。その所轄の戸口を示せば、明治二十一年二千七百七十戸、一萬七千六百六十六人、昭和二年六月四千七百三十一戸、二萬八千五百五人、而して定員は左の通り改めらる。

警部補一名 巡查部長二名 内勤二名 署所在地管區二名 駐在所九名 特務二名 刑事一名 計一九名。

巡查部長一名は郡役所廢止に伴ふ移管事務たる兵事其の他の事務を管掌す。特務は一名鳴子派出所詰とす。署長の歴任氏名年月等左に。

三浦 隆行	明治三、?	武 一 郎	明治四、八、二四	紫 藤 徹	明治九、三、四
山中 雷之助	同 三、一〇、二	境野 文彌	同 三、五、二四	相 葉 良	同 二、二
濱田 盛禎	同 三、三、六	岩淵 俊夫	同 二、六、八	大 内 誠	同 三、三、二九
前田 元	同 三、八、六	江尻 德之助	同 三、八、九	渡 邊 貞 藏	同 三、七、?
澁谷 鐘次郎	同 三、三、七	秋山 數馬	同 四、六、三	溝 井 喜 六	同 四、八、?
水原 喜見	同 四、三、?	佐藤 眞平	同 四、四、?	加 藤 清 四 郎	大 正 四、七、?
小野寺 右男	同 六、二、?	木村 十三郎	同 七、九、?	森 喜 佐 治	同 九、四、?
田村 章	同 八、?	金野 平之丞	同 一〇、八、?	烏 田 淳 一	同 二、六、二

皆川造酒三郎 同 三、三、三 菊地政吉 同 三、九、七 鈴木長松 同 一五、七、五
鈴木勇治 昭和二、七、三 佐藤繁治郎

警察署駐在所設置年月日及所在地管轄區域左に。

建設年月日	名	稱	所	在	地	管	轄	區	域
明治十二年十月	岩出山警察署	岩出山町字本町	岩出山町、真山、一栗、西大崎、東大崎の一町四ヶ村						
同 十八年三月	池月駐在所	一栗村池月下宮町	同村一栗以東を除く						
同 十九年四月	上野目駐在所	一栗村上野目天王寺	前記以外の地域全部						
同 二十年七月	上山里駐在所	真山村字上真山馬館	同村一圓						
同二十一年三月	南澤駐在所	西大崎村南澤二軒茶屋	同村一圓						
同二十五年五月	新田駐在所	東大崎村 新田	同村一圓						
同十七年十一月	川渡駐在所	川渡村 川渡	名生定、大口、川渡						
同二十一年八月	鬼首駐在所	鬼首村原臺	同村一圓						
大正十年四月	赤湯駐在所	川渡村 赤湯	赤湯、鍛冶屋澤						
明治十九年五月	鳴子派出所	鳴子町新屋敷	廢止前鳴子、川渡、鬼首の一町二ヶ村						

警察電話架設。警察電話は明治四十一年六月開通したり、爾來之れを利用し通信の迅速は勿論警察機能發揮し執務上能率を増進緩和するなど實に警察の生命たり。其の後地方篤志家の寄附に依り川渡・池月・兩駐在所に架設を見利便を得ること大なり。

岩出山警察署管内に於ける犯罪事故趨向及統計を示せば、社會の裏面を表徴するものにして、社會生活の複雑に向ふに隨へ其の件數亦年々激増し、其の犯行は科學の進歩に伴ひ愕くべき巧妙を極むると共に、漸次職業的・専門的・旅行

的傾向を帶び、交通・通信機關の驚くべき發達は、犯罪關係をして國際的たらしめんとす。檢舉の罪科及び件數左に。

年	窃盜	詐欺	横領	放失火	殺人	傷害	賭博	その他	計
大正十五年	三九	八〇	一五	八	一	一九	六	二〇	一八八
昭和二年	八一	四六	一〇	二	一	一四	七	五四	二一六

三、消 防

【消防】 藩制時代に火消組と稱する團體組織に成る、徳川幕府の始めに諸國の侯伯をして芝の増上寺、上野の寛永寺に對し特に警火の任務を負はしむ。明曆年間江戸大火に鑑み火消組の團體結合して其數四十八組を算せり。諸國の大名之れに倣ふて人員の總數に多少の差異ありしも組織せしめたりしは抑も消防組々織の基源たるべし。明治十一年縣甲第八號布達を以て非常信號を制定し、十七年縣甲第六五號消防組設置規則の發布は本縣に於ける該組に關する規程の濫觴なるべし。

宮城縣第二回年報。防火凡そ社會の損害は火災より大なるはなし、故に防火の方法を講ずるは、人民保護の一大急務にして、一日も忽諸に付すべからざるや論を俟たず。而して其方法を十分ならしめんと欲せば宜しく先づ家屋の構造を改良し、水利を便にし器械を備へ、且つ消防夫をして常に操練熟達せしめざるべからず。然れども其家屋改正の如きは、事業大にして費用小少ならざれば、固より言ふべくして行ひ難とす。若夫れ防火の方法たる良法なきにあらず、然れども一朝遽かに其業の改進而を企圖すべからざるを以て、目下暫く在來の器具と昔日の慣習法より成れる、消防組を以て之に充つ。明治十一年甲第八號布達を以て非常信號を定めたりと雖も、猶未だ不便の憾なき能はざるを以て、近日之を改正し以て消防夫の召集を便にせんと欲す。昨年七月始めて消防組設置の綱領五項を定めてより、防火の方法漸く緒に付き、本年十二月に至るまで消防組を設置する者、實に一區七十七ヶ村なり、然れども、全管一區七百ヶ村に對するときは、僅かに十分一の小數にして、其器械人夫共稍具備せるもの僅々二三

に過ぎず是亦其設置を奨励せざる可からざるものとす。

明治十九年岩出山警察署新置の時代所轄内に一の消防組は組織せらる名けて火防組と云ふ、當時未だ唧筒提灯ズック桶喇叭運水籠と稱する消防器具の設備あらざりき。明治廿年宮城縣統計書(十九年十二月卅一日現在)を轉載する左に。

岩出山警察署。組數一、人員四二、纏一、轆子四、龍吐水一、水樋四三、刺又一、鳶口四〇、被服四三、全家燒失總數四一、内失火六、延燒三五、半燒五、内失火四、放火一、直ちに消止めたるもの放火五、燒失家屋の坪數一、五一四。

二十七年二月勅令第一五號消防組規則の發布により同年五月十日縣令第一九號施行細則及び同月十九日縣令第二〇號消防組設置地及組員指定により該組合の組織其他の成績は向上の域に進みたりき。

巡査駐在所			消防		
數	所在地	組數	唧ケ數	人員	人員
一	岩出山町	一	五	一〇〇人	鳴子町
一	東大崎村	一	三	八三人	西大崎村
二	一栗村	二	一〇〇人	川渡村	南澤
一	鬼首村	一	一	八六人	川渡・赤湯
					上山里
					眞山村
					四
					六〇人

四、町村警備概要

【岩出山町自警團】 自衛上の火防衛生交通其他一切の豫防警備を目的として生れた岩出山町自警團は町内を左の二十四團に分ち各團正副長委員を舉げ区内安全のために努力しつゝあり。

本町・二ノ樺大通・川原御池小路・柳町・川原上區・川原町下區・仲町・下町區・肴町堀端區・大學町蛭澤區・浦小路第一區。

浦小路第二區・浦小路第三區・浦小路第四區・横町區・荒町區・六十人町區・仲小路三軒小路區・通町上區・通町下區・川原小路區十軒小路區・東昌寺澤程澤區・壽町區。

【鳴子町】 藩政以前の警備の状況變遷は、徵證すべき史料なきを以て記述の由なきも、藩政時代には當町尿前に番所を置きて陸羽の防備となす。鳴子町新屋敷は岩出山城主の御弓組に賜ひたる屋敷名を町名となしたりと云ふ。蓋し尿前は陸羽交通の要路に相當りたるならん。番所設置の時は明かならず。明治に至り鳴子村巡査駐在所を置かる以て部長派出所を置かれ頓て現今の鳴子警察分署を置かる。設置の時日明かならず。

【鳴子消防組】 設置の時日分明ならざれども、鳴子消防組の創設は明治十五六年ならんと云ふ。消防組の員定を七十七名とす。防火消火の設備として目下工事中の鳴子上水道竣工の際には消火栓の設け完成して一日に五千立方尺の放水をなすを得と云ふ。

(鳴子自警團) 大正十一年に至り鳴子町自警團の組織をなし自治的に町の警備に任ず。
(鳴子水防組) 鳴子水防組を組織して水害の豫防等を講究して自警團と相俟つて自治的に水防警備に任ず。
(岩出山町消防組) 昭和四年四月現在組合長阿部庄左衛門及び小頭十人、消防手一等十五人、二等廿七人、三等四十人、計百人を以て組織す。沿革大要左に。

本消防組は明治二十三年三月十二日の創設にして、當時の腕用唧筒四臺のみなり。明治四十五年六月二十一日纏の馬籠に金線一條を始めとし大正六年九月十日規律訓練の實績顯著により金線二條に、同九年三月二十日ガソリン唧筒を設備により金線三條、大正十一年三月器具車一臺、同十二年七月十五日器具置場の設備と、ガソリン唧筒(六千圓)の購求により金線四條に、明治四十五年三月より大正二年四月に亘り杉苗三萬本、扁柏五千本を植林し基本財産の増殖を企圖し成績優秀なるにより大正十四年五月八日金線五條に、大正十四年十二月十日警火思想の普及並に火災豫防の成績優良なるにより金線六條使用を許さる。大正十四年十月本縣下に於て施行したる陸軍特別大演習に際し、其町自警自衛の實を舉げたる功勞顯著なると、又同十五年四月ノーザン式ガ

ソリン唧筒附水管卷車一臺新調し、昭和三年十月岩手縣下陸軍特別大演習に際し自警自衛の功勞顯著なるを以て本縣知事より感謝状を受く。

【鬼首村】 本村内相互の警備は、檢斷役制止役主としてその事に當りしが如し、又仙臺藩士野村氏本村に藩命を受けて在任し、それを郷俗に於ては「御番所」と稱し、秋田藩に通ずる出羽街道の藩界の警備に任ぜられ居れり。今日に於ては村内一個の巡查駐在所を置き鳴子分署より巡查一名駐在し居れり。村内に警火組合・自警團組織せられて相互に一村警備の任に當り、更に昨年村内、田野・原兩區に私設の消防組を組織したり。

【川渡村】 警備役として前に締役あり次に捕じとなり、羅卒に改められ、現今の巡查となれり。當時の締役は村内各戸を一ヶ月に約二・三回巡視し、其の印として縦二寸横一寸の紙片に「巡視」の書を記して捺印したるものを毎戸入口の柱に貼付したり。捕亡は民家に危害を加へ、又は與ふる者を捕へんが爲、常に巡視の場合必ず手に棒を持ち、晝夜行動し人民の保護の任に當れり。

【西大崎村】 西大崎消防組。現在組頭千葉運吉。役員、幹部、組頭以下九名。顧問十三名。消防手七十一名。消防用具、ポンプ三臺、長とび四〇、短とび九、手旗九。

事業。水火警防上に關する思想の普及宣傳。水火警防上に關する智識並技術の研究。消防組員の表彰。消防組員の共濟弔慰。其の他幹部會に於て議決したる事項。連絡、宮城縣消防協會及同岩出山支部。

【消防組】 水防組。現水防長佐々木米吉。水防組員の召集、沼川増水のため堤防其の他欠壞流失浸水し村民の生命財産に災害を及ぼさんとする時、水防長は各部長以下に出勤を命じ警戒防禦に努めしむるものとす。食糧は總て村費を以てす。防水現場に於ては晝間は部名を記したる旗、夜間は高張り提灯を點揚するものとす。水防器具置場三ヶ所。下野目大畑 鹿又甚六宅。下野目沼端 豊島千代雄宅。下野目畑中 片倉儀平宅。

水防具。カケヤ・鉈・鋸・鎌・ベンチ・唐鍬・斧・瓦斯燈・空俵・繩・材・其の他。

役員。組頭三名。小頭三名現在組頭千葉寅吉・鹿又甚六・片倉儀平。水防夫現在四十五名。

實際其の危機には材料の如きは村内如何なる地宅にても差支なし、但し其の價格は別に定むるところにより村費を以て支辨するものとす。

自警團(十三團) 目的。本團は日常起り易き諸禍害に對する隣保團とし、且つ其の掛官公署團體等と連絡を保ちて、災厄を未然に防制し以て團體の安全を期するにあり。

役員。團長、副團長各一名。幹事四名。

事業。法令の周知實行に關する事項。犯罪豫防に關する事項。照害豫防並其の救護に關する事項。惡風習打破に關する事項。衛生思想の普及向上に關する事項。

【東大崎村】 維新前新田區石名坂(志田郡志田村を主とす)附近に十手取繩を預る棒組と稱するものありきと云ふも、記録を得ず、維新後の警備は主として警察官の掌るところとなれり。(駐在所)東大崎村駐在所を稱し分村後新田區上宿二七番地に建築せられ平家木羽茸木造建坪十五坪なり。歴代巡查左の如し。

大松源左衛門・村上幸治・高畑(名不詳)熊谷薫・伊藤定五郎・須田悟・木村善八郎・一條專太郎・長峰元・鈴木善五郎・文屋多利治・佐藤忠三郎・伊藤辰治・十文字善藏・佐藤彈三・佐々木永之進(現任)

【消防組】 明治二十六年十二月二十四日の創立にして、村内清水區藤棚大崎區六角新田區上宿の三ヶ所に火の見櫓及唧筒置小屋あり、唧筒三個を有す。成績顯著なるを以てしばしば表彰せられ金馬簾二條を有せり。役員及人員左の如し。

組頭大場兵治郎。部頭加藤良三郎・佐々木民治・門脇利惣治。組員八十三名。

(自警團) 大正十一年の創設にして火災防止、盜難防止防疫を目的とし村内各戸主を以て組織す。本團を十八の分團に分ち分團長を置く、現團長を中鉢作太郎氏とす。

第四章 社會

第一節 風 習

一、風俗習慣の概況

【鬼首村】 民風概して質朴敦厚にして、服装も郡内の他町村に比して多少の異點あり。平常は男女共に袴を穿ち（膝より下の細くなれるもの）女子の勞働に従事するものは手拭よりも、風呂敷様の如き方形の布片を冠る。他所行き禮装等は郡内他町村と大差なし。履物は下駄、足駄等より藁製の草履、鞋等多く用ひられしも、近時ゴム製の靴、ゴム底足袋等の流行につれて、これを用ふるもの益々多くなれり。家屋は一般に大にして且つ室内の採光通風缺點あるが如し。加之らず平常雨戸出入口の扉等を開放せず、小さき潜り戸より出入する有様にて、一層室内を暗くする傾きあり更に從來產馬事業の盛なりし結果、村民愛馬心旺にして飼馬を殆ど家族の一員として視るが如く、厩と臺所とは殆ど境戸なく、人馬頭を並べて食事をなす底の状況の家屋多く、又家の出入口に近く小便所の設備しあるあり、冬季積雪の多き影響ならむも、衛生上より見て如何はしと思はる、點少からず。されば近時新に建築さる、家屋は相當採光通風その他衛生上使用上の考慮を拂はれたるを見受けらるゝに至る。飲用水は多く泉、溪流等を笕を以つて引き流し元に入れて使用する家多く、井水を用ふる所甚だ少し。常食は米にして麥・粟・稗等の混食をなすもの甚だ少し。本村は麥の栽培に適せざれども、稗・粟等は相當栽培せらるゝも殆ど馬の飼料となる有様なり。米の産額辛うじて村民の

需要を充たす現状にありて、村民の混食勵行によりて幾部の餘裕を蓄積して、凶荒に備ふる事は一家生計の安定より又一村經濟の上より必要の事たるを信ず。本村は維新前より一村として統一されありし所にして、他町村の如く數ヶ村の合併されて一町村となりしにあらざるも、村内を八箇の區に分割され、各部區民の間には、不文律に一の組合規約の如きありて、一年中の行事その他萬端の事區民の相談によりてなさるゝが如き状態なり。而して之が總會とも見得らるべきものを春秋二期を定期とし重要な事あれば臨時に會合して協議によりて決定する有様にて、若し區民中此の協議決定に違ふものは區民より制裁を受くるが如し。尙近親間にありては舊盆、春秋の彼岸には「佛拜み」に行くと稱して食品、その他を持ちて互に往來する風習あり。郡内一般には死者ある際にその近親のもの「めしたき」と稱して法要までの朝夕、膳部を揃へて、近隣親戚に馳走する風習あるも本村には之なし。冠婚葬祭の儀式は他町村と比して大差なし。

【鳴子町】 本町は奥羽地方屈指の温泉地として古來世に知られ、鐵道開通以前道路の不便なりし時に當りても、近縣近郷より遠きを意とせず、夏秋の候は浴客常に充滿して賑盛を極めたりしが、大正四年陸羽鐵道開通後一層浴客の多きを加ふるに至る。交通開け浴客の多く入込むに従ひ、往時醇朴質實なりし風も、見様見真似に依りて漸次輕佻浮華の風に趣く概あるに至る。舊記に當地は一般に醇朴粗野にして禮儀に厚く、隣保相扶くるの美風存せしも、漸次輕浮に流れんとする傾向無きに非ずとあるもうなつかるゝ節なきにあらず。

服装の華美なる點は農村の比にあらず、冬季雪袴を穿つの風は、古來の風實に掬すべきものあり。食糧品は殆ど他の移入を仰ぐも、混食するもの少なく、多くは米飯を食む。是れ此地方畑地少なく且つ麥作をなさず。他の移入を待つを以てならん。一般に利己に傾き時間の觀念薄すく勤儉の美風を缺き、排他的にして利害關係に依りて離合集散し嶋

牛角上の争鬪を敢て爲すの弊風を見受く。然れども社交にたけ世事に明に機敏なる事は他の農村民の遠く及ばざる所なるべし。是れ環境より受くる甚大なる影響にして是を培養し善導せば前記の弊風を一掃するに足らん。

【川渡村】 明治初年頃までは男女ともに木綿物「モヂリ」のみを着用し、必らず「ヌノ」の袴「モンペイ」をはくものとせり。「ヌノ」とは各家にて畑に麻を植ゑそれを水に漂らし打て柔かにし、糸の如くさきて、之を紡ぎ織りたるものなり。履物としては「ゴンボウ」草履と稱し、これも自家にて作りたるものを履きたり。下駄を履く者は極めて稀にして、その下駄も自ら作り藤の緒を用ひたりといふ「モンペイ」(現在は綿木綿又は紺木綿にて作る)「ゴンボウ」草履は今尚多くの家庭にて使用し居れり。かく人情風俗共に醇朴の風漲り居たる平和の村も時勢の然らしむる所には、民風昔日の如くならず、動もすれば驕奢に流れ、人情輕薄に流るゝの嫌なきにあらず。改曆されて爰に五十餘年を経るも、業務又は其の他の關係によりて學校公署官衙を除くの外、皆陰曆を使用す。

【東大崎村】 風習新撰陸奥風土記二卷風俗編に、「人國記に曰く、陸奥國の風俗は日本の偏鄙なる故に人の氣の行詰りて氣質の片寄其尖き事萬丈の岩壁を見るが如くしてたま／＼道理を知ると雖も改めて非を知るといふ事なし。たとへ知ると雖も改めて非を不爲事少なく譬へば江の水流れずして塵芥の積りて清む事なきが如し」。是れ往昔陸奥國の人氣を寫したるなり、總じて言はゞ或然らんも本村一斑の氣性は淳朴なり、總じて風習上善良なるは禮儀と友愛心の厚きにあり。

二、年中行事

【岩出山町】

正月 (一日) 門松を樹て注連繩を張り未明に若水を汲み身を淨め氏神を始め神社佛閣に元朝詣をなす。歳徳神氏神には神酒、御頭付、雑煮等を供へ又家内打揃ひて屠蘇を酌み雑煮を祝ふ而して年賀廻禮をなす。(二日) 商家は賣初めと稱し客に祝儀の景品を配る。殊に買初めとして午前零時を待ちて諸種の物を買ひ求む、商家に於ては賣上高の多少に拘らず先客に對しては特に祝儀を呈す。(三日) 不淨日と稱し外出することを禁ず、夕餼にはとろろ飯を食ふ、家によりては三ヶ日の間朝は餅夕はとろろ飯を食ふ。(四日) 嫁婿の里方に年賀に行く。(五日) 五元日と稱して元日と同様雑煮を供へて祝ふ。(六日) 若木迎とて注連繩を携へ山に至り伐木の個所にかけて若木を伐る、夜は七草を叩く。七草は芹、御行齋、繁葉、佛座、菘、蘿蔔の七種なれども其の他の野菜類を代用するを例とす。(七日) 早朝起き出でて隣家に負けず七草を叩く、朝は七草御粥と稱して若木にて粥を炊き餅を混じて神に供へ、後家内一同にて祝ふ。(八日) 御八日とて精進日なり。(十一日) 農始めとて農家に於ては早朝農用薬細工品を作る。(十二日) 山神精進とて白飯又は餅を神前に供ふこの日には山に行くことを禁止せり。(十四日) 女の年とりとか稱して餅を搗き神前に供へて祝ふこの日栗穂飾と稱して栗穂大の形に餅を栗の枝に作りて飾る夜分は茶先兒とて子供等三々伍々各戸を廻りて餅を貰ひ歩く習慣ありしが、教育上害ありとて今は廢れたり。(十五日) 曉詣とて未明に起き出でて門松、注連繩を取り外して箕の中に置き赤飯を供へ後神社等に納め同時に神社に参拜すること元日と同様なり、参拜後小豆粥を食して祝ふ。(十六日) 仕事を休む。(十七日) 理髮業者の休日なり。(十八日) 御十八夜様として休業し月に供物を供ふ。(二十日) 農家に於ける奉公入日とす。

二月 (この月は婚禮多き月なり)。(一日) 一日より五日までは厄年に當る人年重ねをなし厄禍を拂ふ。(四日) 頃節分煮豆を樹に入れ天照皇大神に供へ後福は内鬼は外と唱へながら座敷に豆を播く。(彼岸) 各家に於て彼岸法養を營む、初日は入日と稱して赤飯を炊き中日には、團子七日目には御歸と稱して餅を搗き佛前に供ふ。(初午) には消防の出初め消防演習を行ふ、町内の各自警團に於て總會を催し、秋葉山神を祀りて火災なきことを祈願し又團の一ヶ年の行事を協定す。

三月 (四日) 桃の節句と稱し草餅を搗きて佛前に供へて休む。上流家庭に於て雛祭をなす者あるも一般民家には行はれず。(十五日) 鎮守祭なりしも現時は太陽曆により四月十五日に行ふ。當日は五市を開設す五市は昭和二年九月十五日の祭典より始まる。(十九日) 稻荷竹駒明神の祭日、参拜者遠方より來りて賑ふ。

四月 (八日) 釋迦降誕祭赤飯餅等を供へて祝ふ。
 五月 (五日) 端午の節句、蓬菖蒲を軒に挿み菖蒲湯に入る、男子のある家に於ては鯉の吹流し又は上りを立て其の出世を祈る。笹巻と稱して笹にて糯米を包み煮て作るこれを當日供へて祝す。
 六月 (一日) 朔日(むけの朔日)と稱して餅を搗きて祝ふ、夜分蚤送りとしてオバコの種子を採り来て座敷に播く之れに乗りて蚤を送るの意ならん。(十五日) 天王様の祭日(河童神)餅をつきて家業を休む。この日胡瓜の(初なり)を採りて河童神に供ふると稱して河に流す風あり。(二十八日) 大休日として休む。
 七月 (七日) 七夕祭、前日夕方より笹竹に種々の色紙細工を結び付け戸毎に掲ぐ七日朝早く流に投ず。當日墓掃除をなすを常とす(十三日)より十六日までを御盆と稱す。十三日には佛壇を別に設けて種々の供物をなし墓参す。夜は佛壇に提灯を懸け門前に追火と稱して火を焚く。(十四日) 鱷鮓を供へて墓参す。(十五日) 佛の御歸りと稱して餅を搗き供ふ、御土産餅とて佛の數に等しき餅を作り翌日墓参の時に寺に供ふ。(二十日) 二十日盆 晦盆共に業を休みて佛を祀る。
 八月 (一日) 八朔の朔日と稱して餅を搗きて明神竝に供ふ。(十五日) 御明月様と稱して蕎麥餅り果物・芋・團子などを供へて明月を拜す。(彼岸) 春の彼岸に同じ。
 九月 (九日) 重陽の節句と稱して赤飯又は餅を搗きて氏神及び神々に供ふ。九、十九、二十九を三九日とて氏神祭をなす。
 十月 (十六日) 虫供養とて團子を供へて食ふ。(二十日) 惠比壽講とて懸鮓を神前に供ふ。而して餅をつき祝ふ。
 十一月 (三日) 三日、十三日、二十三日三日を大師様といひ三日には團子を供へ、廿三日には餅を搗きて供ふ。十三日には空大師とて供物せず。(十五日) 油締めと稱して餅を搗きて祝ふ。
 十二月 (一日) 水こぼしの朔日として豆腐を一寸方形位に切り之れを串にさして爐の四隅に立て水を注ぐ惠比壽大黒には餅を搗きて供ふ。(十日) 大黒様の命迎と稱して二股大根を供ふ。二股大根を供ふる所以は大黒様が餅を大層御好きであつた、悪い神様は餅を馳走して殺さうと考へ或る日大黒様を招待した、過分に食つたので大黒様が歸る途中非常に苦しんだ其の時餅を食ひ過ぎた時に大根を食べると宜しいと聞いて居たことを考へ付て、川端に大根を洗つて居た女に一本お願ひした。女は主人から本敷を調べて渡されたから差し上げることが出来ないと斷つた。大黒様は致し方なく苦しみながら歸つた此の様子を見た女は氣の毒に

思ひふと二股大根を見付けそして考へた。二股大根の半分を差し上げたとして本敷には何等變りがない、因つて主人に對しても申譯けが立つとそこで大黒様を呼び止めて半分を差し上げた。大黒様は其の半分の大根によつて命が助つたといひます。これより大黒様の命迎へと稱して二股大根を供ふと。當日は煎豆を榊に入れて大黒様に供へ「吉事を聞かして下さい」と唱へながら豆を振ふ。(二十日) 追拂餅と稱して長奉公の人は餅、酒の馳走を受けて生家に歸る。(二十八日) 未明より起き出でて正月中に用ふる餅を搗く。(三十日) 大晦日と稱して商家は掛取りをなす、婦人は終日家財道具を洗淨し新年を迎ふ準備をなす、男子は外部の掃除正月飾をなす而して家内打ち揃ふて越年す。

【鳴子町】

正月 (一日) 未明より元朝詣と稱し各部落神社に詣て、若水を汲み雑煮を歳徳神に供へ屠蘇を酌みて祝ふ。後年賀回禮をなす。屠蘇を酌むの風は漸次したれたり。(二日) 賣初めと稱し、各商店は顧客に祝儀の景品を呈す。(三日) 夕餉とろろ飯を食ふ。(四日) 嫁婿の里方に年賀に行く。(五日) 五元日とて元日に同じく雑煮を供へて祝ふ。(六日) 六日山とて生木を伐り來り夜は七草を叩く。(七日) 七草の粥を炊きこれを神に供へて食す。(十一日) 農家にては農始と稱し主僕諸共に朝上り仕事の手始めとして、農作業道具を作る。(十四日) 女の年取と稱し、一家内の女子集合種々の献立をして其年を祝ふ。又往時は茶先兒と稱するもの「明の方からちやせこが参つた」など、唱へつゝ子供等三々五々各家を廻り餅を貰ふ習慣ありしが、今はなし。又農家の一部にては夕方藁及豆殻を雪中に植えて其年の試作となすことも存せり。(十五日) 曉参りとて早且より神々を詣で廻ること元日に同じ。(十六日) 二番札と稱し鏡餅を持参して里歸りする。
 (彼岸) 各家にて彼岸法要を行なひ、初日を入日と稱し、赤飯を焚き中日には團子及び餅を搗き、七日目には佛様の御歸りと稱し、土産餅を佛前に供ふ。其の他は白飯及び精進料理を供へて禮拜なし佛参を行ふ。
 (節句) 三月三日は桃の節句と稱し草餅を搗く。雛飾りの風は近時廢れて行はれず。五月五日には餅を搗きて端午の節句を祝し、菖蒲蓬を軒簷に挿み菖蒲湯に入る。鯉幟を樹て武具人形を飾る風は僅かに一部に存するのみ。九月九日菊の節句とて餅を搗き新米の強飯を新藁に盛りて、明神及び神々に供へること新嘗祭の如し。七夕、七月六日夕方より笹竹に色紙を結びつけ、其の前に案を設けて梨胡瓜等を供へて牽牛織女を祭る。其の行事も年と共に衰へて昔日の觀なし。農家の一部には麥稈を以て馬二頭の形

を作り盂蘭盆に際し祖先が冥土より乗り来るものなりとして之を屋上に並べる風を尙ほ存するあり。
盂蘭盆會 七月十三日より三日間佛前(盆棚を設け)供物を上げ佛參をなし、盆火を焚き親戚知巳に中元の贈物をなす。十四日には朝赤飯正午には麥麵を佛前に供へ且つ之を食す、十五日正午餅を搗きて供へ且つ食す。

八月 朔日新糯米の餅を搗きて明神に捧ぐと云ふも今は其風あるを聞かず、夷講、十月二十日の夜懸鮎二尾を夷神に捧げ商家にては盛に料理を出して祝ふ。大黒の芽迎ひ十二月十日、夕餉に白飯を食ひ葉附の大根のまたあるもの二本を大黒に供へ、別に煎豆を一升柝に盛り「大黒大黒耳を明けよい事を聞いて悪い事を聞き給ふな」と唱へつゝ之を振り鳴らす。

お大師 十一月三日、十三日、二十三日の三日間團子を作りて之を大師に供へ家族一同にて之を喫す。團子中に豆粉を入れる、一個に一粒あればこれを果報と名づけ食當つることをなす。

歳暮 二十八日には未明より燈火を用ひて正月中に食すべき餅を搗き、藟玉と稱し紅白の小餅を餅木にならし、縁喜よき小道具等をさげ、臺所座敷神棚等に之を樹つ。

其他 二月十五日釋迦涅槃會、三月十五日には梅若様、八月十五日、九月十三日夜は名月とて今尙其の風を行ふ。(大抵陰曆に依りて行ふ)。

【川渡村】

正月 (元日)早朝起き出て若水を汲み、神參りをなし雜煮を祝ふ。此の雜煮の中には六月の丑の日に取りし山椒の葉を入れる腫物除けなりといふ。(二日)とろゝ飯を食ふ、新年宴會を開く。(三日)不淨日と稱し一切外出せず。(四日)出始と稱し年始廻りをなす。(六日)七草をたゞく(七草とはかやの葉、納豆、ゆきな、こんぶ、せり、魚類、若水なりと云ふ)。(十一日)農はじめと稱し早朝起き出で藁打ち繩なひをなす、又田の(アキ)の方に肥料を一畝負運びおきくる。(十五日)餅つき、夕方若者共集りて、なまこを藁に通じ(もぐら)の害ある場所に行き「もぐらもち、お留守か、なまこのお通りだ」と大聲にいふ、次に鐵砲を放ちて惡魔抜ひをなす。(十六日)寺參り二日或は四日より一週間、二十五歳前の男集つてうたひの稽古をはじめ。女子は正月二日より三月三日まで裁縫の稽古をなす。年繩の紙をとりてそれを長き竹先に結びつけ十五日より二月一日まで庭先に立ておくその紙はしまひおき奥山に行く時魔除けにする。

二月 (九日)この日は川渡温泉に行かぬ日と定めおく。(十五日)契約の日なり、念佛講、里道の整理、村山に關する事の相談をなす、その宿は輪番なり。

三月 (三日)蓬餅をつき雛祭りをなす。(二十二日)温泉石神社の祭典。

四月 (八日)お薬師様。

五月 (五日)菖蒲をさす。

六月 (一日)わたぬきの(つひたち)といひて、とろゝ芋のがんくびをとりて「よいこと聞く様に」といひて耳をくぢりて、その芋を川に流しやる、そして齒がための餅を食ふ。(二十八日)百姓のオホサナブリと稱す。

七月 (六日)夜藁製の牛馬を屋根にのせておく、佛様がのりくるといふ意なり。(十五日)餅をつきて佛前に供す、七月に死亡したる佛は家に歸られぬ故、歸り來たれる佛が土産に持ち行く爲だといふ。(十六日)墓參り。(二十二日)温泉石神社の祭典。

八月 八、九、十日は鳴子の温泉神社の祭典なる故この日は休み日とす。

九月 九日、十九日、二十九日を三節供と稱す。

十月 (一日)お刈あげと稱し餅をつく。(二十日)二十日講。(十五日)契約春の契約日と同様。

十一月 三日、十三日、二十三日を三大師と稱し餅搗をなす。

十二月 (一日)水こぼしの朔日といひ、豆腐を切りてかやにさし爐の四つ角にさし、上より水をかける、後その豆腐を干して、しまひおく、子供の百日咳の薬となす。(二十八日)餅つき。

節分 豆まき、作だめしをやる、作だめしとは自家にて作る豆の各種をいりて、そのこげ加減により作の善惡がわかるといふ。土用の丑の日 必ず温泉にはいる、人より先に入り、人より先に歸りたる者は其の年中運がよいといふ。

【眞山村】

正月 (元日)午前一、二時頃より元朝參りと稱して神々へ參詣し、其の最初の人を初山かけといひ、人々競ふて參詣す。又未明に井花水(イチバンミツ)を汲むを若水と云ふ。此の日は四時の初めなれば鏡餅を供へ、身を淨め天地神明を拜し、君を賀き父母を祝へ、無事に新年を迎ふるを悦ぶなり。(二日)買初めといひて男女老幼を問はず早朝商家につきて物品を買ふ、又商家にては

花客に對し景品を贈り一年間の商買の繁昌を願ふ印とするを例とす。(三日)元日より當日までの三日間は毎朝雑煮餅を食す。この三日間薯汁を神前に供すれば悪病拂とかいふ。(四日)初婿初嫁御姑禮と稱して實家を見舞ふを例とす。(七日)人日と稱し五節句の始めにして七草粥を作る。七草粥は七種の野菜を集め六日の夜より細く刻み置き七日の朝更に粗板にのせ「唐土の鳥が田舎の土地に渡らぬ先きに何草たゞ七種たゞ」と稱して刻むなり。(十一日)農初と稱す農業の働き初めにして堆肥を二箇にまとひ田に入るゝ習慣あり。其の年の雇傭人は此の日主家に行き此の事に従事し後はや繩、荷繩等を製す。(十四日)女の年越といひて殊更に餅をつきて年を迎ひ祝ふ、此の日注連繩を取り拂ひ餅を栗の枝につけ(あはぼ)と稱して神前に供へ且つ力餅と稱して炊事場の鈎に結びつく。又小供等持切と稱し果樹の根に至り「ならざらざるぞ」と唱へ側らに一人ありては「なります」と答ふ。(十五日)曉粥と稱し未明に小豆粥を神前に供し且つ之を食す、是れ寛平の頃より生まれりといふ。(十六日)俗に大濟日といひ地獄の釜の蓋も開くとして一般に業を休む。(十八日)御十八夜といひて精進して燈明を點じて月を拜するなり。(二十日)小正月と稱し一般の業を休み神を祭る、又廿日灸と稱し艾草と十五日の小豆粥とを以て灸を焼く模擬をなす是れ諸病を除く爲なりと。

二月(朔日)一般業を休みて祝するなり。厄年に當る者は年重と稱して此の日を備ふ。因に厄年とは——男十五、二十五、四十二才。女十三、十九、三十三才をいふ。(初午)業を休み又消防出初式舉行。(十五日)釋迦入滅の日とて諸寺に涅槃會を開催し佛事を營む。(彼岸中日)此の日は一般に業を休み餅々搗き墓參をなす。彼岸は春秋二回ありて其の初日は入日とて小豆飯中日は團子或は餅などして食する慣例あり。

三月(三日)上巳又は重三の節句と稱す、一般業を休み草餅を搗き桃花酒を神前に供ふ。

四月(八日)灌佛會とて諸寺に誕生佛を供養す。

五月(五月)端午の節句とて餅を搗き又は赤飯を炊きて祝ふ。此の日菖蒲と艾とを軒に葺き又風呂に入れて入り病魔を除くといふ。

六月(朔日)むけの朔日とて餅をつき又は赤飯を炊き祝ひ又齒固めて乾餅を食す。前夜蚤舟とて馬酸菜の花を室内に散布し置く。

七月(七日)七夕の節句とて餅を搗き又は赤飯を炊きて祝ふなり。前夜は星祭とて笹竹に五色の紙をつなぎ門に飾る習慣ありしも年々頽れつゝあり。(十三日)盂蘭盆特に佛壇を設け種々の果物を供ふ。(十四日)前日と異ならず。(十五日)中元とて各戸

餅つき佛に供ふ。(十六日)大濟日と稱し殊に休業す此日盆壇を下し佛に供したる物を悉く川に流すなり。(二十日)廿日盆と稱し一般に業を休み盆と同じく佛を祭る。

八月(朔日)八朔の朔日と稱して業を休み餅を搗きて祝ふ。(十五日)明月祭とて芋、枝豆、栗、團子、などを月前に供へ又各自も食して祭るなり。

九月(九日)重陽の節句にして明神の屋根を葺き赤飯等を供へて祭り一般休業す。(十九日)中の九日とて主として明神を祭る此の日多し。(二十九日)刈上げの九日として餅などを搗きて神に供へ休業す。

十月(二十日)戌講とて神酒、かけ鮒を神前に供へ一般に休業す。

十二月(朔日)水こぼしの朔日とて朝に豆腐を長方形に切り串にさし爐の四隅に立て水を注ぐなとす。(かはよけの朔日)。節分立春の前夜(福は内鬼は外)と唱へ各室に炒豆を撒く。(二十五日)納豆寝せとて正月用ふる所の納豆を造る例とす。(二十八日)餅搗き(正月用)の日とし各戸早朝より餅を搗く。

【東大崎村】

一月(元旦)此の日元朝詣とて鎮守社を始めとして四方の諸神に詣ふ。又未明若水を汲みて雑煮餅を調理し歳徳神に供へ、又夕餉を炊きて供ふ、而して是れより先き晦日に門松を作りて外門に立て正月を迎ふ例にて、他に異なる點もあらざれども各家に家例により其の風趣を異にするものあり。而して青竹若松を合せて其の本を薪(割木)にて束ね、松には注連を付くるものあり、又瑞木に餅をつけ花の咲きたるが如くにして豊穰を形る風あり。(三日)歌初、買初、賣初等言ひて買初には未明より商店を叩きて買物をなし、賣店にては買手に祝儀として物を贈るを例とす。(三日)夕餉にとるる飯を髓へ三日月に供ふ。(四日)嫁婿の里方に年始に行くべき日となし、新郎新婦の晴と飾るも奥ゆかし。(五日)五元日と稱し元日の儀式に倣ふ。(六日)爪切と稱し爪を鋏む。蓋し爪は一年の中切るべき日と切らざる日とあるなりと縁喜を附け、此の日切れば年中何時の日なりとも差支なしと云ふ迷信より出でたるものならん。此の夕方より七草を切り叩きて細かに刻む風ありて左の句を口誦し六回叩くを例となす。「唐土の鳥と田舎の鳥と渡らぬ先に七草たゞけ」。(七日)六月に叩きたる七草を今朝亦もや一回七草を叩き都合七回にて、是を以て粥を炊き神々に供へ又食ふを例とす。(十一日)農初めとて主僕諸共未明より起きて仕事を仕切む、繩、荷繩、舂等を作

るものなり。(十五日)呪詛りとして未明より参詣すること元日に同じ、又歳繩門松を取りさげて宅地内の明神様に納むるなり。(十六日)鳥追ひとして注連につけたる邪拂紙を竿頭に結びつけ、未明(明方)戸外に出て「ホーイ、ホーイ、ホーイ」と高聲にて叫ぶを例とす。

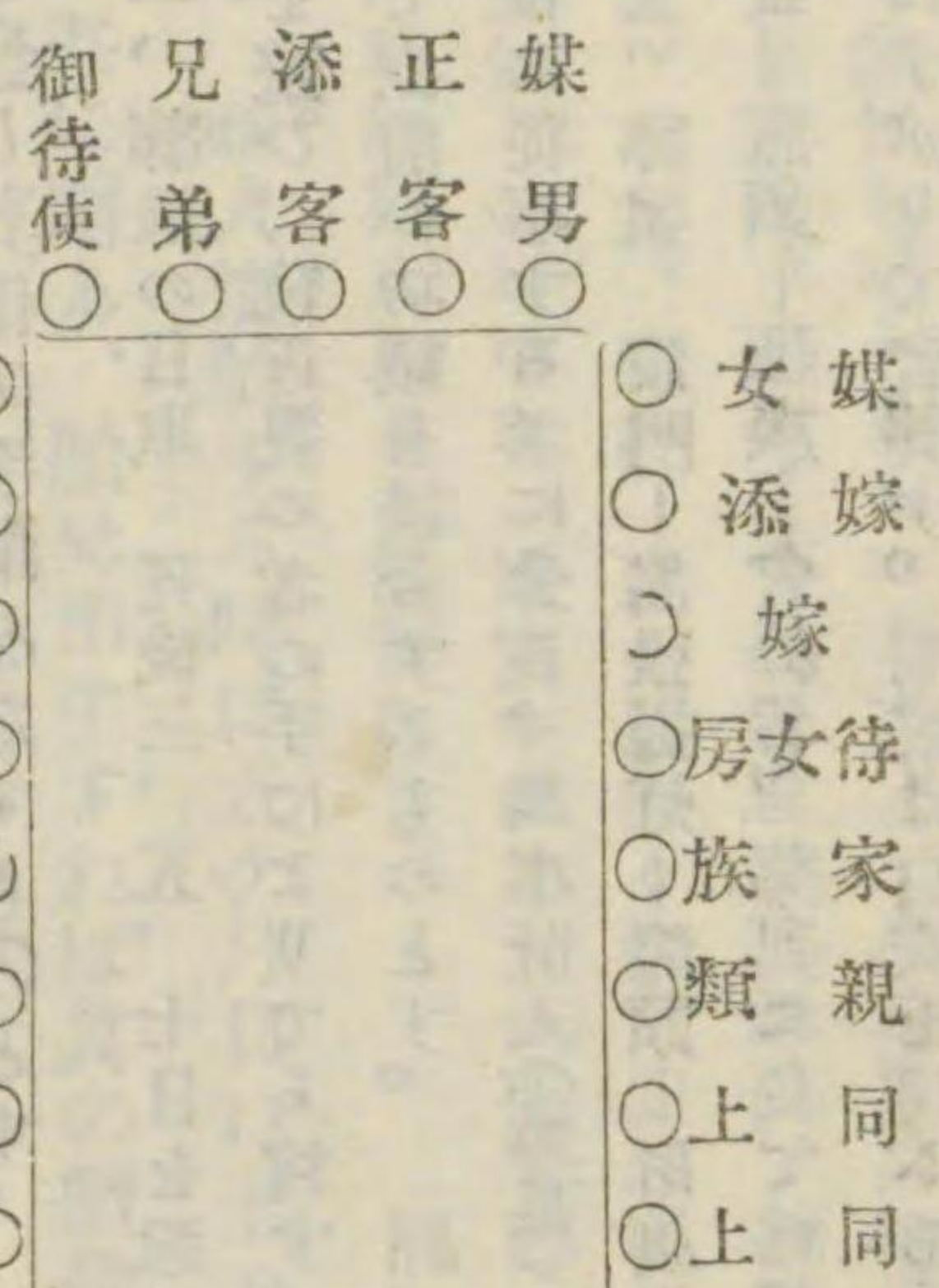
三、冠婚葬祭

【岩出山町】(婚禮)春秋に於て多く行はる、殊に二、四、六、八、十、十二月の偶數月を探り、奇數月の一、三、五、七、九、十一月を嫌ふ。媒介者は「草鞋七足半はかざれば事成らず」と稱して困難なる役となせり。俗諺に「一生中に一度媒介せざればモグラになる」と稱し、如何なる人にも一生一度は媒介の義務ありとなせり、夫婦として然るべき者ありと認めれば媒介者は先づ相互の両親に旨を通ず、両親は本人の意志を確め其の旨を媒介者に告ぐ、相互の意志整へば内酒祝ひと稱して、媒介者は吉辰を撰びて酒を携へ呉れ先き並貫ひ先きに至る、而して携へたる酒を飲み交はして媒介に關する一切の權利を委任せらる。やがて婚禮の日取を定め結納の取交しをなす。日取は兩家に於て曆、六曜、二十八宿等によりて黃道吉日を選び、更に兩家の命日等を顧慮して定むるものとす。婚禮當日の儀列は樽擔、長持、(簞笥)先立ち次に媒男、客、添客、媒女、嫁、介添等連らなる。又婿入と稱して婿家の儀式に参列する事多し、此の場合には婿は式終了後附添の男と共に歸宅するものなり。

途中他の婚禮に遭遇したる時は其の場に於て互に鬘斗を呈し盃を取り交はし謠曲を唄ひて祝す。尙途中旅人より御祝儀を望まれたる場合には持參せし酒樽を開く、此の場合には長持唄を唱ふるものとす。

「目出度な目出度の若松様よ孫子榮えて葉も茂る」「門に立てたる三階松に積る白雪皆黄金」

而して貰先に到着するや婿は媒男に伴はれて玄關より、嫁は媒女に隨ひて勝手口より入るものとす。儀式の座割左の如し。



座の中央には三階松、竹、梅、澤潟臺、鬘斗、高砂、燭臺、雄蝶、雌蝶、三ツ組盃等を整備するものとす。尙吳狀賞狀の交換は上流家庭に於ては結納取交しの場合に於て行ふも一般は婚禮當日に於て爲すものとす。

婚禮の儀式は左の順によりて行はる。「ぶつ、け餅」と稱して先客及當方親類一同會食す、而して後座を改めて式に移る、式は一般に略して簡易に行ふ様になれり、式は座配人(此の道に明き人にして式の全般を委任せる人)の指揮によりて進む。先づ座割によりて着席し、謠曲に

始まりて次に三三九度の盃を取り交はし(此の時の酌人は男女の二兒にして兩親健在なるものより選ぶ)目出度千秋樂をつげるや、婿は媒男に嫁は媒女によりて受取り渡しの式を行ふ。而して披露の宴に移る宴半にして嫁婿は座を立ちて別座に至る。此の後を後見の祝儀と稱して夜深更に至るも止めざるを常とす。先方より來る客は御立酒と稱して、三組盃にて立酒を飲み歸へるものとす、遠路にして歸宅すること罷はざるも決して其の家に泊めざるの習慣あり。婚禮の式に用ふる謠曲は「四海波、高砂、難波」にして御祝としては「さんさ時雨、おいとこ、松坂」を唄ふを常とす。

さんさ時雨か葎野の雨か音もせてきてぬれかかる。この屋座敷は目出度い座敷、鶴と龜とが舞ひ遊ぶ。目出度うれしや思ふ事かなふた末は鶴龜五葉松。(以上さんさ時雨)

目出度いものにはくるみの花よ長く咲いても末圓く。目出度いものには芋の子種子よ孫子榮えて葉も茂る。酒の肴にたつくりはさみ寶集めてお目出度い。(以上松坂)

結婚當日及翌日は親類及び知人を招きて披露の宴を張る、三日目は見參と稱して先方の兩親を招待す。四日目には新郎新婦打揃ひて其の實家を訪ふ之れを御里歸へりと稱す。而して隣家竝に親類を訪ふものとす、又結婚後初めて迎ふる正月又は孟蘭盆には初禮として夫婦打揃ふて實家に至り親類をも廻るものとす。

媒介者(夫婦者たること)。正客(父方の親類)。添客(母方の親類)。兄弟(嫁婿の兄弟)。御待使(荷擔)。嫁添(嫁の世話をなす者)。待女房(嫁より若き女にして兩親の健在なるものにして草履、下駄、足駄等を司るもの)。座配人(座配する人)。

(葬儀) 葬儀は各宗派によりて多少異ると雖も、普通は慣例によりて略式を用ふ左に其の概要を記さん。佛教にては死人あれば北枕に臥せしめ、白布を以て顔を被ひ屏風は倒に立て、圍み水を供へ香を焼く、而して葬儀の日取をなし凶報を發し葬儀の手配をなすものとす。

一、葬儀の日取 死後三、五、七日を選ぶ、但し赤口、友引、佛滅を忌む。二、入棺 隣家の婦女子の手によりて死出の族裝を整ひ、後近親の者の手によりて入棺す。三、通夜 葬儀前夜まで親類集りて不眠或は交代に佛前に香を燒き夜を徹す。而して生前の功績を談合するものとす。四、野邊 葬儀準備は講員の手によりて行ふ。棺を擔ふもの(六尺)穴を掘る者(釜場)雜役に従事する者に分る、萬事肝入(講長)の指揮によるものとす。六尺釜場には握飯、酒(穢を清むるの意)を馳走するものとす。五、葬列 假門―高張提灯―龍頭―吊旗―天台(松明)―生花―造花―菓子―六合―茶―水―燭―香―盛物―高盛―位牌―棺―天蓋―龍頭―縁族―會葬者。葬列に於て棺前に婦女を忌み、棺に縁の綱と稱し二條の白布を結びて、遺族の婦女及近親の婦女之れにすがりて會葬す。服裝は白衣を用ふるを本体とすれども略して頭に白布を被ふものとす。會葬したる婦女は埋葬前に二人の男を付添はして歸宅せしめ、墓地に臨む事を禁ずる風習あり。

會葬者は歸宅の際鹽、水にて身を清めて後家に入るものとす。六、御膳 近親の者竝に其の家に關係ある者は御膳又は飯を炊

くと稱して葬式の前後に於て親類縁者は勿論一般會葬者に對して飯を饗應するものとす。七、待夜 法事を營む前夜待夜と稱して通例餅を搗きて佛前に供へ親類及び近隣の人々に饗するものとす。又僧侶を招きて讀經、和讃を供し、或は近隣の人々會して念佛を唱ふるものとす。八、忌日及年忌 命日七日(初七日)十四日(二七日)二十一日(三七日)三十五日(五七日)四十九日、七十五日、百ケ日、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、三十三回忌、五十年忌、百年忌には法會を營む。九、建碑 百ケ日若くは三回忌に行ひ一周忌には忌めり、墓碑には死者の法號俗稱死歿年月日享年を刻すを例とす。十、其他 一年中に一家族中に二人の死者ある場合には三人續くと稱して、三人目の身代りに人形を墓地に埋め、又は二人目の棺中に藁打棒を入れる慣習あり。

(出産) 婦人懐胎する時は五ヶ月目に至り戌の日を撰みて着帶す。而して産婦の里方にては安産祈禱の神符を請ひ岩田帶と共に贈る、胎兒出生すれば其の臍帶は地下へ埋むるものと、又保存するものとあり。出産の當日より七日目を七夜と稱し、命名の上安産祝枕直しと稱し、近親及近隣の者を招待して祝宴を催すを例とす。生後男兒は百十日、女は百日に喰初めの祝ひを行ひ初めて食膳に向はしむ、かくて翌年の生日に至り誕生祝をなす。

(厄年) 厄年は男二十五歳、四十二歳、六十一歳。女は十九歳、三十三歳、三十七歳とし、男の四十二歳、女の三十三歳を大厄となす。厄年の人は年重ねをなす。

四、契約 諸 講

【真山村】 契約講 本講は各區團體を異にすれども、其の組織及精神に至りては同一なり。即ち一年中に於ける事項を協議契約し、區内の安寧秩序を謀るを目的とす。時宜により或は定期に總會を開き毎戸必ず入會の義務あるものとす。開會の場所は毎戸輪番、或は一定の家に開催し共に飲食し傍懇親會の意を含む。

睦親講 畧々契約講の講員と同一にして主として凶事ある場合、その家に集合葬儀萬端を世話をなす、其の一切を掌るは講長にして埋葬所の發掘、葬列万事を支配す。

【東大崎村】 村内各小部落に於ける六親講其の他隣保相救の契約等舊來の風習を持續しあるもの。

イ、六親講 (一名鉄柄講)―大崎・新田・清水の三區各寺院を中心として、各寺の壇家の者小部落數組に分れ、十五六月内外を以て一講を組織す。講員は家押に各自輪番を以て毎年一回開會し葬祭に關する件を協議するものとす。例へば死亡者ある時は直に相呼應して、規定の物品金錢を醸出する如き埋葬の手續をなすが如きこれなり。ロ、家普請等手傳に關する契約―別に契約するにあらざれども從來の習慣として隣保相依り或は物品を贈り、或は人夫を出し竣工せしむるを常とす。ハ、臨時災難者救済に關する習慣―前同様契約あるにあらざれども、水難火難にかゝりたるものあれば親粗を論ぜず、分限に應じ炊出し、又は金員物品を義捐し一時應急の救済をなす。ニ、勤儉貯蓄に關する契約―毎月の掛金額を定め役員を置き集金し所定の金額に達すれば、之を銀行預金となし、其の増殖をはかりつゝあり(會員は主として青年團員を以てす)。ホ、鷄卵貯蓄講―新田區に二組清水區に一組ありて家産の増殖を目的とし毎月二回株數に應じて鷄卵を集めて共同販賣をなし、この金額を貯蓄する契約なり。契約期間は三ヶ年各講に百株内外の株數を有す。ヘ、各種頼母子講―救恤を目的とし講員相互相助合ふ。ト、米頼子講―茅頼頼母子講―等數々の頼母子講現存す身代頼母子講―破産救済の爲め親族並に有志の人々の企に係るもの。チ、宗教に關する契約―各區鎮守の神社に附隨したるものにして、祭日に當り各自身体に相應じてその費用を募り、全區の祝福を祈り、守札と供物とを毎月に分配す。社寺保存等に關しては各自金錢物品人夫等を寄附することになり居れり。リ、山の神講―觀音講各講員拾數名主婦を以て組織し、毎年二回位家押に各自輪番に開き、神を祭り親睦を厚ふし講員は積立貯蓄をなす。

第二節 言語

語

【岩出山町】 當地は封建時代二百五十餘年伊達家の領する所にして、風教に意を用ひられたるを以て言語も概して鄭重

なりしが如し。現に舊家臣中に尊上の言語頗る鄭重を極むるものあればなり。然れども其の他は概して發音不正にして且つ訛言多く粗野にして往々通曉せざる言語を用ゆるものあり、之等は教育の普及により漸次矯正せられつゝありしも尙理想化するまでには前途遼遠なりといふべし。試に方言の一斑を示せば左の如し。

- あいづ(代)あれ。 あいぶ(動)歩む。 あえに(副)たまに。 あえづら(代)彼等。 あえでみさい(連)行つて見なさい。 あえき(動)ゆく。 あえまち(名)けが(怪我)。 あがし(名)あかり。 あかざり(名)輝。 あがた(名)木の幹の赤き部分。 あがびつき(名)山蛙。 あきあぢ(名)鹽鮭。 あきさか(名)初秋。 あきび(名)1 藟子2 木通。 あぐ(名)1 顎2 歩幅3 灰。 あくしよ(名)噓。 あぐだい(名)悪口。 あくど(名)睡。 あげづ(名)蜻蛉。 あげる(動)うがつ。 あけらぼんと(副)茫然。 あざな(名)綽名。 あさばら(名)あさつばら(名)早朝。 あしがはやい(賣れ行よし)。 あしがらまり(名)手足纏ひ。 あじこと(名)心配事。 あしのべら(名)足の甲。 あじやら(名)亂暴。 あすぶ(動)遊ぶ。 あづべる(動)集める。 あづだす(連)思ひ出す。 あびる(動)泳ぐ。 あぶらうる(連)忘る。 あふらとふらと(形)疲勞したさま。 あまける(名)雨模様。 あまだるい(形)甘味が多過ぎる。 あめふりばな(名)蟹袋、旋花。 あやふや(名)瞬昧。 あらえざらえ(副)悉皆。 あわぶく(名)泡。 あらがたかい(句)根が多い。 あらがだ(副)大概、大略。 あをのろし(名)青大将。 あをびつき(名)金線蛙。 あんこ(名)青年。 あんつあん(名)兄。 あんだ(代)あなた。 あんだえ(名)あなたの家。 あんばくない(形)勘辨がない。 あんべが連(連)あるだらうか。 あんてえなもの(名)あんなもの。 あんめつちやあ(連)あるまい。

- いごた(連)よいことね。 いが(名)家。 いがえ、動ゆきなさい。 いぎ、名湯氣。 いきがいい(句)新鮮である。 いぎになる(句)做る。 いきばつたい(形)息がつまるやうに苦しい。 いぎやう又ハいぎあつた(動)逢ふ、出會ふ、行き逢ふ。 いぐ(動)ゆく。 いげ(接頭)すかない、ずるいノ類。 いげる(動)埋める。 いげあらしなひと(名)悪人。 いげどしようして(句)年に似合はぬ又發頭人にも用ふ。 いごく(動)動く。 いしけん(名)じゃんけん。 いしびり(名)吝嗇家。 いしよ(名)着物いせぶ(名)工業用ノふのり。 いだましい(形)惜しい。 いたま(名)板ノ間、いちい(名)きうくつ。 いちこ(いづこ)(名)藥

にて造りたる丸形のもの。 いぢばり(動)じやまする。 いぢくる(動)弄ぶ。 いぢめる(句)苛める。 いぢくされ(名)意氣地なし又は強情。 いづか かづか(副)何時か。 いづげらいで(連)いひつけられて。 いつしるぎ(名)一周忌。 いつそ(助)ばかり。 いつそのこと(副)寧ろ。 いつたりかつたり(副)何時といふことなしに。 いつもかつも(副)何時も。 いつちようまへ(名)一人前。 いつのこまに(副)何時の間に。 いつばい(數)二合五勺の稱。 いつばた(名)一人前。 いびだれ(名)居ながら兩便に浸ること。 いびる(動)炙ぶる、虐める。 いびつかたる(連)苦情をいふ。 いぼむし(名)蟻螂。 いまぢに(副)のちに。 いまつと(形)もつと、 いましごろ(副)いまころ。 いものこ(名)里芋。 いやしい(形)貪る。 いやしこ(名)貪り喰ふもの。 いんがとしてゐる人。(名)四角張つた人。 いんかへり(名)往復。 いんびん(形)きむつかしい。

う

うざにはく又ハラんざにはく(句)難儀する。 うそこき(名)虚言をするもの。 うそをこく(名)虚言を吐く。 うちべんけい(名)家の内では勇氣あれども外に出ては臆病なもの。 うちぶさ(名)らちふしたさま。 うつしよ(名)うしろ。 うつてあえる(動)うつたへる。 うな(名)おまへ。 うねあ(感)はい。 うねる(動)眠る。 うめる(動)補ふ。 うら 梢、側。 うらべ(名)梢うらいだ(名)天蓋。 うるかす(動)つけさ(浸す)。 うん(感)はい(返辭に用ふる詞)。 うんこ(名)小兒の糞。 うんだ(名)果物の熟したものにいふ。 うんと(副)たくさん。

え

えあづ(代)彼人。 えあばいん(連)おでなさい。 えあぶ(動)歩む。 えがは(名)條側。 えぐね(名)屋敷周圍の樹木。 えがえん(連)ゆきなさい。 えがす(形)よろしい。 えぐねあい(形)よくない。 えすい(形)具合あしい。 えすた(連)をります。 えせばり(名)意地悪く妨げする。 えせる(動)意地悪く妨げする。 えづく(動)嘔吐する。 えば(名)餌。 えぶたい(えぶてえ)(形)けむい。 えむ(動)熟す。 えり(名)奥坐敷。

お

おあんちゃん(名)あにさん。 おうふう(名)倨傲、又豊富。 おえる(動)生える。 おかゝおつか、おがさん(名)母。 おがじない(形)おかしい。 おがす(動)育てる、おだてる。 おかない(おつかない)(形)恐しい。 おかた(おがた、おかだ)(名)妻。

おがる(連)おほきくなる。 おかわ(名)便器。 おぎ(名)すみび。 おくびようくされ(名)臆病者。 おくらばと(名)鶴(下バト)おごり(名)瘡。 おごる(動)叱る。 おごんこ(名)黄色。 おしこみ(名)押入。 おしやらく(名)みえを飾るもの。 おしよし(形)はづかしい。 おしよる(動)折る。 おせる(動)教へる、知らせる。 おそろすない(形)おほきい。 おたち(名)飲食を強ふること。 おだつ(動)ふざける。 おだむ(動)鎮まる。 おつかがる(動)寄りかゝる。 おつかない(形)おそろしい。 おつかなく(副)こはん。 おつきい(形)おほきい。 おつけい(形)おほきい。 おつけくなる(句)成長、尊大。 おづけもち(名)雑煮餅。 おつち(名)啞。 おつづぐらい(名)出鱈目、虚言。 おつびい(名)曾祖父母。 おづる(動)落第、魚類の死ぬこと。 おでつばいとる(句)追従する。 おどけてない(句)容易でない、戯談でない。 おどで(名)一昨日。 おどみ(名)生母妊娠して乳不足のため乳兒の營養不良となりて衰弱したもの。 おにむし(名)なぶとむし。 おぼさま(名)梵妻、僧の妻。 おぶかし(名)強飯。 おぶくで(名)鏡餅。 おべつか(名)誦讀。 おべぢ(名)記憶力。 おへら(名)饒舌もの。 おべる(動)覚えるおほがめ(名)狼。 おほこ(名)幼兒、嬰兒。 おほこなし(名)出産又は産婦。 おほぜみ(名)みん。 おまぶり(名)御守札。 おもす(動)蒸す、犯罪を露顯せぬやうに隠す。 おほごとした(句)大變な事をした。 おもひなく(形)おもひきり。 おもつしえ(形)面白い。 おもれる(動)むし暑い。 おやがた(名)親分。 おらえ(名)私の家。 おらとこ(名)私の家。 おんつあん(名)をぢ。 おんなえん(連)おいでなさい。 おんばる(動)おぶさる。

か

があせん(形)無い、ありません。 がいき(名)御手玉。 がいくり(副)一向。 かいちや(名)うら(裏)。 かない(形)悪い、弱い。 がえん(形)ありません。 がいろば(名)車前草。 かいぼん(名)盆。 かい(形)痒い。 かせす(名)鳥の糞。 かがが、妻、母。 かがえる(動)携へる、娘む。 かがる(動)いぢめる。 かきまめ(名)豌豆。 かが(名)膳部の平の稱。 かくればちよ(名)かくれんぼ。 かげる(動)療治させる、家畜に交尾させる、酒の爛をする。 がし(名)飢饉。 かしける(名)腫物の萎びること。 がぜみそ(名)海栗。 がせない(句)虚弱である。 かたはる(句)肩が凝る。 かたばる(句)意地張る。 かたごとに(副)頑固に、一概に。 かつちやらのける(句)押し除ける。 かたびた(名)片方、片々。 かたられる(句)縁談を申込みれる。 かつ(名)鱈。 かつこ(名)下駄。 かつつあらひ(名)小盗人。 かつとす(動)駆け抜ける。 かど(名)鯨。 かながな(副)

僅少。かなく(名)茅蝸。かなぎつちよ(名)金蛇。かなさいづち(名)鐵小鐘。かつける(動)責をうつす。かつたてる(動)ませる。かつけえす(動)かきたてる。かはながれ(名)瀝死者。かはばへり(名)溺死。かばねひきじり(名)なまけもの。かばねやみ(名)なまけもの。かひづき(名)鮑。かぶつく(動)噛みつく。かぶせる(動)覆ふ、あざむく場合。かぶれる(動)微びる。かへしだい(名)釣鐘。かまいだち(名)旋風。がめる(動)探める。かゆぶし(名)蚊遣。から(接頭)一うそせつない。からいも馬鈴薯。からがく(動)巻き束ねる。がらがらじ(名)葦切。がらがらもの(名)玩具。からきり(副)すつかり。からげばち(名)摺鉢。からこび(名)頭。からだやみ(名)怠けもの。がらつと(副)悉皆。からまる(動)懐く。がらり(副)悉皆。からみ(名)物を買ひ又携へぬこと。かるうめ(名)梅の實の大なるもの。かるこい(形)軽い。がをる(動)屈服する、疲勞。がながくする(句)始末する。がながね(名)かけがね。かんかんぜみ(名)茅蝸。かんかんどり(名)水鷄(クヒナ)。がんかけ(名)斷崖の崩れのこと。がんけ(名)斷崖。かんすず(名)徳利。かんないと(名)木綿の縫糸。がんむし(名)がむし、足駄の甲。がんによう(名)丈夫。

きの部

きがけ(名)来た當時。きつかけ(名)中耕。きかない(形)荒い、通じない。きぎ(名)杵。きくらげ(名)木耳。きたぶりする(句)みえを飾る。きちや(形)輕躁。きつくり(名)咳噫。きつこまざく(動)切り刻む。きつち(名)板倉、櫃。きどころね(名)假寢。きによろ(名)昨日。きよねんな(名)昨年。きらむし(名)紙魚。きりごみ(名)鹽辛。きりばん(名)粗きんか(名)鹽。きんぼ(名)きんかに同じ。

くの部

ぐいら(副)急に、一俄に。くさもち(名)賣春婦。くせ(名)妊娠の爲食慾昂進、若くは減退し又は異物を好む様になりたる状態又作物の立枯病の類。くだらずかたる(句)無理な言葉。くつちい(形)滿腹して苦しい、富めること。くちはび(名)襖。くつかる(動)纏る。くつける(動)附着させる、又纏らせる。くちびら(名)唇。くちまめ(名)多辯家。ぐちや(名)道路のぬかるみ。くちやぶる(動)鳥獸の肉類の様な強靱なものを永く噛むこと。くど(名)龜。くびた(名)首。くびかかり(名)縊死。くびまき(名)襟巻。くへる(動)塞ぐ。くらしつける(句)打つ、又活計を立つること。ぐりぐり(副)無理無難

くべる(動)籠の火など燃えつゝある所に薪を順次に繰出すこと。くるむ(動)包む。まぶす。くろぼし(名)黒子(ホクロ)。くんぬぎ(名)襟。

けの部

げいぐり(副)一向。けいし(形)もどかしい。けえつぼら(名)脱腸。げさく(名)下等。げそつと(副)平氣で何氣ない貌。けそらぼんと(副)平然と。けつがる(動)居る。けつこな(名)禮、結構な。けつつ(名)尻。けつちよかける(動)嫉しかける。けつつばる(動)奮發する。けなりい(形)羨ましい。けわしい(形)猛しい。けぶかい(句)毛髮等の多きものにいふ。けむ(名)三百代言、詐偽。けら(名)襲の一種。ける(動)消える、興へる。けん(名)鷄冠。げんこ(名)こぶし

この部

こ(接尾)風こ、犬こ。こうごう(名)漬物。このげ(名)眉。こうろし(名)飾。こえら(代名)此等。こえる(動)轉居。こが(名)大きな桶。こかす(名)蠶滓。こかねばな(名)女郎花。こく(動)いふ、虚言こく。ごとく(副)疾く。こが(動)水を渉る。こけし(名)挽物人形。こけら(名)苔蘚。こげる(動)凍える。こごなり(名)塊。こさす(動)治療の機を逸して病を重くすること。ござん(名)襲(後産か)。ごしゃく(動)腹立つ。こしゃくたれ(名)生意氣者。こす(動)讓る、又移る。ごせばらやく(句)腹を立てる。ごぞうわた(名)腸。ごだ(名)泥濘。ごた(名)泥濘の道路。こだへ(名)勘忍。こだんけ(名)若旦那。こだれる(動)怠る。こちがす(動)擦ぐる。こちぐたい(形)擦ぐたい。こちと(代名)自分等。こつつあら(副)殊更。こつた(名)反吐。こつたばき(名)反吐。こうばしい(形)強い。ごてい(名)夫。こどわり(名)言つてこなさせ(名)産婆。こなれる(動)消化する又人格が圓滿になる。ごねる(吃る、事件を紛糾さす。こつば(名)木羽。こばそだて(名)稚蠶飼育。こびんちよ(名)小柄。こぼけなし(名)小馬鹿者。こぼろ(名)子煩惱。こまい(形)小さい。こめごめ(名)こめざくら。こゆみ(名)層。ころどに(副)人の助けを借らないで。こらほど(副)是程。こわい(形)疲勞。ごんけ(名)自慢。ごんど(名)塵埃。ごんぼ(名)牛蒡又短いもの。こんもり(名)子守。

この部

さ(助辭)への意、二階さ、東京さ。ざいごうたらう(名)田舎者。さい(副)度々。さがり(名)獸類の春情を發した時の

稱。 さきおとで(名)一昨日。 さきべ(名)尖端。 さきまり(副)最初。 さくい(形)澁うない。 さくづ(名)粉練。 さげのを(名)鮭。 ささる(動)熱心になりてゆく又害をなす。 さしくさびする(句)容喙する。 さつきだ(副)先刻。 さつくべる(動)容喙する。 さつこ(名)雜魚。 さつと(副)少し。 さつと(副)大略。 さつぱり(副)一向に。 さつばもの(名)雜駁なもの。 さなぶり(名)田植仕舞の祝儀。 さぶげがたつ(句)慄然とする。 さむけだつ(名)惡寒を催すこと。 さえる(動)仲裁する。 さんぞくそろふ(句)完備する。

□し の 部

しいこ(名)小便(小兒)。 しが(名)氷。 しぎ(名)鬮。 しきび(名)襪。 しげない(形)氣分のすぐれぬさま。 しけんぼ(副)最後のもの。 しこだまに(副)十二分に。 したぎ(名)唾液。 しだけ(名)蠶。 したぶり(名)干渉。 したみづくらゐになる(句)うづむく。 しちりん(名)焔爐。 しつこ(名)小兒の小便。 しづ(名)芥癩。 しつぽ(名)尾。 しなびける(動)萎びる。 しばや(名)芝居。 しばた(名)蓆。 しばたれ(名)吝嗇家。 じふもんじ(名)回辻。 じま(名)儉約。 しもう(動)染まる又痛むしみどろふ(名)氷豆腐。 しゃがむ(動)屈む。 しゃくじこう(名)百日紅。 じゃつかい。(名)痘痕。 しゃつくり(名)咳嗽。 じゃばら(名)踏車、龍骨車。 しゃぶき(名)咳。 しゃる(動)去る。 しゃりこくり(副)無理に。 じゃまはる(句)妨げる。 しゃりむり(副)無理に。 じゃれる(動)獸類の馴れ戯れること。 じゆんぐりに(副)順次に。 じゆんげない(形)うるさい。 しょうしい(形)耻しい。 しょうや(名)居家。 しょうばい(形)臆い。 しょうでに、しょうでんに(副)最初に。 しょうべげ(名)小便桶。 じょうり(名)草履。 しょうこげ(名)憔悴したもの、又小馬鹿者。 じよろし(名)娼妓。 しりたぶ(名)臀部。 しりべた。 臀部。 しわすけ(名)吝嗇家。 しんと、しんとう(名)神官。 しんべ(名)楢。

□す の 部

すかい(形)酸い。 すがり(名)蜂。 すかんば、すかんぼ(名)すかな。 すぐす(動)扶養する。 すけない(形)少い。 すける(動)助ける。 すぐ(名)葦にて編みたる俵。 すず(名)徳利。 すつてんぶり(名)赤手。 すべる(動)取片付ける又詰る。 すま(名)偶。 するす(名)すりうす。 すわぶき(名)つばき。

□せ の 部

ぜぜ(名)錢(小兒)。 せせな(名)下水。 せせがす(動)さがす。 せせる(動)食り食ふ又煙草のやに。 せだてな(副)先頃。 せつかち(名)性急なもの。 せつない(形)忙しい。 せびる(動)強請する。 せらせみ(名)あぶらぜみ。 せれる(動)入れる。 せんきり(副)前回。 せんこ(名)線香。 せんたくあらひ(名)洗濯。

□そ の 部

そぐねる(動)失敗する。 そざす(動)損ず。 そそつかしい(形)輕躁である。 そだげつとも(接續)さりながら。 そつけない(形)愛想がない。 そつくら、そつくり(副)皆又突然。 そつこど(副)ひそかに。 そつつこら、そつこり(副)ひそかに。 そつしや(感)さよう。 そべえこ(名)甘へる子。 そべえる(動)甘へる。 そばかす(名)面頬。 そべる(動)外れる。 そんまな(副)直に。 そらす(動)感情を害す。 ぞんざい(名)粗忽。

□た の 部

だいき(名)金錢に淡白なもの稱。 だいなし(名)皆無。 たいほう(名)虚言。 たがる(動)集る。 たぐる(動)剥ぐ。 だし(名)口實。 たす(動)上申又告げる。 たすこ(名)襪。 だだびろい(形)巾ひろい。 たたまり(名)滞り、餘波。 だつびらい(形)平たい。 たてわけ(名)區別。 たねる(動)尋ねる。 たのむし(名)頼母子講。 たふ(名)髭。 ため(名)塵捨場又は糞尿壺。 だめ(名)痘痕。 ためおげ(名)肥壺。 だら(名)肥料としての糞尿。 たらづく(形)地に垂れつく。 だるむ(動)弛む。 たるひ、たるひ(名)氷柱。 たふす(動)散財をさせる。 たんと(副)澤山。 たんばら(名)短氣。 たんべ(名)唾。 だんぼ(名)維新前に於て兩刀を帶したる者の稱、又刀、木、ブリキ、又巡查の異稱。 だんま(名)牝馬。 たんばくら(名)蝸牛。

□ち の 部

ちくと(副)少々。 ちこ(名)乳。 ちぢこまる(動)縮まる又かぢむ。 ちつほけな(形)小さな。 ちべた(名)地面。 ちまらな(形)貧しい又詮ない。 ちゃせご(名)正月十五日の夜若き男女打揃ふて歌をうたひあるきて酒食の馳走になること。 ちゃつぷ(名)帽子。 ちゃつこい(形)小さい。 ちゃちやと(副)早く。 ちゃらつとすると(副)やゝもすると。 ちゃらふらと(副)爲すこともなく。 ちよらな(名)斬テヲノ。 ちよつこら(副)ちよつと。 ちよつこり(副)ちよつと。 ちよらしもつこにする(句)弄び物にする又糺弄する。 ちつとばつとに(副)急に。 ちよどして居る(句)じつとして居る。 ちよろがす(動)愚弄する。

ちんと(副)少し。 ちんぬぎ(名)袖無。 ちぶと(名)持佛堂。

□つ の 部

つかんばな(名)手にて鼻かむこと。 つきがけ(名)搦立。 つきやく(名)月經。 つけうり(名)越瓜、シロウリ。 づだいほう(名)虚言。 つちすがり(名)地籠(アナバチ)。 つつかかる(動)衝當る。 つづく(動)食ふ又敬唆する。 つぶす(動)費す又屠る。 つつほ(名)筒袖。 づほう(名)虚言。 つぶ(名)田螺。 つまかけする(動)蹴く。 つみたい(形)冷たい。 つめ(名)年の暮。 つゆ(名)汁。 つら(名)顔。 づるすけ(名)狹猎者。 づんばい(名)油桃。 つんます(動)おさきにつかふ。

□て の 部

できる(動)出す又熟す。 てしほ(名)小皿。 てそづらしい(形)うるさい。 てつかり(名)斜視眼。 てつくはす(動)出會ふ。 てつしり、てつすり(副)澤山。 てつちり(副)澤山。 てつべ、てつべつ(名)頂上。 てて(名)手(小兒使用)。 てど(名)手工又裁縫。 てどぐち(名)出口。 てのげ(名)手拭。 てはる(動)出る。 てび(名)おでこ。 てほうだい(名)猥褻な話。 てる(動)出来る。 てる(名)泥。 てわしら(名)手で物をいぢること。 でんづく(動)せめさいなむ。 でんづだんづ(名)不揃なのをいふに用ふる語。 てんべ(名)上の方。 てんまり(名)手毬。

□と の 部

とうぎみ(名)玉蜀黍。 どうせこうせ(副)まゝよ。 どうし(名)癩病。 とうと(副)遂に。 とうどころと(副)遂に。 とうひ(名)蕎。 どうれで(句)道理で。 どぎまぎする(句)狼狽する。 とぐわ(名)唐鉄。 とこまへ(名)床の間。 としがひもない(句)老齡でありながら。 としげ(名)高齡。 どしけん(名)最後のもの。 どしびつき(名)疣蛙。 とつこす(動)駆け抜ける。 とつくに(副)疾に、既に。 どつさり(副)澤山。 とでづもない(句)途法もない。 とどろない(名)取り散したるさま。 どべた(名)泥田。 とれる(動)漁獵に獲物があること。 とろつと(副)水く續くさま。 とろべつ(副)度々。 だろぼうはつたぎ(名)とのさまばつた。 どんなか(名)中央。

□な の 部

ながしけ(名)霖雨。 ながたらしく(形)長く。 ながづり(名)月代。 なからなまじに(副)愍に。 ながちり(名)兩頰に多く時

間を要するもの。 ながべらい(形)細長い。 なきびちよ(名)泣きやすいもの。 なさげない(句)臍甲斐ない。 なして(副)何故。 なじよして(副)如何にして。 なじよに(名)如何やうに。 なしろ(名)苗代。 なつたら(副)決して又は一向。 なづきやみ(名)頭痛。 なでかで(副)是非。 ななこな(名)微塵。 なべふたぎ(名)鑪掛屋。 なほ又なんぼ(副)何程。 なめた(名)鱧なりきに(副)成行に、氣永に。 なんだもかんだも(副)何もかも。 なんとら(副)なんととして。 なんち(副)何といふ。 なんにもかんに(副)何事にも。

□に の 部

にし(代名)汝。 にだつ(動)沸騰する。 にどいも(名)馬鈴薯。 にやんこ(名)猫(小兒)。

□ぬ の 部

ぬぎ(名)軒。 ぬけくび(名)輻轡首。 ぬげさく(名)馬鹿者。 ぬさる(動)乗る。 ぬすと(名)盜賊。 ぬだくる(動)塗る又書く。 ぬだばる(動)腹を地につけて俯すこと。 ぬさばる(動)傲る、甘へる。 ぬる(動)乗る。

□ね の 部

ねぐだらする(句)子供の泣いてねだること又故障申込む。 ねげる(動)逃る。 ねそべる(動)眠る機會を失つて眠れぬこと。 ねつかい(名)練粥。 ねつから(副)存外。 ねつこ(名)根。 ねつちよぶかい(句)執念深い。 ねつべ(名)唾。 ねばす(動)糊の類にて物をつけること又取り持つて夫婦にすること。 ねぶたい(形)ねむい。 ねほれる(動)寢惚れる。 ねまる(動)坐る。 ねむかけ(名)居眠。 ねんごるする(句)懇意にする。 ねんじん(名)人蔘。 ねんね(名)眠ること。 ねんねこ(名)絆纏。

□の の 部

のうのうとする(句)氣分が悠々とする。 のしあげる(動)重き物を扛擧する。 のだばる(動)俯伏する。 のつかれ(名)無能。 のつこり(副)澤山。 のつそり(副)澤山。 のつべに(副)絶間なく又引切なしに。 ののさま(名)月(小兒)。 のべづに(副)間斷なしに。 のま(名)沼。 のまい(動)手緩い。 のめくる(動)めぐり歩くを罵りいふ語。 のめす(動)倒す。 のんだくれ(名)泥醉漢。 のんべ(名)大酒家。

□は の 部

ばあこ(副)僅少。 ばか(名)愚なものと又眼瞼に出た腫物。 はぐた(名)端したものの、全からぬもの。 はぐる(動)機会を逸する。 はじべ(名)端。 はしり(名)流し。 はせくら(名)徒競走。 はだぐ(動)毆ぐる。 はだける(動)密着したものを間隙を出す様にする。 はだこ(名)労働用の短服。 はだづ(動)始まり。 はつかす(名)齒囊。 はつきと(副)吃度。 はつこい(形)冷たいはず(動)當てなこいこと又断る。 はつたぎ(名)いなご。 はつち(名)末子。 はつて(名)果て。 はづまない(形)不自由ない。 はなびき(名)駢。 はねびもの(名)かるはづみなもの。 はまる(動)仲間入をする。 はめる(動)いれる。 すばやう(動)奪ひ合ふ。 ばやつり(動)奪ひ合ふ。 はらがくつ(句)満腹せること、又富めること。 はらびり(名)下痢。 ばり(助辭)ばかり。 はる(動)凝る。 ばれる(動)露現する。 はんか(名)生意氣又短氣。 ばんがえたがえに(副)交互に。 はんぎり(名)鹽の一種。 ばんげ(名)今夕、今晚。 ばんげな(名)今夕。 ばんきり(副)毎度。

□ひの部

ひいる(名)蛾。 ひがた(名)あぶつた爲に皮膚にあらはれたる斑紋。 ひかれる(句)往け。 びこたこ(名)長短あつて不揃なこ。 ひこなぎ(名)片足飛。 ひざかぶ(名)膝。 びしよがない(句)しまりが無い。 ひじる(動)調戯。 びだい(名)若き女を罵りいふ語。 ひだり(名)酒。 ひだりちよつかい(名)左利き。 ひちちり(名)臂。 びつこ(名)跛者。 ひつたぐる(動)端折る。 びつたらこい(形)平たい。 びつちら(副)度々。 ひなだぶくり(名)日光に暖まること。 ひなためつこ(名)斜視眼。 ひひて(名)一日、終日。 ひぼ(名)組。 ひまり(名)ひまはり。 ひまだれ(名)時を費すこと。 ひよつこ(名)雛。 ひよつこら(副)突然。 ひよつこり(副)突然。 びら／＼と(副)サツサツと。 びらり(副)早速。 ひる(名)蠶の蛾。 ひるこ(名)葱。 びんこ(名)頭髮。

□ふの部

ふかし(名)強飯。 ぶぎ(名)不恰好。 ふぐす(動)ほぐす。 ふぐだけ(名)細小な軟毛。 ふける(動)白らける又老いる。 ふせる(動)殖える又時くこと。 ふだに(副)澤山。 ふち(名)岸。 ふつかけ(名)驟雨。 ぶつつく(動)衝當る、損得なしになるふるだ(名)蟻蝨。 ふるう(名)拾ふ。 ぶんのぐど(名)頸窩。 ぶんに(副)別に。 ぶんます(名)規(ブンマハシ)。

□はの部

へいがき(名)塀。 へいび(名)蛇。 べこ(名)牛。 へこむ(動)憶す。 へずる(動)削る。 へたくそ(名)拙劣。 べだ(名)泥へちやまぐれ(名)おしやべり。 べつくすむ(動)澁面ぐる。 べつたり(副)ひとと。 へつつい。(名)かまど。 へびのだいばぢ(名)うらしまさう。 へらづく(動)喋べる。 べる(名)舌。 べろつと(副)悉皆。 べろつとしてゐる(句)打ち捨て、おく。 べんぞかく(句)泣きさうな顔つきになること。 へんぼがへし(名)しかへし。

□ほの部

ほいちよう(名)庖丁。 ほいど(名)乞食。 ぼふ(動)追ふ。 ほうでえない(形)覚えてゐない、又本性がない。 ほうだいなし(名)馬鹿者。 ほうたる(名)螢。 ほえる(動)泣く、罵つていふ語。 ほしける(動)植物の實など熟さずして落ちること。 ほしくそ(名)流星。 ほつこす(動)打壞す。 ほつこり(副)突然。 ほつたぶ(名)頬、ほつと(副)突然。 ほつべた(名)頬。 ほとる(形)暖い。 ぼら(名)虚言。 ぼんぎり(名)棒。 ぼんこ(名)蕒(小兒)。 ぼんだす(動)追ひ出す。 ぼんとく(名)馬鹿者

□まの部

まがつてみる(句)覗く。 まがる(動)傾く。 まぎめ(名)旋毛。 まぐれる(動)氣絶する。 まぐれあたり(名)僥倖に取り當るまげ(名)血統。 まげずかぶり(名)眞惜しみ。 ます(動)廻はす。 まぜる(動)加入させる、又混合する。 まだしやれ(名)雪袴まだの(副)復。 まじほい(形)眩しい。 まつた(名)股。 まつと(副)もう少し。 まていに(副)念入りに。 まですけ(名)寄齋家。 まなぐ(名)眼。 まなぐがみえる(句)讀み書きが出来る。 まま(名)飯。 ままなき(名)吃。 まめごもち(名)安倍川餅。 まやふ(動)償ふ。 まるきり(副)全然。 まるぐ(動)束ねる。 まるこい(形)丸。 まるつと(副)全く。 まんないだ(名)狙まんじよう(名)足りる。 まんべなく(副)普く。

□みの部

みがげる(動)見當る。 みさえん(句)御覽なさい。 みすぐぐり(名)溝鶺鴒。 みだぐない(形)醜い。 みづおどし(名)鳩尾。 みづあび(名)水泳。 みつちり(副)しつかり。 みどころ(名)肉。

□むの部

むえる(動)孵化する。 むかれづき(名)誕生した月。 むぐす(動)漏らす。 むぐれる(動)覆へる。 むごさがい(形)惨い。

むさい(形)汚い又盡きざること。むじり(名)筒袖仕立の半天。むじる(動)すねる。むてに(副)無理に。むなもど(名)胸
むる(動)漏る。むんちんもの(名)片意地者。

□め の 部

めがげ(名)妾。めがす(動)氣取る。めぐい(形)愛らしい。めつこ(名)偏目、眇。めつた、めつたに(副)稀に。めど
(名)孔。めのかんじやう(名)暗算。あほだれ(名)眼脂。めめ(名)水(小兒)。めめじ(名)蚯蚓。めめる(名)女、罵つてい
ふ語。めをおどす(句)死ぬ。めんぱん(名)料理人。

□も の 部

もえ(名)芽。もえきじり(名)燻。もご(名)婿。もしか(副)萬一。もじやくれる(動)纏れる。もぞい(形)惨い。もつ
きり(名)コツブ酒。もつこふんどし(名)越中褌。もてる(動)優待される。もどす(動)嘔吐する。もどつ(名)糞。も
もち(名)財産家。もみざり(名)錐。ももた(名)腿。

□や の 部

やきづき、やきづけ(名)飯の焦げついたもの。やきみし(名)握飯。やきもきする(句)焦る。やきもち(名)嫉妬。やく
(動)格氣する。やくだいな(形)詰らない。やじりかへしに(副)すぐに。やつこい(形)柔い。やつさら(副)度々。や
つぱし(副)矢張。やとふ(動)假に移植すること。やばち(形)濕り勝なこと。やぶにらめ(名)斜視眼。やまのがみ(名)
妻。やめる(動)懐む又離縁する又退職する又仕事を休むこと。やりざり(副)しきりに。やる(名)男子、鄙しめていふ話。
やわた(名)脆弱

□ゆ の 部

ゆふべな(名)昨夜。ゆかた(名)單衣。ゆきしろ(名)雪どけの水。ゆぐち(名)鉄唇。ゆすぐ(動)嗽ぐ又濯ぐ。ゆつくり
と(副)ゆる／＼と。ゆつくら(副)ゆるり。ゆつける(動)結びつける。

□よ の 部

よあがし(名)徹夜。よあけしま(名)明け方。よへる(動)調べる。ようやつと(副)漸く。よくたかり(名)慾張者。よた

くたと(副)蹣跚と。よつきり(名)醉漢。よつたぐれ、よつばらい(名)醉漢。よつびて(名)終夜。よわり(名)夜業。よ

めぐら(名)鳥目。より(名)元結。よわつぼ(名)弱虫、弱いもの。

□ら の 部

らつかまめ(名)落花生。らつつあない(句)亂雑である。

□り の 部

りつきと(副)しつかりと。

□る の 部

るつせ(名)留守居。

□ろ の 部

ろくしたな(副)碌な。

□わ の 部

わいだれ(名)編入。わがる(動)分明になる又成し得る。わき(名)他。わくま(名)腋臭。わける(動)物を盛る。わしら
(名)悪戯。わつつあぎ(名)割木。わらし(名)小兒。

□ゐ の 部

ゐぐね(名)屋敷まはりの樹木。ゐば(名)席。

【川渡村】本村の言語は所謂奥州辯にして重く濁音多し、而して一般に悠長なり。今當地方に行はるる方言の主なるも
のを擧ぐれば左の如す

あんこ 少年青年。あゝおらやあ。あんねえ 姉。あんちあん 兄。あればこ あればかり。あればやし 同。で
はれ 出ろ。どつけんば おしまひ(最後)。ねつべ つばき(唾)。のだすに むやみに。ばつこぼり 少しばかり。
ぶさだにする むだにする。ほいぢよ 庖丁。みのご 力。もぞしさげアえ 可愛そらだ。でつかえ 大きい。どう
でん 驚く。ばんちあん 祖母。びだいこ 女の子の通稱。あべ 行かう。あんだ あなた。うねる ねむる。え

んこ 子供の糞。 おどちあん 父。 おやがた 兄。 おんばる おぶさる。 がつちあん 母。 かんぢよ 便所。 ごで夫。 このげ 肩。 せれる 入れる。 それびあこー そればかり。 ちあん 父。 あんしたなもの あんなものあばへん 行きませう。 うんざにはく 難儀する。 おがさん 母。 おつびいさん 曾祖父母。 がんじョ 達者。 ごつそう 御馳走。 さだす 子供におしつこをさせること。

【鬼首村】 郡内、他町村に比して独自の方言、アクセントなきにあらざるも、漸次他地方との間に往來出入あり、且小學校教育の影響(教員は他地方のもの多かりき)等により他地方との差異減少しつゝあり。アクセント方言の著しきもの二三を擧ぐれば、

おび(帶)をおーび。 たび(足袋)たーび。 ちど(籠)をぢいぢの如く、△を強く發音す。 だつて、(露つばい、汚れつばい等の意)。 合點しない(強情、閉口たれぬ事の意)。 だッ(意外だ、ほんとうかい?等の意に發する感歎詞)。 手こ(名)あけびつる木皮等にて造りし籠様のもの、 木づま(名)薪をつみかさねあるもの、 まゝ(名)畦畔等の傾斜地の草生地、 せき(名)堀、 だんぶら(名)(小川、用水堀等の稍廣く深き淵の如き所) まぶ(名)土地、積雪等の斷崖をなせる端、

その他標準國語に照して、異なりたる方言多々あれども、縣下一般に通ずるものと大差なく、舊仙臺藩領の方言と見做すべきものなり。

【栗村】 本郡略同一言語なるが如しと雖本村に於ける方言の大體を列舉せん歟。

□い の 部

いつばた 一人並。 いつばい 二合五勺。 いけどしやう 年に似合はぬ振舞。 いたまへ 板の間。 いぢい 窮屈。 いづめる 弱き者等を虐待する。 いたづら 悪戯。 いびる 虐り。 いぢる 弄ぶ。

□ろ の 部

ろくたまに 格別。 ろくてなし いたづら者。 ろくなこと(癡)利益あること。

□は の 部

はあこ 些少、小。 ばやう 奪ひ合ふ。 はんなえる 始む。 はたく 打つ。 はんかい 二合五勺の半分。 はで 鳥獸の手負になりたる事。 はづな 端綱。 ばつち 末子。 はんか 短氣。 はだける 廣げること。 はつたぎ いなど。 はだこ 肌着。

□に の 部

にし ぬし(お前)。 にくも 腫物。

□ほ の 部

ほんのくど 後頭部。 ほんだす 追出す。 ほつこす 打ちこはす、破る。 ほうだいなし 放題なし。 ほろく 落失、揺る。 ほが 痴鈍。 ほつと 不意に、突然。 ほうと 腸窒扶斯。 ほつたぶ 頬朶。 ほんとう 眞實、本當。 ほら 嘘。 ほとる 暖。 ほきる 生へる。 ほうたる 螢。 ばんなぐる 追ひ拂ふ。 ほける おだつこと。

□へ の 部

へらづく 饒舌。 へんてこ 奇抜。 べろ 舌。 べご 牛。 べんぞ 泣かんとする顔。 べろんこ 水中に入り見えぬ様になる。 べろり(べろり)全く。 べつちや だらう(語尾)。 へつとびき ひよめきの訛。 べつくすむ 怒れる顔面。 へつこむ 入り込む。 へげ 竹木の削片。 へど 吐瀉。

□と の 部

とんな 不思議。 どうてん 仰天。 とろべし 何時もく。 とどろない 亂雜。 どうす 癩病。 とばいこ 小さきこと、少し。 どいら 思ひかけない。 どいつ 誰、何。 どゝ 魚。 とゝ 鶏。 とうひ 慮。 どうれで 道理で。 どさくさ 混雜。 どつさり 澤山。 どきまぎ 周章狼狽。

□ち の 部

ちさこい 小。 ちふきん 雑巾。 ちよろかし 愚弄。 ちんけない うるさい、もてあます。 ちやぼ 矮小。 ちやつかい 痘痕。 ちゃんぼん 酒、醬油等の如き混じたもの。 ちゃらんぱらん 用なしに居ること。 ちようす 弄ぶ。 ちよ

しもこ 弄ぶ。

□リ の 部
りきむ 威張る。

□ぬ の 部
ぬさばる 我を張る。ぬさる 乗る。ぬかる 泥濘。ぬらくら ぬらぬら。ぬたばる 腹を地につけて臥すこと。

□る の 部
るつせ 留守居。

□を の 部
をとてな 一昨日。をかさない 奇体。をんちあん 伯父さん。

□わ の 部
わらし 小兒。わつさ わるさ、悪戯。わざに わざく。わつばか 功程。わくさ 腋臭。

□か の 部
がえん 無。かんじよ 廁。がんがり 大なる鋸。からこび 唐子蟹。かぶれ。徴 がいき 御手玉。かいちや 裏。がんこ 頭(雁首)。からげばち 摺鉢。がめる 詐取。がんじやう 老馬。かたこびん 片寄る。かたひた 一方、片々。がぎ 小兒を悪口呼。がんとん 頭首。がをる 我折る、弱る。

□よ の 部
よこせ おこせ。よつびて 終夜。よくせき 結局。

□た の 部
たまげる 驚く。たんと 澤山。だんま 牝馬。たんべ 唾。たんぼ 畔。だら 糞汁。だぶ 鯉鮪の鹽引。た たいなし きまりなきもの。たんがく 提げること。たんばくら 蝸牛。たいぼら 嘘。

□そ の 部
そべる 外ること。そばえる 甘へる。そつべくど 片一方。そろく 揃ふ。

□つ の 部
つぶ 田螺。づはう 嘘言。つちぼら 藁を打つ穂。つっこえる 乗する。つせ つえ、杖。つら 面。

□ね の 部
ねんじん にんじん。ねほれ 寢惚。ねぶたい ねむい。ねまる 座る。ねつから 至つて。

□な の 部
なんぼも 何程も。ながべらい 長い。なくさる 去る。

□ら の 部
らちもない 意外の事。

□む の 部
むぐす もぐす。むさい へりがたい。むじける 偏執。むすけれ 生る。むくれる 剥く。むしる 搔きとる。

□う の 部
うざにはく 難儀する。うんと 澤山。うら 廁。うらいた 天井。うねる 寝る。

□の の 部
のらもの 怠惰者。のつぺ 不順序。のんべい 亂酒。のめる 前に作る。のろい 遅い。のまい のろい。の つそり 澤山。のじ 虹。

□お の 部
おがる 成長する。おたち 飲食物を強ふる。おつかない 恐ろしい。おやかた 兄。おせうしい 恥かしい。おつち 啞。おぼつこ 子供(御坊子)。おれ 己。おだてる 挑發煽動。おつけ 汁。おこる。怒る。

□く の 部
くたばる 死。くどい 嘔々。ぐいら 突然。くびた 頸。くろこぶす くるふし。くれ 塊(つちくれ)。くちび

ら唇。 くさもち 密賣婦。 くちはび まむし。 くだびれ 草臥。 くべる 焼く。 くだ かまど。

□ヤの部

やりきり しきりに。 やつさら 度々。 やぐと 故らに。 やくさら 故意。 やくたひなし。 無益。 やんだ いやだ
やばちい 濕氣にさはりて言ふ。 やきもち 嫉妬、りん氣。

□まの部

まてい 丁寧。 まける 賣買を減ず。 まやう 辨償。 まぐれ 氣絶。 まける 入物を傾けて他に移す。 まがる 傾(曲)

□けの部

けなり 羨ましい。 ける 呉れる。 けつ 尻。 けら 蓑の類。 げあるご 蛙の子。 けつとり 鳥の闘ふこと。

□ふの部

ぶつこす うちこはす。 ふるだ がま。 ぶど 人血を吸ふ虫。

□この部

ごんぼう 牛蒡。 このけ 肩。 ごんど 塵。 ごつしやく 腹立。 ごんけ 自慢。 ごだいぶし。 足。 こはい 草臥
こけし 木人形。 ござえん 御出で。 こなさせ 産婆。 こんぼ 短し。 こまる こまる。 ごて 夫。 ごげ 後室
にて後夫妻にも用ふ。 こもけなし 愚。 ごくと 早く。 こつちあら 殊更。

□えの部

えぐ 行。 えど 井戸。 えげすかない 嫌ふこと。 えせる 反戻。

□ての部

ではる 出る。 てる 泥。 ではうだい 澤山。 てつかり 斜視眼。 てつとり 澤山。 てんべ 頂。 てつぺん 頂。
てうさい 取扱。 てふま 蝶。 てんじゆく 空。 ではれ 出る。

□あ

あさばら 朝早く。 あんだ あなた。 あばれ 亂暴。 あくと 踵。 あけぼよ 蜻蛉。 あんこ 兄。 あべ 歩め。

あじあら 暴。 あぐ 歩巾。 あを 木槌の大なるもの。 あした 明日。 あざな あたな。

□さ

さなぶり 休み。 さつこ 雑魚。 さま 状態。 さつぱりと 一切。 さまくれ 滑かならざる板面。 さとう 盲人。
さつき 先刻。 さくづ こまか。

□きの部

きんか 聾。 きのな 昨日。 きめる 極む。 きど 杵。 きりばん 俎。

□よの部

よえ 互に助け合ふこと。

□めの部

めつこ 偏目。 めど 孔。 めムズ みムズ。 めごえ めぐす(愛)。 めだに 妄に。 めつぼう 減法。 法外。 めぼだ
れ 目やに。 めつちや 目の悪しきもの。 めつけん 眉間。

□みの部

みのこ 力。 みつちと 確に。

□しの部

じゃばける 戯る。 じようり 草履。 しこたま 夥多。 しりほ 尻尾。 しくりこくり 無理々々。 しみる 承る。
しやからなし 無益。 しだけ たてがみ。 しびどい 横着。 したま 唾液。

□ひの部

ひづる 戯れ弄ぶ。 びつこ つんば。 びつしり 何時も。 ひつくる 閉る(目)。 びらか 魚の名。 ひずむ ゆがむ。
ひどい 酷。 びだい 女を呼ぶ悪口。 びつたらこい ひらたい。 ひよつこ 籬。 ひつたくる 剥ぐ。 びつこなぎ 一脚
歩行。 びつしり 何時も。 びつき 蛙。 ひして 日一日。 ひまだれ 隙。

□もの部

もだ 荊棘。もんべ 裾のせまき袴。もぐ もぎとる。

□せ の 部

せいと 精を出す。せれる 入る。せつない うるさい。せつく 貴付。せびる 脅促。せんたくあらい 洗濯。

□す の 部

すがり 蜂。ずるい 狡猾。すがむ 眇。すがる 着く。すげる すぐ。すけない 氣分わるい。ずらずと 早く

【東大崎村】 言語に方言あり、亦普通語のものあり、又標準語なるものあり、漢字の朝入は國語に配置し遂に混亂錯雜後復轉訛して古典優雅の本能を滅却せし跡あるもの、如し。故に方言悉く非なるにあらず、普通語等果して信ずるに足るべき歟は姑らく措き、爰に最も注意すべきも方言と云はず、普通語と云はず、兎に角入聲勝に聞へて鼻に入りて物を云ふが如く、上聲勝に縁遠きに似たり、例せば音韻の清濁言辭の緩急是れなり。(實例省略―東北方言集参照のこと)。

第三節 俚言

【鬼首村】 本村に通用ひらるゝ俚諺としては、廣く社會一般に用ひらるゝものにて、本村特殊に使用せらるゝものとしては殆ど無きが如し。今比較的此の地方に用ひらるゝと思はるゝ數句を列舉すれば、

「待てと言ふなら、赤子が大人になるまでも」「三つ子の魂百まで」「はてな、の種子はいつはいる」「瓜のつるになすび」

「三十馬鹿と八月青田はなほらぬ」「馬鹿につける薬はない」「ばゞならし子は三百安い」「まなこ千貫胸六十」「無筆無算」

「馬に念佛、猫に小判」「歌を作るより田を作れ」「夢にはかま(思ひまふ)けぬこと」「四十二の子供に過ごされる」「持った子に泣く、持たぬ子に泣かぬ」等である。

【鳴子町】 俚諺俚語は何處の地方にも存して、其地方獨特の情調と風格を帶び、人心自然の發露にして、野趣醇朴の中

に其の風韻の眞に掬すべく誦すべきもの尠からざるものなるに、當地には其獨特とみなすべものを聞かず。「脚氣川渡、啖癩赤湯仙氣車湯かさ鳴子」と随分古からうたはれ居る様なれども、温泉の効能を語呂に合はせて作りたるものにて俚諺として價値は疑なきを得ず。俚諺に至りては殆ど聞かず。

【川渡村】 此の地方で行はれる俚諺を擧ぐれば左の如し。

人と屏風はすぐには立たぬ。こまり八月盆の末。がらつといへばつぶ汁。卯辰の雨は已にかゝる。二足草鞋ははかれな
い。馬には乗つて見よ人には添うて見よ。損が身がはり。宿は八割の損。脚氣川渡かさ鳴子。

第四節 俚語

【川渡村】

□さんさしぐれ さんさしぐれかかやのゝ雨か、音もせて来てぬれかゝる ションガイナ 雉のめんどり小松の下でつまをよぶ
聲ちよ／＼とションガイナ これの座敷は目出たい座敷鶴と龜とが舞ひ遊ぶションガイナ 目出た／＼の若松様よ枝も榮え
る葉も茂るションガイナ めでたられしや思ふ事叶ふた末は鶴龜五葉の松ションガイナ

□遠島甚句 歌ひなされやお歌ひなされ歌で御きりよが下りやせぬ。梅と櫻を兩手に持ちてどちが梅やら櫻やら。

沖のくらしいのに白帆が見えるあれは紀の國蜜柑船。めでためだの重なる時は天の岩戸もおしひらく。

歌へ／＼と歌せめられて歌が出もせて汗ばかり。たとひ山中三軒家でも住めば都の花がさく。

名振船越岸浅けれどなぜに女は色深い。

□手毬うた 一かけ 二かけ 三かけて 四かけて 五かけて 橋をかけ 橋の欄干に腰をかけ 遙か向ふを眺むれば 十七島田
の姉さんが 花と線香手に持つて お前何處へと問ふたれば わたし九州鹿兒島の 西郷隆盛娘なり 明治十年戦争に うたれ
て見れば父上の お墓参りに行くところ 先づ／＼一貫かしました。

□お手玉歌 仙臺は 日本國 三韓征伐 義經辨慶 五條の橋 むらくも劍 なまへや〜 納豆屋さん お早う 山でなくよ
 二まこ だいこ だいこ みつとがないよ よしなさいよ いつきませぬ むりがないよ 一よせ 二よせ おぞみ櫻 おん七
 がへし〜 おみつお出し おゆり〜 よくおゆり おぞみおき おふたおまき およおまき おいつおまき
 おむおまき 一よせ 二よせおまき たい〜一度 たい〜二度 たい〜三度 おま切り 切りかへた 玉かへ〜がへ上
 げた お馬に乗りかへ 乗り上げた おつみ つみあげた お橋くぐれ くだりました 一貫しよためました。
 (二) 一人で淋し 二人で参りませう 見渡すかぎり よめなすとんぼ 妹のすきな 紫すみれ 菜の花咲いた やさしの蝶
 々こ〜とまねく 十までお出でなされ。

【鬼首村】 本村一般に歌はるゝものには「さんさ時雨」「松坂」「大津繪」「馬方節」「都々逸」その他「鴨綠江節」「安來節」等の
 流行歌で本村獨特の歌譜はなし、踊の地謡としては「お江戸子」「甚句(鳥甚句)」等て歌詞の特殊なものも多く聞かず
 今數句を摘録すべし。

「朝の出がけに山々見れば霧のかゝらぬ山はない」「鬼首女にまたしやれなけりや都の美人に劣りせぬ」

「轟と久瀨の間のアノ荒雄川」 流す筏はありや多けれど。 縣警發電所にヨとざされてヨ。 明日から又鳴子へ行きかぬる

「口手戀歌」お玉、たま〜なぜ髪ゆはぬくしがながいかや。油がないか、くしも油も手箱にござる。 くしは江戸ぐし 油は椿、
 椿油でとほるとろ、とほるとろ。」

「おひふにおみよは六三三の一、一四四の十六ちよいと又百よ。」

「てんまるさん〜、どこでちどりをかけました。「おはやばたけのおではやかけた、何とかけたと聞たれば、梅に鶯むら〜雀
 羽こ揃へてとぶところとぶところ」。

□お手玉つき歌 お一つ〜 お二つ〜 おん三つ〜 なんしよ くてごい〜 おだいし〜手もない せうちもない ば
 つんぶ つんぶ〜 あんめ あんめてがきてん ばつたりがきてん べきせんめ からせんめ たばねんがし〜 一石だ。
 あけちつて〜 からちつて あけとんと とんばし みなとんばした ほしいな おつかけおとし〜 おとしてがきてん 一

そてがきてん 一そて〜 むつけて〜 おもしかつて〜 出して〜 拾つて一俵二俵三俵で置いて來い 置いて來たぞ
 ぬかがへし〜 ぬかがへし がへし〜 がへし〜さん 米ふきふき〜 ふき〜さん ぬかがへし米ふきしまつて お
 ん膳揃へ お膳立〜 おぢにし〜 箸揃へ〜 ごせんもて〜 湯あげて〜 手さとしてたべしよ〜 たべあげた
 ほしいな ゆさげて〜 七草持て來い 持つて來い〜 箸洗ひさく〜 お椀洗ひこつ〜 手ふき〜 ふいたどのどんし
 よ 豆うね〜 一うね 二うね 穴こあけて植えて來い〜 植えて來たぞ 土かけ〜 水うて〜 おつくりがへし〜
 からんで〜 せりてでまかしよ〜 まか〜 まかした 一がつちや 二かつちや 三かつちや 四かつちや 五かつちや
 六かつちや 七がつちや 一朝ちや〜ほ 二朝ちや〜ほ 三朝ちや〜ほ 四朝ちや〜ほ 五朝ちや〜ほ 六朝ちやち
 やほ 七朝ちち〜ほ 七つ 七つ 七つ ちようど〜、むかひ〜の可愛いだれかさん 一ちよ貪し申せば此の目の長さに
 皆くてごいなんしよ。

□繩とび歌 ひうふよ みやたかぢいさん づきんこかぶつて どつとと歩けば ばあさんよろこぶ 一回くわいお逃げなさい。

【岩出山町】

□お手玉歌 (一)みつだんま みつだんま あやだんまに かはらんせ あやだんま あやたんま びつこたんまに かはらんせ
 (二)お一つ〜 お二つ〜 お三つ お四つ お五つ おみな おみな くてごいなんそら くてごいおたいし〜てもね
 てもねば しょでもね しょでもねばつんぶ つんぶ〜 あんめ〜 あんめりかきせん ばつたりかきせん ひろふて
 〜 一俵 二俵 三俵おいてこい こめふき ふき〜さん ぬかがびし〜さん こめふきしまつて おせんたて
 だ おぜすゑ〜 おわんそひ〜 はしふせ〜 ままわけ〜 手に取つてたべしよ たべああげた な
 がしにさげろ さげろ〜みなさげた おわんあらひ こつ〜 はしあらひ ざく〜 たなまへ ふきまへ お手ふさふ
 きました。

まめうゑ まめうゑ 水うつて 水うつて 土かけ〜 かけあげた。

(三)正月はまづもつて めでたいことは おかどまつ うれしいことは おなかみせ 隣のかみさん 一寸きなせ お前のおい
 るはいくつです 二十四文のよたかです も少しおまけはないかいな それはおまけでございます いやかいな。 ヒーヤフ

「ミーヤヨ イーツヤム ナーナヤ コーコトでかしませうか ごさん さむらひ 一寸お前に一升ばかあした。
 □ 毬つき歌 (一)あれ流れのどこの船 あれは角田の土産船 角田の土産に何もたら 一分こうがひ 三分月のせきだ 三分位の
 おびもたら おびに短し 礪に長し やはた八幡 鐘の緒に 鐘の緒に 鐘をたたいて長者とならば 南鍛冶町 みな長者 み
 な長者 長者あたりに けしまいて ぼたんしやくやく けしの花 けしの花 (二)おらが姉さん 三人ござる 一人姉さん
 喜多屋にござる 喜多屋一番の伊達者でござる 髪はほんだに すけはらつぼね 立てばしやくやく すはればぼたん 歩む姿
 は百合の花 百合の花。 (三)向山の赤椿酒によふたか まつかつかく いやく酒には よひませぬ おわたりさんまの
 御手太鼓 きゆりほーほー ほつけつちよく。 (四)茶碗かけから火が出来た 一疊の疊が皆やけた みなやけた。
 (五)高い山から谷そこ見れば ねこがよめとる いたちはなごど はつかねずみは 五升樽さげて 裏の細道 ちよこくある
 く マヅく 一カン カシモーシタ。 (六)一段上れ 二段上れ 三段上つて東を見れば よいく娘が三人通る 一番行
 くのは糸屋の娘 二番行くのは肉屋の娘 三番行くのは酒屋の娘 酒屋の娘は達者でござる 赤いこしまきおこしにまいて 白
 いちりめんのたすきをかけて 一尺五寸の手桶をさげて 鐵砲にうたれて死んだとせ死なねとせ。 (七)お萬の寢所にほら穴
 あいた 猫もくぐれば いたちもくぐる 猫のまねして ニヤオ ニヤオトく。 (八)おいらんの木の下さん むしろ三枚
 しき並べ サアサねろねろともだつつあん 夜の明けそになつたれば 美しよめご 銀の盃もつてきて 一杯あがれや ともだ
 つつあん 二杯あがれや てんがさん 三杯あがれや おなごどさん 酒の肴は何々 ひくい山の ひつこのこ 高い山のたつ
 けのこ いやかいな。 (九)てんまりは てんまりは どこではづむと 聞いたれば 糸のからくり 手ではあづむ 手では
 あづむ。

第五章 經濟

第一節 財政

一、玉造郡財政一般

大正十二年度に於ける直接國稅縣稅町村稅の負擔額を示せば三十四萬六千八百十圓を計上し、一戸負擔の均等額七十
 九圓七十二錢六厘なりとす。試みに明治八年度に調査せる課稅を示せば國稅(地租家祿稅・牛馬賣買免許鑑札稅・酒類
 稅・證券印紙稅・銃獵稅・車稅類受賣營業稅)縣稅(濁酒營業稅・賦金貸座敷營業稅・娼妓營業稅)諸興行物稅を通じて
 二萬三千九百九十九圓六十六錢七厘なりとす。考證左に。

玉造郡地誌。 貢租。(國稅)金二萬二千九百九十五圓五十六錢七厘。 地租金二萬二千三百二十四圓六十八錢四厘。 家祿稅金三
 十九圓四十六錢七厘。 牛馬賣買免許鑑札稅金十七圓。 酒類稅金五百十四圓九十五錢五厘。 證券印紙稅金三十六圓四十六錢一
 厘。 銃獵稅金五十七圓。 車稅金一圓。 酒類受賣營業稅金五圓。(縣稅)金五圓濁酒營業稅。(賦金)九十九圓十錢。 貸座敷營業稅金
 三十六圓。 娼妓營業稅金六十一圓。 諸興行物稅金二圓十錢。 總計金二萬三千九百九十九圓六十六錢七厘。
 岩出山村貢租 (國稅)二七三圓八三六。 地租金二二九圓八二二。 家祿稅金七一。 牛馬賣買免許鑑札稅(以下鑑札稅に略す)金
 四圓。 車稅一圓。 酒類稅金三一。 一圓五三。 證券印紙稅(以下印紙に略す)二三圓七七二。 銃獵稅三圓。(賦金)九七圓六〇〇。 貸
 座敷營業稅三六圓。 娼妓營業稅(以下貸座敷及娼妓に略す)金六一圓。 諸興行稅(以下興行に略す)六〇〇。 總計金二五七一圓四三
 六。
 鳴子村貢租 (國稅)金五五二圓七四一。 地租金四〇五圓八三一。 家祿稅七四九。 鑑札稅金一圓。 酒類稅金一三七圓九五〇。 印紙

税一圓二〇五。印紙税一圓二〇五。銃獵税金一圓。酒類受賣税金五圓。(賦金)一圓五〇〇興行税。總計金五五四圓二四一。

新田村貢租 國税金二五七一圓五〇四。内地租二五八圓九三七。家祿税金四圓〇八三。印紙税金七圓四八四。鑑札税金一圓。

大崎村貢租 國税金二一九三圓〇九三。内地租金二一八七圓六四二。家祿税金三圓四五。鑑札税金二圓。

清水村貢租 國税金一一二五圓一二七。内地租一〇八一圓六九九。家祿税金二圓〇二七。鑑札税金一圓。酒類税金四〇圓四〇一。

下野目村貢租 國税金三〇六圓九〇九。内地租金三〇四五圓〇〇七。家祿税金六圓九〇二。鑑札税金一圓。銃獵税金八圓。

南澤村貢租 國税一一九六圓一一二。内地租一〇九一圓一一二。銃獵三圓。牛馬鑑札二圓。

上野目村貢租 國税金一八二九圓〇七二。内地租金一八二二圓。〇七二。牛馬鑑札一圓。銃獵税金六圓。

下一栗村貢租 國税金一一八九圓六三八。内地租一一八六圓五七八。家祿六〇。銃獵三圓。

池月村貢租 國税金一八七一圓三七五。内地租一八三五圓五九〇。家祿税金七一一。牛馬鑑札二圓。酒類二五圓〇七三。印紙税金四圓銃獵税金四圓。

上山里村貢租 國税金一八九八圓九九一。内地租一八七五圓八五九。家祿二圓一三二。牛馬鑑札一圓。銃獵二〇圓。

下山里村貢租 國税金一三二五圓三四三。内地租一三二二圓六五四。家祿一〇圓六八九。銃獵二圓。

大口村貢租 國税金九四五圓六八五。内地租九三四圓四四七。家祿七圓二三八。牛馬鑑札一圓。銃獵三圓。縣税金五圓(濁酒營業税)總計金九五〇圓六八五。

名生定村貢租 國税金七六二圓一四一。内地租七五七圓四二九。家祿七一。銃獵四圓。

現行の法規に基づき租税負擔額の課目を直接國税・縣税・町村税の三種とす。而して直接國税に地租割所得税・營業税・鑛業税・賣藥營業税の課目あり、縣税に地租割・營業税・雜種税・戶數割其の他の課目あり、町村税に課率の法あり即ち本税一圓に對する國税・縣税に附加税を課するの法これなり。大正十二年度(町村税課率十三年度)課税額及び郡内町村につき詳叙する左表の如し。

租 税 負 擔 額	直接國税		縣 税		町 村 税		計	
	現住一戶當	計	現住一戶當	計	現住一戶當	計	現住一戶當	計
東大崎村	九、四〇三	一、三二四	三、九二二	九、四〇三	一、三二四	三、九二二	二、七〇六	二、七〇六
岩出山町	一八、四四〇	三、三三三	七、七六五	一八、四四〇	三、三三三	七、七六五	一、八三〇	一、八三〇
眞山村	六、三〇一	一、〇五五	三、一〇〇	六、三〇一	一、〇五五	三、一〇〇	一、九一三	一、九一三
鳴子町	七、七六二	一、二一六	三、〇七九	七、七六二	一、二一六	三、〇七九	一、七四一	一、七四一
計	六七、一三六	一〇、八三六	一七、一三〇	六七、一三六	一〇、八三六	一七、一三〇	七、九七六	七、九七六
十年度	七、五五五	一、八七〇	四、九三九	七、五五五	一、八七〇	四、九三九	一、〇九一	一、〇九一
直接國税								
地租割	八、六七〇	一、〇〇五	一、〇〇五	八、六七〇	一、〇〇五	一、〇〇五	一、〇〇五	一、〇〇五
所得税	六、九八八	一、〇〇五	三、三七八	六、九八八	一、〇〇五	三、三七八	一、〇〇五	一、〇〇五
營業税	四、二六二	一、二七九	五、八六六	四、二六二	一、二七九	五、八六六	一、二七九	一、二七九
鑛業税	七、六三三	一、二七九	二、九	七、六三三	一、二七九	二、九	一、二七九	一、二七九
賣藥營業税	五、四九九	六七一	二、〇三三	五、四九九	六七一	二、〇三三	一、二八五	一、二八五
計	二、四八九	二、七九三	七、七八	二、四八九	二、七九三	七、七八	二、七六二	二、七六二
鬼首村	一、四六九	八三	四	一、四六九	八三	四	一、六二一	一、六二一
鳴子町	七、七六〇	二、七九三	二、〇三三	七、七六〇	二、七九三	二、〇三三	二、七六六	二、七六六
川渡村	二、四八九	二、七九三	二、〇三三	二、四八九	二、七九三	二、〇三三	二、七六六	二、七六六
眞山村	五、四九九	六七一	二、〇三三	五、四九九	六七一	二、〇三三	二、七六六	二、七六六
一栗村	七、六三三	一、二七九	二、九	七、六三三	一、二七九	二、九	二、七六六	二、七六六
岩出山町	四、二六二	一、二七九	五、八六六	四、二六二	一、二七九	五、八六六	一、二七九	一、二七九
西大崎村	六、九八八	一、〇〇五	三、三七八	六、九八八	一、〇〇五	三、三七八	一、〇〇五	一、〇〇五
東大崎村	八、六七〇	一、〇〇五	三、三七八	八、六七〇	一、〇〇五	三、三七八	一、〇〇五	一、〇〇五
計	九、四〇三	一、三二四	三、九二二	九、四〇三	一、三二四	三、九二二	二、七〇六	二、七〇六
直接國税	八、〇八五	一、四〇四	一、四〇四	八、〇八五	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四	一、四〇四
縣 税	一、三二四	一、三二四	一、三二四	一、三二四	一、三二四	一、三二四	一、三二四	一、三二四
町 村 税	三、九二二	三、九二二	三、九二二	三、九二二	三、九二二	三、九二二	三、九二二	三、九二二
計	一三、三三三	一三、三三三	一三、三三三	一三、三三三	一三、三三三	一三、三三三	一三、三三三	一三、三三三
現住一戶當	二、七〇六	二、七〇六	二、七〇六	二、七〇六	二、七〇六	二、七〇六	二、七〇六	二、七〇六
現住一戶當	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一	一、〇九一

西大崎村	四、一三	一〇、七七一	一〇五	六、八三三	二、八二七	五九、六三八
岩出山町	八、五八六	一七、四三〇	二四九	一八、四四八	四、七三三	四四、五〇〇
一栗村	五、五九六	一五、九三三	二一四	五、三〇一	二七、〇〇四	三九、七一一
眞川村	四、二七四	八、六九九	五	二、三六六	一五、四〇五	四七、五五四
川渡村	五、一二六	九、六〇九	四	五、六七三	二〇、四五四	三二、三六一
鳴子町	六、七二〇	一、七〇一	一三	八、三三四	二六、八六七	四三、四〇〇
鬼首村	四、六五七	七、三三三	五	三、二九二	一五、三三八	五三、五九一
計	四三、二三六	八八、七二五	七九	五四、三九八	一八七、一四七	四三、四八六
十一年度	四九、一〇三	八六、三三八	三〇〇	二九三、七八六	六〇、一四〇	六〇、一四〇
十年度	四九、九二〇	九五、四三三	三三五	二五一、三三三	六三、二八九	六三、二八九
郡農會歳入						
町村農會	分賦	縣農會補助	郡費補助	繰越金	雑収入	其他
大正十二年度	九、九三	二〇〇	一	八六	七四二	二、二五
大正十一年度	四、五九八	四〇〇	一、五〇〇	八九九	一、五〇九	八、九〇六
大正十年度	三、六三七	七〇〇	一、〇〇〇	四六五	一、三三五	七、〇九七
郡農會歳出						
事務所費	二、八〇八	二七五	六、八七四	一、〇二〇	二〇〇	一三、一二六
大正十一年度	九七九	一六一	六、七二八	八八四	一五四	八、九〇六
大正十年度	八九	一四九	四、八〇六	八七三	一五〇	七、〇九七
計						

公課税負擔の税目及び金額前表諸記の如し、而して法人團體の負擔額あり、即ち郡農會及び水利組合等これなり。

然れども生産物の價額尠少にはあらざるなり。大正十二年度の調査によれば農産物の百七十二萬千六百八十三圓を始めとし、畜産林産礦産水産工業を合せて三百八十三萬三千三百八十九圓を計上し、一戸の平均八百五十七圓、一人當りの平均百二十六圓を示す。(参照第六章産業一第三統計)加ふに公共組合財産を有す。町村有財産町村基本財産區有財産小學校基本財産其の他を合せて百三十一萬五千八百八十八圓の動産、不動産を所有す。然れども大正十二年度に教育費、土木費に要する町村債あり、其額十四萬二千三百二十九圓なりとす。財産及び町村債左表の如し。

東大崎村	三四、一三四	四二、五三六	六六、九二六	二、三三四	二、七九四	一五六、六八四
西大崎村	三〇、八五〇	二九七、三八八	一、一一九	二、五五七	三二、一九四	三二、一九四
岩出山町	一五、四五四	一七、三三四	二五、三〇一	四、〇三七	六、一〇六	六、一〇六
一栗村	四三、六一八	六五、六三五	七、六五八	三、五二八	二〇、四三九	二〇、四三九
眞山村	九、六三四	五七、四一四	七、五三	三、六八四	七、四八五	七、四八五
川渡村	二〇、五三三	一三四、八六四	一三五	五二七	一五六、〇三九	一五六、〇三九
鳴子町	三四、一〇九	三四八、六一	六七	一、四九一	三四、三六八	三四、三六八
鬼首村	一、四一五	二七、七六八	二、九八五	五四二	三三、七〇〇	三三、七〇〇
計	一八九、八三七	九九一、四六一	六五、九二六	四九、三三七	一八、五四七	一、三三、〇八八
町村債						
東大崎村	七〇	七〇	一、八〇〇	二、二六九	一	一一、一六九
計						
教育費						
土木費						
計						
一戸當負擔額						
西大崎村	二、二六九	二、二六九	一、一〇〇	二、二六九	一、一〇〇	二、二六九
計						
一戸當負擔額						

岩出山町	70,000	70,000	66,190	一栗村	440,000	3,000	443,000	63,130
鳴子町	17,100	17,100	27,780	計	1,311,300	3,000	1,314,300	33,690
十一年度	33,130	33,130	7,100	十年度	1,311,300	7,500	1,318,800	6,990

年度	國庫歳出		地方歳出		租税負擔比較	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數
明治二十四年	83,566	100	43,881	100	64,567	100
同 二九年	168,857	101	70,800	161	218,031	111
同 三四年	266,857	319	159,055	360	1,915,755	296
同 三九年	464,276	556	174,529	398	2,834,699	439
同 四四年	585,375	701	397,350	905	3,910,711	500
大正五年	590,795	707	334,608	763	3,448,673	534
同 一〇年	1,489,855	1,783	1,092,530	2,400	7,851,853	1,218
昭和元年	1,578,826	1,899	1,628,097	3,687	8,664,999	1,335
同 二年	1,759,338	2,106	1,605,953	3,660	8,832,557	1,369
同 三年	1,709,126	2,055	1,832,954	3,944	9,014,766	1,397

地方財政の膨脹は全國に亘れり、昭和三年内務省當局の調査によれば、明治二十四年に比して三十九倍の實勢を報せり。明治二十四年度地方歳出の四千三百萬圓は昭和三年度に十七億三千二百萬圓に膨脹せり。之れを指數に直し二十四年度を百とすれば實に三千九百四九となる。即ち三十九倍の増加を示す。又明治二十四年度國庫歳出の八千三百萬圓は昭和三年度の十七億九百萬圓にして二十四年度の百に對し二千四十五となる。約二十倍にして地方財政に比し約半數なりとす。右の數字を五ヶ年毎に歳出比較を示す左の如し。

二、町村別財政統計一斑

郡内二町六ヶ村に於ける町村費の計數及び其の他町村内に限る財政の一斑を資料に基づき略記する下の如し。

【岩出山町】 本町は其の基本財産の造成蓄積に努力し現時に至れり、植林事業も年々實施せし中絶せしを遺憾とす。

一、普通財産(昭和二年十二月末日現在)	イ、土地但し道路水路堤防敷地を除く(二十七筆十町七反四畝八歩)	地目	筆數	段別						
隔離病舎敷地	二、四六六歩	小學校敷地	一八	一、五〇八	溜池	一	二〇〇	墓地	六	八、七二四
建物(二十七棟、千三十坪六合、建築又は買入額六萬六千四百四十一圓六十錢四厘)										
地番	用途	棟數	構造	建坪數	建築又は買入額					
二ノ構一一	役場	三	本屋二階建附屬舎平屋	八七、七五	六五八、二五					
同 一二	住宅	二	平屋	三三、五〇	一、三〇〇、〇〇					
城山三一	小學校	一	二階建	四六四、〇〇	四七、五〇七、四二九					
同	同	二	平屋	三四二、〇三	二、六〇八、二五〇					
同	奉安所	一	同	一、七五	三、〇〇、〇〇					
下川原九	隔離病舎	七	同	八八、五七	三、六四二、八〇〇					
細峰一三	合戰原番小屋	二	同	一三、〇〇	四四、〇〇〇					
二、町基本財産	イ、(土地百十八筆、三百六十三丁九反廿四步九百七十四坪、地價二千三百七十七圓五十三錢)									
地目	筆數	段別	地價	地目	筆數	段別	地價			
宅地	六	九七四	一三、三六〇	田	二	一九七	二七、九四〇			
山林	五	三三、〇三三	一、八一、三三〇	原野	三	一四、一五	六、〇〇			

口、金員	通常保管	郵便貯金	八、三二一	銀行預金	四、七〇〇、〇〇〇	運用金	四、一〇〇、〇〇〇	計	八、九二一、三二一	
	八、造林木通澤園宇轟園(四十町五段步、十八萬百三十八本)	植付年次	樹種	反別	植付本數	植付年次	樹種	反別	植付本數	
	大正二年	杉	八、三七〇〇	三五、四九七	大正二年	扁柏	四、六三〇〇	二八、九七一	大正三年	
	同三年	扁柏	三五、〇〇〇	一、〇〇〇	同三年	落葉松	三五、〇〇〇	一、〇〇〇	同	
	同四年	松	五、〇〇〇〇	二、一〇〇	同	扁柏	五、〇〇〇〇	三、六〇〇	同	
	同五年	松	四、〇〇〇〇	九、六四〇	同	扁柏	一、七五〇〇	七、五〇〇	同六年	
	上東昌寺澤園(六十六町四反八畝步、二十六萬八千九百四十二本)	植付年次	樹種	反別	植付本數	植付年次	樹種	反別	植付本數	
	大正元年	杉	一〇、〇〇〇〇	三〇、〇〇〇	同四十年	松	七、〇〇〇〇	一〇八、五五五	同四十年	
	同二年	扁柏	一、三〇〇〇	四、三二一	同四十年	同	五、〇〇〇〇	二、三〇〇	大正元年	
	三、小學校基本財産	イ、(土地三十四筆、四町九反三畝十一歩、地價千五百廿一圓九十七錢)	地目	筆數	段別	地價	地目	筆數	段別	地價
	田(一栗村)	田	二	二	丁	五五、七四〇	畑	一	一	二七
	田(東大崎村)	田	二	二	丁	三〇、三三八	荒田(一栗村)	一	一	八四
	口、有價證券(五百十六株、金千八十圓)	田	二	二	丁	五七、三二〇	田(西大崎村)	七	七	九七六

種	類	株數	一株の額	總拂込金額	種	類	株數	一株の額	總拂込金額					
宮城縣農工銀行株券		五〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	日本勸業銀行株券		二六	五〇	八〇〇、〇〇〇					
八、金員(金三千六百三十四圓八十九錢)	種	目	郵便貯金	銀行預金	運用金	計	種	目	郵便貯金	銀行預金	運用金	計		
通常保管	三、四、四〇〇	一、八五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三、六一九、四〇〇	特別保管	一	二五、四九〇	一	二五、四九〇	一	一五、四九〇			
二、造林。上東昌寺澤園(三町八反步一萬六千本)	植付年次	樹種	段別	植付本數	植付年次	樹種	段別	植付本數	植付年次	樹種	段別	植付本數		
明治三九年	杉	三五〇〇	一、〇〇〇	同三年	杉	五、四〇〇	二、四九〇	同三年	杉	四、〇〇〇	二、一〇〇			
同四十年	杉	四〇〇〇	一、八〇〇	同四年	杉	二、八〇〇	一、二〇〇	同四年	杉	一、〇〇〇	四〇〇			
同四四年	杉	一、七五〇〇	七、〇〇〇	同四年	杉	二、八〇〇	一、二〇〇	同四年	杉	一、〇〇〇	四〇〇			
下金澤園(一町五反步、六千五百本)	植付年次	樹種	段別	植付本數	植付年次	樹種	段別	植付本數	植付年次	樹種	段別	植付本數		
大正二年	杉	五、〇〇〇	二、〇〇〇	同三年	杉	五、〇〇〇	二、〇〇〇	同四年	杉	五、〇〇〇	二、〇〇〇			
四、消防組基本財産。山林(西大崎村)一筆(一四一四歩八三〇錢)。	植付年次	樹種	段別	植付本數	植付年次	樹種	段別	植付本數	植付年次	樹種	段別	植付本數		
大正二年	杉	四丁二九歩	二〇、五〇〇本	同三年	杉	二丁二一〇〇歩	九、五〇〇本	同三年	杉	一丁一五〇本	同三年	杉	一丁一五〇本	
西大崎村南澤字木戸脇園。明治三八年	杉	一丁一五〇〇本	大正二年	杉	一丁一五〇〇本	同三年	杉	一丁一五〇〇本	同三年	杉	一丁一五〇〇本	同三年	杉	一丁一五〇〇本
五、罹災救助資金。通常保管銀行預金一、二九〇圓八四〇	信用組合預金三、五二〇圓一三〇	運用金九四〇圓。												
六、貧困學齡兒童保護資金。通常保管銀行預金九百三十四圓六十八錢。														
七、小學校建築資金。通常保管信用組合預金千五百圓。														

八、納税 國税 五、四二、八四〇 縣税 八、九五、四〇〇 町税 三、三六、九三〇 (昭和二年)

町税、納税成績は良好にして各税に涉り賦課したる期間内に完納せり。左に大正八年以降九ヶ年間に於ける町税成績表を擧ぐ。
年 度 賦課額 賦課人員
大正八年度 一九、七〇、五〇〇 三、〇七二
同十一年度 四〇、七二、八〇〇 三、一〇三
同十四年度 四三、〇二、一九〇 三、四三三
昭和三年度歳入出豫算 歳入、 一金六萬二千七百圓 歳入豫算高。
一萬七千三百九十三圓 臨時部豫算高。 合計六萬二千七百圓。
歳出、 一金四萬二千六百三十四圓 經常部豫算高。 一金

歳入科目	豫算額	歳入科目	豫算額
歳入科目	豫算額	歳入科目	豫算額
使用料及手数料	九八五	歳入科目	豫算額
國庫補助金	三〇〇	交 付 金	三〇〇
繰 入 金	五、〇〇〇	縣 補 助 金	四四三
町 税	四二、〇三三	繰 越 金	三、五〇〇
計	四七、〇一六	計	六〇、〇三七
歳出科目	豫算額	歳出科目	豫算額
神 社 費	三〇	會 議 費	六六
隔離病舎費	一六三	勸 業 諸 費	一、四三
救 助 費	二五	警 備 費	三、三三三
教 育 費	二二、〇五〇	傳染病豫防費	八五五
諸税及負擔	四三	雜 支 出	七〇五
豫 備 費	一、三六三	計	四二、六三四
臨時部科目	豫算額	臨時部科目	豫算額
歳入科目	豫算額	歳入科目	豫算額
國庫下渡金	七、〇〇〇	國庫下渡金	七、〇〇〇
寄 附 金	二五〇	寄 附 金	二五〇
雜 收 入	六二四	雜 收 入	六二四
計	七、九二四	計	七、九二四
歳出科目	豫算額	歳出科目	豫算額
役 場 費	一〇、九六	役 場 費	一〇、九六
住 宅 費	一一〇	住 宅 費	一一〇
土 木 費	一、五七二	土 木 費	一、五七二
徵 發 費	一〇	徵 發 費	一〇
公 金 取 扱 費	二六六	公 金 取 扱 費	二六六
計	一二、三二四	計	一二、三二四
臨時部科目	豫算額	臨時部科目	豫算額

役場警備費	補助金	公債費	寄附金
一、九五八	九七〇	二〇、九五三	一〇
計	一七、三三〇	財産運用金戻入	雑支
		一、八八	六三三

岩出山町。歳入出、戸数人口の増加並に施政の發展に伴ひ、本町歳入出豫算も亦逐年増加せり、本町々制實施以來の歳入出を記すれば左の如し。

年 度	歳 入 出	年 度	歳 入 出	年 度	歳 入 出
明治二十二年	三、二八、〇四	明治二十三年	二、五五、三五	明治二十四年	二、〇二、五六
同 二十五年	二、二六、三四	同 二十六年	二、九八、八〇	同 二十七年	二、六〇、三四
同 二十八	二、六四、〇五	同 二十九	二、九七、九八	同 三十年	三、四〇、四五
同 三十一年	三、九〇、三六	同 三十二年	四、四三、五七	同 三十三年	五、〇八、四五
同 三十四	五、一三、四三	同 三十五年	四、九一、三五	同 三十六	四、五五、一三
同 三十七	三、六四、四六	同 三十八	四、八八、四〇	同 三十九	五、五一、〇二
同 四十	六、五五、七八	同 四十一	八、五九、五八	同 四十二	九、二八、四九
同 四十三	八、七五、五三	同 四十四	九、六六、四一	同 四十五	一二、八二、〇九
大正 二	一六、三〇、〇〇	同 三	一五、三〇、〇〇	同 四	一二、四九、〇〇
同 五	二、四九、〇〇	同 六	三、九五、〇〇	同 七	一四、〇八、〇〇
同 八	一七、七〇、〇〇	同 九	二九、六七、〇〇	同 十	三三、七二、〇〇
同 十一	四、五〇、〇〇	同 十二	四、七三、〇〇	同 十三	五、一六、〇〇
同 十四	五、七六、〇〇	同 十五	五、八四、〇〇	昭和 二	五、三五、〇〇

【鳴子町】本町大正十二年以降の歳入歳出額を通覽するに、年々多少の増減はあるも四萬四五千圓を算す。此の歳出入

額を他町に比較するに決して少なしと云ふを得ず、而して此が財源は皆徴税にまちに至りては、町民の負擔の過重なる事も亦他町村の比に非ず、勿論此の中には小學校の改増築費並に鳴子上水道工事費等の緊要なる費額を含有す、左に十二年以降の歳入出を表示せん。

歳入年度	交附金	國庫	町税	其他	計	年度	交附金	國庫	町税	其他	計
大正十二年度	1,346.00	3,370.00	14,740.00	4,966.00	24,422.00	同 十三年度	634.00	2,970.00	3,605.00	9,186.00	14,495.00
同 十四年度	633.00	2,796.00	2,700.00	4,185.00	10,314.00						
歳出年度	役場費	會議費	土木費	教育費	傳染病	勸業費	警備費	其他			
大正十二年度	7,750.00	250.00	230.00	3,970.00	150.00	100.00	1,041.00	3,226.00			
同 十三年度	8,166.00	670.00	373.00	3,333.00	81.00	40.00	6,455.00	15,055.00			
同 十四年度	6,399.00	330.00	1,100.00	3,701.00	137.00	78.00	1,749.00	18,511.00			

町債 大正十四年十月現在に於ける起債金額四萬五千五百圓にして、其中一萬四千圓は大正十一年度に於て鳴子小學校々舎の増築の爲に起債し、三萬一千圓は大正十四年度に目下工事中の鳴子町上水道工事費として起債したるものなり。

町有財産 (大正十四年四月現在調)

宅地二六八坪(一坪一〇〇圓) 田一畝三步(荒地) 畑一畝六步(荒地) 山林二六六町二段一畝二三步(一段二〇圓)山林及原野は施業案編成管理す 原野一七五町四段〇四步(一段二〇圓)施業案編成管理す 建物一六二坪(坪二〇圓)有料貸付 現金一四、五六三圓 内一二、四〇〇圓は町一般会計運用 殘金二、一六三圓は銀行預入 有價證券一、三七五圓其儘當局保管

雜入 越前 補助 公債 村 稅 歳入計

明治二十二年 410.00 8.00 1,359.00 1,188.00 同 三十三年 2,065.00 10.00 1,345.00 3,420.00

同 四十二年 2,333.00 733.00 5,933,000 8,1101.00 同 大正七 年 2,697,766 1,921.00 1,504,480 26,480.00

同 一〇分村前	100,1,391,110	同 一〇分村后	44,041,487,700	同 一〇分村后	645.00	同 一〇分村后	763.00	同 一〇分村后	1,718.50	同 一〇分村后	1,813.10
役場	732.00	933.00	3.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
教育	1,796.00	1,788.00	6.00	133.00	1.00	374.00	5.00	95.00	1.00	1.00	1.00
會議	2,324.00	3,078.00	1.00	6.00	5.00	257.00	1.00	30.00	1.00	1.00	1.00
土木	3,233.00	6,944.00	1.00	14.00	67.00	591.00	1.00	1,330.00	1.00	1.00	1.00
救助	8,666.00	1,967.00	1.00	1.00	25.00	1.00	3,850.00	1.00	1,000.00	1.00	1.00
衛生	5,665.00	9,084.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
負擔	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
勸業	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
請負	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
警備	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
臨時費	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
雜出	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
歳出計	1,033.00	1,033.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(費目の端位を圓とす合計も圓位なるも圓以下を加算したが故に合致せず)

【鬼首村】 大正十四年度歳入歳出の豫算は從來と比して多少の増減あるは勿論なるも、之によりて本村の主なる財源は何れにあるや、その支出の方面に於ても他村と著しくその割合の不均衡なるを見得べきは、本村特殊の事情によるものなるを推知するを得べし。又各戸の生計の状態より見る時は、民度高しと稱するを得ざるは勿論にして、著しき財産家と稱すべきなきも、一面赤貧洗ふが如くその日々の食に追はるゝと見らるべきものも殆ど絶無なり、概して本村各戸の生計費の多くは、食ふが爲に費消せらるゝ割合に多く、衣住等の方面には一般に質素なり。今後本村の民度を高むる一面の方針としては、産業の改善發達と勤勞能力の向上と、酒食の方面の整理に俟つもの大なりと思惟せらるゝ、かくして一村民度の向上によりて一村財政の方面にも好影響を與へ、兩々相まらて本村の繁榮を計るべきなり。歳入出及び費目を詳記する左に。

歳入	國庫	交附金	國庫	下渡金	町税	其他	計
17,335.00	5,990.00	2,680.00	1,621.00	775.00	1,125.00	2,600.00	26,126.00
歳入	地	交附金	國庫	下渡金	町税	其他	計
17,335.00	5,990.00	2,680.00	1,621.00	775.00	1,125.00	2,600.00	26,126.00

罹災救助資金

小學校建築資金

六三、九〇五

村債金額七、五〇〇圓 借入先農銀行 借入年月日大正一〇、一一、一六 使用向小學校新築費

償還方法。大正十年十一月より同十一年七月末日迄据置大正十一年八月一日より昭和五年七月末日まで元利金年賦償還

村債金額一三、四〇〇圓 借入先 村基本財産より運用 借入年月日大正一一、九、一一 使用向小學校新築費

償還方法。大正十二年より三十一年までに元利金年賦償還

村費。明治二十九年四月分村後三十一年各年度村費歳出額左に

明治二九	一、七八、九七九	同	三〇	一、八七、八八九	明治三一	二、三六、八八九	明治三二	四、一八、六三〇
同	三三	同	三四	三、六三、〇〇一	同	三五、四、八八九	同	三六、三、二四九
同	三七	同	三八	二、五七、〇〇八	同	二、九六、三七三	同	三、七五、四四三
同	四一	同	四二	四、五五、八四四	同	四、四九、〇八九	同	四、四六、六八二
同	四五	同	二	五、八二、二四八	同	六、三二、七九三	同	六、六六、八四三
同	五	同	六	六、五三、三三〇	同	八、七六、一五〇	同	二〇、四六、七〇〇
同	九	同	一〇	四、五八、四三〇	同	四〇、三三、八四〇	同	一一、二、四四七、八〇〇
同	一三	同	一四	二、四、四、〇〇〇	昭和	一五	三、九二、七七〇	

眞山村産業組合。本組合は大正六年六月八日葛岡磯田二部落の創設にかゝり、無限責任眞山村葛岡磯田信用購買組合と稱し、九年範圍を廣めて無限責任眞山村信用購買販賣組合に改め、十五年六月組織を改め有限責任眞山村信用販賣購買組合と稱す。

組合長泉慶治郎、専務理事高橋靜。組合員總數三百十六名。資産。出資口數五〇九圓、出資金總〇一八〇圓、準備金一三九六圓、預金一一六〇四圓、昭和三年度借入總高三一五七五圓、同貸付總額六九八二四圓、同貯金受入總額五一五六八圓、同購買高總額二七〇五六圓、右賣却高二九四七七圓、昭和三年度剰余金二二二二一圓

【東大崎村】

歳入豫算額	大正十年度	三、四三二	大正十一年度	九、九三三	大正十二年度	五、五五九	大正十三年度	四、九三三	大正十四年度	七、一七四
歳出	大正十年度	一、九一〇	大正十一年度	二、九四一	大正十二年度	三、五五九	大正十三年度	三、五五九	大正十四年度	三、五五九
經常部	一八、四五二	一八、〇三三	一三、九四〇	一四、〇八四	一五、四七九					
歳出計	一〇、四〇二	一五、九六三	一四、九六三	一六、一七四						

一般會計歳入出款項別(豫算)比較

歳入豫算額比較表(單位圓)	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
疑入項	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度
國庫下渡金	四八二	一、〇〇五	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
縣補助金	六二	五二	四	三	三
繰入金	七〇六	五三	四七四	六七	一五四
村稅	八、〇八五	一七、八八九	三、六八八	二、四九二	三、一八九

歳入豫算額比較表(單位圓)

歳出豫算額比較表(單位圓)	大正十年度	大正十一年度	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度
款項	十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度
會費	五三三	三九八	三三六	三三六	三三六
教育費	八、三三三	七、四七八	七、七五〇	七、五九六	八、五五〇
隔離病舎費	一〇六	五	五	三	三
警備費	五三四	六八四	六四〇	六六五	七九七

部時臨部

Table with columns for department (諸税及負擔, 雜支出, 豫備費, 積立金, 雜支出, 寄附金) and years (大正十一年 to 十四年). Includes a sub-table for '基本財産歳入出豫算種目別累年比較'.

基本財産歳入出豫算種目別累年比較(單位圓)

Table with columns for '種目年度' (種目年度, 基本財産, 國稅徵收, 交附金, 雜收入, 現金積立, 基本財産, 造成費, 歲出合計) and years (大正十一年 to 十四年). Includes a sub-table for '小學校基本財産歳入出豫算累年比較'.

小學校基本財産歳入出豫算累年比較(單位圓)

Table with columns for '科目年度' (科目年度, 基本財産, 雜收入, 現金積立) and years (大正十一年 to 十四年). Includes a sub-table for '諸稅負擔'.

雜支出

Table with columns for '年度' (大正十一年 to 十四年) and '豫算額' (Budgeted amount). Includes a note about '罹災救助資金歳入出豫算額累年比較'.

地租附加税 本稅壹圓に付宅地貳拾八錢其他の土地六拾六錢 戶數割附加税 本稅壹圓に付貳圓五拾錢壹戶平均拾貳圓六拾壹錢

Table with columns for '年別稅別' (Year and Tax Type) and '額' (Amount). Includes '國稅納入額', '地租', '所得稅', and '營業稅'.

Table with columns for '年別' (Year) and '額' (Amount). Includes '營業稅及所得稅附加稅', '營業稅', and '雜種稅'.

Table with columns for '年別' (Year) and '額' (Amount). Includes '地租附加稅', '戶數割附加稅', and '戶數割附加稅'.

三、金融機關

株式會社東北實業銀行岩出山支店は明治四十三年九月五日岩出山町に開設し宮本益輔支店長に任ず、又同行支店鳴子派出所は鳴子町新屋敷にありて宮城支金庫及び鳴子町金庫の事務を掌る、八十八銀行鳴子派出所も亦新屋敷にあり。又産業組合法により設立するもの郡内五ヶ所にあり、所在地並に名稱設立年月日及組合員數を擧げ、且つ現狀を掲ぐ左に

無限責任上ノ目信用販賣購買組合	一栗村上ノ目	明治四十一年九月	二一員
無限責任岩出山信用組合	岩出山町	大正三年三月	一二五員
無限責任眞山村信用購買組合	眞山村上山里	同 六年六月	六一員
有限責任鳴子信用購買組合	鳴子町	同 十年十月	二〇員
有限責任西大崎村信用購買組合	西大崎村	同 十五年三月	二二九員

無限責任岩出山信用組合は、大正三年管龍司等主唱し同年三月二十七日認可を受け設立したり其の當時の役員、理事組合長管龍司、理事伊藤猪牙治、畑甚吉、澁谷善兵衛、小平繁藏。監事笠原嘉右衛門、櫻井順藏。大正六年理事伊藤猪牙治は管龍司に代り組合長となるや、舊來の面目を一新して大に發展を企圖せしが、内外の事情其の意を果す能はざりしが、大正八年頃より意を決して銳意奮勵、組合主義を誠吹し組合員の増加に努めたり、其後十一年に至るまで引き續き新加入者及増口を謀り、一面貯金の奨勵に努めたりしが、同年五月組合長の職を辭するの止むを得ざる事情に立至り畑隆紀に其の職を譲り自ら専務理事として組合長を佐け、一意専心初一念の貫徹を圖り事業漸く其の緒に就き、大正十四年七月本縣知事より表彰せらる。専務理事伊藤猪牙治は昭和二年二月病歿す、組合は同人を組合葬を以て生前の其の勞に酬ひたり。其後理事會根嘉雄留専務理事として事業の發展に努められしも家世上永く其の職に止まる能はざる事情ありて専務理事を辭任せられ理事大波長治之れに代り組合事務に執掌し今に至る尙現役員左の如し

組合長理事畑隆紀。専務理事濱田義篤、理事小平繁藏、濱田定之助、桑折武雄。監事奥戸平治郎、岡本留五郎。

年度	區分	員數	組合員數	口數	出資金	準備金	及積立金	貯金	借入金	利息其他	收入	合計	貸付金	剩餘金
大正三年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 四年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 五年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 六年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 七年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 八年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 九年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 十年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 十一年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 十二年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 十三年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 十四年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 十五年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
昭和元年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
同 二年度		元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元

有限責任西大崎村信用購買組合。大正十五年三月十五日の設立にして、當時組合員數百九十七名出資口數四百九十二口なりしが、其の後逐年増加し今や二百二十九名の組合員、五百四十二の出資口數を有して本村唯一の金融機關たるに至りぬ。

組合長 佐々木米吉 就職大正二、三、五 退職昭和二、一九。片倉徳治 同昭和二、二〇 同同二、二一。加藤源三郎 同同二、三、一〇 同同三、二、二〇。片倉徳治 同同三、二、一〇。

理事 阿部良造 就職大正二、三、五 退職一。佐々木善右衛門 同同五、三、五 同。高橋長四郎 同同五、三、五 同昭和二、一九。

第五章 經濟 二六七

千葉寅吉 同同二五、三、二五 同同二、一九。 佐々木米吉 同同二五、三、二五 同昭和三、一九。 今野善右衛門 同同二五、三、二五 同同二、一九。
 千葉市十郎 同同二五、三、二五 同同二、一九。 同同二、一九。 片倉徳治 同昭和三、二〇 同同二、一九。 千葉正 同同二、一〇 同同二、一九。
 熊谷直治郎 同同二、一〇 同。 加藤源三郎 同同二、三〇。
 幹事 岡田芳之助 就職大正二五、三、二五 退職。 佐々木十喜治 同同二五、三、二五 同。 千葉萬 同同二五、三、二五 同昭和三、一九。 佐々木米吉 同昭和三、二〇 同。
 事務員 片倉徳治 就職大正二五、二、二五 退職。 笠原利三郎 就職三、二五 同。

資産		負債	
科目	摘要	科目	摘要
拂込未済出資金	五、五八四、〇〇〇	貸付金	無擔保一〇六件要
預金	三七、東北實行 岩出山支店	備付金	手提金庫外十 七點
未収入賣却代金	三、三六、四〇〇	購買品殘高	酒外 六點
現金	四三、二一〇	合計	三、二四二、五一〇
組合員貯金	一、四八、四〇〇	家族貯金	二八〇、〇〇〇
公共團體貯金	一、三、四七〇	其他團體貯金	九〇、八九〇
未拂購買代金	九、一八〇、五〇〇	合計	一、九〇一、九一〇
組合員及出資口數	一、四八、四〇〇		

職業別 年度別	昭和二年度		同三年度	
	組合員數	出資口數	組合員數	出資口數
農業	二四	五三〇	二九	五三〇
商業	三	三	五	七
計	二七	五三三	三四	五三七

預金の利率。 最高七分五厘 最低四分八厘 普通五分。
 貸付及貯金利率。 貸付金最高一割二分〇厘 最低一割一分〇厘 普通一割二分〇厘。 組合員の貯金。 最高最低普通四分八厘
 産業組合第一條第三項の規定に依る貯金。 最高最低普通四分七厘。

第二節 登記及賣買

一、登記事務の開始

古川區裁判所岩出山出張所を岩出山町二ノ構十番地に設置し、所有權の移轉及び抵當權設定の事務を執行す。左に沿革の概要並に最近に於ける事務件數及び價額を舉示す。

古川區裁判所岩出山出張所。沿革。明治二十一年九月十七日勅令第六十四號に依り同年十一月一日設置、古川治安裁判所岩出山出張所と稱し玉造郡一圓を管轄し、登記事務並期日を定めて裁判事務を取扱へり。二十三年十一月一日裁判所構成法施行に依り、改めて古川區裁判所岩出山出張所と稱す。明治三十二年七月郡内温泉村鳴子に古川區裁判所鳴子出張所の設置に依り鬼首村・温泉村の二ヶ村を除き岩出山町・東大崎・西大崎・一栗・眞山村の一町四ヶ村を管轄す。

裁判所書記を主任とす。その歴任氏名年月左に。

岩淵連壽 就任明治二十一年九月。伊場野成能 同同二十四年四月。岩淵連壽 同同二十六年八月。蒲生田鶴之助 同同三十二年五月。木造金一郎 同同三十三年四月。大越敬彌 同同三十七年三月。游佐謙治 同同三十七年八月。瀬上千代松 同同四十年二月。鈴木七郎治 同同四十三年三月。青山武 同大正二年四月。鈴木金兵衛 同大正三年十月。及川憲一郎 同同五年三月。内海忠 同同五年六月。鈴木七郎治 同同九年五月。鎌田蕃 同同十二年三月。平忠一 同同十四年十一月。最近十ヶ年間抵當權設定並所有權移轉比較表。

年 度	抵當權		所有權		年 度	抵當權		所有權	
	設定件數	債權額	移轉件數	價格		設定件數	債權額	移轉件數	價格
大正七年度	二七六	一五、五五 ^円	四九三	一三、八八 ^円	大正八年度	三五	二〇、六五 ^円	四九二	一九、三七 ^円
同 九年度	三〇二	一九、七九	四〇〇	二五、三三	同 一〇年度	三〇	二六、〇七	四三六	二〇、七三
同 一一年度	二九九	二六、三五	四〇九	二〇、三三	同 一一年度	二六三	一六、四六 ^円	四六四	二九、七四
同 一三年度	四七	二七、六五	六三	四六、〇〇	同 一四年度	四四	三七、六七	六〇	三四、二四 ^円
同 一五年度	五四	四七、四九	五〇	二四、八九	昭和二年度	八〇	四七、七三	四七四	二六、八九 ^円

備考 右表中には相續及び無償に依るものを除きたり。

古川區裁判所鳴子出張所。沿革。明治三十二年十月一日玉造郡鳴子町字新屋敷六六ノ二に新設し、玉造郡鳴子町・川渡村・鬼首村の一町二ヶ村を管轄區域とす。

一、主任氏名 我妻均一郎 昭和四年三月四日主任たり。

一、抵當權設定件數と債權額(件數百六十五件)債權額參拾九萬壹千四百參拾圓也。 一、所有權移轉件數と不動産價格(件數二百三十件)不動産價格貳拾萬壹千八百六拾圓也。

二、町村別賣買一斑

【鳴子町】 本町は山間に僻在し、且つ地勢上の關係に依り耕土の面積狭小にして、主要食品の米麥は勿論蔬菜等に至るまで他町村の移入を仰ぐもの多し。工業亦不振にして日用品殆ど他の供給に依る。純然たる消費地にして此等貨物の購買額實に巨額に達す。移入貨物の主要なるものは、米穀野菜等を始め、魚類・酒類・綿布を主とす。當地の名産として賣出す塗物の如きも、其の精巧なる作品は他地方の製品に依るもの少なからざる狀況なり。然れども本町亦天與の特産なきに非ず、年々産出する用材・薪炭・石材二十六萬九千圓、指物挽物等の九萬三千七百圓は他地方に移出するものなり。

主要食糧品の購入を表示すれば、米穀類五千四百七十五石。酒類八百七十六石、魚類肉類一萬九百五十貫、蔬菜類六萬七千八百二十貫。大根四萬五千九百七十本。味噌七千五百二十貫。醬油七十二石を計上す。此數量は全く他地方よりの供給に依るものなり。

【鬼首村】 本村産出の物資にして他へ移出せらるゝもの、多くは鳴子を経て四方へ搬出され、本村にて消費せらるゝ物資も多くは鳴子を経て移入せらる。日用品の如きも村内にて販賣する商店二三あるも、鳴子に需むるもの多かりき。米の如きは一戸の販賣者なく、需要者は直接生産者につきて讓渡を受くる有様なり。木材は郡内志田等他郡方面へ賣り出さるゝ、地方向、東京方面に搬出するもの概ね他地方の木材商によるを例とす。工産の主なるものは木地・塗物・曲物等は多くは鳴子へ移出せられ、多少の加工を経て鳴子産として四散するあり。繭は岩出山方面及山形縣向町方面の商人によりて買出さる。酒類は山形縣及び縣内志田、加美、玉造産のもの多く移入さる。要するに本村の物資の取

引は鳴子との間に最も多く次は向町にて特殊のものはその特質によりて特殊の地方との取引行はるゝも、そは一小部分に過ぎず。

【眞山村】

本村より他へ販賣するもの。

品目	數量	單價	總價
米	二、六四、二六石	一石に付 三圓	七五、七四、〇〇圓
用材	二、〇七石	壹石に付 九圓	一七、七〇〇
竹材	二、一〇束	一束に付 〇、〇四圓	七三、〇八
鶏卵	七五、七六	〇、〇四圓	一、八五
大豆	四、〇〇貫	一貫に付 二圓	九、九七、〇〇
硫酸アンモニヤ	六、八三貫	一貫に付 一圓	六、八三、〇〇
醬油	一、六、〇〇	壹石に付 三圓	四九、二、五〇
桑葉	二、一、〇〇貫	拾貫に付 三圓	三、三六、七〇
種苗類	〇、〇〇	〇、〇〇	六、五八
石油	〇、〇〇	〇、〇〇	二、六三三
マツチ	〇、〇〇	〇、〇〇	六五、八〇
計			一四、四、五、一、八〇圓
木村にて他より購入するもの。			一、八五
計			一五、二、九、〇、六〇圓

品目	數量	單價	總價
木炭	四、六五	壹貫に付 〇、三六	一、五九、〇〇
家禽	七、七	〇、五	三、八五
計			一、六二、八五
過燐酸石	三、三〇貫	一貫に付 〇、三〇	九、九〇、〇〇
灰	一、九、五、〇〇	壹石に付 一圓	一、九、五〇、〇〇
酒	一、九、五、〇〇	壹石に付 一圓	一、九、五〇、〇〇
衣服類	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
蔬菜類	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
魚類	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
蠟燭	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
煙草	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇〇
計			二、五、七、六、八二

食鹽 九七七俵 二、八〇〇 二、七三、六
計 九三、四九八、六七二

茶 九七斤 一、三〇〇 一、二三、一〇〇

品目	數量	價格	品目	數量	價格
田	一反歩	五〇〇圓	山林	一反歩	五圓
大麥	一石	二	大豆	一石	三
木材	一石	九	薪木	一柵	八、〇〇〇
桑葉	一〇貫	三、〇〇〇	酒	一升	一、〇〇〇
			醬油	一升	〇、三〇〇
			米	一石	三
			小豆	一石	三
			竹	一個	四、〇〇〇
			醬油	一升	〇、三〇〇

第六章 産業

第一節 生産

一、概説

農業を奨励し國民安定の基礎を建樹せるは建國以來の國是なり。紀の所謂「若し進趨の人あり自から二城の沃壤に就いて三農の利益を求めんことを願はば、當國と他國を論ぜず、法外に安置せしめ人をして樂ましめん」と蓋し東奥拓殖に於ける移民募集の勸化文の一なり。伊達政宗治府を今の岩出山に開始するに當り「國の本は民なり」と提唱し施政の方針を樹立する恰も王朝時代の産業政策と其揆を一にす。

續日本紀卷七。靈龜元年五月辛巳朔。撫導百姓。勸課農桑。心存宇育。能救飢寒。實是國郡之善政也。

古傳密要。御國家御難之儀は大本源也。國の本は民なり、と申。御先祖様(貞山公)御仁政之御吟味にて、民を第一に被相立、第

二御祿高にて不足の所を被相補ための、御國の御買米を以て御國家被相立候、最初に御設被成候と申す、御良策之譯に候。

在田利見抄。一、家中之輩並領内仕置之儀、可爲如前之事。附、人町百姓不困究様、仕置申付候事。寛文十一年六月十一日。

御買米は農業資金。藩祖入國の始めに御買米の制度を布き、農業經營の資金を貸與して領内の農民を恵む。春の初めに資金を貸與し農事百般の費途に充用せしめて、晚秋初冬の候に至れば、貸與の金額に應じ時價に依り、米穀を收納せしむるの規程なり。時人稱して御買米と云ひ、貸與金を御恵みと云ふ。此制度は古訓の所謂る春は耕を省みて給らざるを助くるに庶幾ん乎。且王朝時代に摸倣したる如き迹あり、是亦徳政の端なり。

古傳密要。御買上米高、秋物成にて其高相納候様被成置、早春より民望候得ば、無利足前金に被下候事故民に甚益有之、誠に士

民を被相立候難有御良法に有之候、故に御買米實曆中迄在古より被遊候を御買方成候時迄は、從上御買米元金に被相渡候得共民は御買米本金とは唱不申、御恵金と相稱申候、扱此御當家御相續根元に候儀者、貞山様深く難有思召御仁徳なる、御國家之御相續之御理合不過之、御相續御基本無此上儀と傳來候。

上記は藩制時代に於ける産業立國施政の概要を敘述し、領土の四民その堵に安んじ來れり。世は明治の維新に移る。

明治九年宮城縣編輯係に成る「玉造郡地誌」に民業の一項に日常生活の概要を敘し、又物産の一項に品種並に數量を掲げて且販路を示せり、轉錄下の如し。

玉造郡地誌。民業。男全部農耕を業とす。西北方山林に沿ふ下一粟。池月。上山里。下山里。鳴子の五村の地は米薪焼炭を業とする者ありと雖も單に薪炭を營む亦稀なり。その生を營む一郡概して難易なく其貧富の如きも大差あるなし。女率ね農業に従事して岩出山村の如きは養蠶縫織を業とするもあり。上山里。大口。鳴子の三村は養蠶を業とするものあり、風俗奢侈ならず人心敦朴長老を輕侮する等の事なし。

岩出山村民業。男農を業とするもの六百八戸。工を業とするもの十五戸。商を業とするもの四十戸。女養蠶を業とするもの五十人。縫織を業とするもの五人。工業に従事するもの十八人。商業に従事するもの七十五人。其他は大概農業に従事す。

鳴子村民業。男、農を業とする者百八戸。工を業とする者二十五戸。商を業とする者八戸。焼炭を業とする者二戸。女、養蠶を業とする者十一人。工を業とするもの四十二人。商を業とする者十八人。其他農業に従事す。

新田村物産。米千八十石。葉藍二百貫目。白木綿五百反。其實美、本國牡鹿郡石卷驛及び志田郡古川驛へ輸送す。

大崎村物産。米千七十石。其實美、本郡岩出山驛及び志田郡古川驛、加美郡中新田驛へ輸送す。

清水村物産。米二百八十石。大豆十五石。葉藍百八十貫目。清酒四十八石。其實美、本郡岩出山驛及び志田郡古川驛へ輸送す。

下野目村物産。米千八十五石。茄子十駄。干串柿一駄。其實美、志田郡古川驛及び本郡岩出山驛へ輸送す。

南澤村物産。 牡馬八頭。米千七十石。蕨八十駄。其質美、志田郡古川驛及び加美郡中新田驛、本郡岩出山驛其他近村へ輸送す
 上野目村物産。 牡馬十頭。米千四百十六石七斗。其質美、本郡岩出山驛へ輸送す。
 下一栗村物産。 米三百九十八石。大豆九石。桃五斗。梅子四斗。楮皮二百貫目。若竹八十駄。薪四百駄。其質美、本郡岩出山驛
 志田郡古川驛へ輸送す。
 池月村物産。 米七百二十石。薪千五百駄。若竹三十駄。柿百駄。干串柿九十二駄。炭八百駄。杉木材五百駄。其質美、志田郡
 古川驛及び本郡岩出山驛へ輸送す。
 上山里村物産。 鶏卵一萬顆。米五百石。薪五千駄。干串柿十駄。美濃紙一萬帖。生絲九貫目。炭五千駄。其質美、本郡
 岩出山驛及び栗原郡眞坂驛へ輸送す。
 下山里村物産。 鶏卵千八百七十五顆。米百五十三斗。薪五千駄。干串柿四駄。生絲六貫目。炭百駄。其質美、志田郡古川驛へ
 輸送す。
 大口村物産。 牡馬四十頭。器具挽物十駄。杉木材千八十駄。建築石百二十駄。其質美、本郡岩出山驛及志田郡古川驛へ輸送す。
 名生定村物産。 牡馬十七頭。米百石。串柿二百駄。杉木材三十駄。箕六百枚。其質美、志田郡古川驛及本郡岩出山驛へ輸送す。

二、特有物産

大化の革新に租・庸・調の貢法を定む、大寶律令に幾多の改正ありと雖も、遺法は永く現代に傳ふるもの、如く、古
 制の調賦は現代の現品に酷似す。所謂る正丁夫役の償ひにして定規の布帛又は土地の物産を貢物として官に貢納する課
 税の一なり。此の制度を守り本郡より王朝時代より幕府時代に互る調賦の品目を擧ぐれば。

新撰陸奥風土記。 庸貢土産。和銅六年。令陸奥。貢白石英雲母石硫黃。 金山。玉造郡鳴子村之内銅山二ヶ所。漆塗物飯椀類。
 會津より多く出す。又栗原郡鬼首、玉造郡鳴子温泉の地よりも出す。

安永風土記書上。【鳴子】産物十一。一、銅出る山々あり。一、明礬相出申候。一、鳴子のぬり物。一、鳴子の箸楊枝。
 一、鳴子の木地挽物。一、尿前の諸白。一、栗。一、榛。一、獨活。一、ぜんまひ。一、地竹。一、六尺薪罷出
 申候。【南澤】うど。わらび。【名生定】箕。【大口】うど。あしだ。わらび。木地挽物。山のいも。ゆり。

現代に於ける特有産物の一斑を鬼首村より産出する品種名稱を擧示する左に。

- 一、わさび 山野に自生するを秋季採取して「わさびづけ」となし、或は採取のまゝにて鳴子邊に賣出す。村内到る所栽培に適す
 るも殆ど栽培するものなく隨つて産額も少し。
- 二、いはぶき 溪間の岩の間の野生する多年生の草本にして、薬効ありとて浴
 客又は鳴子方面に賣却す。
- 三、いはひば 深山の巖頭に自生する羊齒類にして、盆栽等となす爲浴客に賣却す。
- 四、やしや
 びしゃく(正しき名なるや否や不明なり)深山の古木のうる等に生ずる木本にして、盆栽となし、又實は薬効ありとして珍重せ
 らる。
- 五、いはな(岩魚) 山間の溪流に棲む鮭鱒等に類する魚にして骨稍硬けれども味美なり。
- 六、やまめ(やまべと稱す)
 鱒の海に下らずして川に残れるものなりと稱せられ、岩魚と同じく溪流に棲む、味川鱒に似たり。
- 七、かじか(鰻)他地方のも
 のと同種類ならんも頭部甚しく大なり。俗に鬼首鰻と稱す。
- 八、毛皮類 村民の冬期間狩獵を業とするもの數十人、これ等の
 人々によりて狩らるゝ獸類は種類も多く、多くは毛皮として東京・横濱方面に賣出さる。その主なるものは兎、ばんとり(むさ
 ぶ)てん。むじな。かのし。かもしかの一種(熊等にして、従来は狐、かはをそ猿も捕れたりしといふも今は殆ど見るを得
 ざる有様なり。
- 九、本村には雉子は棲息せざる様なり、山鳥は多し、荒雄岳、禿岳等にて地方人の知らざる鳥棲息せるを見し
 との話を聞けり。その形態等より考ふるに雷鳥らしけれども、未だ捕獲されたるを聞かざれば今斷じ難し。
- 一〇、鴨、をしど
 り等時々山間の池沼にて捕獲さるれども捕獲高多からず。

三、生産物總覽

生産價額の主なるものは農産にして工産これに次ぎ、林産畜産鑛産水産は皆その順位に伍せり。而して物價の高低に
 伴ひ年々歳同じからず。大正十二年の生産物總價額を掲ぐる左に。

生産物總覽	農産	畜産	林産	鑛産	水産	工産	合計	現住	
								一戸當	一人當
東大崎村	三、四、一四四	五、一八〇	五、三〇三	—	—	—	三、六、六四四	八、六六	一三〇
西大崎村	二、七、一〇一	—	一、八、三五五	—	—	—	三、三、三三三	八、八	一三三
岩出山町	三、七、六三三	一、七、四〇六	三、四、四八	—	—	—	三、〇、一、一七三、五五五	一、五、四四	二八二
一栗村	二、九、四四九	一、三、〇二六	五、八、九五一	—	—	—	五、四、八、六二〇	八、〇	三、三六
真山村	二、四、三、四六〇	八、三七一	八、六、三六五	—	—	—	三、四、五、一、六六	一、〇、五一	一、四四
川渡村	一、四、〇、〇五五	二、九三三	三、三、二八	—	—	—	一、三、三、四三〇	三、六	四三
鳴子町	五、一、四七一	六、六九一	七、七、六九九	—	—	—	一、四、〇、六二〇	四、五	五
鬼首村	一、〇、〇、〇七	一、八、一〇一	八、七、九九九	—	—	—	一、一、三、五	三、八、二四	六、七
計	一、七、二、三、六八	一、五、一、八九	四、八、三、七八	一、七、七九	—	—	四、四、五、一、五、一、九八一	三、八、三、三、九九	一、二、八
大正十一年	一、七、四、七、五五	七、六、一、九六	四、〇、四、三三	—	—	—	三、六、六、一、四、五、八六三	三、六、四〇、九九一	七、七八
大正十年	二、二、二、一、九一	八、五、五、三五	六、五、五、八、七	—	—	—	三、八、九、一、一、六、九四〇	四、〇、〇、一、四、三二	九、八
大正九年	二、五、七、七、二八	一、〇、二、九、六六	三、七、二、七、三	—	—	—	四、〇、〇、七、一、〇、一、四〇〇	三、八、八、〇、六〇八	一、四、四
大正八年	二、七、五、七、五〇	九、九、二、四〇	二、四、八、〇、七六	—	—	—	四、五、九、二、一、〇〇、九五一	四、一、五、〇、五、五	一、〇〇三

總價額比例

價格	百分比例	主なる産物	價額	百分比例	主なる産物
農産 一、七、二、三、六八	四、九、五	米、藪、桑葉、麥、大豆	畜産 一、五、一、八八	二、七、一	馬、牛、鶏卵、生乳
林産 四、八、三、七六	一、三、三	丸及角材挽材、木炭	鑛産 一、七、七九	〇、〇、四	金、亞鉛
水産 四、四、五	〇、一、二	鰻、鱈、鮎	工産 一、五、一、九八一	三、九、九七	漆器、木地、織物、蠶絲、凍豆腐、竹細工

計 三、八、三、三、九 100.00

岩出山町 町の産業状態を知らんが爲めに職業別戸數並に重要産物一覽を左表となす。

農業 二七三戸 工業 一五 商業 二四 交通業 一八 公務自由業 七 其他諸業 三三 収入生計 一六 計 一、〇、四、四

職業別戸數より案ずるに、本町は農業地にあらず耕地の面積も亦狭少なり。従つて農産物の産額極めて僅少にして本町民の食料の三分の一に過ぎざるの状況なり。さりとて商業地にもあらず、殊に本町に屬する在郷の範圍亦狹隘なるを以て商賈賑ふにもあらず。又工業地にもあざるなり。然れども竹細工・凍豆腐・納豆などの特有物産ありて、努力の分配の宜しき他に比を見ざるべし。重要産物(昭和一年度)を表示する下に。

種類	數	量	價額	種類	數	量	價額
米	四、二、五、八石	二、四、三、五一	七、三、八	大豆	一〇〇石	二、〇〇〇	
凍豆腐	五、八、五、三七	六、八、八八	四、三、五、七	土石類	一、四、五、三坪	二、六、八、七四	
酒類	一、三、六、四石	一、九、一、三、四	五、八、七、二	蠶絲類	四、三、四九	三、四、一、九、三八	
繭	九、五、八〇	五、四、三、四、七	一、五、一、一〇	菓子類	—	二〇、五、〇〇	
絹織物(輸出羽二重)	—	六、四、一、七	四、七、七、四	鯉	三、一、元	六、〇、七、六	
薪炭材	二、五、八六	五、〇、三、三	三、七、〇				

真山村 農作の豊凶あり物價の高低ありと雖も本村主要生産物の數量價格は大體左の如くにして大正十四年戸數三二二九戸の一戸當九八圓強。

品目	數	量	價額	品目	數	量	價額
米	六、〇、八、八石	一〇、六、一、一〇	一、〇、〇、五	大豆	—	—	三、三、四
蔬菜類	—	—	三、三、九、七	麻胡麻特作物	—	—	五、五、三

桑	七、一三貫	繭	一、一七九	繭	五、二六九	用材	二、〇七
薪材	七三棚	薪材	六、三〇〇	薪材	三、六六束	炭	五、七三貫
竹材	二、三〇〇	林業副産物	三三	馬	二、〇九七	木炭	一、六、四〇〇
牛	二〇〇	豚	六〇	家畜	一、八頭	食	一、一、九四
鶏卵	八五、七五個	水産	三、七〇〇	計	一、四、五羽	計	一、三、五二
							三、八、六〇一

西大崎村 本村は戸數三百八十二戸にして其の中農業者三百四十九戸なり、従つて重なる生産物はすべて農産物なり
 主要生産物一覽表次の如し。

品名	大正五年	大正九年	大正十三年	昭和二年	品名	大正五年	大正九年	大正十三年	昭和二年
米	八、六四三石	一〇、七五石	六、九五石	二〇、八二石	麥	四、七三石	五、八三石	九、三三石	六、〇三石
大豆	二、二八八	四、三三石	二、八〇〇	二、九二	其他	一、九八三圓	一〇、四三圓	六、〇九圓	五、二三圓
農特産	三、一〇〇	五、二四	一、六〇四	三、七〇七	果實	四、〇五	九、七	八、九	二、八八
蘭	一、五、三三圓	一、六、六五	三、四、〇四	三、九、九三	計	一、七、九〇四	四、七、七四	二、五、七、四一	四、八、七、九

玉造郡地誌。物産(動物)牡馬。南澤村上野目村名生定村大口村に生ず、合計一ヶ年七十七頭を出す。鶏卵。上山里村下山里村に出ず、合計一萬千八百七十七顆。(植物)米。南澤村、清水村、新田村、下野目村、上野目村、大崎村、上山里村、下山里村、下一栗村、池月村、名生定村に生ず、合計七千八百二十二石。大豆。清水村、下一栗村に生ず、合計二十四石。柿。下一栗村、池月村、上山里村に生ず、合計百十一駄。茄子。下野目村に生ず、合計十駄。蕨。南澤村に生ず、合計八十駄。桃。下一栗村に生ず、合計五斗。梅子。下一栗村に生ず、合計四斗。楮皮。下一栗村に生ず、合計二百貫。苦竹。下一栗村池月村に生ず、合計百十駄。薪。上山里村、下山里村、下一栗村、池月村に生ず、合計一萬千九百駄。薯蕷。鳴子村に生ず、合計十五貫目。椎茸。鳴子村に生ず、合計四貫目。舞茸。鳴子村に生ず、合計四十貫目。香茸。鳴子村に生ず、合計三十貫目。

目。(器用物)。箕。名生定村に出づ、合計六百枚。漆器類。鳴子村に出づ、合計三百五十駄。器具挽物。大口村に出づ、合計十駄。(飲食物)清酒。岩出山村、清水村、鳴子村に出づ、合計千七百七十二石。醬油。岩出山村に出づ、合計二百四十二石。氷豆腐。岩出山村に出づ、合計七萬六千連。干串柿。上山里村、下山里村、下野目村、池月村、名生定村に出づ、合計三百五駄。(製造物)炭。上山里村、下山里村、池月村、鳴子村に出づ、合計六千五百駄。杉木材。池月村、名生定村、大口村に出づ、合計千六百十駄。建築石。大口村、鳴子村に出づ、合計五百五十駄。生絲。岩出山村、上山里村、鳴子村に出づ、合計六十貫目。白木綿。新田村に出づ、合計五百端。美濃紙。上山里村に出づ、合計一萬帖。銅。鳴子村に出づ、合計三百六十貫目。硫黄。鳴子村に出づ、合計三百五十貫目。明礬。鳴子村に出づ、合計七十二貫目。以上其質美、總て本國宮城郡仙臺及び牡鹿郡石巻驛其他近郷へ輸送す。岩出山村物産。清酒八百二十四石。醬油二百四十二石。氷豆腐七萬六千連。生絲四十貫目。其質美本國仙臺、牡鹿郡石巻驛其他近郷へ輸送す。鳴子村物産。薯蕷十五貫目。椎茸四貫目。舞茸四十貫目。香茸三十貫目。清酒三百石。漆器三百五十駄。建築石三十駄。炭百五十駄。生絲六貫目。銅三百六十貫目。硫黄三百五十貫目。明礬七十二貫目。其質佳本國仙臺及栗原郡若柳驛同郡築館驛同郡高清水驛へ輸送す。大崎村物産。米千七十石。其質美本郡岩出山驛及志田郡古川驛、加美郡中新田驛へ輸送す。新田村物産。米千八十石。葉藍二百貫目。白木綿五百反。其質美、本國牡鹿郡石巻驛及志田郡古川驛へ輸送す。清水村物産。米二百八十石。大豆十五石。葉藍百八十貫目。清酒四十八石。其質美、本郡岩出山驛及志田郡古川驛へ輸送す。下野目村物産。米千八十五石。茄子十駄。干串柿一駄。其質美、志田郡古川驛及本郡岩出山驛へ輸送す。南澤村物産。牡馬八頭。米千七十石。蕨八十駄。其質美、志田郡古川驛及加美郡中新田驛、本郡岩出山驛其他近郷へ輸送す。上野目村物産。牡馬十頭。米千四百十六石七斗。其質美、本郡岩出山驛へ輸送す。池月村物産。米七百二十石。薪千五百駄。苦竹三十駄。干串柿九十二駄。炭八百儀。杉木材五百駄。其質美、本國志田郡古川驛及本郡岩出山驛へ輸送す。

上山里村物産。 鶏卵一萬顆。米五百石。薪五千駄。柿五駄。干串柿十駄。美濃紙一萬帖。生絲九貫目。炭五千駄。其質美、本郡岩出山驛栗原郡真坂驛へ輸送す。

下山里村物産。 鶏卵千八百七十五顆。米百五石三斗、薪五千駄、干串柿四駄。生絲六貫目。其質美、本國志田郡古川驛へ輸送す。大口村物産。 牡馬四十頭。器具挽物十駄。杉木材千八十駄。建築石百二十駄。其質美、本郡岩出山本國志田郡古川驛へ輸送す。名生定村物産。 牡馬十七頭。米百石。串柿二百駄。杉木材三十駄。箕六百枚。其質美、志田郡古川驛本郡岩出山驛へ輸送す。

玉造郡農會。 本會は農會法の公布によりて設けられ歴代郡長之れが會長たりしが大正十五年六月郡役所廢止となるや岩出山町野村金兵衛舉げられて會長となり今日に及ぶ。事業の概要左に。

イ、地主小作人の協調融和に關する事項。 ロ、農家の經濟確立に關する事項。 ハ、自給肥料の増製施設。 ニ、農作物ノ品種改良。 ホ、先進地の視察。 ヘ、町村農會技術者の設置普及。 ト、婦人の農事に關する知識の普及發達。 チ、農産物生産加工の實地指導。 リ、農業倉庫の經營。

第二節 農 産

一、統 計

大正十二年調査に係る稻作付反別、畑の作付状態、米麥大小豆の産額及び食用農産物果實の産額並に養蠶業全般に亘る統計を表示する下に。

田作状態	稻 作 付 反 別			上の内 苗代後作	稻生せざる反別	計	合 計
	早 稻	中 稻	晚 稻				
東大崎付	1町	600町	4町	1町	1町	1町	613町
計	1町	600町	4町	1町	1町	1町	613町

畑作状態	桑 畑		果 樹 園		穀 菽 畑		蔬 菜 畑		其 他		合 計
	主	間	主	間	主	間	主	間	主	間	
西大崎村	155	524			530	61	81				511
岩出山町	152	1835			1987	36	39				2026
一栗村	39	4549			4788	49	21				4999
真山村	15	3333			3548	9	95				3643
川渡村	175	1555			1300	20	68				1898
鳴子町	20	700			700	1	29				749
鬼首村	100	660			262	1	92				774
計	1808	24011			25879	35	52				26532
東大崎村	197	189			707	2	31				1091
西大崎村	43	23			533	1	24				558
岩出山町	192	67			132	1	28				251
一栗村	22	79			292	1	7				300
真山村	21	42			267	1	19				290
川渡村	27	67			267	1	2				272
鳴子町	1	180			267	1	2				270
鬼首村	27	157			247	1	73				321
計	434	1344			2489	11	146				2651

備考主とあるは主作初度作の意、間とあるは間作又は再度作以上の意。

作物	作付反別		收穫高	價額	一反歩當		
	作付反別	收穫高			價額	一反歩當	
食農作物	400	22	194	525	586	280	
粟	400	22	194	525	586	280	
玉蜀黍	93	89	754	957	688	418	
蕎麥	91	50	949	549	59	468	
菜豆	120	88	2,025	733	1,565	3,181	
茄豆	100	48	5,937	205	1,593	3,799	
豌豆	52	34	580	654	3,940	1,377	
計	363	217	1,795	2,933	5,833	438	
鬼首村	190	114	95	1,900	3,4	17	
鳴子町	20	14	14	700	8	5	
川渡村	238	167	3,340	700	53	400	
真山村	648	314	4,860	500	23	400	
一栗村	77	33	4,199	450	33	860	
岩出山町	300	198	2,800	900	60	700	
西大崎村	400	200	854	300	40	700	
東大崎村	400	473	2,800	750	30	500	
計	252	204	3,566	3,471	183	2,633	
鬼首村	1	1	1	1	3,654	3,944	2,633
大小豆産額	252	204	3,566	3,471	183	2,633	
大豆	252	204	3,566	3,471	183	2,633	
小豆	1	1	1	1	3,654	3,944	2,633
計	252	204	3,566	3,471	183	2,633	
鬼首村	1	1	1	1	3,654	3,944	2,633

作物	作付反別	收穫高	價額	一反歩當
甘藷	68	59	688	418
馬鈴薯	73	71	1,565	3,181
胡瓜	94	93	1,593	3,799
南瓜	42	41	7,410	1,854
胡蘿蔔	26	26	3,940	1,377
計	280	277	5,833	438

作物	作付反別		收穫高	價額	一反歩當	
	作付反別	收穫高			價額	一反歩當
米産額	571	267	600	889	49	1,550
東大崎村	571	267	600	889	49	1,550
西大崎村	493	287	71	531	6,955	1,355
岩出山町	182	158	70	2,057	3,445	1,101
一栗村	448	318	476	5,590	1,721	1,624
真山村	391	257	3,548	4,777	5,951	1,337
川渡村	171	200	1,830	2,988	1,145	1,077
鳴子町	65	75	700	645	710	1,447
鬼首村	157	103	1,682	2,74	3,834	1,040
計	2,432	1,665	5,022	35,244	71,844	1,087
麥産額	507	457	507	507	1,000	997
東大崎村	507	457	507	507	1,000	997
西大崎村	300	279	79	379	6,018	1,873
岩出山町	92	92	92	1,327	1,633	1,000
一栗村	587	596	596	9,171	1,710	1,000
真山村	628	71	699	734	7,536	1,269
川渡村	18	18	18	153	1,033	1,000
鳴子町	1	1	1	1	7,536	1,269
計	2,432	1,665	5,022	35,244	71,844	1,087
一反歩當	2,432	1,665	5,022	35,244	71,844	1,087
大麥	2,432	1,665	5,022	35,244	71,844	1,087
小麥	1	1	1	1	3,654	3,944
計	2,432	1,665	5,022	35,244	71,844	1,087

果實産額	梅		桃		梨		苹果		柿		葡萄			
	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額		
東大崎村	四	四六	四	四六〇	四	四〇五	—	—	—	—	—	—		
西大崎村	四	四八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
岩出山町	三	四八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
一栗村	三	三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
真山村	一〇	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
川渡村	七	一七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鳴子町	三	一〇五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鬼首村	三	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	三二	一、一五五	二、三六八	九九〇	二、一四四	七三〇	二〇	—	二四、一九八	八、六六六	九六〇	七二一		
春蠶桑畑	枚	立	白繭種	計	收穫高	價額	反桑別畑	計	收穫高	價額	反桑別畑	計	收穫高	價額
東大崎村	三九四	枚	二、三三六	二、三三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩出山町	一、三六九	枚	八、七三三	八、七三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

九六〇 四〇、七七五 四五、四〇九 四四九 一五二 四九三 六〇三 九、九九八 一、八二七 一五九
 五〇〇 八、四九〇 三三二二 一五二 九三 九〇七 一九、五七〇 七、七〇九 二〇二
 二〇 一八五 一四六 九三 八 三〇 二六、九 八、〇〇〇 三、二三六 一五五
 二〇 六、一九〇 二、〇四一 三〇 八 三〇 三〇八、四 一九、六八二 一八三
 二八六

夏秋蠶	戸	數	掃立枚數	良繭		玉繭		屑繭		計	高	價額	桑		
				收穫高	價額	收穫高	價額	收穫高	價額				最高	最低	平均
東大崎村	一	一	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西大崎村	六〇	—	一三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩出山町	一六	—	三六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一栗村	九三	—	一一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真山村	一七三	—	三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川渡村	六七	—	一〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鬼首村	七四	—	一五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六九三	—	一、二九七	五、四四四	六、五三	四〇七	六、四八三	四、八一	一、三六〇	—	—	—	—	—	—
生産品種	數	量	價額	生産	町村	生産	町村	生産	町村	計	高	價額	最高	最低	平均
蠶種(概製)	三七二、三三	—	二、七七一	岩出山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蠶種(概製)	二、九三	—	三、七六〇	東大崎村、岩出山町、一栗村、真山村、鬼首村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蠶種(概製)	二、九三	—	三、七六〇	東大崎村、岩出山町、一栗村、真山村、鬼首村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	七、〇七	—	一〇、〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

二、町村別農産産状態

【岩出山町】 本町の主要農産物を米麥大小豆とし養蠶之れに亞ぐ、昭和二年の状態左表の如し。

作付反別	二、八九反	一、五反	豐反	計	大豆	小豆	計	大麥
收 穫	三、三〇石	三、五	三、五	四、二八八	一〇〇	一〇〇	二五〇	三
反當收穫	二、二二合	二、〇七	一、八五	五〇〇	五〇〇	八二	二	三、四三
春蠶	戸數二三	掃立枚數一、〇五	良繭六、四三貫	玉繭三三	屑繭四、五貫	計七、五六一		
夏蠶	戸數一六	掃立枚數三、〇	良繭一、七三	玉繭二七	屑繭一〇	計二、〇一九		
大正十五年蠶種製造	戸數四	蛾數二八、二六	價額二、五四圓	昭和二年蠶種製造	戸數四	蛾數二四、二九〇	價額一七、三三〇圓	

【鳴子町】 耕地は他町村に比して少なく僅かに七十五町に過ぎず、耕地整理の施行地少なく、田形屈曲不整にして一般に舊法を墨守して耕耘するもの多し。年來の處女地。中山區の白洲原を仙臺市青山氏開墾して田圃と爲す耕地面積百町歩に垂んとす。本町の主要農産物は左の如し。

米	大豆	食用農産	桑	葉	繭	其他	計
數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
一〇三石	三、七五三	二〇石	四、〇〇	四、三三	三、一〇	五、一	二、〇
三、七五三	二〇	四、〇〇	四、三三	三、一〇	五、一	二、〇	三、九六

【川渡村】 本村は山嶽を繞らし中央部荒雄川の流る、所に稍々平地を見るのみ、川渡温泉の部落商業地を除くの外一般に農業に従事す。今本村の産業上の情勢を數的にながむるに、戸數六百戸人口四千六十七人に對し、民有地租地千二百八十八町四段歩、田地二百二町一反歩、畑地九十町八段歩、山林原野九百九十町八段歩にして、最近五ヶ年間の農産物の生産額の平均十六萬二千五百七圓、實に總生産額の八割六分強を占むるの状態にあるを以て、之が盛衰消長は直ちに本村經濟の死活問題なる故に、村當局は勿論村農會等に於て保護獎勵の策を講じつゝあり。殊に明治四十三年

水害以來は秋冷早來に鑑み、晚稻制限早稻獎勵、害蟲驅除、乾燥法等の誘掖に努力し以て天災被害の程度を緩和し、一面に於て耕地整理灌漑排水の方法、勞力の節約を圖る等一層の改良增收を期しつゝあり、また一方に於ては温泉地に供給すべき蔬菜の栽培等にも意を注ぐものありて、漸次他地方よりの移入を防ぐの方法を講じ、年と共に發達の機運に向ひつゝあり。

田の作付狀況。大正十一年に於ける稻作付反別は百八十三町七段歩にして、内早生稻三十町歩、中生稻九十四町二段歩、晚生稻五十三町三反歩、苗代跡作付二町六段歩、稻の作付せざる苗代反別六町一段歩といふ狀況にあり、本年の米産額は大正十一年の調査によれば三千百三十二石にして其の價格七萬九千二百五十五圓に達せり。
 明治三十七年輸出米検査規則の發布ありて、翌三十八年より輸出米の検査を施行す。三十九年には米取締規則を設け、種別の選別より採種・挿秧・除草・刈取・乾燥・調製・俵裝に至るまで一定の標準を示し、嚴重に之が督勵に努め、更に同年検査規程の改正ありて産米検査を併せて行ふことゝしたりしも、此の間凶歉水害天災ありて豫期の成績を収むること能はざりき。大正三年四月更に検査規則を改廢し、米穀検査の組織に一大改善を斷行すると同時に米改良の要項即ち五大必行事項、八大獎勵要項を定め大いに其の改善增收に意を用ひ、次いで大正七年六月穀物検査の制度となり、益々改良に努めたるを以て逐年成績の向上を見つゝあり。
 畑作付の狀況。本村に於ける民有地租地千二百八十八町四段歩の内、畑地は九十町八段歩にして其の地價一萬二百七十圓なり麥の作付段別は僅々三町歩收穫高五十一石其の價格四百九十五圓にして、一段歩收穫高平均一石七斗とす。これ本村は氣候風土の影響により栽培困難なるによる。大豆。之が栽培段別は二十三町三段歩、産額百六十三石、價格二千九百三十四圓にして、一段歩の收穫高平均五斗位なり。小豆。栽培段別十二町歩、産額四十八石、價格千四百圓。果樹。本村に於ける果樹栽培は副業的自家兼業のものにして、大正十一年の調査によれば、梅の實の産額八石、其の價額二百十六圓。桃五十四貫、其の價格十六圓。柿の産額四千九十六貫、價格六百二十三圓。葡萄六十貫、價格三十六圓なり。柿は舊時より栽培せられたるも、品種劣等のもの多きを以て近年良種を栽培する方法を講じつゝあり。

養蠶。本村に於ける養蠶業は、正徳年間小松彌右衛門なるもの藩命により、絹織物を創始するに當り、在來の製絲は粗造にして織物に適せざるを以て巡回して親しく養蠶の術を教へ獎勵したるに始まる。爾後歲月を経るに従ひ時に盛衰あるも逐年進歩發達をなし今日に及びたり。其の指導獎勵については明治十年に仙臺片平町に養蠶試験場の創設せらるゝに當り、本村に於ては傳習生を派して傳習せしめ、改良飼育の普及を圖り、明治十六年蠶業傳習所の設置以來、漸次飼育の進歩を見るに至れり。爾來斯業の獎勵に意を注ぎ幾多の保護獎勵を加へ、講習會、講演會の開催、稚蠶共同飼育場の設置、桑苗木の交付、桑園の改良増殖、蠶病豫防の取締擴張等銳意之が振興を圖りたる結果年と共に漸次産額を増加し、今や村の物産中重要なものとなるに至れり。最近五ヶ年間の平均收滿高千三百六十一貫價格一萬余圓といふ數を示せり。

【鬼首村】 本村主要なる産業は殆ど全部農家なり。而して一般に栽培せらるゝ作物は米・稗・大豆・蕎麥・大麻・粟・蔬菜・桑等にして養蠶は近年掃立數漸次増加の傾向にあり、随つて桑の植付も年々若干行はれつゝある状態なるも、總ての點に於て他地方に比して後れ、爾かも天恵に薄く、今後に俟つべき施設の事項多かるべし。今左に各種事項につきて略説すべし。

稻作。水稻の本村内作付反別は百六十八町二反(大正十三年度)にしてその收獲高は歩刈成績によりて算定すれば、二千三百七十九石となるも作付反別の實面積は臺帳面積に比して多少延び居るもの多ければ、村全体としての米の收獲高は一割前後の増加あるものと見て大過なかるべし。本村は四月に入りて漸く解雪し、十月下旬には霜雪を見る有様なるに、加へて禿岳・須金岳等には七月下旬まで積雪ありて本村内の水田を灌漑する水は頗る低温なる爲、稻の發育殊に分蘖の點に於て、他地方に劣り随つて收穫高に悪影響を招き、且つ栽培法に於ても施肥・耕耘・除草等も改善の餘地多々あり、天興の惠薄きは人力の如何ともすべからざるものあらむも、栽培法の如きは人爲の業にして村民の心がけ如何によりて改善の道あるべく、村の需要を充たすは勿論、多少の移出米を生ずること必ずしも至難の事に非らざるべし。その他の穀類。畑の耕作面積は四十三町二反にして、麥類は積雪多き爲め殆ど栽培せず、特種の人春時大麥や燕麥を栽培するも、只僅かに試験的になざるゝに過ぎず、大豆は作付反別明瞭せざるも、味噌の原料として、將た馬の飼料として需要多き爲

め村内にて自給する能はず、年々他地方より購入する額僅少なならず、稗は水田の寒冷なる地畑に栽培せらるゝもその額不明なり、粟・蕎麥は栽培するもの少く、その産額も甚だ少し。蔬菜類。本村に栽培するゝ品種類は大根・葱・牛蒡・人蔘・胡瓜・南瓜・甘藍・葱等種々あるも、品種も收穫物の品質も優良のもの少し、而して人蔘・牛蒡・茄子の如きも鳴子等の市場より供給を仰ぐその額少なならず。特用作物。大麻は相當栽培せらるゝも、收穫高不明なり、多くは自家の用に供するものにして、他地方に賣り出さるゝは甚だしく僅小なり、大麻の耕作は本村に於ても漸次減少せんとする傾向なり。蔗は自家用の布その他の染料として栽培せらるゝもその額も甚だ少し。

養蠶。桑の専用桑園として見るべきもの甚だ少く、多くは宅地内、畑地の周圍等に植付けられ、稚蠶中は、山桑の葉にて飼養す。大正十三年度に於ける本村養蠶業の概況を示せば、夏秋蠶・春蠶を合して養蠶をなす。戸數八十八戸、掃立二三二枚、收滿高一千百貫、此額金一萬七百餘圓を計す。

【眞山村】 主たる農産は米・麥・大豆・蔬菜にして、特用作物・果實・桑園・養蠶之に亞ぐ。計量左表の如し。

種類	年次	數量(石)	價格(圓)	年次	數量(石)	價格(圓)	年次	數量(石)	價格(圓)	年次	數量(石)	價格(圓)	平均
米	大正七年	五、七四七	一五、六八五	大正八年	六、五二六	二二、五五五	大正九年	六、一八一	二二、一三七	大正十年	五、八二九	二一、七四四	六、〇一八
麥	同	八、八八	一〇、一五六	同	一、〇八一	一七、〇二二	同	一、〇四四	一八、五五六	同	一、〇六八	一、一三三	一、〇四五
大豆	同	三、三〇	六、六〇〇	同	三、三〇	七、〇二二	同	三、三〇	五、五五六	同	三、三〇	三、三〇	三、三〇
蔬菜類	同	二、三五四	二、三五四	同	八、八〇〇	二、七六七	同	二、七六七	二、八〇三	同	二、八〇三	一、四三三	二、三九七
特用作物	同	二、六八	二、六八	同	二、二二	七、九四	同	七、九四	八、〇九	同	八、〇九	六、四〇〇	五、五二
果實	同	三、八六	三、八六	同	九、一七	五、六五	同	五、六五	五、八二	同	五、八二	七、四一	六、八
桑葉	數量(貫)	八四、九六〇	二〇、三九〇	數量(貫)	七八、五五〇	二一、七九七	數量(貫)	六七、二四八	六、七二五	數量(貫)	六七、二四九	一〇、一三三	七三、三三二
桑葉	價格(圓)	二、三九〇	二、三九〇	價格(圓)	二、七九七	二、七九七	價格(圓)	二、八〇〇	二、八〇〇	價格(圓)	二、八〇〇	一〇、一三三	一一、四〇九

【一栗村】 主要農産物の數量價額左表に。

數量(貫)	價格(圓)	大豆	食用産物	園藝農産	工藝農産	桑葉	繭	果實	其他	計
九、三三六	一、一八〇	二九二	八、四三六	一、六九〇	一、八六九	七、二八〇	九、五	七、四三三	四、二五七	五、二六九
三九、三三六	一〇、二五〇	五、二五六	八、四三六	一、六九〇	一、八六九	七、二八〇	九、五	七、四三三	四、二五七	五、二六九

【東大崎村】 大崎平野の稍中央にあり殆んど純農村と言ふを得べし。六百三十六町歩余の水田、百二十七町歩余の畑地を有し、従つて米・麥・大豆・蔬菜等の産額頗る多く、農産は産業中の第一位を占む。左に大正十三年度の調査を擧ぐれば。

種類	作付反別	收穫高	價額	一反歩收穫高	種類	作付反別	收穫高	價額	一反歩收穫高
米	五九七、三町	二〇、七二	三八八、五	二、〇二二	大麥	五三、七町	九八	八、六二	一、七四二
小麥	四、五町	一、二四	七、一四	一、一四〇	大豆	三、〇町	五、五	一、〇二〇	〇、八五〇
小豆	一三、〇町	六、五	一九五、〇	〇、五〇〇	蔬菜	一一、〇町	—	一一、一	—
玉蜀黍	〇、七町	五、五	四、〇	—	甘藷	〇、四町	一、〇〇〇	二、〇〇	—
馬鈴薯	一一、〇町	三、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	菜種	〇、三町	—	—	—
胡麻	〇、一町	—	一、八〇	—	麻	〇、二町	—	—	—
蘭	〇、一町	—	—	—	藍	〇、一町	—	—	—
桑葉	—	—	三、三九三	—	繭	—	—	—	—
果實	—	—	一、六八〇	—	其他	—	—	—	—
通計	七九七、二町	—	四、八三七	—					

第三節 林 産

一、藩 制

殖林の經營は單り殖産工業の資をして充當せしむるのみにあらず治水の根本政策も爰に存す、伊達政宗卿六十二萬石強の封土を保有し、治府を岩出山城に開始するに方り、主として殖林事業に意を注ぎ鼓舞作興領民をして蕃殖せしむるの施政を劃策するも亦治水政策にあり。政宗卿薨去の十三年後二代忠宗卿元和六年(二二八〇)殖林の種目を別て、松・桑・桐・杉・漆・楮・竹の七種に定め國老連署して領内に布演せしむるの具體案を示し且つ山林奉行と稱する官制の許に下僚を配置し山林を保護し國用に資せるの史蹟今尙殖林地帯に存せり。考證左に。

札。一、うるしの木一人に付拾五本づゝ毎年植可申事。 附ねがり無油斷可仕事。 一、くわの木うへ、こがい可仕候。 但御役(課税)被仰付まじき事。 一、かうず念をうへ可申。 但御役被仰付まじき事。 一、たけねんをうへ可申候。 附竹ふゑ候はゞ、其やぶ主に十分可被下置事。 一、たけきり候はゞ、たれくによらず、御判を以てきらせ可申候。 一、御分國中、松・杉・桐・其外、御林共念をうへ可申候。 一、くわ、かうず、うるし下々奉公人知行之内へもうへ可申候、其外兼而被仰付候通之、竹木植不申候ものには、爲料代人足二十日づゝめしつかはる可候。 附むざとときり取者於有之者、爲料錢小判一兩可被召上事。 右條々相背者於有之者、堅曲事に可被付者也、仍如件。

元和六年九月朔日 奥山大學助 (花押) 山岡志摩守 (花押) 茂庭周防守 (花押) 石母田大膳亮 (花押) 仙臺藩祖時實業一班。 英雄の治水事業。 志田郡の古川地方は、昔し葭野地にて有りしが、是れ左右を流るゝ荒雄川と鳴瀬川の爲めなりしなるべし。 抑々玉造郡の山奥より流れ出づる荒雄川の源も、如美郡の仙境より落つる鳴瀬川の上流も、之を究むれば何れも傾斜の急なる山々ゆへ、少しく雨降り續けば直ちに鳴瀬・荒雄の二流域に洩りて、古川地方一帯を渺茫たる海か沼の如く爲すなり。 近年大雨殊に甚しく、明治四十三年の洪水の如き、大崎耕土は一望恰も大海と化し凄じかりし事ともなり。

藩祖伊達政宗公の舊封内に臨まるゝや洪水は止み、爾來三百年甚しき汎濫も聞かざるに、近年に爲りては洪水ならざるなきゆへ不思議の事なりとて、さまざまに話し合ひし結果、始めて天下に覇たる英雄の主とは、斯くも治水の果に至るまで人の想ひ到らざる點に、百年千年の大計を運らして民の疾苦を除き國の産物を興すもの哉と感ぜしは、他に非ず公が早くも治水の大本を山林經營に置かれし活眼にぞ有る。

風土記書上。 森林

【鳴子村】舟木平、長一丁半横一丁。 但元祿四年(距昭三年)杉五千本余御植立。

大澤山湯元山小谷地山、三ヶ銘御林、長十丁横四丁。 但往古御百姓三郎次與次右衛門惣七地付山指上、杉御植立其後元祿八年御改罷成申候。

上野原御林、長三丁横二丁、但貞享年中松御植立御林御取立、元祿五年御改罷成申候。

鳥屋ヶ森御林、長四丁半三十間横三丁十間。 但寶永六年(二三六八)岨沼御林生勢無之に付御取替山に罷成候、雜木立御林に御座候。

黒森御林、長十丁四十間横十丁十間。 但元祿八年御改罷木立御林に御座候。

中山、大長根御林、長十丁横七丁。 中山、締場御林、長七丁横一丁半。 但品々右同斷

【成田村】成田山御林、長五丁横一丁二十五間。 但右御林之内に、大肝入澁谷平右衛門六代以前成田村肝入彌左衛門代地付山一丁歩程之處畑起方仕、御竿申請御新田畑に可仕と段々起方仕候處、右畑土地無然御座候に付杉千本程植立指上申候。 元祿年中右地付畑共に指添植立仕候杉不殘御林に取立指上申候。 右彌左衛門孫肝入彦五郎並同人子大肝入澁谷平兵衛兩人代に右地付植残り之處御座候處へ、享保十一年より寛延四年迄自分入料を以て、杉千五百本植立指上申候。 成田山御林之内杉御上、兼而御植立一ヶ所御座候、何年御植立に御座候哉知不申候。 右之外置地並雜木松相立申候。 日光山御林、長七十間横二十五間。 但右澁谷平右衛門代、明和四年自分入料を以杉千二本植立指上申候。 右者先祖代々より段々自分入料を以植立指上來り申候。

【三丁目】小寺山御林、長一丁横半丁。 右御林之内杉御植立御座候、殘は雜木小萱立右杉御植何年之頃御立と申 儀相知れ不申候

【南澤】中里、中里御林、長十二丁横三丁。 横森御林、長四丁半横二丁半、雜木立。 寒氣澤御林、長九丁横廿九間、杉立元

【下野目】堤添御林、長四丁半横一丁雜木立。 横森御林、長四丁半横二丁半、雜木立。 寒氣澤御林、長九丁横廿九間、杉立元

祿五年より同十年迄、三ヶ度に御植立罷成候。 寒氣原御林、長二丁半横一丁半雜木立。 高力館山神長根御林、長七丁半横二丁雜木立。 小蓋森御林、長二丁横一丁雜木立、さいかち澤御林、長九丁五十間横一丁二十間雜木立、城館御林、長一丁横半丁松雜木立。 坊壇御林、長三丁半横半丁、松雜木立。 北浦御林、長二丁横一丁、松雜木立。 泉澤御林、長二丁横一丁、松雜木立。 清水澤御林、長一丁廿四間、横五十八間、雜木立。 久根添御林、長二丁横二十間、雜木立。

【賜目】古館御林、長十六丁横九丁、但雜木立何年之頃御取立と申儀相知不申候。 繪圖澤御林、長五丁横三丁半、但品々右同斷待井御林、長五丁半横一丁半、但品々右同斷。

【上一栗】石川山御林、長五丁半横三丁半、但寛文年中御林に御取立罷成候松雜木立。 銘澤山御林、長十二丁横十八丁、但品々右同斷。 名生法山御林、長五丁半横三丁、但天和中御林に罷成品々右同斷。 阿畑坂山御林、長四丁横三十間、但右御林御百姓藤右衛門地付山に御座候處、右藤右衛門先祖利兵衛杉植立仕、元祿十五年御林に指上申候。

【下一栗】古館尾無山御林、長十丁横八丁、但御林之内二ヶ所杉植立藤松一ヶ所御植立、元祿十二年御植立、外雜木立何年頃より御植立罷成候哉年號相知不申候。 中家根御林、長五丁五十間横一丁三十七間、但雜木立右品々前同斷。 岩之澤日向平御林、長七丁横一丁、但雜木立右品々前同斷。

【上宮】釣尾御林、長四丁半横一丁半、雜木立。 中澤御林、長六丁横一丁半、雜木立。 小黒崎御林、長四丁半横二丁半、雜木立。

【上野目】天王寺御林、長十二丁横三丁半、但松雜木立御植立杉右何年御植立と申儀相知不申候。 朴木欠御林、長四丁横二丁、但松雜木立。 居久根山御林、長三丁三十七間横一丁五十三間。 但松杉雜木立山岡彌次郎様揚り屋鋪に御座候處杉御植立年相知不申候。

【上眞山】警固ヶ森、長四丁半横二丁、但松雜木立天和三年御百姓共地付山之内御林に指上申由丁數は元祿五年御改御座候。 若衛森、長九丁半横九丁、但雜木立品々右同斷。 上峰ヶ森、長三丁横三丁、但雜木立御百姓地付山差上候由年號相知不申候處、御改丁數は品々右同斷。 中峰ヶ森、長四丁半横一丁。 山圓山、長三丁半横二丁廿間。 大源澤、長六丁半横一丁半、但品々右同斷。 大深澤半金御賣分御林、長六丁横三丁、但品々右同斷。 北淵は壹野山に罷成申候南淵は雜木小柴立御佛之節半金御山守共被下置候事。

【名生定】 小黒崎林、長四丁半横三丁半、但雜木並松杉立何年之頃御取立と申儀相知不申候。不動下御林、長十一丁横六丁。
 八ヶ森御林、長八丁横四丁、猿渡御林、長六丁横二丁。 釣尾御林、長八丁横四丁、但品々右同斷。
 【大口】 桐ヶ窪御林、長八丁横二丁半、但雜木立に御座候。 水沼御林、長六丁横四丁半、但雜木立内藏榎御預林。 中森山御林
 長一丁半横半丁、但元祿七年御植立藤松御林に御座候。 横道御林、長一丁二十間横二十六間。 苗代澤御林、長四十四間横三
 十八間。 横山御林、長一丁五十間横三十三間。 瀧ノ上御林、長一丁四十間。 横五十三間。 大坂ノ上御林、長一丁半横一
 丁但品々右同斷。 瀧向御林、長一丁半九間横一丁半、但元祿十一年藤松御植立。 湯澤山御林、長十一間二尺横十間、但元祿
 七年藤松御植立。 加久間澤御林、長一丁十二間横二十九間、但品々右同斷。

二、林野及産物

林野の面積、國有公有社寺有私有を合せて一萬一千九百四十八町五段余の現在は、大正十年の調査なり、其の町村別及び同十二年調査の林野物産左表の如し。

林野面積	國有				公有				社寺有				私有			
	町	村	計	町	村	計	町	村	計	町	村	計	町	村	計	
東大崎村				町												
西大崎村				町												
岩出山町				町												
一栗村				町												
眞山村				町												
川渡村				町												
鳴子町				町												
計																

林野産物	薪		炭		製材		木炭		竹材		杉		皮	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
東大崎村	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
西大崎村	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
岩出山町	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
一栗村	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
眞山村	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
川渡村	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
鳴子町	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
鬼首村	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八
計	九石	六〇〇	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八	一	一、四四・八

三、町村別林産状態

【鬼首村】 本村森林の大部分は國有林にして、村有・民有の山林を合して八百町歩餘に過ぎず、そのうち更に二百町歩近き土地は保安林に編入せられ、村内面積の九割以上を占むる山林あるも林産物の額割合に少し。林樹の主なるものは杉にして、松・扁柏は割合に少し、雜木林に在りては檜・桂・樟・山毛櫨・橡・柏等にして、杉・檜・桂等は用材として、その他は薪炭として、移出せらる、その額も少なからず、本村としては重要な産業なれば、近時 村經營に

部落共同に、個人經營に植林せらる、状態にて今後の林産は前途有望の状況にあり。年々の産額は數萬圓に上ることあり、數千圓に過ぎざることありて、年によりて一定せざるも、最近數年間を平均すれば二萬圓近き金額ならむ。

【鳴子町】山林の面積多く、従つて林産物多きも、殖林の施設經營を爲す者稀なり。官有林野は近年當局の施設宜しければ、將來は益々林産物の増加を見るに至らん。樹種は杉・栗・榎・山毛櫨・松等とす。

数量(石)	用材	薪材	材木	製材	木炭	石	其他	計
價額(圓)	二,一五〇	二,六〇〇	四〇〇	一七,一五〇	一〇〇,〇〇〇	一九,一〇〇	二,二五〇	二六九,二〇〇

【川渡村】全村地積の八割強は山林原野にして、藩祖政宗公意を林制に留め施設大いに見るべきものありしが、爾來、累世藩主其の遺制を守りて良材美林頗る豊富なりしも、明治維新百般の綱紀一時弛廢し、管内到る所濫伐せられ、更新時を失ひ、林相年に衰頽を來たし、山地崩壞河川漲溢の害も亦頻發するに至れり。本縣夙に之が恢復に力をいたし機會ある毎に植樹獎勵の法を講ぜられ、或は樹苗の無償交付或は補助金の交付或は、施業案の配付、其他水源地の整理涵養荒廢地の復興等、苟も國土保安上必要なる計劃は隨時之を施行し來りたるを以て、近時稍々林政の重要なを誤め漸次恢復の機運におもむきつ、あるは喜ぶべき現象なりとす。今や本村内に於ける官有地は勿論、一私人の經營にかゝる杉・松等のや、整ひたる林相所々にあらはれ、國有林野面積は四千二百町歩、公有林野は縣有四町歩、村有の四百三十四町八段歩、其他團體有の三百九十七町七段歩、社寺有は六町六段歩。私有は千九十一町四段歩と云ふ數を示せり。林野産物を擧ぐれば左の如し。

用材六百七十石、價格五千二百圓。薪材七百廿九棚、價額五千二百圓。木炭三千九百貫、價額千五十三圓。杉皮千三百坪、價額二百六十圓。三千五百束、價額三百五十圓。

【真山村】本村林産の主なるもの用材・薪材・木炭・竹材及び副産物にして、その數量價額左の如し。

種類年次	大正七年	大正九年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	平均
用材	數量(石) 六六五 價額(圓) 四,四三三	數量(石) 五七三 價額(圓) 五,七八七	數量(石) 三,三九 價額(圓) 一七,五六〇	數量(石) 三,三三五 價額(圓) 三〇,〇一五	數量(石) 三,六六六 價額(圓) 三〇,六六六	數量(石) 三,〇八 價額(圓) 一七,九〇〇
薪材	數量(棚) 一五〇 價額(圓) 四五〇	數量(棚) 二,五四八 價額(圓) 二,五四八	數量(棚) 一〇,五〇〇 價額(圓) 一〇,五〇〇	數量(棚) 一〇,〇〇〇 價額(圓) 一〇,〇〇〇	數量(棚) 一〇,〇〇〇 價額(圓) 一〇,〇〇〇	數量(棚) 六,七〇〇 價額(圓) 六,七〇〇
薪材	數量(束) 三,一八〇 價額(圓) 一,五九〇	數量(束) 〇,九二四 價額(圓) 四,六二〇	數量(束) 五八,五〇〇 價額(圓) 四,六八〇	數量(束) 四,六八〇 價額(圓) 四,六八〇	數量(束) 五八,五〇〇 價額(圓) 四,六八〇	數量(束) 三,三一一 價額(圓) 三,三一一
木炭	數量(貫) 二五,三〇〇 價額(圓) 五,三二一	數量(貫) 二四,四八〇 價額(圓) 七,一六二	數量(貫) 一〇一,〇〇〇 價額(圓) 三〇,六〇〇	數量(貫) 一〇五,〇〇〇 價額(圓) 三〇,三三六	數量(貫) 一〇五,〇〇〇 價額(圓) 三〇,三三六	數量(貫) 五七,九六六 價額(圓) 一六,四四〇
竹材	數量(束) 二,五五〇 價額(圓) 九六五	數量(束) 一,九五〇 價額(圓) 六三〇	數量(束) 一,八八〇 價額(圓) 六〇〇	數量(束) 一,八八〇 價額(圓) 六〇〇	數量(束) 一,八八〇 價額(圓) 六〇〇	數量(束) 二,一〇〇 價額(圓) 七三三
其他副産物	價額(圓) 一三九	價額(圓) 三,八〇九	價額(圓) 二,三四六	價額(圓) 一	價額(圓) 一	價額(圓) 二,〇九七
計	價額(圓) 一,一三五	價額(圓) 六,八〇〇	價額(圓) 二,一〇〇	價額(圓) 二,二〇	價額(圓) 二,二〇	價額(圓) 一五,三三六

【一栗村】林産業及び副産物の數量價額左表の如し。

數量(石)	用材	薪材	木炭	竹材	土石	其他	計
價額(圓)	一,一三五	六,八〇〇	九,〇〇〇	一,一〇〇	二,二〇	六,七	一五,三三六

【東大崎村】本村は殆んど平地にして山林原野なく従つて其の産額も僅少にして(大正十三年度の)一ヶ年を通じて總額一千九百十圓に過ぎず。

第四節 畜産

一、概説

帝國の驥北と謳はる仙臺馬の聲價は輕快乗用種によりて、奈良朝の往昔より鎌倉・徳川の數世期を経て明治に及び爾かも昭和の現代に至る敢て淪ることなきは蓋し須金・荒雄・花淵等の連峰は奥羽兩國に跨る脊梁山脉を形成して東南に面して傾斜し、その水清く加ふるに氣候稍中和に屬し、芻草繁茂し棲生蕃殖に適する山手系の輪廓に班するが故なるべし。

藩祖貞山公治府を米澤より岩手澤に移すや、天與の地形を洞觀し駿足の向上に傾注し、亂に在りては騎馬軍旅に、又治に在りては運輸稼穡に充用し、殊に柔順にして使ひ易すき牝馬を飼養せしめて國用を補く。元和元年五月六日大阪夏の陣に於ける騎砲の威力は、眞田幸村の陣營を屠り次いで難攻不落の大坂城をして陥落せしむるに容易ならしむ。

日本外史。

陸奥軍騎戰に長じ勁敵八百馬上に銃を發し、烟に乗じて馳突し摧破せざるはなし、伊達氏毎に此を以て志を東國に得

常山紀談。

幸村の先手半過岡の上に押立たる處、政宗の騎馬鐵砲八百挺を先手より一二町も前で一回に打立たるに、鉛子の飛は電の如く火藥は電光に似たり、煙は忽ち雲霞となりて寸尺の間も見えわかず、幸村の先手の士混々として打斃されて死傷多かりし。

風土記書出。

四代遊佐左近宣茂、尿前に引續住居、岩手關を相守候處、大坂御出陣之御供には、遊佐與十郎と名乗馬乘拾騎に而罷出、首數等も御帳に相付候由申傳候。

貞享三年九月政宗四世の孫綱村卿二歳馬に關する馬制を制定し、岩出山に駒市場を設置し、駿逸の良駒は擧げて藩主に獻納し、藩主賞して金五兩を賜ふ、駿逸の良駒は乗用に供し適齡に達して種馬用として生産地に下賜す、泉首村の綾

波號はその一例なりき。特に岩出山館主伊達彈正にのみ先取權を與ふその數十頭とす、其他一門一族等の邑主に一頭に對し金三兩を與へて乗用として教調せしむるの慣行なりき。

岩出山邑家譜。重き拜領物の事。一玉造郡知行所より出産の二歳馬拾疋宛、毎年仙臺伊達家にて買上前拜領にて先見抜の上取りたり。

仙臺藩主綱村卿貞享三年九月二十七日産馬に關する規典を領内に頒内し、馬生産方元締役、馬生産方役人、郡方横目役、郡方役人、大肝煎、産馬地各村肝煎、二歳横目役、二歳肝煎役の諸役を置き、生産の二歳仔馬を第一召上馬、第二種馬、第三御免馬、第四臺所之れを官馬と云ひ第五糶と稱し馬商に糶賣す。第三御免馬大祿門閥の士と雖も各一頭を限りとする單り彈正家に特權を與ふ。

一、伊達彈正殿知行所の内にて二歳馬十疋づゝ毎年馬主に相對の上御取候様に先年より被成遣候間、如先々相渡可被申候事。

明治維新の政變に馬制多くは廢る、憶に本郡は膽澤縣又一ノ關縣又は水澤縣及び磐井縣の所轄を経て明治九年四月宮城縣に屬す、その間馬政の變遷常ならざりしも、四電信直生産係の名義を帶び終始斯界に參與せるを以ての故に藩政悉く廢絶せるにはあらず、明治四年鬼首村の厩舎に飼養する起漲號は信直の炯眼に映し、一ノ關種馬場に繋養せしに、九年明治大帝第一次の東北御巡幸に當り、片岡侍従の力に藉り御料に薦む、調馬師目賀田雅周よく之を調教し、初め小田原の遠乘に、亞いて愛知。三重の御巡幸に、後ち亦習志野演習に召され、砲音轟々煙霧濛々裏に森嚴不可侵の姿勢は即ち金華號之れなり。金華號により仙臺馬の聲價は依然として持續し、種馬改良の動機をして早からしむるの機會を與ふその組織經營の變遷に就ては録して既刊の仙臺産馬沿革誌に審かなり。(未刊の後篇は既に脱稿を告ぐ異日世に公にせられ得べきか)

【馬】馬匹の統計は、明治十一年以前知るに由なきも、十五年公刊の「宮城縣統計書上卷」に左表を掲かく轉載下に。

種	十一年		十二年		十三年		十四年		十五年							
	計	牝	計	牝	計	牝	計	牝	計	牝						
馬	一、九七七	九七七	二、八四九	一、八八九	八〇〇	二、七九二	二、〇三二	九六六	三、〇三二	二、一八四	九七五	三、一五九	二、〇三二	一、九七三	三、三六六	
騾	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	一、五二一	
計	三、四九八	三、四九八	四、三七〇	三、四一〇	二、五五三	四、三一二	三、五五三	三、七〇五	三、七〇五	三、七〇五	三、七〇五	三、七〇五	三、七〇五	三、七〇五	三、七〇五	
種	内		國		種		雜		種		種		種		種	
當歳	一、七七一	一、七七一	一、九八〇	一、九八〇	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七
二歳以上	一、七七一	一、七七一	一、九八〇	一、九八〇	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七
計	三、四九八	三、四九八	三、九六〇	三、九六〇	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四	二、二一四

【市場】本郡鬼首。鍛冶屋澤馬市場の賣買頭數及金高は載せて「明治十六、十七年宮城縣統計書」に在り、轉載下に

馬市場の賣買頭數及金高	平均相當	
	頭	金
十七年	十六年	十七年
十六年	十五年	十六年
十五年	十四年	十五年
十四年	十三年	十四年
十三年	十二年	十三年
十二年	十一年	十二年
十一年	十年	十一年
十年	九年	十年
九年	八年	九年
八年	七年	八年
七年	六年	七年
六年	五年	六年
五年	四年	五年
四年	三年	四年
三年	二年	三年
二年	一年	二年
一年	零	一年

【家畜一斑】宮城産牛馬組合の經營に成る、鍛冶谷澤種畜場附屬開墾は牛馬飼料の栽培にあり、其他當時の實狀は載せて「明治十六年宮城縣第一回年報」にあり、轉載下に。

管下牧畜の景況は漸次改良蕃殖の歩を進め、客年に比すれば馬は九百四拾頭を増殖せり、改良の進度は馬三回雜種を得。牛は四回雜種を得るに至れり、豚は需用者の乏きが爲めに自ら蕃殖を計るもの少し、牧羊は縣下に未だ其業を創むるものなし。此の牧牛馬の事業は一に産牛馬組合の所屬なるを以て、同組合は蕃殖改良の點に注意するも、本年牛馬の價格變動し非常の低落に至る

が爲め、各牧畜者のみならず組合も亦經濟の困難を免かれず。然れども一回雜種二歳牡馬の優等なるもの貳百三拾圓の糶價を得最下等和種の如きは壹圓五拾錢の差等あるを以て、牧畜者は改良の急務に附すべからざるを覺知し銳意擴張するの景狀なり。産馬組合は旬加利亞國より牡馬六頭牝馬壹頭を購入し種畜に供したり、管下牧牛場五ヶ所なるに、尙一ヶ所を増し悉く洋種に改良するの目的なるを以て、日本種の蕃殖を計るものあらずと雖ども、洋和牛の價格に差異を生ぜざるは遺憾とする所なり、然るに産牛馬組合は事務上弊害を來し退歩せん事を恐れ、十二年より本年に至る迄縣廳に依託し保護を受けたるに、満期なるを以て組合は更に本年より十九年迄三ヶ年間繼續を爲したるが故に益奨勵勸誘を怠らず、向來改良の實績を見ん事期して埃つべし。玉造郡大口村鍛冶屋澤種畜場附屬開墾は縣下産牛馬組合所有にして、明治十三年より開墾に着手、専ら牛馬の飼料に充つべき物品を殖栽し、同場内百三拾町五反九畝廿三步の地内に於て、本年に至る迄水田壹町五反八畝歩、畑八町五畝拾四歩を墾成し。其殖栽せる品目は和洋各種の根菜穀類牧草にして、専ら洋式器械を以て耕耘栽培し、其適應せるものは燕麥なりとす。

【宮城種馬所】本所は明治二十九年六月十二日農商務省告示第十四號を以て、宮城縣玉造郡西大崎村字南澤に創設す、地勢は南澤川を以て南北に二分せられ、南を大久保壇圍北を大壇原圍と稱し、共に概ね平坦にして地質は腐植土に砂質壤土を混じ、總面積百二十四町八反五畝二十三歩なり。明治四十三年六月二十二日陸軍省に移管、大正十二年四月一日農商務省に移管、十四年四月一日農商務省分離農林省所管となる。毎年宮城山形兩縣下に種牡馬を派遣して馬匹の改良を計り、兼て馬糧の一部を耕作し今日に至る。歴代所長左の如し。

- 宮城種馬所長。技師丹下謙吉、同佐藤清明、同村井半之助、同佐藤繁雄、同島本格十郎、同及川榮藏、同永安周亮、同菅村巖美
- 現在馬匹。種牡馬。洪國アサラブ二頭、シリヤ産アラブ一頭、内國産アラブ二頭、サラブレット四頭、内國産サラブレット二頭、内國産アングロアラブ六頭、ギドラン一頭、内國産ギドラン五頭、ハクニ一八頭、内國産ハクニ一三頭、アングロノルマン一頭、内國産アングロノルマン一頭、内國産洋種一〇頭、アラブ雜種一頭、ハクニ一雜種三頭、アングロノルマン雜種一頭、フリオン一雜種一頭、雜種一頭、委託貸付馬五頭、計六八頭。

年	年 末 現 在 計					年 内 出 産 計				
	戸數	羽數	價額	産卵數	價額	戸數	羽數	價額	産卵數	價額
豚										
東大崎村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
西大崎村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
岩出山町	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
一栗村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
眞山村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
川渡村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
鳴子町	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
鬼首村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
計	5	5	10	5	5	5	5	10	5	5
大正十一年	5	5	10	5	5	5	5	10	5	5
大正十年	5	5	10	5	5	5	5	10	5	5
鶏										
東大崎村	334	1,100	1,608	6,644	2,405	3,401	1,300	7,821		
岩出山町	199	93	1,321	6,556	1,853	1,853	3,304	3,304		
眞山村	283	1,000	1,833	2,300	4,956	1,300	1,300	7,800		
鳴子町	71	476	637	3,820	305	1,433	57,910	2,896		
計	1,887	9,506	15,109	68,370	39,949	39,949	61,071	35,333		
大正十年	1,887	9,506	15,109	68,370	39,949	39,949	61,071	35,333		

年	年 末 現 在 計					年 内 出 産 計				
	戸數	羽數	價額	産卵數	價額	戸數	羽數	價額	産卵數	價額
馬										
東大崎村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
西大崎村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
岩出山町	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
一栗村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
眞山村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
川渡村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
鳴子町	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
鬼首村	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1
計	7	7	14	7	7	7	7	14	7	7
大正十一年	7	7	14	7	7	7	7	14	7	7
大正十年	7	7	14	7	7	7	7	14	7	7
鶏										
東大崎村	334	1,100	1,608	6,644	2,405	3,401	1,300	7,821		
岩出山町	199	93	1,321	6,556	1,853	1,853	3,304	3,304		
眞山村	283	1,000	1,833	2,300	4,956	1,300	1,300	7,800		
鳴子町	71	476	637	3,820	305	1,433	57,910	2,896		
計	1,887	9,506	15,109	68,370	39,949	39,949	61,071	35,333		
大正十一年	1,887	9,506	15,109	68,370	39,949	39,949	61,071	35,333		
大正十年	1,887	9,506	15,109	68,370	39,949	39,949	61,071	35,333		